

障害のある学生等に対する
大学の支援に関する調査
結 果 報 告 書

平成 29 年 11 月

近畿管区行政評価局

前 書 き

障害者に対する支援や配慮など障害者施策について、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号。平成 5 年、心身障害者対策基本法の全面改正）や並行する国際連合（以下「国連」という。）の動きを踏まえ、障害者対策に関する長期計画（昭和 57 年度～平成 4 年度）、新長期計画（5 年度～14 年度）、障害者基本計画（15 年度～24 年度）等に基づき、総合的に推進されてきた。平成 18 年 12 月には、国連総会で障害者の権利に関する条約が採択され、20 年 5 月に発効した。同条約について、我が国は、平成 19 年 9 月に署名し、23 年 8 月に障害者基本法の一部改正を行った。

文部科学省は、このような動向を踏まえ、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を開催し、平成 24 年 12 月 25 日、大学等における合理的配慮の対象範囲や考え方などについて、「第一次まとめ」を作成した。

その後、制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ、従来 10 年間であった計画期間を 5 年間として、「第 3 次障害者基本計画」（平成 25 年 9 月 27 日閣議決定、29 年度まで）が策定された。

国立大学法人等は、文部科学省の資料等も参考として、障害のある学生の修学支援等に取り組んできている。その結果、大学に在籍する障害のある学生について、独立行政法人日本学生支援機構の実態調査（注）によると、「大学」の区分で人数が計上された平成 18 年度の 4,390 人から 28 年度の 2 万 4,686 人へと、10 年間で 5.6 倍増加している。平成 28 年 5 月 1 日現在、全国の大学 778 校のうち障害のある学生が在籍するのは 667 校（85.7%）であり、ほとんどの大学に障害のある学生が在籍する状況にある。しかし、学生数でみると、全国の大学の 298 万 656 人に占める障害のある学生（2 万 4,686 人）の割合は、1%に満たない（0.83%）。

（注）「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」。同調査の「大学」の区分には、学部（通学）、学部（通信）、大学院（通学）、大学院（通信）及び専攻科の人数等が計上

各大学において、障害のある学生や生徒等（以下「学生等」という。）に対する支援が行われる状況にあって、平成 25 年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、28 年 4 月から全面施行された。障害者差別解消法の規定により、独立行政法人等を含む行政機関等は、①障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止（第 7 条第 1 項）、②社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の義務付け（同条第 2 項）が課されている。また、政府の定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即して、第 7 条に規定する事項に関し、職員が適切に対応するために必要な要領（国等職員対応要領）を定めるものとする（第 9 条第 1 項）。さらに、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとされている（同条第 3 項。同要領の変更について準用（同条第 4 項））。

このような状況を踏まえ、障害者差別解消法の全面施行から 1 年程度経過した平成 29 年 5 月から調査に着手した。調査対象とした近畿地方の 7 国立大学法人においては、本格的な取組が緒についたところでもあり、今後、それぞれの取組が更に推進され、その内容も向上していくものと考えが、今回の調査は、そのような「過渡的な段階」にある各国立大学法人の取組の実態を把握するため、障害のある学生等の立場から実施した。

また、関連して調査に御協力いただいた 1 公立大学法人及び 6 私立大学について、国立大学法人においても、参考となる有益な取組があるものと考え、他の大学ではみられないような先進的な取組等を中

心として把握し、具体的な実例として整理した。

今回の調査を通じ、各国立大学法人の現場における、障害者差別解消法の関係制度等の普及や浸透に貢献したいと考えたものである。

調査事項について、障害のある学生、高校生、受験希望者、保護者や高校の教諭等の立場から、①受験に関する事前の情報収集、②受験時における支援、③入学後の修学における支援、④地震や豪雨など災害時の支援、⑤ハード面の対策として、構内の施設・設備のバリアフリー化、という一連の流れなどを意識しながら、設定し、かなり広範囲にわたる調査となった。

また、調査結果の取りまとめに当たり、大学がホームページで公開する情報に対し強いニーズを示す障害のある受験希望者等の「使いやすさ」などの利便性や、各大学の障害学生支援担当部署の担当者相互の情報共有なども念頭に置き、個々の大学のホームページで公開されている資料や情報について、検索手順や掲載箇所のアドレスも付記することとした。障害のある受験希望者等の「求める情報を見つけにくい」、「どこに掲載されているか分からない」などの要望に応えるとともに、各大学の障害学生支援担当部署の担当者に関心を持たれた情報の検索や照会等に役立てればと考えたものである。

さらに、今回の調査において、「地方の行政課題に係る情報収集体制等強化事業予算」（以下「強化事業」という。）を活用し、次のとおり、新たな取組も行った。

1 ホームページのアクセシビリティの点検

外部の専門機関に委託し、視覚障害のある学生や受験希望者等の立場から、調査対象7国立大学法人のホームページのアクセシビリティの取組状況や利用しやすさ（使い勝手の良さ）の点検を行った。

点検には、視覚障害者3人（全盲の方2人、ロービジョン（弱視）の方1人）及び晴眼者2人、計5人により、当たっていただいた。事前に情報を求める上記「ユーザー」の立場から、使い勝手の良さなど、確認するためである。その結果に基づき、7国立大学法人それぞれに、良い点や課題等を整理した。

なお、「点検調査業務 報告書」全文も添付している。

2 構内の施設・設備のバリアフリーの点検

外部の専門機関に委託し、白杖を使用されている視覚障害のある方（全盲）、肢体不自由で車椅子を使用されている方々と協働で、7国立大学法人の構内の施設・設備のバリアフリー化の状況について、現地に出向き、必要な写真撮影も行いながら実地に調査した。障害のある方々と協働で調査を行ったのは、これら施設・設備の「ユーザー」となる、障害のある学生等の立場から、利用に当たって困ることや危険なことはもとより、通常見落としがちな「使い勝手の良さ」なども含めて、確認するためである。点検に当たっては、これら国立大学法人の障害学生支援担当部署の職員の方々にも立ち会っていただいた。この結果、「三者共同による点検」となった。

点検結果について、単に現状の問題等を列挙するにとどめず、今後の利活用も念頭に置いて、「事例表」として、国立大学法人ごと、施設・設備ごとに整理した。「事例表」の主な構成について、①現地がどのような状況にあったか概略を記載した「事例の内容」、②今後の点検や整備等に当たって確認すべき点を記載した「チェック・ポイント」、③協働で点検していただいた障害のある方々の率直な御意見、御指摘等を記載した「協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）」のほか、現地の状況を撮影した「現地写真」、関連する建築設計標準も参考までに記載した。

なお、「チェック・ポイント」の記載内容について、別途整理し、「施設・設備のバリアフリー」に係る「提言」とさせていただいた。今回、調査対象とした7国立大学法人に限らず、各大学等において

も、点検や整備等の参考としていただければ幸いです。

3 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）

障害のある学生の「生の声」やニーズなどを直接把握したいと考え、7 国立大学法人や御協力いただいた1 公立大学法人・5 私立大学に在籍する学生の皆さんを対象とし、障害の状況等に適した方法により、意識調査（インタビューを含む）を行った。その結果について、関連する項目ごとに抜粋して紹介したほか、全体については、回答いただいた内容を転記等によりながら、「第3 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）」として取りまとめた。いわゆる「加筆修正」は行っていない（誤字脱字等は訂正）。この調査に当たり、視覚障害の学生に対しては、外部委託により設問の点字訳等を行った。

4 有識者による研究会の開催

今回の調査の実施に当たり、専門的知見に基づく御助言等を得て、効果的かつ効率的な調査設計に結び付けるとともに、上記の強化事業を活用した委託等の効果や調査結果を検証していただき、今後の当局の独自企画による調査（地域計画調査）の質の向上に資するため、5 人の外部有識者による研究会を2 回開催した（5 月及び11 月）。御指摘の内容等についても、掲載している（「第4 有識者研究会による効果の検証等」）。

当局の調査担当職員（山根京子評価監視官以下、5 人）にとって、今までに経験のない調査手法、8 か月にわたる調査の進め方や結果の取りまとめ方などに戸惑いながらも、障害のある方々との協働点検により、初めて知った「ユーザー」の感じ方、「生の声」など触発されることも多々あり、「人材育成」面でも、非常に有益なものとなった。

また、他の行政機関等の評価を行う立場にあつて、「外部から評価を受ける」ことの少ない当局にとって、今回、有識者の方々から頂いた御指摘は、非常に貴重かつ有益なものである。現在、調査関係についても「業務改革」を進めているところであり、職員の意識改革などに結び付けていきたい。

今回の調査を通じ、調査対象とした7 国立大学法人に限らず、各大学等においても、支援などの取組が一層推進され、障害のある受験希望者がチャレンジしやすい環境が整い、一人でも多くの方が、希望の大学に入学し、様々な支援も受けながら、安心して勉学に励んでいただけるようになれば、当局としても、新たな取組を採り入れ、調査を実施した意義があるものとする。

平成 29 年 11 月

近畿管区行政評価局長 角田 祐一

目 次

| | |
|-------------------------------|-----|
| 第1 調査の目的等 | 1 |
| 第2 調査の結果 | |
| 1 国立大学法人の取組の概要 | 2 |
| 2 障害のある学生の受入れ | |
| (1) 国等職員対応要領 | 20 |
| (2) 障害のある学生数 | 35 |
| 3 合理的配慮 | |
| (1) 入学前の支援 | 42 |
| (2) 入学試験における配慮 | 93 |
| (3) 修学支援 | |
| ア 障害のある学生に対する支援体制 | 117 |
| イ 授業等における合理的配慮 | 140 |
| ウ 教職員に対する研修及び啓発 | 180 |
| 4 災害時の支援 | 187 |
| 5 施設・設備のバリアフリー | 200 |
| 第3 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む） | 246 |
| 第4 有識者研究会による効果の検証等 | 266 |

[別冊1] 事例集（構内の施設・設備のバリアフリーの点検）

[別冊2] 大学ホームページの視覚障がい者の立場による
点検調査業務 報告書（社会福祉法人日本ライトハウス情報文化センター）

目 次

1 国立大学法人の取組の概要

| | |
|--|----|
| 図表 1-1 障害者基本法（抜粋） | 5 |
| 図表 1-2 第一次まとめ（抜粋） | 5 |
| 図表 1-3 第三次障害者基本計画（抜粋） | 10 |
| 図表 1-4 障害者差別解消法（抜粋） | 10 |
| 図表 1-5 第二次まとめ（抜粋） | 11 |
| 図表 1-6 全国の大学に在籍する障害のある学生数（平成 28 年 5 月 1 日現在） | 17 |
| 図表 1-7 障害の種別学生数 | 18 |
| 図表 1-8 調査対象 7 国立大学法人における障害のある学生の在籍状況（合計） | 19 |

2 障害のある学生の受入れ

(1) 国等職員対応要領

| | |
|---|----|
| 図表 2-(1)-① 国立大学協会による国等職員対応要領などの「雛形」 | 23 |
| 図表 2-(1)-② 調査対象 7 国立大学法人の国等職員対応要領の主な特色等 | 28 |
| 図表 2-(1)-③ 受験希望者向けメニューバーからの検索手順 | 33 |

(2) 障害のある学生数

| | |
|---|----|
| 図表 2-(2)-① 障害のある学生の在籍状況（調査対象 7 国立大学法人） | 38 |
| 図表 2-(2)-② 他の機関による障害のある学生数の公表状況 | 40 |
| 図表 2-(2)-③ 障害のある学生の受入実績の公表に関する考え方（私立大学） | 40 |
| 図表 2-(2)-④ 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む） での意見（受入実績等の公表関連） | 41 |

3 合理的配慮

(1) 入学前の支援

| | |
|--|----|
| 図表 3-(1)-① 視覚障害者の立場によるホームページの点検結果 （日本ライトハウス委託調査） | 50 |
| 図表 3-(1)-② 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）での意見 （ホームページ関連） | 69 |
| 図表 3-(1)-③ バリアフリーマップの作成状況 | 70 |
| 図表 3-(1)-④ バリアフリーマップの車椅子対応トイレの表記が不統一（京都大学） | 76 |
| 図表 3-(1)-⑤ バリアフリーマップと現状が不一致（大阪大学） | 77 |
| 図表 3-(1)-⑥ 身体障害者用トイレの形状及び設置階数をバリアフリーマップに明記 している例（同志社大学） | 77 |
| 図表 3-(1)-⑦ 学生サポートスタッフがバリアフリーマップを作成している例 （関西学院大学） | 78 |
| 図表 3-(1)-⑧ 障害学生の意見を端緒に「多目的トイレ仕様ガイドブック」を 作成している例（関西学院大学） | 79 |

| | | |
|---------------|--|----|
| 図表 3- (1) - ⑨ | 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）での意見 （バリアフリーマップ関連） | 79 |
| 図表 3- (1) - ⑩ | オープンキャンパスにおける障害のある受験希望者への配慮状況 | 80 |
| 図表 3- (1) - ⑪ | オープンキャンパスにおける障害のある受験希望者に対する配慮 （関西学院大学、立命館大学、龍谷大学） | 83 |
| 図表 3- (1) - ⑫ | 学生企画による聾学校の生徒を対象としたミニ・オープンキャンパス （立命館大学） | 84 |
| 図表 3- (1) - ⑬ | 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）での意見 （オープンキャンパス関連） | 84 |
| 図表 3- (1) - ⑭ | 平成 29 年度学部一般入学者選抜に係る事前相談の実施状況 | 85 |
| 図表 3- (1) - ⑮ | 事前相談期間後でも対応の旨明記している例（大阪府立大学） | 89 |
| 図表 3- (1) - ⑯ | 大学ホームページに、車椅子での直行バス利用について、案内されていない （滋賀大学） | 90 |
| 図表 3- (1) - ⑰ | 大学ホームページに、バリアフリー対応のバスの運行情報について、 案内されていない（和歌山大学） | 91 |

(2) 入学試験における配慮

| | | |
|---------------|---|-----|
| 図表 3- (2) - ① | 入学試験における不当な差別的取扱いの禁止に関する規定 | 99 |
| 図表 3- (2) - ② | 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）での意見等 （受験申請関連） | 101 |
| 図表 3- (2) - ③ | 入学試験における障害のある者への配慮に関する規定 | 102 |
| 図表 3- (2) - ④ | 障害のある受験希望者への配慮の実施状況（平成 28 年度入学試験） | 107 |
| 図表 3- (2) - ⑤ | 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）での意見 （入試関連） | 107 |
| 図表 3- (2) - ⑥ | 配慮申請に必要な手続 | 108 |
| 図表 3- (2) - ⑦ | 配慮決定の学内手順 | 114 |
| 図表 3- (2) - ⑧ | 点字による出題の申請があった場合の対応 | 116 |

(3) 修学支援

ア 障害のある学生に対する支援体制

| | | |
|------------------|--|-----|
| 図表 3- (3) - ア- ① | 相談体制、紛争の防止等のための体制の整備に関する規定 | 122 |
| 図表 3- (3) - ア- ② | 支援方法等に関する不服申立ての手順を定めている例 （関西学院大学） | 125 |
| 図表 3- (3) - ア- ③ | 障害のある学生の支援体制 | 126 |
| 図表 3- (3) - ア- ④ | 障害者支援、カウンセリング、キャリア支援 3 部門を統合し、 学生支援事務を一元化（京都大学） | 129 |
| 図表 3- (3) - ア- ⑤ | 既存組織を再編統合し、障害者差別解消法に基づく修学支援 システムを整備（大阪大学） | 129 |
| 図表 3- (3) - ア- ⑥ | 発達障害のある学生等への迅速・的確な支援のため 関係部署を統合した例（関西学院大学） | 130 |
| 図表 3- (3) - ア- ⑦ | 独自に相談員を配置し、公開している例（大阪府立大学） | 131 |

| | | |
|----------------|---|-----|
| 図表 3- (3) -ア-⑧ | 障害のある学生向けの相談室や空き時間等を過ごす居場所の確保状況 | 132 |
| 図表 3- (3) -ア-⑨ | 学生が気軽に相談できる環境とは言い難いサポートルーム (奈良女子大学) | 133 |
| 図表 3- (3) -ア-⑩ | 国立大学法人における空き時間を過ごすための居場所の確保の例 | 134 |
| 図表 3- (3) -ア-⑪ | 支援室に相談しやすい交流スペース及び面談室を設置している例 (龍谷大学) | 135 |
| 図表 3- (3) -ア-⑫ | 肢体不自由な学生が快適に利用できる障害者控室を設置している例 (桃山学院大学) | 137 |
| 図表 3- (3) -ア-⑬ | 障害のある学生に対する意識調査 (インタビューを含む) での意見 (相談窓口関連) | 138 |

イ 授業等における合理的配慮

| | | |
|----------------|---|-----|
| 図表 3- (3) -イ-① | 授業支援関係の合理的配慮に関する独自の規定 | 148 |
| 図表 3- (3) -イ-② | 授業等における合理的配慮の決定の仕組み等 | 149 |
| 図表 3- (3) -イ-③ | 支援状況の確認、支援内容の改善のためフィードバックアンケートを実施 (神戸大学) | 151 |
| 図表 3- (3) -イ-④ | 授業支援の実施状況 (平成 28 年度) | 152 |
| 図表 3- (3) -イ-⑤ | 授業支援に関する情報の公開 (調査対象 7 国立大学法人) | 153 |
| 図表 3- (3) -イ-⑥ | 授業支援に関する情報の公開 (公立大学法人及び私立大学) | 157 |
| 図表 3- (3) -イ-⑦ | ノートテイク等の養成状況 | 163 |
| 図表 3- (3) -イ-⑧ | ノートテイク、パソコンテイクの確保を工夫している例 (桃山学院大学) | 166 |
| 図表 3- (3) -イ-⑨ | 手話の利用を希望する学生の受入れ | 167 |
| 図表 3- (3) -イ-⑩ | 全盲の学生の受入れ | 167 |
| 図表 3- (3) -イ-⑪ | 図書館で視覚障害者向けの図書や論文雑誌のテキストデータ化を実施している例 (立命館大学) | 168 |
| 図表 3- (3) -イ-⑫ | 発達障害のある学生に対する授業支援及び授業以外の支援 (平成 28 年度) | 169 |
| 図表 3- (3) -イ-⑬ | 発達障害・精神障害のある学生にアセスメントを行い、合理的配慮の根拠を明確化 (大阪大学) | 170 |
| 図表 3- (3) -イ-⑭ | 独自の調査票により、発達障害の疑いのある学生等を把握し、入学後の継続的な支援を実施 (和歌山大学) | 171 |
| 図表 3- (3) -イ-⑮ | アクティブラーニングにおける合理的配慮の実施状況 | 171 |
| 図表 3- (3) -イ-⑯ | 履修登録の支援状況 | 172 |
| 図表 3- (3) -イ-⑰ | 障害のある学生に対する意識調査 (インタビューを含む) での意見 (授業への配慮等関連) | 174 |

ウ 教職員に対する研修及び啓発

| | |
|--|-----|
| 図表 3- (3) -ウ-① 教職員の研修等に関する規定 | 182 |
| 図表 3- (3) -ウ-② 障害者差別解消の推進に係る教職員の研修及び啓発 | 183 |
| 図表 3- (3) -ウ-③ 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）での意見 （教職員研修関連） | 186 |

4 災害時の支援

| | |
|--|-----|
| 図表 4-① 災害時における障害のある学生に対する支援の取組 | 190 |
| 図表 4-② 災害等緊急時における障害のある学生の支援を教職員向けガイドラインに明記 （大阪大学） | 195 |
| 図表 4-③ 災害発生時の障害のある学生に対する支援を教職員向けガイドに明記するとともに、 ホームページにも公開（和歌山大学） | 196 |
| 図表 4-④ 障害のある学生の状態・特性等にも配慮し、全学的な避難訓練を実施している例 （桃山学院大学） | 197 |
| 図表 4-⑤ 障害のある学生も含めた全学的な防火・防災訓練を実施している例 （龍谷大学） | 198 |
| 図表 4-⑥ 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）での意見 （災害時の対応関連） | 198 |

5 施設・設備のバリアフリー

| | |
|---|-----|
| 図表 5-① 関係規定の抜粋 | 213 |
| 図表 5-② 施設・設備の整備計画（バリアフリー関係） | 221 |
| 図表 5-③ バリアフリー化の点検箇所等 | 225 |
| 図表 5-④ 安全確保の観点からのチェック | 226 |
| 図表 5-⑤ ユーザビリティの観点からのチェック | 233 |
| 図表 5-⑥ 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）での意見 （バリアフリー関連） | 244 |

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、障害者差別解消法の施行から1年を経過したことも踏まえ、①障害のある学生等に対する国立大学法人の支援について、学生等の立場から、入学前の情報収集や修学の各段階における取組の実態、②公立大学法人及び私立大学における先進的な取組の実例を把握するとともに、障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）も行い、支援に関するニーズ等も把握する。これらにより、国立大学法人における障害のある学生等に対する支援が更に充実したものとなるよう課題を明らかにし、その改善に資する。

2 対象機関

国立大学法人7（福井大学、滋賀大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、奈良女子大学、和歌山大学）
公立大学法人1（大阪府立大学）、私立大学6（関西学院大学、京都女子大学、同志社大学、桃山学院大学、立命館大学、龍谷大学）

3 担当部局

近畿管区行政評価局

4 調査実施期間

平成29年5月～11月

第2 調査の結果

1 国立大学法人の取組の概要

| 説 明 | 説明図表番号 |
|---|--------|
| <p>(障害者基本法の改正に至る経緯)</p> <p>障害者に対する支援や配慮など障害者施策について、障害者基本法（昭和45年法律第84号。平成5年、心身障害者対策基本法の全面改正）や並行する国際連合（以下「国連」という。）の動きを踏まえ、障害者対策に関する長期計画（昭和57年度～平成4年度）、新長期計画（5年度～14年度）、障害者基本計画（15年度～24年度）等に基づき、総合的に推進されてきた。平成18年12月には、国連総会で障害者の権利に関する条約が採択され、20年5月に発効した。同条約について、我が国は、19年9月に署名し、23年8月に障害者基本法の一部改正を行った。</p> <p>主な改正内容として、第4条（差別の禁止）において、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」（第1項）、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない」（第2項）などとされた。</p> | 図表1-1 |
| <p>(有識者による検討会の開催)</p> <p>文部科学省は、全ての大学等（大学（大学院を含む。）、短期大学及び高等専門学校。通信課程を含む。）において、障害のある学生に対する合理的配慮の提供が求められることを踏まえ、平成24年6月から、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を開催した。</p> <p>同検討会では、①大学等における合理的配慮の対象範囲を検討するとともに、②合理的配慮の考え方、③国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき i) 短期的課題、ii) 中・長期的課題などについて、大学や関係企業からのヒアリングを含め、検討を重ね、同年12月21日、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」（以下「第一次まとめ」という。）が作成された。文部科学省は、第一次まとめを公表するとともに、国立大学法人等にも通知した（同年12月25日付け24文科高第783号高等教育局長）。</p> | 図表1-2 |
| <p>第一次まとめでは、「大学等における合理的配慮」（5.）について、①障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会の確保、②大学等全体としての受入れ姿勢・方針の具体的な明示、広く情報を公開、③障害のある学生本人の要望に基づいた合理的配慮の決定過程、④教育方法等（情報保障、教材の配慮、学習空白への配慮、公平な試験の配慮、公平な成績評価等）、⑤支援体制（専門性のある支援体制の整備、担当部署の設置及び適切な人的配置、災害時等の支援体制の整備等）、⑥施設・設備（学内環境のバリアフリー化、バリアフリーの状況の情報提供、災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮）の項目別に整理されている。</p> <p>なお、これらについて、「障害者基本計画」（第三次、平成25年9月27日閣議決定。25年度～29年度。以下「第三次障害者基本計画」という。）にも反映された（Ⅲ3.の「(3)高等教育における支援の推進」）。</p> | 図表1-3 |

| | |
|--|---------------|
| <p>(障害者差別解消法の制定、全面施行)</p> <p>その後、平成25年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）が制定（同年6月26日公布）、28年から全面施行された（同年4月1日）。同法の規定により、国立大学法人についても、①障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止（第7条第1項）、②社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の義務（第7条第2項）、③これらの事項に関し、職員が適切に対応するために必要な要領（以下「国等職員対応要領」という。）の策定の義務（第9条第1項）が課された。</p> <p>なお、同法の附則において、平成28年4月1日の「施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする」とされている（附則第7条）。</p> | <p>図表 1-4</p> |
| <p>(再び有識者による検討会の開催)</p> <p>文部科学省は、高等教育段階における障害のある学生の就学支援の在り方について検討を行うため、平成28年4月から「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催した。検討の結果、平成29年3月29日、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」（以下「第二次まとめ」という。）が作成され、文部科学省は、同年4月、これを公表した。各国立大学法人においては、今後、第二次まとめを踏まえ、具体的な取組の検討が進められるものとみられる。</p> <p>第二次まとめでは、①「5. 障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処」で、i) 基本的な考え方、ii) 大学等における実施体制、iii) 合理的配慮の内容の決定の手順、iv) 紛争解決のための第三者組織、②「6. 各大学等が取り組むべき主要課題とその内容」で、i) 教育環境の調整、ii) 初等中等教育段階から大学等への移行（進学）、iii) 障害のある学生への支援を行う人材の養成・配置、iv) 研修・理解促進、v) 情報公開等の項目別に整理されている。</p> | <p>図表 1-5</p> |
| <p>(全国の大学における障害のある学生の受入状況)</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構（以下「学生支援機構」という。）が平成17年度から毎年度実施している「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の平成28年度版（29年3月公表）によると、全国の大学778校（国立86校、公立88校、私立604校）のうち、障害のある学生が在籍しているのは、667校（全体の85.7%）である（28年5月1日現在）。</p> <p>しかし、同時点の学生数をみると、778校の全学生数298万656人（国立59万4,703人、公立14万7,395人、私立223万8,558人）に対して、障害のある学生数は2万4,686人（国立5,257人、公立1,408人、私立1万8,021人）であり、全学生数に占める割合は、1%に満たない（0.83%（国立0.88%、公立0.96%、私立0.81%））。</p> | <p>図表 1-6</p> |
| <p>これら障害のある学生2万4,686人について、障害の種別にみると、①視覚障害（盲、弱視）750人（3.0%）、②聴覚・言語障害（聾、難聴、言語障害）1,797人（7.3%）、③肢体不自由（上肢機能障害、下肢機能障害、上下肢機能障害、他の機能障害）2,540</p> | <p>図表 1-7</p> |

人 (10.3%)、④病弱・虚弱 (内部障害等、他の慢性疾患) 8,285 人 (33.6%)、⑤重複 377 人 (1.5%)、⑥発達障害 (診断書あり) (SLD (限局性学習症/限局性学習障害)、ADHD (注意欠如・多動症/注意欠如・多動性障害)、ASD (自閉スペクトラム症/自閉症スペクトラム障害)、発達障害の重複) 3,519 人 (14.3%)、⑦精神障害 (統合失調症等、気分障害、神経症性障害等、摂食障害・睡眠障害等、他の精神障害) 6,392 人 (25.9%)、⑧その他の障害 1,026 人 (4.2%) となっている。障害のある学生全体に占める割合の高い順に整理し直すと、i)「病弱・虚弱」33.6% (8,285 人)、ii)「精神障害」25.9% (6,392 人)、iii)「発達障害」14.3% (3,519 人)、iv)「肢体不自由」10.3% (2,540 人) などとなる。「病弱・虚弱」及び「精神障害」の種別だけで 6 割程度 (59.5%) であり、さらに「発達障害」の種別も加えると、全体のほぼ 4 分の 3 程度 (73.8%) となっている。

また、障害者差別解消法の制定前となる平成 24 年度の障害のある学生数 1 万 916 人と比べると、①全体では 1 万 3,770 人増加 (126.1%増加)、②障害の種別では、上記の区分のいずれも増加しており、i)「病弱・虚弱」が最多で 5,886 人増加 (24 年度 2,399 人、28 年度 8,285 人)、ii)「発達障害」が 1,946 人増加 (1,573 人が 3,519 人) となっている。

(注) 平成 24 年度の障害の種別には、「精神障害」の区分が設けられていない。

(調査対象 7 国立大学法人の障害のある学生の受入状況)

今回の調査では、近畿地方 7 府県について、複数の学部を設置する総合系の国立大学法人を 1 大学ずつ、計 7 大学 (福井大学、滋賀大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、奈良女子大学及び和歌山大学) を対象とした。

これら 7 大学には、平成 29 年 5 月 1 日現在、いずれも障害のある学生が在籍しており、学生数 7 万 8,187 人のうち障害のある学生は 245 人 (0.31%) である。また、障害のある学生のうち、各大学で支援を受けている者は 165 人在籍しており、障害の種別には、①「視覚障害」7 人 (構成比 4.2%)、②「聴覚・言語障害」11 人 (6.7%)、③「肢体不自由」23 人 (13.9%)、④「病弱・虚弱」13 人 (7.9%)、⑤「発達障害」(診断書有) 46 人 (27.9%)、⑥「精神障害」50 人 (30.3%)、⑦「その他の障害」15 人 (9.1%) となっている。支援を受けている障害のある学生全体に占める割合の高い順に整理し直すと、i)「精神障害」30.3%、ii)「発達障害」27.9%、iii)「肢体不自由」13.9%、iv)「その他の障害」9.1% などとなる。「発達障害」及び「精神障害」の種別で 6 割程度 (58.2%) であり、さらに「肢体不自由」も加えると、これら 3 つの種別で支援を受けている学生全体の 4 分の 3 程度 (72.1%) となる。

また、把握できた年度で障害のある学生数の推移をみると、平成 26 年度 148 人 (学生数に占める割合 0.19%)、27 年度 209 人 (同 0.27%)、28 年度 236 人 (同 0.30%)、29 年度は 245 人 (同 0.31%) と毎年増加している。

しかし、障害のある学生のうち、支援を受けている者は、平成 28 年度 184 人、29 年度 165 人であり、19 人減少している。これを障害の種別にみると、①「発達障害」が平成 28 年度 54 人、29 年度 46 人で 8 人減少、②「精神障害」が 77 人から 50 人へ 27 人減少している (両種別合わせて、35 人減少)。

図表 1-8

図表1-1 障害者基本法（抜粋）

（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

図表1-2 第一次まとめ（抜粋）

5. 大学等における合理的配慮

○ 合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いものであることから、合理的配慮の内容全てを網羅して示すことは困難なため、本検討会においては、大学等において提供すべき合理的配慮の考え方について、項目別に以下のとおり整理した。

○ なお、ここで示すもの以外は合理的配慮として提供する必要がないというのではなく、個々の学生の障害の状態・特性や教育的ニーズ等に応じて配慮されることが望まれる。

○ また、本検討会においては、教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮については、大学等において提供すべき合理的配慮の対象ではないものとしたが、以下の整理を踏まえて、各大学等において判断することが望まれる。

(1) 機会の確保

（基本的な考え方）

○ 大学等においては、障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要である。

○ また、高等教育を提供することに鑑み、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持することが重要である。

○ そのため、学生の受入れに当たっては、障害に基づき差別することがないよう、入学者選抜において、大学の学修に必要な能力・適性等について、障害のない学生と公平に判定するための機会を提供することを原則とする。

○ 受入れ後は、個々の学生の障害の状態・特性等に応じて、学生が得られる機会への平等な参加を保障するよう配慮する。

（学生が得られる機会への平等な参加を保障する配慮）

○ 大学等は、学生に提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、合理的配慮を行う。

ただし、高等教育を提供することに鑑み、教育の本質や評価基準を変えてしまうことや他の学生に教育上多大の影響を及ぼすような教育スケジュールの変更や調整を行うことを求めるものではない。

○ 様々な機会にあたるものとして、講義や実験、実習や演習、通信教育課程におけるスクーリング、大学院における研究指導等の正課教育（予習・復習・課題への対応等の自主学習を含む）、図書館や情報処理室、学生寮等の学生支援関係施設の利用、大学等が主催する入学式やオリエンテー

シヨン、卒業式など教育活動の一環としての学校行事、学生相談や就職指導・修学指導などの正課外教育、これらの機会に参加するための学内移動やフィールドワーク、教育実習等における移動及びこれらに密接に関連する入試・履修登録・試験・休講等の各種情報の入手・奨学金の申請などが挙げられる。

(2) 情報公開

- 各大学等は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を明確に示すことが重要である。
- また、各大学等が明確にすべき受入れ姿勢・方針は、入試における障害のある入学者への配慮の内容、大学構内のバリアフリーの状況、入学後の支援内容・支援体制（支援に関する窓口の設置状況、授業等における支援体制、教材の保障等）、受入れ実績（入学者数、在学者数、卒業・修了者数、就職者数等）等、可能な限り具体的に明示することが望ましく、それらの情報をホームページ等に掲載するなど、広く情報を公開することが重要である。なお、ホームページ等に掲載する情報は、障害のある者が利用できるようにアクセシブルにすることが望まれる。

(3) 決定過程

- 合理的配慮の決定過程においては、障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するという合理的配慮の目的に照らし、権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要である。大学等は、学生本人の教育的ニーズと意思を可能な限り尊重しつつ、大学等の体制面、財政面を勘案し、「均衡を失しない」又は「過度ではない」負担について、個別に判断することになる。

(合理的配慮の合意形成過程)

- 合理的配慮の合意形成過程において、学生本人の教育的ニーズと意思を把握する際には、障害のため学生が単独で大学等との意思疎通を行うことが困難な場合があることなどにも留意し、必要に応じ、障害に関する専門家の同席を促したり、学内外のリソースや支援に関する情報を整理して学生に示すなど、意思表示のプロセスを支援することが重要である。
- その際、大学等、授業担当教員、支援担当者による過度な干渉やハラスメント（苦痛を与えるような行為）が行われることのないよう十分留意する。

(合理的配慮の決定)

- 大学等が合理的配慮を決定するに当たっては、学生本人の教育的ニーズと意思を尊重した配慮ができない場合の合理的理由を含め、学生本人を含む関係者間において、可能な限り合意形成・共通理解を図った上で決定し、提供されることが望まれる。
- 特に、通学については、大学等が学生本人に通学が可能であることを確認するとともに、必要に応じ、自治体やNPO等による地域の支援が受けられるかを確認し、学生に対し情報を提供することが重要である。
- また、合理的配慮の決定は、各大学等の責任において行うこととなるが、その決定過程においては、必要に応じ、学外の専門家等の第三者による意見を参照することも重要である。
- なお、合理的配慮の決定に当たっては、他の学生との公平性の観点から、学生に対し根拠資料（障害者手帳、診断書、心理検査の結果、学内外の専門家の所見、高等学校等の大学入学前の支援状況に関する資料等）の提出を求め、それに基づく配慮の決定を行うことが重要である。

(組織体制の構築)

- 関係者間で合理的配慮内容の合意を得るためには、そのための組織体制を構築する必要がある。具体的には、障害学生支援についての専門知識を有する教職員が学生本人のニーズをヒアリングし、これに基づいて迅速に配慮内容を決定できるような体制整備が求められる。加えて、この決定に対する学生本人からの異議申し立てを受け付ける窓口やその対応プロセスを学内に整備することが望まれる。

(時間的な経緯の考慮)

- 障害のある学生は、障害の状態・特性等が多様だけでなく、障害を併せ有する場合や、障害の状態や病状が変化する場合もあることから、時間的な経緯や休学・復学等により必要な支援が変化することに留意する必要がある。

(4) 教育方法等

(情報保障)

- 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、必要かつ適切な情報保障を行うことが重要である。

(コミュニケーション上の配慮)

- あわせて、ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために必要なコミュニケーション上の配慮を行うことが重要である。

(教材の配慮)

- シラバスや使用される教科書・教材に学生がアクセスできるように配慮し、またその際の支援技術の活用についても配慮することが望まれる。あわせて、高等教育における学習においては、予習・復習・課題への対応等の自主学習が重要な役割を果たしていることに鑑み、自宅等での教材の利用が出来るよう促進することも望まれる。

- 授業のために教員が使用する資料については、学生が受講する際、事前に一読したり、学生自身が読みやすい形式に変換するなどの作業が必要となる場合があることから、学生の障害の状態・特性等に応じ、事前に提供することが望まれる。

(学習空白への配慮)

- 治療等のため学習空白が生じる学生等に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫することが望まれる。

(学外における実習やインターンシップにおける配慮)

- 障害のある学生が資格の取得やインターンシップ等のため、学外の諸機関での実習を希望する場合においても、可能な限り機会を確保するよう努める。

これらの実施に当たっては、実習先機関の利用者への影響を考慮しつつ、実習の教育目標を達成するための合理的配慮が提供されるよう、大学等は実習先機関と密接に情報交換を行うことが重要である。

(公平な試験の配慮)

- 入試や単位認定等のための試験においては、点字や拡大文字等による情報保障、試験時間の延長や別室受験、支援技術の利用等により、障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生と公平に試験を受けられるよう配慮する。

(公平な成績評価)

- 成績評価においては、障害のある学生の学習の成果等を適切に評価することが必要である。こ

のため、学生が教育目標を達成していることを柔軟な方法で評価しつつも、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更や合格基準を下げるなどの対応は行わないよう留意する必要がある。

(心理面・健康面の配慮)

- 障害のある学生が周囲と適切な人間関係を構築するためには、集団におけるコミュニケーションについて配慮するとともに、他の学生や教職員が障害について理解を深めることが重要である。

また、学習の見通しが立てられるようにすることや周囲の状況を判断できるようにすることで、学生の心理的不安を取り除くことが可能となる。

このほか、健康状態に応じて学習内容・方法を柔軟に調整し、障害に起因した不安感や孤独感を解消することにより、自己肯定感を高めることが期待されることから、心理面・健康面への配慮が望まれる。

(5) 支援体制

(専門性のある支援体制の整備)

- 学長がリーダーシップを発揮し、大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要である。例えば、学習の場面等を考慮した学内の役割分担を明確にすることが考えられる。

(担当部署の設置及び適切な人的配置)

- 支援体制を整備するに当たり、必要に応じ、障害学生の支援を専門に行う担当部署の設置及び適切な人的配置(専門性のある専任教職員、コーディネーター、相談員、手話通訳等の専門技術を有する支援者等)を行うほか、学内(学生相談に関する部署・施設、保健管理に関する部署・施設、学習支援に関わる部署・施設、障害に関する様々な専門性を持つ教職員)との連携を図る。

(外部資源の活用)

- また、障害は多岐にわたり、各大学内の資源のみでは十分な対応が困難な場合があることから、必要に応じ、学外(自治体、NPO、他大学等、特別支援学校など)の教育資源の活用や医療、福祉、労働関係機関等との連携についても検討する。

(学生、教職員の理解促進・意識啓発を図るための配慮)

- 障害により、日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて、周囲の学生や教職員の理解促進・意識啓発を図る。

また、障害のある学生の集団参加の方法について、障害のない学生や教職員が考え実践する機会や、障害のある学生自身が障害について周囲の人に理解を広げる方法等を考え実践する機会を設定することが望まれる。

(災害時等の支援体制の整備)

- 災害時等の対応について、学生の障害の状態・特性等を考慮し、危機の予測、避難方法、災害時の人的体制等、災害時体制マニュアルを整備する。また、災害時等における対応が十分にできるように、避難訓練等の取組に当たっても、個々の障害の状態・特性等を考慮する。

(学生の支援者の活用)

- 障害のある学生の日常的な支援には、多数の人材が必要となる場合が多いことから、学生を支援者として活用することも一つの方法である。

- 一方で、学生の支援者の活用に当たっては、一部の学生に過度な負担がかかることや支援に携

わる学生と障害のある学生の間関係に問題が生じる場合があることから、これらに十分留意するとともに、障害の知識や対応方法、守秘義務の徹底等、事前に十分な研修を行い、支援の質を担保した上で実施することが重要である。

(6) 施設・設備

(学内環境のバリアフリー化)

- 障害のある学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、障害の状態・特性等に
応じた環境にするために、スロープや手すり、トイレ、出入口、エレベーター、案内・サイン設置
等について施設の整備を計画する際に配慮する。

また、既存の大学等施設のバリアフリー化についても、障害のある学生の在籍状況等を踏ま
え、大学等施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進できるよ
うに配慮する。なお、施設・設備を新設する場合には、障害のある学生の在籍状況にかかわらず、
ユニバーサル・デザインの観点を重視することが望まれる。

(バリアフリーの状況の情報提供)

- 障害者が大学等施設のバリアフリーの状況を把握しやすいよう、バリアフリーマップを作成
し提供するなど、情報提供を行う。

(障害の状態・特性等にに応じた指導ができる施設・設備の配慮)

- 個々の学生が障害の状態・特性等に
応じ、図書館やコンピュータ室、実験・実習室、運動・体
育施設、学生寮等の共同利用施設・設備について、他の学生と同様に利用できるよう、必要に
応じて様々な教育機器・支援技術等の導入、人的支援体制の整備や利用方法の指導、施設の整備、
配慮の提供を行う。

また、個々の学生の障害の状態・特性等に
応じ、その持てる能力を最大限活用して自主的、自
発的に学習や生活ができるよう、各教室等の施設・設備について、分かりやすさなどに配慮する
とともに、日照、室温、音の影響等に配慮する。

(災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮)

- 災害時等への対応のため、障害の状態・特性等に
応じた施設・設備を整備する。

(注) 下線は当局が付した。

図表1-3 第三次障害者基本計画（抜粋）

| |
|---|
| <p>Ⅲ 分野別施策の基本的方向</p> <p>3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等</p> <p>(3) 高等教育における支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○ 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、<u>授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等を促進</u>するとともに、<u>施設のバリアフリー化を推進</u>する。3-(3)-1○ 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、<u>大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進</u>する。3-(3)-3○ 入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、<u>障害のある学生の受入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進</u>する。3-(3)-4○ 障害のある学生の支援について理解促進、普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、<u>教職員に対する研修等の充実</u>を図る。3-(3)-6 |
|---|

(注) 下線は当局が付した。

図表1-4 障害者差別解消法（抜粋）

| |
|---|
| <p>(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)</p> <p>第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</p> <p>(国等職員対応要領)</p> <p>第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、<u>平成二十八年四月一日から施行</u>する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(注)「公布の日」は、平成25年6月26日</p> <p>第二条～第六条 (略)</p> <p>(検討)</p> |
|---|

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

図表1-5 第二次まとめ（抜粋）

5. 障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処

(1) 基本的な考え方

まず、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供は、大学等において、組織として当然に行わなければならないことと位置づけられていることを強く認識することが必要である。これらのことはコンプライアンスの観点からも非常に重要であり、対外的な説明も求められるものである。このため、関連の取組を進めるに当たって、学長等のイニシアティブの発揮と特定の教職員任せにならない組織としての取組が強く求められる。

その上で、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮」の基本的な考え方を以下に示す。

なお、障害のある学生への支援は、これらの不当な差別的取扱いと合理的配慮の観点からのみ行なわれるものではなく、障害の有無に関わらず、大学等として学生に対して当然行うべき様々な支援が不可欠である。

① 不当な差別的取扱い

文部科学省対応指針を踏まえると、障害のある学生への不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、障害のない学生に対しては付さない条件を付すことと位置付けられる。

正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障害のある学生及び第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）の観点から、判断することが必要である。事故の危惧がある、危険が想定されるなどの一般的・抽象的な理由に基づいての対応は適当ではない。

これらの不当な差別的取扱いは、入学前の相談から、入試、授業（講義、実習、演習、実技、実験）、研究室の選択、試験、評価、単位認定、留学、インターンシップ、課外活動への参加等まで、大学等が関係するあらゆる場面で発生しうるという認識が不可欠である。

また、これらの不当な差別的取扱いに関連して、障害を理由としたハラスメントが発生することがあるので、このことを防止するための取組の徹底も重要である。

② 合理的配慮

第一次まとめにおいては、「大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行なうことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とした」と定義されている。

また、障害者差別解消法においては、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）と相対することによって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を取り入れており、この社会的障壁を除去するために合理的配慮が行われるとしている。

大学等においては、これらの考え方を理解し、障害のある学生への合理的配慮の提供のための取組を進めることが不可欠である。

(2) 大学等における実施体制

不当な差別的取扱いを防ぎ、必要な合理的配慮をできる限り円滑かつ迅速・適切に決定・提供するためには、それぞれの大学等の状況を踏まえた体制整備が不可欠である。これらの体制整備に必要な観点や手順を以下に示す。

なお、体制整備に当たっては、それぞれの大学等の規模や特色、取組の状況を踏まえるとともに、単独の大学等での整備が困難な場合は、複数の大学等で資源の共有を図るなどの工夫が重要である。

① 事前改善措置

不特定多数の障害者のニーズを念頭に、あらかじめ、施設・設備のバリアフリー化や、以下の学内規程、組織等を含むハード面・ソフト面での環境の整備（事前改善措置）を行なうことが有効である。これらの環境整備は、障害のある学生の心理的負担に加え、合理的配慮等、個別の支援の申出や問合せに対応する負担を軽減することが期待される。また、必要なコストの削減・効率化にもつながる可能性があることから積極的な推進が望まれる。特に、施設の整備については、中長期的な計画・取組が重要である。

② 学内規程

全ての国立の大学や高等専門学校においては、障害者差別解消法に基づき、平成27年度までに国等職員対応要領が策定・公表されている。これらの要領の作成・公表は公立大学等においても努力義務となっており、私立大学等においても、公的な性格を持つ教育機関という位置づけに鑑み、国立大学等と同様の対応が望まれる。また、これらの職員対応要領は所属の職員が遵守すべき服務規律の一環として定められるものであるが、これに限らず、障害のある学生への支援についての姿勢・方針、関連する様々なルールの作成・公表が望まれる。

③ 組織

i 委員会

大学等における障害のある学生への支援に関する意思決定を行なう機関。

ii 障害学生支援室等の専門部署・相談窓口

支援の申出や問合せに一元的に対応する部署・窓口。これらの部署が中心となり、学内の専門部署や障害のある学生の所属部局・担当教員が連携して支援を行なう。

障害のある学生への支援を主な職務とする教職員（コーディネーターやカウンセラー、手話通訳等の専門知識や技術を有する者）を配置することが望ましい（6. (5) 参照）。

iii 紛争解決のための第三者組織

障害のある学生と大学等の間で提供する支援の内容の決定が困難な場合に、第三者的視点に立ち調整を行なう組織。類似の組織としてはハラスメント防止委員会等が挙げられる（5. (4) 参照）。

(3) 合理的配慮の内容の決定の手順

合理的配慮の内容を決定する際の主な手順を以下に記載する。これらの手順は一方向のものではなく、障害の状況の変化や学年進行、不断の建設的対話（障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学等が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合い）・モニタリングの内容を踏まえて、その都度繰り返されるものである。

なお、これらの手順は障害学生支援室等が組織として正式に提供する合理的配慮について示したものであるが、実際にはこれらの専門部署が関与せず、学内の様々な場面・手順で、合理的配慮の提供が求められる場合があることに留意する。

① 障害のある学生からの申出

- i 原則として、障害のある学生本人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、大学等は社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を行なう。
- ii 本人からの申出ができない場合においても、当該学生が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、大学等側から当該学生に対して働きかけることが望ましい。例えば、適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけることや、日頃から学生個々の（障害）特性やニーズの把握に努めること、障害のある学生自ら社会的障壁を認識して正当な権利を主張し、意思決定や必要な申出ができるように、必要な情報や自己選択・決定の機会を提供することなどに取り組むことが望ましい。
- iii 原則として、障害のある学生の申出に際しては、個々の学生の障害の状況を適切に把握するため、学生から障害の状況に関する根拠資料の提出があることが必要である。根拠資料としては、障害者手帳の種別・等級・区分認定、適切な医学的診断基準に基づいた診断書、標準化された心理検査等の結果、学内外の専門家の所見、高等学校・特別支援学校等の大学等入学前の支援状況に関する資料等が挙げられる。また、適切な配慮内容決定のためには、本人が自らの障害の状況を客観的に把握・分析した説明資料等も有効である。これらのうち、利用できる根拠資料を複合的に勘案して、個々の学生の障害の状況を適切に把握する必要がある。
- iv ただし、障害の内容によっては、これらの資料の提出が困難な場合があることに留意し、障害のある学生が根拠資料を取得する上での支援を行なうことや、下記の建設的対話等を通じて、本人に社会的障壁の除去の必要性が明白であることが現認できる場合には、資料の有無に関わらず、合理的配慮の提供について検討することが重要である。

② 障害のある学生と大学等による建設的対話

- i 障害のある学生本人と大学等（担当教員、所属学部・研究科、障害学生支援室等）による建設的対話を行ない、合理的配慮の内容を決定する。
- ii 建設的対話においては、本人の意思決定を重視し、この意思確認が不在のまま、一方的に合理的配慮の内容の決定が行われることは避けなければならない。
- iii なお、この際、本人が自ら求める支援内容の説明や、意思決定を行なうことが困難である場合等は、必要に応じて本人が保護者や支援者の援助を受けることができるようにすることが重要である。

③ 内容決定の際の留意事項

- i 合理的配慮の申出の内容が教育に関わるものの場合、まず、当該場面における教育の目的・内容・評価の本質（カリキュラムで習得を求めている能力や授業の受講、入学に必要とされる要件）に不当な差別的取扱いに当たるものや社会的障壁が存在し、それらが障害のある学生を排除するものになっていないかを個別かつ客観的に確認する必要がある。その上で、この本質を変えずに、過重な負担にならない範囲において、教育の提供方法を柔軟に調整する。
- ii 合理的配慮の検討過程において、大学等が過重な負担に当たると判断した場合、障害のある学生にその理由を説明し、理解を得るように努めるとともに、他の実現可能な措置を提案する。

④ 決定された内容のモニタリング

合理的配慮の内容の妥当性や、その後の状況を把握するために、提供した支援についてのモ

ニタリングを行ない、必要がある場合には内容の調整を行なう。

(4) 紛争解決のための第三者組織

障害のある学生が、大学等から不当な差別的取扱いを受けていると考えた場合、また合理的配慮を含む障害のある学生への支援の内容やその決定過程に対して不服がある場合に備え、大学等は、本人からの不服申立てを受理し、紛争解決のための調整を行なう学内組織を整備することが望ましい。その際に留意すべき観点を以下に示す。

- ① 障害のある学生への支援を行なう部署や委員会等に対して、中立的な立場で調停ができる組織とすること。これらの委員会には障害者が参加していることが望ましい。
- ② 学内に第三者組織が整備されていない場合や、第三者組織で調停ができなかった場合でも、障害者差別解消法に基づいて、障害のある学生は学外の相談・調停窓口（文部科学省高等教育局学生・留学生課、法務省人権擁護局、障害者差別に関する条例を制定する地方公共団体、障害者差別解消支援地域協議会等）に、紛争解決のための相談を行なうことができる。そのため、大学等は、学内の紛争解決のための学内組織の存在に加えて、こうした権利保障に関する学外の相談窓口の存在を、障害のある学生に周知し、必要に応じて連携を図ることが重要である。

6. 各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

(1) 教育環境の調整

障害のある学生に提供する教育については、4. (3)③ i に記載した内容と同様、まず、その変えることのできない本質の確認が必要である。その上で、この本質は変えることなく、提供方法を調整するとともに、授業内容や教科書、資料等へのアクセシビリティを確保することで、全ての学生が同等の条件で学べるようにすることが重要である。また、（卒業後の）資格取得や就職に関するものなど、教育の本質とは異なる付随的要件を理由に評価されることは避けなければならない。

この際、合理的配慮の提供等により、障害のある学生に様々な教育活動への参加が保障されるのであれば、このことについての積極的な検討が重要である。これらのために留意すべき観点を以下に示す。

- ① 3つの方針（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）やシラバス等の明確化・公開により、教育の本質を可視化することで、大学等の選択に必要な情報を入学希望者等に提供するとともに、合理的配慮の提供において変更可能な点と変更できない点を明確にする。特に、シラバスに授業の目標、内容、評価方法を明記することは、授業選択の手掛かりとなるばかりでなく、障害のある学生が大学等からの支援が必要かどうかを事前に検討する上でも重要な情報となる。
- ② 授業においては、講義、演習等その形態を問わず、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるようにアクセシビリティを確保することが重要である。その際の手段として、例えば、言葉の聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために、必要な情報保障を行なう、コミュニケーション上の支援を行なうなどがあげられる。
- ③ 教科書・教材、学術論文等研究活動に必要な資料は、障害のある学生が利用することを考慮してアクセシビリティを確保することが重要である。また、教員が作成する配布資料等も、障害のある学生が必要な準備をできるよう、アクセシビリティを確保し、事前に提供することが望ましい。これらのための手段として、点字や音声変換が可能なテキストデータで提供することがあげられる。

- ④ 授業において、何らかの参加要件を設定する場合は、障害を理由に参加を妨げることがないような要件にすること、また、当該授業の受講に必要な能力要件や習得が求められる知識・技術等がある場合には、その具体的な内容を公開することなどが重要である。
- ⑤ 学外実習や留学、海外研修等、学外の複数の機関が関与する場合には、支援の主体が不明確になりがちである。この際、受入れ機関においても一定の支援が必要になる（国内の機関であれば障害者差別解消法による合理的配慮の提供義務等が発生）と考えられるが、この調整が困難になる場合もあることが予想される。そのため、大学等は障害のある学生が不利のない環境で実習等を行うことができるよう十分な事前準備を行なう必要がある。その際、学外実習であれば受入れ機関の利用者の権利利益を損なわないよう留意しつつ、実習等の目的・内容・機能の本質を満たす支援の在り方を検討するため、大学等はこれらの機関と密接に情報交換を行なうことが重要である。
- ⑥ 入試や単位認定等のための試験においては、障害のある学生の能力・適性、学修の成果等を適切に評価することを前提としつつ、障害の特性に応じて、試験時間の延長や別室受験、支援技術の利用等による情報保障、解答方法の変更等を行なう。その際、支援の在り方について事前に検討できるよう、試験の形式や、評価基準について、シラバス等に明記する。
- ⑦ レポートや発表等、試験以外の課題においても、その目的や評価基準を明確に示すことが望ましい。また、目的を損なわないようにしながら、障害のある学生の学修成果を適切に評価できるよう、提出や発表の形式については柔軟に変更できるようにする。
- ⑧ 成績評価においては、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更や、合格基準を下げることなどは行わないよう留意する。
- ⑨ 障害により教育課程の履修に時間を要すると考えられる場合は、当該学生と相談の上、その状況に応じた履修計画を策定するように努める。この際、障害のある学生の負担軽減の観点から、長期履修制度の活用も検討することが望ましい。

(2) 初等中等教育段階から大学等への移行（進学）

高等学校や特別支援学校高等部等（以下、「高校等」という。）に在籍する障害のある生徒が大学等への進学を希望するに当たって、これらの学校で提供されてきた支援内容・方法を大学等へ円滑に引き継げるように留意するとともに、これらの学校に対して大学等から支援体制や制度、取組について情報発信を強化していくことが重要である。このため、大学等は、以下の点に留意して関連の取組を進めることが必要である。

- ① 高校等が作成している個別の教育支援計画等の支援情報に関する資料等を活用し、教育支援内容の効率的な引継ぎを図る。
- ② 支援の連続性の観点から、個別の支援情報を外部の機関と共有することが求められる場合が多いが、これらの共有・引継ぎに当たっては、障害のある生徒・学生本人の意向を最大限尊重するとともに、個人情報保護の観点からも、本人（必要に応じて保護者も）の同意を得た上で行なう。
- ③ 障害のある入学希望者等からの問合せを受け付ける相談窓口等を整備するとともに、これらの相談窓口や、入試時・入学後に受けられる支援内容について、オープンキャンパスや入学説明会等の機会を利用し、生徒や保護者、高校等の教職員に幅広く発信するよう努める。
- ④ 必要な支援を適切に提供することによって、能力を発揮することが可能となったケース、目標を達成したモデルケースについて、障害のある学生本人の同意を得た上で大学等が積極的に発

信する。それにより、障害のある生徒の大学等進学への意欲を喚起するとともに、高校等における進路指導での活用につながると考えられる。

- ⑤ 入学後の環境の変化や、障害の状態の変化、自己選択・決定、コミュニケーション等の機会の増加により、高校等在籍時に比べ教育活動や生活上の困難・不適応が顕著になるケースもある。そのため、高校等在籍時の支援状況如何に関わらず、支援の在り方については大学等入学後にも検討する。

(5) 障害のある学生への支援を行う人材の養成・配置

組織的な支援を適切に行なうためには、支援全体の調整を図るコーディネーターや、個別の場面において支援を行なうカウンセラー、手話通訳者、アクセシビリティの確保に精通した技術者等の専門知識や技術を有する障害のある学生への支援を行う人材（以下、「支援人材」という。）の養成・配置が不可欠である。これらの支援人材は、障害のある学生の権利主張、意思決定、支援要請の相談に乗ることができる最も身近な存在である。同時に、障害のある学生との対話を通じてニーズを確認し、学内外の様々な関係者と部署や職種を越えて連携し、支援を実質的に進めていく役割を担う。これらの支援人材の養成・確保について重要な点を以下に示す。

- ① 大学等において支援人材の組織的な位置づけや専門職としての立場を明確にする。
- ② 支援人材の更なる専門性の向上やキャリアパスの構築を推進する。特に、継続的な関わりが重要となる障害のある学生への支援の性質に鑑み、支援人材が長期的に支援を担うための身分的位置づけを確保する。
- ③ 支援人材が業務を円滑に遂行できるよう、サポート体制の整備や相談できる仕組みを構築する。
- ④ 支援人材の養成・研修等と、そのためのノウハウの蓄積・共有を推進する。なお、これらのことについては、支援補助学生にも同様の措置を進めることが有効である。

(6) 研修・理解促進

- ① 障害のある学生への支援を進めるに当たっては、全ての関係者の障害者差別の解消に向けた意識の向上が重要である。障害のある学生へのハラスメントは、障害や関連の制度への理解不足から生じるということの意識の徹底、そのための研修や理解促進のための取組が必要である。なお、これらの研修等は機構、大学等、関連の学協会等が実施しているものも活用し、多くの教職員に受講の機会を積極的に提供することが重要である。
- ② また、支援補助学生への研修や、障害のない学生を含めた学生全体の障害への理解促進のための取組を実施することが望ましい。

(7) 情報公開

- ① 学内規程や相談窓口の整備に留まらず、大学等全体としての支援に関する姿勢・方針や取組を積極的に公開する。
- ② これらのことを含む大学等に関するあらゆる情報の発信においては、全ての人がアクセス可能な形で提供することが重要である。

(注) 下線は当局が付した。

図表1-6 全国の大学に在籍する障害のある学生数

(平成28年5月1日現在)

(単位：人、%)

| 設立形態 | 学 生 数 | うち障害のある学生 |
|------|-----------|---------------|
| 国 立 | 594,703 | 5,257 (0.88) |
| 公 立 | 147,395 | 1,408 (0.96) |
| 私 立 | 2,238,558 | 18,021 (0.81) |
| 計 | 2,980,656 | 24,686 (0.83) |

(注) 1 日本学生支援機構の「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(平成28年度)」に基づき、当局が作成した。

2 ()内は、大学の設立形態別の全学生数に占める障害のある学生の割合である。

図表1-7 障害の種別学生数

(単位：人、%)

| 区 分 | | 平成 28 年度 (A) | 平成 24 年度 (障害者差別解消法 の制定前) (B) | 増減 (A)-(B) |
|----------------|----------------|-----------------|------------------------------------|---------------|
| 視覚障害 | 盲 | 159 | 147 | 12 |
| | 弱視 | 591 | 528 | 63 |
| 聴覚・言語障害 | 聾 | 568 | 563 | 5 |
| | 難聴 | 1,158 | 806 | 352 |
| | 言語障害のみ | 71 | 21 | 50 |
| 肢体不自由 | 上肢機能障害 | 360 | 292 | 68 |
| | 下肢機能障害 | 914 | 822 | 92 |
| | 上下肢機能障害 | 814 | 758 | 56 |
| | 他の機能障害 | 452 | 456 | ▲4 |
| 病弱・虚弱 | 内部障害等 | 4,412 | - | - |
| | 他の慢性疾患 | 3,873 | - | - |
| 重複 | | | | |
| 発達障害 (診断書有) | SLD | 132 | 106 | 26 |
| | ADHD | 669 | 191 | 478 |
| | ASD | 2,284 | 1,133 | 1,151 |
| | 発達障害の重複 | 434 | 143 | 291 |
| 精神障害 | 統合失調症等 | 762 | - | - |
| | 気分障害 | 1,989 | - | - |
| | 神経症性障害等 | 2,299 | - | - |
| | 摂食障害・睡眠障害 等 | 509 | - | - |
| | 他の精神障害 | 833 | - | - |
| その他の障害 | | | | |
| 合 計 | | 24,686(100) | 10,916(100) | 13,770 |

(注) 1 日本学生支援機構の「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の(平成 24 年度)及び(28 年度)に基づき(いずれも 5 月 1 日現在)、当局が作成した。

2 「学生数」欄の()内は、構成比である。

3 「発達障害(診断書有)」欄の略号は、次による。

SLD：限局性学習症／限局性学習障害

ADHD：注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害

ASD：自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害

4 平成 24 年度について、上記 1 の調査に、「精神障害」の集計区分がない。「増減」欄の「その他」には、28 年度「精神障害」6,392 人及び「その他障害」1,026 人の計 7,418 人と 24 年度「その他の障害」2,297 人の差(5,121 人)を計上した。

図表 1-8 調査対象 7 国立大学法人における障害のある学生の在籍状況（合計）

（単位：人、％）

| 年度 | 学生数 | うち障害のある学生数 | うち支援を受けている学生数 | 障害の種別（支援学生） |
|-------|--------|---------------|---------------|---|
| | | | | |
| 平成 29 | 78,187 | 245 (0.31) | 165 (0.21) | 視覚障害 7、聴覚・言語障害 11、肢体不自由 23、病弱・虚弱 13、発達障害（診断書有） 46、精神障害 50、その他の障害 15 |
| 28 | 79,294 | 236 (0.30) | 184 (0.23) | 視覚障害 6、聴覚・言語障害 13、肢体不自由 22、病弱・虚弱 7、発達障害（診断書有） 54、精神障害 77、その他の障害 5 |
| 27 | 78,589 | 209 (0.27) | 173 (0.22) | 視覚障害 3、聴覚・言語障害 9、肢体不自由 16、病弱・虚弱 10、発達障害（診断書有） 64、精神障害 65、その他の障害 6 |
| 26 | 78,872 | 148 (0.19) | 118 (0.15) | 視覚障害 5、聴覚・言語障害 9、肢体不自由 13、病弱・虚弱 10、発達障害（診断書有） 46、その他の障害 35 |

（注） 1 当局の調査結果による。

2 いずれの年度も 5 月 1 日現在の人数である

3 各欄の下段（ ）内は、学生数に占める割合である。

4 「うち支援を受けている学生数」の欄には、障害のある学生で、大学から支援を受けている者の人数を計上した。

5 「障害の種別（支援学生）」欄には、「うち支援を受けている学生数」の障害種別の内訳を計上した。なお、「重複」に該当する学生はいない。

6 平成 26 年度「その他の障害」には、「精神障害」も含む。

2 障害のある学生の受入れ

(1) 国等職員対応要領

| 調 査 結 果 | 説明図表番号 |
|--|--|
| <p>ア 国等職員対応要領の策定</p> <p>【制度の概要】</p> <p>障害者差別解消法の規定により、国立大学法人は、「国等職員対応要領を定めるものとする」とされている（第9条第1項）。</p> <p>なお、各国立大学法人に対し、一般社団法人国立大学協会（以下「国立大学協会」という。）から、「国等職員対応要領」雛形の作成について（送付）（平成27年10月30日付け国大協企画第142号、教育・研究委員会及び経営委員会障害者差別解消法の実施に関するワーキング・グループ）により、同対応要領及びその別紙「留意事項」のモデルが具体的に例示されている。</p> <p>（参考）上記文書の掲載箇所（国立大学協会のホームページ） http://www.janu.jp/news/whatsnew/20151113-wnew-skaisyou.html</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、調査対象7国立大学法人は、いずれも国等職員対応要領を作成済みである。また、規定の構成や内容は、個々の国立大学法人によって異なっており、上記の国立大学協会の「雛形」を基にしながら、①独自の構成としている例（京都大学）、②独自の規定も設けている例（滋賀大学、大阪大学、神戸大学、和歌山大学）、③国等職員対応要領の別紙「留意事項」に、具体例も独自に追加している例（福井大学、大阪大学）がある。</p> <p>しかし、障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会について、現在は設置されていないものの、今後、学内での検討や手続を経て、設置を予定している委員会を付記している例もある（奈良女子大学）。</p> <p>また、国等職員対応要領の別紙「留意事項」において、形式的な規定漏れ等が見受けられた（滋賀大学、和歌山大学）。</p> <p>なお、国等職員対応要領の名称と規定内容とが一致していない例もみられた（滋賀大学）。</p> | <p>図表1-4（再掲）</p> <p>図表2-(1)-①</p> <p>図表2-(1)-②</p> |
| <p>イ 国等職員対応要領の公表</p> <p>【制度の概要】</p> <p>障害者差別解消法の規定により、国立大学法人は、「国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」（第9条第3項）、また、同項は、「国等職員対応要領の変更について準用する」（同条第4項）とされている。</p> <p>なお、第二次まとめでは、「学内規程や相談窓口の整備に留まらず、大学等全体としての支援に関する姿勢・方針や取組を積極的に公開する」（6.(7)①）、「これらのことを含む大学等に関するあらゆる情報の発信においては、全ての人がアクセス可能な形で提供することが重要である」（6.(7)②）とされている。</p> | <p>図表1-4（再掲）</p> <p>図表1-5（再掲）</p> |

【調査結果】

国等職員対応要領について、障害のある学生は、在籍する各国立大学法人のホームページのみならず、日常的に、支援担当部署（障害学生支援室等）に出向き、問い合わせたり、確認したりすることが可能である。これに対して、障害のある高校生など受験希望者は、このような支援担当部署を日常的に利用することができない。このため、基本的な情報源は、各国立大学法人のホームページになるものとみられる。

また、各国立大学法人が定める国等職員対応要領の別紙「留意事項」等には、①不当な差別的取扱いに当たり得る具体例、②合理的配慮に該当し得る配慮の具体例が列記されており、入学試験時の合理的配慮や入学後の修学支援のイメージを具体化する上でも、有益な情報となるものとみられる。

今回、調査対象7国立大学法人における国等職員対応要領の公表状況をみたところ、いずれもホームページ等で公表済みである。ただし、滋賀大学は、平成29年4月、データサイエンス学部の設置に伴い、国等職員対応要領の一部を改正したにもかかわらず、ホームページにこれを掲載していない。現在、ホームページに掲載されているのは、改正前の要領である。なお、奈良女子大学及び和歌山大学は、同年3月の改正後の国等職員対応要領をホームページに掲載している。

また、今回、調査対象7国立大学法人のホームページについて、障害のある高校生など受験希望者の立場から、国等職員対応要領及びその別紙のアクセス状況を確認した結果、次のような状況がみられた。

- ① トップページに受験希望者向けのメニューバーを設けている6国立大学法人のうち1大学（和歌山大学）は、「障がい学生支援」のメニューを設けており、国等職員対応要領及びその別紙を容易に見付け出すことができる。
- ② 受験希望者向けのメニューバーから接続する最初のページの「サイドメニュー」から、いくつかの手数を経て、国等職員対応要領及びその別紙を見付け出すことができる（3大学：滋賀大学、大阪大学、神戸大学）。ただし、i)「大学紹介」→「情報公開と情報保護」→「法定等公開情報」の手順によるもの（滋賀大学）、ii)「教育情報の公表」→「情報公開」→「その他」などの手順によるもの（大阪大学）、iii)「学長室発」→「取組・計画」の手順によるもの（神戸大学）となっており、3大学とも、受験希望者には日常的に馴染みのない用語のメニューを経る必要がある。
- ③ 受験希望者向けのメニューバーを設けているものの、これによっては国等職員対応要領及びその別紙を見付け出すことができないので、トップページの「大学案内」などからいくつかの手順を経る必要がある（2大学：福井大学、京都大学）。

ただし、i) 福井大学は、「学生生活・就職」→「障害のある学生の支援」のルート他、「大学案内」→「情報公開」→「公開情報」のルートもあり、ii) 京都大学は、「京大について」→「法人としての取組」に「障害に関すること」のメニューが設けられており、比較的容易に見付け出すことができる。

- ④ トップページに受験希望者向けのメニューバーを設けておらず、しかも、「大

図表 2- (1) -②
(再掲)

図表 2- (1) -③

学案内」から「法人情報の公開」や「本学の規程集」、「奈良女子大学規程集」など、受験希望者には日常的に馴染みのない用語のメニューをたどりながら、最終的に、規程集の「第21章 その他」を選択しないと、国等職員対応要領等を見付け出すことができない。受験希望者にとって、非常に使い勝手が悪い状況にある（1大学：奈良女子大学）。

以上のような状況となっているのは、国等職員対応要領について、当事者足り得る障害のある学生やその親族等が対象であり、受験希望者等まで意識が及んでいないことによるものと考えられる。もとより、障害者差別解消法第9条第3項の規定に基づく「公表」の対象は、特定の者に限定されるものでない。また、第二次まとめの指摘に沿った対応が重要である。

なお、私立大学には国等職員対応要領の策定の義務付けまではないが、同志社大学の場合、トップページのサイドメニューに「障がい学生支援室」を設けており、障害のある受験希望者にとって、関係する情報を見付け出すことが容易である。

【改善所見】

したがって、国立大学法人は、障害者差別解消法の規定を遵守するとともに、国等職員対応要領の適切化及びその一層の周知を図る観点から、次の措置を講じる必要がある。

- ① 国等職員対応要領及びその別紙「留意事項」について、次回の改正の機会をとらえるなどして、適切に改正すること。
- ② 障害者差別解消法の規定に基づき、改正後の国等職員対応要領を適切に公表すること。
- ③ 国等職員対応要領の公表について、受験希望者等にも有益な情報となることから、ホームページで、見付けやすく、容易に検索できるよう、工夫すること。

図表 2- (1) - ① 国立大学協会による国等職員対応要領などの「雛形」

○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（雛形）」

平成〇年〇月〇日

国立大学法人〇〇大学 規程第〇〇号

（目的）

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、国立大学法人〇〇大学の教職員（非常勤職員含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方）

第3条 この対応要領において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

3 この対応要領において、合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

4 前項の過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

一 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）

二 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

三 費用・負担の程度

四 本学の規模、財政・財務状況

（障害を理由とする差別の解消に関する推進体制）

第4条 本学における障害を理由とする差別の解消の推進（以下「障害者差別解消の推進」という。）に関する体制は、以下の各号のとおりとする。

一 最高管理責任者 学長をもって充て、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、障害のある入学希望者や学内の障害のある学生等に対する受入れ姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上等）に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負

うものとする

二 総括監督責任者 理事（〇〇担当）をもって充て、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする

三 監督責任者 部局長をもって充て、当該部局における障害者差別解消の推進に関し責任を有するとともに、当該部局における監督者を指定し、当該部局における障害者差別解消の推進に必要な措置を講ずるものとする

四 監督者 就業規則第〇条に規定する〇〇のうちから監督責任者の指定する者をもって充て、監督責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする

（監督者の責務）

第5条 監督者は、障害者差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

一 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること

二 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること

三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、監督責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第6条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 教職員は、前項に当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

（合理的配慮の提供）

第7条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。

2 前項の意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。

3 教職員は、前二項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別紙留意事項に留意するものとする。

（相談体制の整備）

第8条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、下記のとおりとする。

（以下、例示）

一 障害学生支援室

二 学生相談室

三 保健管理センター

四 所属学部

五 学長が指名する障害のある教職員

（紛争の防止等のための体制の整備）

第9条 障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、下記のとおりとする。

(以下、例示)

- 一 障害学生支援委員会
- 二 人権委員会
- 三 コンプライアンス委員会
- 四 学長が設置する第三者委員会

(教職員への研修・啓発)

第10条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする。

- 一 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
- 二 新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修
- 三 その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発

(懲戒処分等)

第11条 教職員が、障害者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、就業規則第〇条第〇号に規定する職務上の義務に反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

○ 別紙「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項（雛形）」

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領第6条及び第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第6条関係）

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

(以下、例示)

- 障害があることを理由に受験を拒否すること
- 障害があることを理由に入学を拒否すること
- 障害があることを理由に授業受講を拒否すること
- 障害があることを理由に研究指導を拒否すること
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること
- 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除

去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

(物理的環境への配慮)

(以下、例示)

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること
- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること

(意思疎通の配慮)

(以下、例示)

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること
- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- 障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること
- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

(以下、例示)

- 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること

- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
- 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入りに近い場所へ変更すること
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること
- 教育実習、病棟実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること
- 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること
- 障害のある学生等が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること
- IC レコーダー等を用いた授業の録音を認めること
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと
- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること
- 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと
- 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること
- 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること

(注) 国立大学協会の資料による。

図表 2- (1) - ② 調査対象国立大学法人の国等職員対応要領の主な特色等

| 大学名 | 主な特色等 |
|------|---|
| 福井大学 | <p>「国立大学法人福井大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」（平成 28 年 3 月 23 日福大規程第 23 号） (掲載箇所のアドレス) https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/disclosure/management11/discrimination/ (検索手順) ホームページ「大学案内」→「情報公開」→「公開情報」</p> <p>(主な特色)</p> <p>「留意事項」(学生関係。平成 28 年 3 月 23 日学長裁定)の「第 2」に、次のとおり、国立大学協会の「雛形」にない具体例を独自に追加している。</p> <p>① 「物理的環境への配慮」の最後に、具体例を 1 つ追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨床実習に際して、学生の状態に合わせ、学外実習先に配慮する。または学内で実習をするように配慮する。 <p>② 「意思疎通の配慮」の最後に、4 つの具体例を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コミュニケーションにおける障害症状では、対人関係トレーニングや心理不安軽減のために臨床心理士等のカウンセラーに個別カウンセリングを日常的に受けられるようにすること ○ 健康診断やガイダンス等の集団行事で、緊張感の高い学生には、個別の指定日に受けることができるようにすること ○ 気分障害など精神障害のある学生が卒業論文や修士論文作成を行う場合には、指導教員がメール等のゼミ指導のもと、在宅にて取り組めるようにすること ○ 臨床実習に際して、グループ分けする場合、サポート可能な学生や相談できる学生と組むようにすること |
| 滋賀大学 | <p>「国立大学法人滋賀大学における障害を理由とする差別の解消の推進に係る教職員対応に関する規程」 (掲載箇所のアドレス) http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/legal-public-information/legal-public-information_syogaisya/ (検索手順) ホームページ「大学紹介」→「情報公開と情報保護」→「法定等公開情報」</p> <p>(主な特色)</p> <p>1 規程の対象には役員も含まれる</p> <p>規程の対象となる「教職員等」について、「役員並びに常勤及び非常勤の教職員等すべての者をいう」と定義している(第 1 条)。国立大学協会の「雛形」には、「役員」まで示されていない。</p> <p>2 社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明に関する規定が簡略化</p> <p>障害者から「現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明」(第 7 条第 1 項)について、国立大学協会の「雛形」では、同条第 2 項で、「前項の意思の表明は、言語(手話を含む。)のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意する」とされている。滋賀大学の規程では、この内容が省略されている。ただし、意思の表明について、上記のとおり、第 7 条第 1 項に規定があ</p> |

| 大 学 名 | 主 な 特 色 等 |
|---------|---|
| | <p>るので、実質的な支障は生じないものとみられる。</p> <p>[当局の検討]</p> <p>1 改正後の規程をホームページに掲載していない。</p> <p>データサイエンス学部は、平成 29 年 4 月 1 日に設置された。これに伴い、規程第 4 条第 3 号の規定に基づく「監督責任者」について、別表の「部局」欄に、データサイエンス学部を追加する改正を行った。しかし、改正後の規程について、ホームページに掲載していない。なお、同規程の変更について、障害者差別解消法第 9 条の第 4 項（同条第 3 項の準用）の規定に基づき、「遅滞なく、これを公表」することが義務付けられている。</p> <p>2 規程の名称と規定内容に食い違い</p> <p>上記「主な特色」1 のとおり、規程の対象となるのは、「教職員等」であり、役員が含まれる（第 1 条「目的」）。しかし、規程の名称について、「教職員対応に関する規程」とされており、第 1 条以下の各規定の内容と異なる。現行の名称では、「役員は含まれないのではないかと」誤解を招きかねず、せつかくの「特色」が損なわれるおそれがある。</p> <p>なお、別紙留意事項について、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員等対応における留意事項」と称されており、内容と名称とが一致している。</p> <p>3 「別紙留意事項」の「第 2」について、「ルール・慣行の柔軟な変更の具体例」の区分がない。この結果、「意思疎通の配慮」の具体例の中に、本来、「ルール・慣行の柔軟な変更」に分類すべきものも混在しており、これらは「見出し」と対応していない。</p> <p>「別紙留意事項」6 ページの下から 2 つ目「成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること」以下の具体例について、「意思疎通の配慮」の分類に該当しない。</p> <p>国立大学協会の「雛形」と同様、「ルール・慣行の柔軟な変更の具体例」などの見出しを設け、該当するものを整序することが適当である。</p> |
| 京 都 大 学 | <p>「京都大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成 28 年 3 月 8 日総長裁定）</p> <p>（掲載箇所アドレス）http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/shogai</p> <p>（検索手順）ホームページ「京大について」→「法人としての取組」の「障害に関すること」</p> <p>（主な特色）</p> <p>全体の構成は、目的（第 1 条）、基本方針（第 2 条）、定義（第 3 条）、不当な差別的取扱いの禁止（第 4 条）、合理的配慮の提供（第 5 条）、最高統括責任者（第 6 条）、統括責任者（第 7 条）、部局統括責任者（第 8 条）、監督者（第 9 条）、相談等（第 10 条）、研修（第 11 条）、雑則（第 12 条）、附則となっており、国立大学協会の「雛形」（図表 2-（1）-①参照）と異なる独自の規定もみられる。</p> <p>1 基本方針</p> <p>国立大学協会の「雛形」にない、「基本方針」を独自に規定している。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第 2 条 本学は、法及び基本方針にのっとり、本学における障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進するとともに、障害者が障害者でない者と等しく、本学における教育研究そ</p> |

| 大 学 名 | 主 な 特 色 等 |
|---------|--|
| | <p>他の活動に参加できるよう、その機会の確保に努めるものとする。</p> <p>2 紛争の防止等のための体制の整備、相談等 国立大学協会の「雛形」の第9条「紛争の防止等のための体制の整備」について、定めていない（その理由等について、項目3の(3)参照）。また、国立大学協会の「雛形」にない、「相談等」について、独自に規定している（第10条）。</p> <p>（相談等） 第10条 障害者その他の関係者は、本学の業務における不当な差別的取扱いその他障害を理由とする差別に関して、当該業務を実施する部局に相談し、又は苦情を申し出ることができる。</p> <p>2 前項の相談又は苦情の申し出を受けた部局の部局統括責任者は、当該相談又は苦情の申し出に迅速かつ適切に対応しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、部局の部局統括責任者は、必要に応じて学生総合支援センター障害学生支援ルーム又は環境安全保健機構健康管理部門に協力を求めることができる。</p> <p>[当局の検討] 「不当な差別的取扱いその他障害を理由とする差別」に関して相談し又は苦情を申し出た障害のある学生等が、第10条の各規定に基づき部局統括責任者のとった「対応」に納得できない場合、どのような手続により、どのような救済措置があるのか規定がない。紛争の防止又は解決を図るための委員会の規定が設けられていないこともあり、障害のある学生等の立場からは、分かりにくい。</p> <p>3 包括規定 最後の第12条に、包括規定（いわゆる「バスケット・クローズ」）を独自に設けている。同様の規定は、国立大学協会の「雛形」にない。</p> <p>（雑則） 第12条 この要領に定めるもののほか、本学の業務における障害者差別解消の推進に関し必要な事項は、法務・コンプライアンス担当の副学長が定める。</p> <p>4 見直し規定 障害者差別解消法の規定（附則第7条）に対応し、附則第2項に、いわゆる「検討条項」を独自に設けている。同様の規定は、国立大学協会の「雛形」にない。</p> <p>附 則 2 本学は、この要領の施行後3年を目途として、この要領の施行状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> |
| 大 阪 大 学 | <p>「国立大学法人大阪大学における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する規程」（掲載箇所のアドレス）http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/information/others/sabetsukaisho（検索手順）ホームページ「大学案内」→「情報公開」→「その他」</p> <p>（主な特色）</p> <p>1 監督者を置かず、監督責任者がその責任を担当 監督責任者（部局長（第4条第3号））の補佐等に当たる「監督者」を置く規定（国立大学協会の「雛形」では第4条第4号）がない。また、「雛形」の「監督者の責務」に関する規定について、監督責任者が担うこととされている（第5条第1項及び第2項）。</p> <p>なお、第5条第3項（「雛形」になし）において、「必要に応じて当該部局に障がい者に対する合理的配慮の提供を支援する教職員を置くことができる」とされている。</p> <p>2 相談窓口の設置は監督責任者の権限</p> |

| 大 学 名 | 主 な 特 色 等 |
|-------------|--|
| | <p>第 8 条第 1 項において、障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じるための「相談窓口」の設置について、監督責任者の権限としている。また、「障がい者等からの相談内容に応じた相談先の紹介等を行うため」、「総合相談窓口を置く」こととされている（第 8 条第 2 項）。いずれも、国立大学協会の「雛形」にない。</p> <p>3 包括規定 最後の第 12 条に、包括規定（いわゆる「バスケット・クローズ」）を独自に設けている。同様の規定は、国立大学協会の「雛形」にない。 （雑則） 第 12 条 この規程に定めるもののほか、本法人における障がい者差別解消の推進に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>4 同規程の別紙 2「合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第 7 条関係）」の「物理的環境への配慮」に、国立大学協会の「雛形」にない具体例「8、弱視あるいは難聴などの理由で、座席の配慮に希望のある場合に対応すること」を追加している。</p> |
| 神 戸 大 学 | <p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」（平成 28 年 4 月 1 日学長裁定） （掲載箇所のアドレス）http://www.kobe-u.ac.jp/info/project/elimination/index.html （検索手順）ホームページ「大学について」→「取組・計画」</p> <p>（主な特色） 第 12 条に、「対応要領の見直し等」について規定を設けている。同様の規定は、国立大学協会の「雛形」にない。 第 12 条 不当な差別的取扱い・合理的配慮の具体例の集積等を踏まえ、必要に応じて、対応要領を見直し、適時、充実を図るものとする。</p> |
| 奈 良 女 子 大 学 | <p>「国立大学法人奈良女子大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」（平成 28 年 3 月 25 日規程第 139 号（改正：29 年 3 月 14 日）） （掲載箇所のアドレス）http://koto.nara-wu.ac.jp/kitei/list.asp?id=第 21 章 （検索手順）ホームページ「大学案内」→「法人情報の公開」→「本学の規程集」→「国立大学法人奈良女子大学規程集」→「第 21 章 その他」</p> <p>（主な特色） 第 9 条の「紛争の防止等のための」委員会について、現在設置されているもののほか、「今後設置を検討」と付記して、「障害学生支援委員会」、「人権委員会」及び「コンプライアンス委員会」を列挙している（詳細について、項目 3 の(3)参照）。</p> |
| 和 歌 山 大 学 | <p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領」（平成 28 年 1 月 29 日法人和歌山大学規程第 1730 号（最終改正：29 年 3 月 24 日）） （掲載箇所のアドレス）http://www.wakayama-u.ac.jp/cls/basic.html （検索手順）ホームページ「入学希望の皆さまへ」（又は「在学生・保護者の皆さまへ」）→「障がい学生支援」（又は「障がい学生支援について」）→「キャンパスライフサポートルーム（障がい学生支援部門）について」</p> <p>（主な特色） ○ 情報公開に関する独自の規定 第 10 条に「情報公開」に関する規定を独自に設けている。このような規定は、国立大学協会の雛形や今回調査対象とした他の 6 国立大学法人の国等職員対応要領にはない。 （参考） （情報公開）</p> |

| 大 学 名 | 主 な 特 色 等 |
|-------|--|
| | <p>第10条 本学は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生等に対して、支援の方針や相談体制、合理的配慮の事例等を、ホームページ等を通じて公開することとする。</p> <p>[当局の検討]</p> <p>1 別紙「留意事項」の規定漏れ等</p> <p>教職員対応要領第8条なお書きにおいて、「合理的配慮の合意形成過程及び合理的配慮の決定については別紙留意事項によること」とされている。しかし、次のとおり、同留意事項には、規定漏れや見出しの記載漏れが見受けられる。</p> <p>(1) 前文の規定漏れ</p> <p>別紙「留意事項」の前文について、「対応要領第6条及び第7条に定める留意事項」とされるにとどまり、「第8条」が漏れている。</p> <p>これは、教職員対応要領に、国立大学協会の「雛形」と異なる規定（第8条なお書き）を設けながら、別紙「留意事項」の前文について、「雛形」から転記したことによるものとみられる。</p> <p>(2) 「見出し」の記載漏れ</p> <p>別紙「留意事項」に、第8条関係の定めが明確になっておらず、「第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）」の「(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)」の規定に続けて、「合理的配慮の合意形成過程」及び「合理的配慮の決定」に関する規定が混在している。</p> <p>これら2つの第8条関係の規定について、新たに、「第3 合理的配慮の合意形成過程及び合理的配慮の決定」等の見出しを設けることが適当である。</p> <p>2 別紙「留意事項」の整理が必要</p> <p>「第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）」の後半部分に、全国高等教育障害学生支援協議会（AHEDJAPAN）の雛形の別紙留意事項から引用した「時間的な経緯の考慮」、「環境の整備」、「意思の表明」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律との関係」の4つの規定が設けられている。いずれも国立大学協会の「雛形」に示されていない。</p> <p>これらの規定は、教職員対応要領の「別紙留意事項に留意するものとする」（第6条第2項及び第7条第3項）、並びに「別紙留意事項によること」（第8条）のいずれの規定にも該当しないことから、「合理的配慮の考え方」として、別紙「留意事項」の整理が必要である。</p> <p>なお、「意思の表明」について、国立大学協会の「雛形」の第7条第2項に、類似の規定がみられる。</p> <p>(参考) 意思の表明</p> <p>意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。</p> |

(注) 当局の調査結果による。

図表 2- (1) - ③ 受験希望者向けメニューバーからの検索手順

| 大 学 名 | 受験希望者向けメニューバー | 「国等職員対応要領」までの手順 |
|---------|---------------|---|
| 福 井 大 学 | 「受験生の方へ」 | <p>「受験生の方へ」のメニューバーから、接続できるメニューはないが、下記の接続メニューから比較的容易に見付け出すことができる。</p> <p>①大学のトップページ「大学案内」→「情報公開」→「公開情報」→「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程等の公表」の手順</p> <p>②大学のトップページ「学生生活・就職」→「障害のある学生の支援」の手順</p> <p>[当局の検討] 受験希望者に日常的になじみのない用語のメニューを経る必要がある。 国等職員対応要領の公表について、受験希望者等にも有益な情報となることから、ホームページの「受験生の方へ」のメニューバーからも検索できるよう、工夫すること。</p> |
| 滋 賀 大 学 | 「受験生・進路指導の方」 | <p>サイドメニュー「大学紹介」→「情報公開と情報保護」→「法定等公開情報」→「障害者差別解消法に基づく滋賀大学における教職員対応について」の手順</p> <p>[当局の検討] 受験希望者に日常的になじみのない用語のメニューを経る必要がある。 国等職員対応要領の公表について、受験希望者等にも有益な情報となることから、ホームページの「受験生・進路指導の方」のメニューバーから分かりやすく検索できるよう、工夫すること。</p> |
| 京 都 大 学 | 「受験生の方」 | <p>「受験生の方」のメニューバーから、接続できるメニューはないが、下記の接続メニューから比較的容易に見付け出すことができる。</p> <p>大学のトップページ「京大について」→「法人としての取組」の「障害に関すること」の手順</p> <p>[当局の検討] 受験希望者に日常的になじみのない用語のメニューを経る必要がある。 国等職員対応要領の公表について、受験希望者等にも有益な情報となることから、ホームページの「受験生の方」のメニューバーからも検索できるよう、工夫すること。</p> |
| 大 阪 大 学 | 「受験生の方」 | <p>①サイドメニューのインフォメーション「教育情報の公表」→サイドメニュー「情報公開」→「その他」の手順</p> <p>②サイドメニューのインフォメーション「教育情報の公表」→「学則、規程集」→「大阪大学規程集」→「体系目次」→「第1編第8章その他」の手順</p> <p>(注)「大阪大学規程集」→「五十音順目次」を利用する場合、規程の最初の「こ」(国立大学法人)及び大学名の最初の</p> |

| 大 学 名 | 受験希望者向けメニューバー | 「国等職員対応要領」までの手順 |
|-----------|--------------------|--|
| | | <p>「お」(大阪大学)で検索しても、見当たらない。「し」(障がい)を理由とする)で検索する必要あり。 (参考) トップページ「大学案内」→サイドメニュー「情報公開」→「その他」の手順も</p> <p>[当局の検討] 受験希望者に日常的になじみのない用語のメニューを経る必要がある。 国等職員対応要領の公表について、受験希望者等にも有益な情報となることから、ホームページの「受験生・進路指導の方」のメニューバーから分かりやすく検索できるよう、工夫すること。</p> |
| 神 戸 大 学 | 「受験生の方」 | <p>サイドメニュー「学長室発」→「取組・計画」→「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」の手順 (参考) トップページ「大学について」→サイドメニュー「取組・計画」の手順も (注) なお、「学長室発」及び「大学について」の両メニューには「情報公開」もあり、選択に迷うおそれあり</p> <p>[当局の検討] 受験希望者に日常的になじみのない用語のメニューを経る必要がある。 国等職員対応要領の公表について、受験希望者等にも有益な情報となることから、ホームページの「受験生・進路指導の方」のメニューバーから分かりやすく検索できるよう、工夫すること。</p> |
| 奈良女子大学 | (受験希望者向けのメニューバーなし) | <p>トップページ「大学案内」→「法人情報の公開」→「大学の規程集」→「国立大学法人奈良女子大学規程集」→「第21章 その他」の手順のみ</p> <p>[当局の検討] 受験希望者に日常的になじみのない用語のメニューを経る必要があり、受験希望者にとって使い勝手が悪い状況にある。 国等職員対応要領の公表について、受験希望者等にも有益な情報となることから、ホームページに、受験希望者向けのメニューバーを設けるとともに、当該メニューバーから分かりやすく検索できるよう、工夫すること。</p> |
| 和 歌 山 大 学 | 「入学希望の皆さまへ」 | <p>[特徴的な取組] 下記のとおり、トップページに受験者希望者向けのメニューバーを設けた上で、「障がい学生支援」のメニューを設けており、国等職員対応要領及びその別紙を容易に見付け出すことができる。 「障がい学生支援」→「キャンパスライフサポートルーム(障がい学生支援部門)」→「キャンパスライフサポートルーム(障がい学生支援部門)について」の手順</p> |

(注) 各国立大学法人のホームページに基づき、当局が作成した。

(2) 障害のある学生数

| 調 査 結 果 | 説明図表番号 |
|--|---|
| <p>【制度の概要】</p> <p>障害のある学生数の公表について、第一次まとめの「5. 大学等における合理的配慮」の「(2) 情報公開」において、①「各大学等は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を明確にすることが重要である」、②各大学等が明確にすべき受入姿勢・方針は、「受入れ実績（入学者数、在学者数、卒業・修了者数、就職者数等）等、可能な限り具体的に明示することが望ましく、それらの情報をホームページ等に掲載するなど、広く情報を公開することが重要である」とされている。</p> <p>また、第三次障害者基本計画においても、同様に、「入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進する」（Ⅲ3. (3)）とされている。</p> <p>さらに、第二次まとめにおいても、「6. 各大学等が取り組むべき主要課題とその内容」の「(7) 情報公開」において、「①学内規程や相談窓口の整備に留まらず、大学等全体としての支援に関する姿勢・方針や取組を積極的に公開する」、「②これらのことを含む大学等に関するあらゆる情報の発信においては、全ての人がアクセス可能な形で提供することが重要である」とされている。</p> | <p>図表 1-2（再掲）</p> <p>図表 1-3（再掲）</p> <p>図表 1-5（再掲）</p> |
| <p>【調査結果】</p> <p>障害のある高校生など受験希望者やその保護者、学校の進路指導担当教諭等にとって、受験する大学の選定に当たり、同様の障害を持つ先輩学生の在籍状況等は、重要な検討要素の一つであり、安心感にもつながるものとみられる。</p> <p>今回、調査対象7国立大学法人における障害のある学生数等の公表状況を調査した結果、いずれの大学法人も公表していなかった。</p> <p>その理由について、①受入実績数が少数であり、個人が特定されるおそれがあるため（滋賀大学、和歌山大学）、②障害のある学生によって、その事実を特別視されたくないという思いの者もいる。障害種別に受入実績を公表することにより、個人が特定されかねず、不快な思いをする学生もいるため（神戸大学）、③身体障害者について、受入実績が少数であるため個人が特定されるおそれがある、また、精神及び発達障害について、正確な人数の把握が難しく、実態と乖離した数を公表するおそれがあるため（福井大学）、④これまで障害のある学生の受入実績の公表を検討したことがないため（奈良女子大学）としている。</p> <p>なお、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（以下「PEPNet-Japan」という。国立大学法人筑波技術大学障害者高等教育研究支援センターが事務局）（注）には、23大学・機関（うち国立大学法人10校、私立大学10校）のそれぞれに、活動状況が紹介されており、申告に基づく「障害学生数」等も確認できる。</p> <p>（注） PEPNet-Japanのホームページによると、2004年（平成16年）、筑波技術大学の呼びかけにより結成されたネットワーク。聴覚障害学生を受け入れ、積極的な支援を行っている連携大学・機関とともに活動。同大学の実施する「聴覚障害学生支援・大学間コラボレーションスキーム構築事業」内で運営。同大学には、聴覚障害学生221人（学部生215人、院生6人）及び視覚障害学生159人（学部生150人、院生9人）が在籍（平成28年4月1日現在）。</p> | <p>図表 2-(2)-①</p> <p>図表 2-(2)-②</p> |

(アドレス) <http://www.a.tsukuba-tech.ac.jp/ce/xoops/>

(検索手順) トップページサイドメニュー→「PEPNet-Japan」の「連携大学・機関」

上記7国立大学法人のうち大阪大学 (PEPNet-Japanの連携大学・機関であり、障害の種別に学生数(平成28年8月現在)が掲載)は、受入実績の公表に特段の支障はないとしており、京都大学についても受入実績を隠すようなことはしていないとしている(ただし、公表に当たっては、一定の条件がある)。

また、国立大学法人の中には、当局の調査に対し、①受入実績等を知りたいという受験生の心情も理解できるので、全学的に公表について検討したい(福井大学)、②今後、受入実績が増加し、個人が特定されないようであれば、受入実績の公表を検討したい(和歌山大学)とするものもあった。和歌山大学は、教職員対応要領に情報公開に関する独自の規定を設け、「障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生等に対して、支援の方針や相談体制、合理的配慮の事例等を、ホームページ等を通じて公開することとする」(第10条)としている。

なお、PEPNet-Japanのホームページに掲載の内容について、①障害のある学生が在籍する大学全てではなく、限定される、②掲載内容が各大学の申告に基づくものであり、大学によって、i) 障害のある学生の在籍数の詳細について「非公表」とされるもの、ii) 聴覚障害の学生数のみなど、障害の種別が限定されるものなど区々となっている。

(注) 他には、全国障害学生支援センターによる「大学案内障害者版」(最新は2014年。現在、「大学における障害学生の受け入れ状況に関する調査」を実施中であり、2017年秋以降、販売予定)により、障害のある学生の在籍数を確認が可能。ただし、大学によって、回答していない場合あり(調査対象7国立大学法人のうち滋賀大学及び和歌山大学は、回答せず)。

以上のことから、障害のある受験希望者等は、大学の選定に当たり、障害のある学生の在籍状況を確実に把握できるわけではない。

(関連調査対象の私立大学の考え方)

PEPNet-Japanには、関連調査の対象とした同志社大学、立命館大学及び関西学院大学についても、障害のある学生数が公表されている(立命館大学は、聴覚障害のある学生数のみ)。これらの大学は、障害のある学生の受入実績を①公表することについて、特段の支障はないが、その優先順位は低い。学生数よりも、具体的な支援内容等をイメージできるコンテンツの公表を優先すべきである(同志社大学)、②公表することについて、特段の支障はないが、必要性を感じていない。支援の利用者の「生の声」を掲載する方が、内容等を具体的に把握できる(立命館大学)、③在籍者数(障害ごとの在籍数等)について、PEPNet-Japanのホームページに掲載されていることから、在籍者数の公表に関して、特に支障はない。大学のホームページに掲載するよりも、そのような専門団体のホームページに掲載する方が、効果は大きい(関西学院大学)としている。

(障害のある学生の意見等)

障害のある学生に対する意識調査(インタビューを含む)によると、公立・私立大学に在籍する学生から、①「障がい学生受入実績、入学後に受けられる支援

図表 2- (2) -①
(再掲)

図表 2- (1) -②
(再掲)

図表 2- (2) -②
(再掲)

図表 2- (2) -③

図表 2- (2) -④

内容がホームページで確認できれば安心できる」(視覚障害のある学生)、②「ある2つの大学も受験しようと思ったが、ホームページやパンフレットで障害のある学生の受入れ状態が分からなかったために、オープンキャンパスで大学まで行って相談しました。できれば、情報保障については、ホームページやパンフレットに載せたら私たちは安心できると思います」(聴覚障害及び言語障害のある学生)、③「バリアフリーの状況、障がいのある学生へのサポート体制、障がい学生の情報(どんな学生がいるのか(車椅子、聴覚など))」(肢体不自由な学生)、④「ホームページに具体的な支援内容や支援を受けている者の状況など実際に自分が大学に行った際に受けられる支援がイメージできる内容と併せて、障害のある学生数が公表されていれば、より安心感は得られる。学生数が0名である場合、不安は抱くと思うが、行きたいと思う大学であれば、必ず大学にも連絡して情報を得ると思うので、そこで対応してもらえれば、不安は解消されるし、0名でも支援する意思があることがホームページに掲載されていれば、安心感をえられる。なお、例えば学生数が少数ないし1名であると、見る人が見れば、自分のことと特定されるかもしれないが、個人名が公表されるわけではないので、別に構わない。学生数を公表することが後輩達の安心材料になるのであれば、公表する方が望ましい」(肢体不自由な学生)、⑤「障害学生が沢山いることは大学の受入れ姿勢の表れだと思うので、障害学生数を公表されていればいいと思う。逆に学生数0名であったとしても、人によりどのような対応をしてもらえるかも分からないので、それだけでは大学を判断しない。なお、障害学生数が少数であり、個人が特定されるおそれがあることは気にならないし、たとえ学生数が1名であり、自分と特定されても別に構わない。」(肢体不自由な学生)、⑥「障害学生数が公表されていれば、大学が支援をしていることについて、説得力を持ち、受験希望者も安心できる。たとえ、学生数0名であったとしても大学が支援していることが掲載されていれば、少しは安心する。公表された障害学生数が1名だと、個人が特定されることについて不安はある。しかし、名前が出なければ、後輩のためになるなら、特定されても構わない」(発達障害のある学生)などの意見があった。

【改善所見】

したがって、国立大学法人は、障害のある学生の受入姿勢・方針を明確にし、情報公開を一層推進する観点から、障害のある学生の受入実績について、受験希望者等のニーズを踏まえ、学内で検討の上、積極的に公表する必要がある。

図表 2- (2) -① 障害のある学生の在籍状況 (調査対象 7 国立大学法人)

(単位：人、%)

| 大学名 | 学生数 | うち障害のある学生 | | 国立大学法人による障害のある学生数の公表 | |
|------|--------|--------------|--------------|----------------------|---|
| | | うち障害のある学生 | うち支援を受けている学生 | 公表状況 | 公表していない理由等 |
| 福井大学 | 5,105 | 34 (0.67) | 26 (0.51) | 公表していない | <p>身体障害者については、受入実績が少数であるため個人が特定されるおそれがある、また、精神及び発達障害については、正確な人数の把握が難しいため、実態と乖離した数を公表するおそれがある。</p> <p>しかし、受入実績等を知りたいという受験生の心情も理解できるので、全学的に公表について検討したい。</p> |
| 滋賀大学 | 3,905 | 44 (1.13) | 20 (0.51) | 公表していない | <p>受入実績数が少数であり、個人が特定されるおそれがあるため。</p> |
| 京都大学 | 22,494 | 35 (0.16) | 35 (0.16) | 公表していない | <p>受入実績を隠すようなことはしていない。現在のところ、大学ホームページ等において積極的な公表はできていない。ただし、公表する場合、大学によって、障害学生数の考え方や捉え方等が異なることから、誤解を招かないように「注書き」をする必要がある。</p> <p>(参考)</p> <p>「京都大学キャンパスアクセシビリティレポート (HP 公表)」(障害学生支援ルーム)に、障害種別の在籍数を掲載(図 1. 「2014 年度の在籍状況」)。同図によると、視覚障害 2 人、聴覚障害 5 人、肢体不自由 7 人、病弱・虚弱 9 人、発達障害 9 人、その他 5 人(これらの計、37 人)。</p> <p>障害のある学生の在籍状況について、「現在、障害学生支援ルームで正式に把握している障害のある学生は 37 名です(図 1 参照)。ただし“正式に把握している”というのは“障害等により、修学上の支援が必要な者”であり、学生の所属学部等から障害学生支援ルームへ申請のあった人数にすぎません。障害学生支援ルームでは、これらの学生以外にも多数の個別相談があること、また、健康科学センターやカウンセリングルーム等で個別相談を行っていることなどをふまえると、この限りではありません。さらに、学内のリソースでは相談していないケースがあることも想定されるため、障害のある学生の人数を正確に把握することは困難です。しかしながら、何らかのニーズがある学生は少なからず在籍していることは事実です」と記載</p> |
| 大阪大学 | 23,288 | 56 (0.24) | 38 (0.16) | 公表していない | <p>受入実績の公表について、特段の支障はない。現在のところ、大学ホームページ等において積極的な公表はできていない。</p> <p>(参考)</p> <p>「キャンパスライフ支援センター年報</p> |

| | | | | | |
|--------|--------|--------------|--------------|---------|--|
| | | | | | (HP公表)」に、障害学生支援ユニットの利用者数の表を掲載(2016年度の利用者数)同表によると、視覚障がい3人、聴覚・言語障がい6人、肢体不自由3人、病弱・虚弱2人、発達障がい37人、その他(精神障がい等)38人(これらの計89人)。 |
| 神戸大学 | 16,144 | 42 (0.26) | 21 (0.13) | 公表していない | 障害のある学生によって、その事実を特別視されたくないという思いの者もいる。障害種別に受入実績を公表することにより、個人が特定されかねず、不快な思いをする学生もいるため公表していない。 また、公表する場合、誤解が生じる可能性があるため、その範囲や方法など慎重に検討する必要がある。 |
| 奈良女子大学 | 2,662 | 6 (0.23) | 6 (0.23) | 公表していない | これまでのところ、障害のある学生の受入実績の公表について、検討したことがない。 公表する場合、支援室だけの判断でなく、その範囲を含め、役員によるコンセンサスが必要となる。 |
| 和歌山大学 | 4,589 | 28 (0.61) | 19 (0.41) | 公表していない | 受入実績数が少数であり、個人が特定されるおそれがあるため。 今後、受入実績が増加し、個人が特定されないようであれば、受入実績の公表を検討したい。 ただし、障害種別ごとの在籍者数を公表する場合、たまたま障害のある学生が1人もおらず、「0」となるとき、「受け入れていない」、「受入れを拒否している」かのような誤解を生じる可能性もあるため、公表する範囲など慎重に検討する必要がある。 |

(注) 1 当局の調査結果による。

- 2 「学生数」、「うち障害のある学生」及び「うち支援を受けている学生」の各欄は、平成29年5月1日現在の人数である。「うち支援を受けている学生」欄には、障害のある学生で、大学から支援を受けている者の人数を計上した。
- 3 下段()内は、学生数に占める割合である。

図表 2- (2) -② 他の機関による障害のある学生数の公表状況

(単位：人)

| 大学名 | 学生数 | うち障害のある学生 |
|------|--------|---|
| 大阪大学 | 18,780 | 聴覚障害学生 6 (学部生 2、院生 4)、視覚障害学生 3、肢体障害学生 5 |

(参考) 関連調査の対象とした私立大学

| 大学名 | 学生数 | うち障害のある学生 |
|--------|--------|--|
| 同志社大学 | 29,478 | 聴覚障がい学生 53、視覚障がい学生 14、肢体障がい学生 27、 内部障がい学生 6、その他重複障がい学生 49 |
| 立命館大学 | 35,506 | 聴覚障害学生 4 (学部生 4) |
| 関西学院大学 | (記載なし) | 聴覚障害学生 9 (学部生 9)、視覚障害学生 3 (学部生 1、院生 2)、肢体障害 学生 7 (学部生 7)、発達障害学生 34 (学部生 32、院生 2)、精神障害学生 14 (学部生 12、院生 2) |

(注) 1 PEPNet-Japan のホームページに掲載の内容に基づき、当局が作成した。

2 大阪大学の「学生数」及び「うち障害のある学生」は平成 28 年 8 月 1 日現在

2 同志社大学の「学生数」及び「うち障害のある学生」は平成 29 年 5 月 1 日現在。

3 立命館大学の「学生数」及び「うち障害のある学生」並びに関西学院大学の「うち障害のある学生」は平成 28 年 5 月 1 日現在。

図表 2- (2) -③ 障害のある学生の受入実績の公表に関する考え方 (私立大学)

| 大学名 | 公表の考え方 |
|--------|---|
| 同志社大学 | 公表することについて、特段の支障はないが、その優先順位は低い。 「受入実績」よりも、具体的な支援内容等をイメージできるコンテンツの公表を優先すべきと考えており、ホームページに公表はしていない。 |
| 立命館大学 | 公表することについて、特段の支障はないが、必要性を感じていない。 支援を受ける学生数は、単なる「人数」でしかない。障害の種類・状態によって支援内容が異なることから、在籍者数を掲載することが大学選択の参考になるとは感じられない。 それよりも、支援の利用者の「生の声」を掲載する方が、内容等を具体的に把握できる。個人の特定について、学部別・障害種別に掲載した場合、大学の規模によっては個人を特定できるおそれはあるが、掲載方法を工夫すれば、問題はない。 身体障害の場合は障害区分が分かりやすいため、本人からの情報提供があれば実態を把握しやすい。一方で 精神・発達障害については、定義が曖昧であり正確な人数の把握が難しいことが問題である。 |
| 関西学院大学 | 在籍者数 (障害ごとの在籍数等) について、PEPNet-Japan (日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク、筑波技術大学が事務局) のホームページに掲載されていることから、在籍者数の公表に関して、特に支障はない。大学のホームページに掲載するよりも、そのような専門団体のホームページに掲載する方が、効果は大きい。 個人情報保護の観点から、利用者には、支援を受けるに当たり、研究又は広報に使用する可能性がある旨、口頭で了解を得ている。なお、その際は、個人が特定されないよう配慮している。 また、学部ごとの在籍者数の公表については、個人の特定につながる可能性があるという懸念もあり、連絡会レベルで検討中である。ただし、学生の進路のミスマッチを防ぐためにも、掲載できるものは掲載することが望ましいという見解もある (特定の学部では、障害状況により、大学が提供できる配慮だけでは修学が困難なこともあり、修学実績が参考になることもあると考えられる。自分にあった進路を考えてもらう一つのステップ)。 |

(注) 当局の調査結果による。

図表2- (2) -④ 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）での意見
（受入実績等の公表関連）

- 障がい学生受入実績、入学後に受けられる支援内容がホームページで確認できれば安心できる（公立・私立大学、視覚障害のある学生）
- ある2つの大学も受験しようと思ったが、ホームページやパンフレットで障害のある学生の受入れ状態が分からなかったために、オープンキャンパスで大学まで行って相談しました。できれば、情報保障については、ホームページやパンフレットに載せたら私たちは安心できると思います（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- バリアフリーの状況、障がいのある学生へのサポート体制、障がい学生の情報（どんな学生がいるのか（車椅子、聴覚など））（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- ホームページに具体的な支援内容や支援を受けている者の状況など実際に自分が大学に行った際に受けられる支援がイメージできる内容と併せて、障害のある学生数が公表されていれば、より安心感は得られる。学生数が0名である場合、不安は抱くと思うが、行きたいと思う大学であれば、必ず大学にも連絡して情報を得ると思うので、そこで対応してもらえれば、不安は解消されるし、0名でも支援する意思があることがホームページに掲載されていれば、安心感を得られる。
なお、例えば学生数が少数ないし1名であると、見る人が見れば、自分のことと特定されるかもしれないが、個人名が公表されるわけではないので、別に構わない。学生数を公表することが後輩達の安心材料になるのであれば、公表する方が望ましい（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 障害学生が沢山いることは大学の受入れ姿勢の表れだと思うので、障害学生数を公表されていればいいと思う。逆に学生数0名であったとしても、人によりどのような対応をしてもらえるかも分からないので、それだけでは大学を判断しない。
なお、障害学生数が少数であり、個人が特定されるおそれがあることは気にならないし、たとえ学生数が1名であり、自分と特定されても別に構わない（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 自分との重ね合いが確認できるので、これまで配慮している実例が掲載されていると分かりやすい。また、過去の支援者の例などがあれば、自分と同じような障害のある学生も大学で学んでいるという希望が持てる。（公立・私立大学、発達障害のある学生）
- 障害学生数が公表されていれば、大学が支援をしていることについて、説得力を持ち、受験希望者も安心できる。たとえ、学生数0名であったとしても大学が支援していることが掲載されていれば、少しは安心する。
なお、公表された障害学生数が1名だと、個人が特定されることについて不安はある。しかし、名前が出なければ、後輩のためになるなら、特定されても構わない。（公立・私立大学、発達障害のある学生）

（注）当局の調査結果による。なお、「第3 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）」を参照

3 合理的配慮

(1) 入学前の支援

| 調 査 結 果 | 説明図表番号 |
|---|---|
| <p>ア 障害のある受験希望者等に対する情報提供</p> <p>(7) 配慮・支援に関する情報のホームページでの公開</p> <p>【制度の概要】</p> <p>障害のある受験希望者等に対する配慮・支援に関する情報の公開について、</p> <p>①入試における障害のある入学者への配慮の内容、入学後の支援内容・支援体制（支援に関する窓口の設置状況、授業等における支援体制、教材の保障等）等、「可能な限り具体的に明示することが望ましく、それらの情報をホームページ等に掲載するなど、広く情報を公開することが重要である」、「ホームページ等に掲載する情報は、障害のある者が利用できるようアクセシブルにすることが望まれる」（第一次まとめ5. (2)）、②「入試における配慮の内容」や「学生に対する支援内容・支援体制」等に関する「各大学等の情報公開を促進する」（第三次障害者基本計画Ⅲ3. (3)）、③「学内規程や相談窓口の整備に留まらず、大学等全体としての支援に関する姿勢・方針や取組を積極的に公開する」、「これらのことを含む大学等に関するあらゆる情報の発信においては、全ての人々がアクセス可能な形で提供することが重要である」（第二次まとめ6. (7)）とされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>調査対象7国立大学法人における障害のある学生に対する配慮・支援に関する情報について、ホームページでの提供状況を調査した結果、いずれの大学法人も様々な情報を掲載している（障害のある学生の受入実績に関する情報提供について、2(2)参照）。</p> <p>(いわゆるアクセシビリティ)</p> <p>今回、視覚障害のある方々との協働により（地方の行政課題に係る情報収集体制等強化事業予算を活用）、調査対象7国立大学法人のホームページについて、視覚障害者の立場から、アクセシビリティの取組状況や利用しやすさ（使い勝手の良さ）の状況を調査（注）した結果、次のとおり、一部に、適切でないもの、利用しにくい（使い勝手が悪い）ものがみられた。</p> <p>(注) 各大学のホームページのうち、障害のある受験希望者が閲覧する機会が多いと思われる、i) オープンキャンパスなどの大学説明会に関する事項、ii) 入学試験に関する事項（配慮事項を含む）、iii) 入試及び修学についての事前相談に関する事項、iv) 修学に当たっての支援内容・体制に関する事項、v) 障害学生支援の担当部署に関する事項、vi) 3つの方針（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）やシラバスなど大学選択や授業選択に関する事項が掲載されているページを対象に、「音声読み上げソフトで内容が正しく読み上げられるか」、「弱視者にとって画面が見やすいものとなっているか」などの観点から調査した。</p> <p>(1) トップページ</p> <p>① ロービジョン対応について、</p> <p>i コントラストが悪いなど、視認しにくい箇所がある（福井大学、滋賀大</p> | <p>図表 1-2（再掲） 図表 1-3（再掲） 図表 1-5（再掲）</p> <p>図表 3-（1）-①</p> |

| | |
|--|--|
| <p>学、奈良女子大学、和歌山大学)</p> <ul style="list-style-type: none"> ii スライドショーの表示時間が短く、読み終える前に画像が変わる (福井大学、滋賀大学) iii レスポンシブデザインには対応しているが、拡大表示してもすぐには切り替わらない (滋賀大学、大阪大学、神戸大学) iv 画像が重なっており、文字が読みにくい (京都大学) v 画像が多く、視認性が低い (大阪大学) vi 一定以上拡大できなくなり、文字表示が消える (神戸大学) vii リンクの枠線が細く見えにくい (奈良女子大学) viii フォントサイズの変更機能が一部にしか反映されない (和歌山大学) <p>② 音声でのアクセスについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> i 画像等に代替テキストが設置されていない (福井大学、滋賀大学、京都大学、大阪大学、奈良女子大学、和歌山大学) ii リンク先を読み上げる前にスライドが切り替わる (京都大学) iii 画面の表示が左から右となっている項目が、音声の読み上げは右から左となっているため分かりにくい (神戸大学) <p>(2) オープンキャンパス</p> <ul style="list-style-type: none"> i 文字が薄く拡大しても視認しにくい (滋賀大学) ii リンクにマウスポインタを当てても色の変化が小さいなど、視認しにくい (滋賀大学、京都大学、大阪大学) iii URLにリンクが設定されており、分かりにくい (京都大学) iv スライドショーの切り替わりがとても早い (京都大学) v リンク名が何のページか表記されていないため、読み飛ばす可能性が高い (大阪大学) <p>(3) 入学者選抜要項・学生募集要項</p> <ul style="list-style-type: none"> i リンク名が判別しにくい、リンク先がPDFファイルであることなどが分からない (福井大学、滋賀大学、大阪大学、奈良女子大学、和歌山大学) ii 掲載されているPDFファイルが音声読み上げに対応しておらず内容が確認できない (福井大学、滋賀大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、奈良女子大学、和歌山大学) iii ファイルの内容が明朝体で表記されており視認しにくい (滋賀大学、神戸大学、奈良女子大学、和歌山大学) iv PDFファイルを拡大表示すると、スクロールする必要があり操作に時間がかかる (福井大学) v ページ前半にSNSへのリンクが4種類もあり、目的のリンクに到達するのに時間がかかる (京都大学) vi URLにリンクが設定されており、分かりにくい (京都大学) <p>(4) 入試及び修学についての事前相談</p> <ul style="list-style-type: none"> i 見出しからページの関連が想像しにくく、目的の項目が探しにくい (福井大学) ii リンク先が多いなど、目的の項目を探すのに時間がかかる (大阪大学) | |
|--|--|

(5) 支援体制等

- i 修学に当たっての支援内容が確認できない（福井大学）
- ii トップページからたどろうとしても見付けられない。また、トップページにサイトマップへのリンクもないため見付けられない。さらに、「カスタム検索」を使用しても、検索数が多いため目的のページがうまく見付けられない（奈良女子大学）
- iii ページ内の支援体制図に代替テキストが設定されていない（和歌山大学）

(障害のある学生の意見等)

障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）において、国立大学に在籍する学生から、「支援に関する情報が、大学のトップページに掲載されていると、その情報が得やすい。さらなる詳細は電話するなどするが、明らかに記載がないとそもそも受け入れるつもりがないのかと思う。」（視覚障害のある学生）との意見があった。

同様に、公立・私立大学に在籍する学生から「募集要項は視覚障害者が音声読み上げソフトで読みやすいものになってほしい。」（視覚障害のある学生）との意見があった。

このような状況から、視覚障害のある受験希望者等は、他の受験希望者と異なり、断片的な情報しか得られなかったり、全く知ることができなかったりする不利も生じているものとみられる。それは、同時に、情報を発信している国立大学法人にとって、障害のある学生には、情報の内容や大学の意図などが十分伝わらないことともなる。

なお、ホームページの掲載内容を改訂する際等には、アクセシビリティの専門的知見を有する団体等の意見を参考にすることも有効と考える。

(4) バリアフリーマップの作成

【制度の概要】

大学施設のバリアフリーマップについて、①第一次まとめにおいて、「障害者が大学等施設のバリアフリーの状況を把握しやすいよう、バリアフリーマップを作成し提供するなど、情報提供を行う」(5. (6))、②第三次障害者基本計画においても、「施設のバリアフリー化の状況」に関する各大学等の情報公開を促進する」(Ⅲ3. (3)) とされている。

【調査結果】

障害のある受験希望者について、大学までの交通機関の利用、構内での移動には、時間を要することが通常である。このため、事前に、交通機関の確認や大学構内での移動手順（いわゆる動線）などの検討など、入念に行っておくことにより、不安の解消等につながる。構内の施設や設備の配備状況を詳細かつ分かりやすく記載した、いわゆるバリアフリーマップについて、障害のある受験希望者にとって、事前の検討に非常に有益な情報の一つである。特に、車椅

図表 3-1 (1) -②

図表 1-2 (再掲)
図表 1-3 (再掲)

図表 3-1 (1) -③

| | |
|---|---|
| <p>子の場合、そのまま使用できるトイレがどこに設置されているか、どのような種別か（男女別等）など、事前に確認できていると安心して行動できる。</p> <p>今回、調査対象7国立大学法人におけるバリアフリーマップの作成状況を調査した結果、次のような状況であった。</p> <p>① 6国立大学法人は、バリアフリーマップ（フリーアクセスマップ）を作成し、ホームページにも掲載している（福井大学、滋賀大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、和歌山大学）。</p> <p>なお、奈良女子大学は、バリアフリーマップを作成していなかったが、当局の調査を契機として、11月中の作成及び公表に向けて、作業を進めている。</p> <p>② 作成済みのバリアフリーマップ（フリーアクセスマップ）について、次のような例あり。</p> <p>i) 「路面」に関する情報について、車椅子が単独で移動可能な傾斜路かどうかなど詳細に記載し、又は急勾配などを簡易なマークで示し、利用に当たっての注意喚起を行っている例（京都大学、大阪大学、神戸大学、和歌山大学）</p> <p>ii) 「車いす対応トイレ」に関する情報について、全ての校舎等の「車いす対応トイレ」に設置階数を記載している例（福井大学）</p> <p>なお、その他の大学については、複数階又は1階以外に設置されていたとしてもマップにその旨の記載がない。</p> <p>iii) 車椅子対応トイレの階数表記が校舎棟によって異なり、不統一である例（京都大学）</p> <p>iv) 多目的トイレ等の記載漏れ又は更新していないことにより、現状と異なっている例（大阪大学）</p> <p>なお、私立大学には、①身体障害者用トイレの設置階数をバリアフリーマップに明記している例、②学生サポートスタッフがバリアフリーマップを作成している例、③障害のある学生の意見を端緒として「多目的トイレガイドブック」を作成している例が見受けられた。</p> <p>（障害のある学生の意見等）</p> <p>障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）において、国立大学に在籍する学生から、①「各建物間の平均的な移動時間（が分かるといい）」（肢体不自由な学生）、②「大学内のバリアフリー状況や通学の交通ルールなどが調べられるような情報」（肢体不自由な学生）との意見があった。</p> <p>同様に、公立・私立大学に在籍する学生から、①「バリアフリー施設かどうか」（聴覚障害及び言語障害のある学生）、②「ちゃんとバリアフリーなのかの情報をインターネットなどで」（肢体不自由な学生）との意見等があった。</p> <p>イ オープンキャンパスにおける配慮</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>第二次まとめにおいて、高校等に「在籍する障害のある生徒が大学等への進学を希望するに当たって、これらの学校で提供されてきた支援内容・方法を大学等</p> | <p>図表 3- (1) -④</p> <p>図表 3- (1) -⑤</p> <p>図表 3- (1) -⑥ ～⑧</p> <p>図表 3- (1) -⑨</p> <p>図表 1-5 (再掲)</p> |
|---|---|

へ円滑に引き継げるように留意するとともに、これらの学校に対して大学等から支援体制や制度、取組について情報発信を強化していくことが重要である。このため、大学等は、以下の点に留意して関連の取組を進めることが必要である」

(6. (2) 本文) とし、「障害のある入学希望者等からの問合せを受け付ける相談窓口等を整備するとともに、これらの相談窓口や、入試時・入学後に受けられる支援内容について、オープンキャンパスや入学説明会等の機会を利用し、生徒や保護者、高校等の教職員に幅広く発信するよう努める」(6. (2) ③) とされている。

【調査結果】

オープンキャンパス(大学説明会)について、障害のある受験希望者も参加が可能であり、この機会を利用して、①希望する大学の障害支援担当部署の開設する相談窓口において、修学支援の内容等を確認するとともに、②実際に構内を自由に移動して、施設や設備を確認することもできる。大学としても、障害のある受験希望者に対して、事前に入学試験時や入学後の合理的配慮等について説明し、相談に応じておくことにより、受験希望者等の疑問や不安を解消し又は緩和し、安心感を持ってもらうこともできる。

今回、調査対象7国立大学法人のオープンキャンパスにおける障害のある受験希望者に対する配慮の状況について調査した結果、次のような状況であった。

- ① いずれの国立大学法人も、障害のある受験希望者について、配慮の希望があれば、可能な限り対応する等の方針を表明している。
- ② ホームページで、障害のある受験希望者等に対し、配慮の申出(窓口)について案内している(5大学: 福井大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、和歌山大学)。
- ③ ホームページで、オープンキャンパスでも相談窓口を設置し、受験時の特別措置や入学後の支援内容などの相談や情報提供を行っている旨案内しているものの、障害のある受験希望者向けのページではなく、入学後の学生向けの「障害のある学生への支援」のページに掲載している(1大学: 滋賀大学)。
- ④ ホームページでは、特に障害のある受験希望者向けに、配慮の申出等の案内を行っていない(1大学: 奈良女子大学)。
- ⑤ 7国立大学法人の中には、次のとおり、独自の取組等を行っている例もみられる。
 - i) 障害学生支援ルームの「受験生の方へ」のページで、オープンキャンパスの意義など分かりやすく具体的に案内するとともに、障害のある参加希望者には、同種の障害のある先輩学生との懇談(毎年、2、3組の実績あり)も案内している例(京都大学)
 - ii) 大学のオープンキャンパスに関するページ及びキャンパスライフサポートルームの入学希望者向けのページでオープンキャンパスでの事前の支援の申出を案内するとともに、オープンキャンパス当日は、キャンパスライフサポートルームが、個別相談ブースを設け、修学支援の相談を受け付けている例(和歌山大学)

なお、私立大学には、①障害のある受験希望者向けに、説明会や個別相談等を

図表 3- (1) - ⑩

図表 3- (1) - ⑪

| | |
|--|--------------------------|
| <p>実施した例（関西学院大学、立命館大学、龍谷大学）、②学生企画による聾学校の生徒を対象としたミニ・オープンキャンパスを開催した例（立命館大学）も見受けられる。</p> <p>（障害のある学生の意見等）</p> <p>障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）において、国立大学に在籍する学生から、「高校2年生ぐらいのときに大学の方と直接相談できる機会を設けていただき、そこでの情報提供が望ましい」（視覚障害のある学生）との意見があった。</p> <p>同様に、公立・私立大学に在籍する学生からは、①「実際に通っている学生に話を聞く機会があれば、「生の声」が聞ける（ホームページに載っていないことも）」（聴覚障害及び言語障害のある学生）、②「現在、通っている大学を志望したのは、オープンキャンパスのときに情報保障に関する話を聞いて、ノートテイカー制度があると分かったためです。」（聴覚障害及び言語障害のある学生）、③「現在通っている大学を志望したのは、オープンキャンパスの際、入試部の方が困り事などについて、熱心に話を聞いてくれたことが理由の一つ」（肢体不自由な学生）、④「オープンキャンパスで十分な支援の内容を受けられなかったことがある」（発達障害のある学生）とする意見等があった。</p> | <p>～⑫</p> <p>図表3-1-⑬</p> |
| <p>ウ 事前相談</p> <p>【調査結果】</p> <p>調査対象7国立大学法人の平成29年度学部一般入学者選抜（入学試験）に係る事前相談の実施状況を調査した結果、次のような状況であった。</p> <p>① 事前相談の申請期限について、独立行政法人大学入試センターの試験に参加する国立、公立、私立の各大学が同センターと協力して同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施する大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）の期日（平成29年1月14日及び15日）より後に設定し、同試験の結果を踏まえた上で、出願できるよう配慮しているもの2大学（福井大学、滋賀大学）</p> <p>② 「特別な配慮を要しない場合」に限り、同様の取扱いとしているもの1大学（和歌山大学）</p> <p>③ 配慮内容によって準備に時間を要するため、センター試験の期日よりも前に、期限を設定しているもの4大学（京都大学、大阪大学、神戸大学、奈良女子大学）。</p> <p>ただし、これら4大学について、当局が調査したところ、その運用において、i) 「原則、12月末まで」としているが、不慮の事故など1月以降の相談であっても、配慮可能な内容であれば対応する（京都大学）、ii) 特別な準備を必要としない程度の場合、期限後であっても申請を受け付け、入学試験日までに対応できる範囲で配慮を講じる（大阪大学）、iii) 期限後であっても、可能な範囲で配慮を講じている（神戸大学）、iv) 期限後であっても申請を受けている。ただし、点字による出題など配慮内容によっては対応できない可能性がある（奈良女子大学）など、期限後であっても、申請を受け付け、可能な配慮を行うなど</p> | <p>図表3-1-⑭</p> |

| | |
|--|---|
| <p>弾力的な対応としている。</p> <p>しかし、このような期限の経過後の弾力的な対応について、ホームページに掲載するなどしていないため、障害のある受験希望者等には、明確に伝わっていないものとみられる。期限を厳密にとらえ、申請を断念するおそれもある（奈良女子大学）。</p> <p>なお、大阪府立大学は、学生募集要項（一般入試）において、受験上の配慮の事前相談の期限をセンター試験の期日より前に設定しているものの、期限後でも「可能な限り対応」する旨明記している。併せて、申請の内容によって、時間を要することがあるので、「できるだけ早い時期に」申し出るよう、注意喚起も行っている。</p> | <p>図表 3-1(1)-⑮</p> |
| <p>エ 大学キャンパスまでのアクセス</p> <p>【制度の概要】</p> <p>通学における合理的配慮について、第一次まとめでは、「通学については、大学等が学生本人に通学が可能であることを確認するとともに、必要に応じ、自治体やNPO等による地域の支援が受けられるかを確認し、学生に対し情報を提供することが重要である」(5.(3))とされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、障害のある方々と大学キャンパス内のバリアフリー状況について協働点検（後述参照）した結果、最寄駅からバスに乗り換えて、大学キャンパスに行く際に以下の状況がみられた。</p> <p>① 滋賀大学では、最寄駅から大学までの直行バスが運行されているが、バリアフリー対応バスが運行されていない。大学のホームページに当該直行バスの時刻表が掲載されているので、そこにバリアフリー対応のバスが運行していない旨やバス会社の連絡先が掲載されていれば、事前に対応できる。</p> <p>② 和歌山大学では、最寄駅から大学までバリアフリー対応のバスが運行されているが、対応されていないバスもあるため、現在ホームページに掲載しているバス時刻表にバリアフリー対応バスの運行時刻を表示するか、バス会社のホームページにリンクを貼れば運行時刻に合わせて出発できる。</p> | <p>図表 1-2（再掲）</p> <p>図表 3-1(1)-⑯</p> <p>図表 3-1(1)-⑰</p> |
| <p>【改善所見】</p> <p>したがって、国立大学法人は、障害のある受験希望者等の利便の一層の向上を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① ホームページのアクセシビリティについて、視覚障害のある受験希望者等にとって、利用しやすく、分かりやすいよう、一層の充実を図ること。</p> <p>② バリアフリーマップについて、早期に作成し、公表すること。</p> <p>また、作成済みのバリアフリーマップ又はフリーアクセスマップについて、他の大学の取組も参考とし、ユーザーである障害のある受験希望者や学生等の立場から、より分かりやすく使いやすいものとなるよう、一層の充実を図ること。</p> <p>③ オープンキャンパスにおける配慮の申出等について、ホームページで適切に案</p> | |

| | |
|---|--|
| <p>内すること。</p> <p>また、障害のある受験希望者等がオープンキャンパスに参加しやすくなるよう、他の大学における取組も参考とし、創意工夫を検討すること。</p> <p>④ 入学試験に係る事前相談の申請期限について、センター試験日より前に設定する場合、期限の経過後であっても受理できる旨ホームページ等で周知すること。ただし、対応の準備期間が短くなることにより、十分な措置が講じられないおそれがある場合には、その旨注意喚起すること。</p> <p>⑤ 大学行きのバリアフリー対応のバスの運行情報等について、ホームページ等で案内すること。</p> | |
|---|--|

図表 3- (1) -① 視覚障害者の立場によるホームページの点検結果 (日本ライトハウス委託調査)

[福井大学]

○調査日：平成 29 年 8 月 18 日～22 日

【トップページ (http://www.u-fukui.ac.jp/) のアクセシビリティ】



・ 「ロービジョン対応」について、

- ① 「HEADLINE」の「入試情報」など写真画像のないリンクアイコンが「白抜き文字」になっていてコントラストが悪い上、大学のマークが背景となっているため視認しにくい。[(1)① i]
- ② 画像やアイコンなど、マウスポインタを当てると白っぽくなり、コントラストが下がり視認しにくい。[(1)① i]
- ③ スライドショーの表示時間が約 6 秒と短いため、拡大しても読み終える前に画像が切り替わってしまう。[(1)① ii]

<改善方向>

- ① について、背景の大学のマークを削除、文字部分を「白抜き」から黒字に変更するなどの改善が望まれる。
- ② について、マウスポインタで示した箇所に枠を表示する、色反転するなどの変更等が望まれる。
- ③ について、マウスポインタを持って行くと表示が変わらないようにする。

・ 「音声でのアクセス」について、

- ① 「HEADLINE」の「イベントニュース」の画像に代替テキストが設定されていないものが多く、音声でアクセスできない。[(1)② i]
- ② ページ下部の右の方  及び  の画像リンクに、それぞれ「前頁に戻る」、「頁先頭に戻る」などの代替テキストが設定されておらず、音声では何のリンクか不明である。[(1)② ii]

(注) 代替テキストとは、Web サイト内に含まれている画像や動画が何らかの原因で表示されなかった時や、視覚障害者などが音声読み上げソフトを使用する時に代わりに表示するテキスト

<改善方向>

- ① 及び② について、alt タグで代替テキストを設定する。

【情報検索：教育学部を抽出】

・ 「キャンパスツアー」のページ

アクセス経路：トップページ→受験生の方へ→イベント情報→キャンパスツアー

階層数：4

URL：http://www.u-fukui.ac.jp/user_admission/event/campustour/

HTML で掲載されており、確認は容易に行える。

(注) Hyper Text Markup Language。Web ページを作るための最も基本的なマークアップ言語の一つ

・ 「入試日程」のページ

アクセス経路：トップページ→受験生の方へ→入試情報→入試日程・募集人員・募集要項→学部・入試日程

階層数：5

URL：http://www.u-fukui.ac.jp/user_admission/examination/essential_point/schedule/

- ① 音声読み上げソフト PC-Talker を使うと、「表」形式の内容を読み取る機能がないため、見出しと内容とを関連付けて理解しにくく困難。
- ② これに対して、音声読み上げソフト JAWS 又は NVDA を使うと、表読み機能を使用することで日程を確実に確認可能であり、ソフトによって反応が異なる。
- ③ ロービジョン対応からは、
 - i) 拡大すると、拡大率 175%から表の右端が表示されず、拡大率 215%から表の下にスクロールバーが表示されるが、その間、スクロールバーの表示もなく確認の手段がない。
 - ii) 背景色が暗く、文字がグレーで薄い部分があり、視認しにくい。

<改善方向>

①、②について、どのソフトを使用しても把握しやすいよう、表の構成を単純にする又は表以外の表示方法にするなどの対応が必要。

③の i) について、画面サイズ以上に大きくならない方法での表示が望ましい。

③の ii) について、文字を黒にするなどの対応が望ましい。

・「募集人員」のページ

アクセス経路：トップページ→受験生の方へ→入試情報→入試日程・募集人員・募集要項→学部・入試日程→教育学部・教育学研究科→募集人員

階層数：7

URL：http://www.u-fukui.ac.jp/user_admission/examination/essential_point/edu/dept/number/

①PC-Talker を使うと、「入試日程」よりも表の構成が細かく、内容把握が困難。

②JAWS 又は NVDA を使うと、表読み機能を使用することで日程を確実に確認することが可能であり、ソフトによって反応が異なる。

③ロービジョン対応からは、上記「入試日程」と同様に、

i) 拡大すると表の右端が表示できなくなり、スクロール操作が必要になる、

ii) 背景色が暗く、文字の薄い部分があり、視認しにくい。

<改善方向>

①及び②について、どのソフトを使用しても把握しやすいよう、表の構成を単純にする又は表以外の表示方法にするなどの対応が必要。

③の i) について、画面サイズ以上に大きくならない方法での表示が望ましい。

③の ii) について、文字を黒にするなどの対応が望ましい。

・「募集要項」のページ

アクセス経路：トップページ→受験生の方へ→入試情報・募集要項→学部・入試日程→教育学部・教育学研究科→募集要項→昨年度（平成 29 年度）募集要項→4423KB

階層数：8

URL：http://www.u-fukui.ac.jp/admission/admission_sect/old_pdf/583251.pdf

①PC-Talker を使うと、PDF ファイルの内容は部分的に読み上げないところがある。[(3) ii]

②JAWS 又は NVDA を使うと、PDF ファイルを表示しても、そのままでは読み上げずに確認できない。範囲選択を行いコピーしてメモ帳に貼り付けて確認はできるが、手間が掛かる。また、リンク名が「4423KB」となっており、何なのか判別しにくい。[(3) ii]、[(3) i]

③ロービジョン対応からは、PDF ファイルについて、拡大表示ではスクロールする必要があり、操作に時間が掛かる。[(3) iv]

<改善方向>

①、②について、ファイル形式を「PDF」又は「テキスト」のどちらか選択できることが望ましい。

③について、テキストファイルも選択できることが望ましい。

・「入試及び修学についての事前相談」のページ

アクセス経路：トップページ→受験生の方へ→入試データ→障がいのある入学志願者との事前相談

階層数：4

URL：http://www.u-fukui.ac.jp/user_admission/admission_data/sochi/

掲載部分の内容把握は容易にできるが、「入試データ」のリンクに相談等の情報が掲載されているとは想像しにくい。[(4) i]

<改善方向>

「入試情報」のリンクに含むなど、目的の項目が探しやすいような構成の工夫が望まれる。

・ 「修学に当たっての支援内容・体制に関する事項」のページ

修学に当たっての支援内容について、詳しい記載がなかったので、どのような支援があるのか確認できない。[(5) i]

なお、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程における留意事項（学生関係）」

（アクセス経路：トップページ→大学案内→情報公開→公開情報→障害を理由とする差別の解消の推進に関する規定等の公表→学生関係）

階層数：6

URL：http://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/ryuijiko_gakusei28.pdf

- ①PC-Talker を使うと、PDF ファイルのため読み上げない部分がある。
- ②JAWS を使うと、読み上げはできない。
- ③NVDA を使うと、そのまま読み上げて確認ができる。

<改善方向>

- ①、②について、ファイル形式を「PDF」又は「テキスト」どちらか選択することが望ましい。

・ 「学生総合相談室」のページ

（アクセス経路：トップページ→学生生活・就職→学生総合相談室）

階層数：4

URL：http://soudan.ad.u-fukui.ac.jp

「障がい」と明記されていないので、障害に関するワークショップの記事からの確認となる。

<改善方向>

- 必要な情報を見付けやすくする工夫が望まれる。

・ 「教育学部アドミッションポリシー」のページ

（アクセス経路：トップページ→教育学部→福井大学教育学部・教育学研究科→アドミッションポリシー）

階層数：4

URL：http://www.u-fukui.ac.jp/user_admission/examination/admi_policy/edu01/

- ①内容にたどり着けば、確認は容易にできる。
- ②リンク名が「アドミッションポリシー」となっており、「教育学部」をたどっているので、同学部のもので判断できるが、分かりやすいとは言えない。
- ③ロービジョン対応からは、背景色が暗く、コントラストが低い。

<改善方向>

- ②について、リンクが「アドミッションポリシー（教育学部）」のように教育学部であることを明記するなどの工夫が望まれる。
- ③について、文字を太く濃くする、背景色を明るくするなどの工夫が望まれる必要な情報を見付けやすくする工夫が望まれる。

・ 「教育学部ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー」のページ

（アクセス経路：トップページ→教育学部→福井大学教育学部・教育学研究科→ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）

階層数：4

URL：http://www.f-edu.u-fukui.ac.jp/edu2/wp-content/uploads/2015/12/2016_faculty_cp-dp.pdf

- ①PDF ファイルではあったが、ブラウザ内でそのまま読み上げて確認できる。
- ②リンク名が「ディプロマポリシー」、「カリキュラムポリシー」となっており、上記「アドミッションポリシー」と同様、教育学部のもので判断できるが、分かりやすいとは言えない。
- ③ロービジョン対応からは、PDF ファイルの文字が「明朝体」であり視認しづらい。

<改善方向>

- ②について、リンクが「ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー（教育学部）」のように教育学部であることを明記するなどの工夫が望まれる。
- ③について、ゴシック体などの見やすい文字への変更が望ましい。

・ 「シラバス」のページ

アクセス経路：トップページ→在校生の方へ→授業・履修・シラバス等→文教キャンパス→シラバス検索システム（2015～）
階層数：5
URL：https://syllabus1.sao.u-fukui.ac.jp/

検索システムで各項目を選択し実行できる。結果は表になっているが、読み上げも正しく把握できる。講義詳細ページの読み上げも問題なく行える。

[滋賀大学]

○調査日：平成29年8月18日～22日

【トップページ（http://www.shiga-u.ac.jp/）のアクセシビリティ】

・ 「ロービジョン対応」について

①背景色を「標準」で見た場合、i)「携帯サイト」、「よくある質問」、「大学紹介」、「入学案内」、「教育支援システム」及び「教育情報の公表」などのリンク文字、ii)「大学からのお知らせ」、「一覧」及び「RSS」の文字、iii)日付表示の文字、iv)大学名と住所の文字など、ページ内の多くの文字が背景色（白）とのコントラストが低い上、輪郭もぼやけており視認性が悪い。[(1)①i]

②背景色を「青」、「黄」、「黒」など標準以外に設定すると「大学からのお知らせ」リストの日付の文字及び大学名と住所はコントラストが強くなり、見やすくなる。[(1)①i]

③背景色を「青」、「黄」、「黒」など標準以外に設定しても、その他のリンク等の文字部分は背景が白いまま残るため、視認性が低い。[(1)①i]

④中央のスライド式の画像リンクの各画像にある「詳しくはこちら」のボタンのコントラストが低く、視認性が低い。[(1)①i]

⑤スライドショーの表示時間が約10秒と短いため、拡大して読んでいる場合、読み終わらないうちに画像が切り替わってしまう。[(1)①ii]

⑥レスポンシブデザインには対応しているが、拡大表示してもすぐには切り替わらないため、切り替わるまでスクロール操作が必要になる。[(1)①iii]

(注)1 画面右上に、「背景色」を選択できる機能が設けられている（「標準」、「青」、「黄」、「黒」の4とおりを選択可能）。いずれのページでも、この機能はそのまま表示されており、視覚障害のある受験希望者等は、適したものを選択し、読むことができる。

2 レスポンシブデザインとは、パソコン、タブレット及びスマートフォンなど複数の異なる画面サイズをWebサイト表示の判断基準にして、ページのレイアウト・デザインを柔軟に調整すること。

<改善方向>

①について、文字色を黒くはっきりしたものにするなどして、コントラストを上げる。

③について、文字部分の背景も合わせて変化させる。

④について、文字色を黒くするなどして、コントラストを上げる。

⑤について、マウスポインタを持って行けば表示が変わらないようにする。

⑥について、常にレスポンシブデザインで表示できるような対応が望まれる。

・ 「音声でのアクセス」について

スライドショーの画像リンクに代替テキストがなく、「詳しくはこちら」の画像リンクに「もっと詳しく」の代替テキストがあるのみなので、音声ではリンクの内容がわからない。[(1)②i]

<改善方向>

altタグで代替テキストを設定する。

【情報検索：教育学部を抽出】

・ 「オープンキャンパス」のページ

（アクセス経路：トップページ→入学案内→オープンキャンパス→オープンキャンパス 2017 [大津キャンパス/学部]
階層数：4
URL：http://www.shiga-u.ac.jp/admission/open_campus/open_campus_oc/edu_oc/

- ①HTML で掲載されており、容易に内容把握できる。
- ②ロービジョン対応からは、
 - i)文字はゴシックでも薄い色の文字があり、拡大しても視認しづらい。[(2) i]
 - ii)リンクにマウスポインタを当てると青色になるが、変化も感じにくく視認しづらい。[(2) ii]

<改善方向>

- ②の i)について、文字は太めの黒ゴシック体にするなどの対応が望まれる。
- ②の ii)について、枠をつけるなど、文字色の変化以外の工夫が望まれる。

・ 「入試日程、募集人員」のページ

（アクセス経路：トップページ→入学案内→受験案内→教育学部→詳細
階層数：5
URL：http://www.shiga-u.ac.jp/admission/examination_info/exam_edu/exam_edu_first

- ①音声読み上げソフト PC-Talker を使うと、表の部分は内容の把握が難しい
- ②これに対し、音声読み上げソフト JAWS 又は NVDA を使うと、表読み上げ機能を利用して内容を確認できる。リンク名が「詳細」となっているが、「前期日程」の文言も読み上げるため判別に問題はない。
- ③ロービジョン対応からは、拡大表示しても、実施日程の表の「出願期間」と「前期日程・後期日程」の交わる日付（平成 30/1/22（月）～1/31（水））のポイント数が小さい。

<改善方向>

- ①について、どのソフトを使用しても把握しやすいよう、表の構成を単純にする又は表以外の表示方法にするなどの対応が必要。
- ③について、大きさを揃える。

・ 「選抜方法」のページ

（アクセス経路：トップページ→入学案内→受験案内→教育学部→選抜方法
階層数：5
URL：http://www.shiga-u.ac.jp/wp-content/uploads/2017/07/H30_senbatsuhouhou_ippannyushi.pdf

- ①リンクに PDF ファイルと明記されていない。通常と読み上げが違うことで判断しなければならない。
- ②PDF ファイルでもブラウザでそのままの読み上げができる。
- ③PC-Talker を使うと、表は見出しと内容の関連が分からず、内容把握が難しい。
- ④JAWS 又は NVDA を使うと、結合されている行などがある表のため内容の確認が容易ではない。
- ⑤ロービジョン対応からは、PDF ファイルの内容がほぼ明朝体で表記されており、拡大しても見づらい。

<改善方向>

- ①について、リンクを「選抜方法（PDF）」のように、開く前に PDF であることが分かるような表示をする。
- ③、④について、単純な表形式にするか、表以外の箇条書きなどの記載であることが望ましい。
- ⑤について、ゴシック体で表記する。

・ 「試験科目」のページ

（アクセス経路：トップページ→入学案内→受験案内→教育学部→試験科目
階層数：5
URL：http://www.shiga-u.ac.jp/wp-content/uploads/2017/07/H30_shikenkamoku_kyouiku.pdf

- ①リンクに PDF ファイルであることが明記されていない。通常と読み上げが違うことで判断しなければならない。

- ②PDF ファイルの読み上げはできない。
- ③内容をコピーし、「メモ帳」にペーストしてもレイアウトが崩れ、正しい内容は把握できない。
- ④ロービジョン対応からは、上記「選抜方法」⑤と同じく、PDF ファイルの内容がほぼ明朝体で表記されており、拡大しても見づらい。

<改善方向>

- ①について、リンクを「試験科目 (PDF)」のように、開く前に PDF であることが分かるような表示をする。
- ②、③について、複雑な表については、単純な表にするか、箇条書きにするなどの対応が望ましい。
- ④について、ゴシック体で表記する。

・ 「学生募集要項」のページ

アクセス経路：トップページ→入学案内→募集要項請求案内→一般入試学生募集要項
階層数：4
URL：http://www.shiga-u.ac.jp/wp-content/uploads/2013/02/ippangakuseibosuyoukou.pdf

- ①リンクに PDF ファイルとは明記されていない。通常と読み上げが違うことで判断しなければならない。 [(3) i]
- ②PC-Talker 又は JAWS を使うと、タイトル以外は全く読み上げず、内容は確認できない。 [(3) ii]
- ③NVDA を使うと、PDF ファイルをダウンロードして Acrobat Reader DC で開くと一部のページについては読み上げるが、内容把握は不十分で、非常に手間のかかる作業となる。 [(3) ii]
- ④ロービジョン対応からは、上記「選抜方法」及び「試験科目」と同じく、PDF ファイルの内容がほぼ明朝体で表記されており、拡大しても見づらい。 [(3) iii]

<改善方向>

- ①について、リンクを「学生募集要項 (PDF)」のように、開く前に PDF であることが分かるような表示をする。
- ②、③について、docx や txt 形式での提供もあればよい。
- ④について、ゴシック体で表記する。

・ 「入試及び修学についての事前相談」のページ

アクセス経路：トップページ→入学案内→受験案内→教育学部→障害等のある入学志願者の受験上及び修学上の配慮に関する事前相談
階層数：5
URL：http://www.shiga-u.ac.jp/admission/examination_info/exam_barrierfree/

HTML で掲載されており、容易に内容を確認できる。

・ 「障がいのある学生への支援」のページ

アクセス経路：トップページ→学生生活と進路→大学生活→障がいのある学生への支援
階層数：4
URL：http://www.shiga-u.ac.jp/campuslife/campus_life/handicap_support/

事例などもあり分かりやすい。内容も把握しやすい。

・ 「滋賀大学 障がい学生支援室」のページ

アクセス経路：トップページ→学生生活と進路→大学生活→障がいのある学生への支援→滋賀大学 障がい学生支援室
階層数：5
URL：http://www.shiga-u.ac.jp/campuslife/campus_life/handicap_support/supportoffice/

- ①HTML で掲載されており、内容も容易に確認できる。
- ②支援窓口の連絡先も確認ができる。

・ 「滋賀大学における障がいのある学生への支援に関する受入れ姿勢と方針」のページ

アクセス経路：トップページ→学生生活と進路→大学生活→障がいのある学生への支援→滋賀大学における障がいのある学生への支援に関する受入れ姿勢と方針
階層数：5
URL：http://www.shiga-u.ac.jp/wp-content/uploads/2015/07/基本方針.pdf

①リンクにPDF ファイルであることが明記されていない。通常と読み上げが違うことで判断しなければならない。

②内容は読み上げることができ、確認することができる。

<改善方向>

①について、リンクを「滋賀大学における障がいのある学生への支援に関する受入れ姿勢と方針 (PDF)」のように、開く前にPDF であることがわかるような表示をする。

・ 「教育学部アドミッションポリシー」のページ

アクセス経路：トップページ→大学紹介→情報公開と情報保護→教育情報の公表→大津キャンパス→アドミッションポリシー（教育学部）

階層数：6

URL：http://www.shiga-u.ac.jp/admission/examination_info/exam_edu/exam_edu_admissionpolicy/

①階層はやや深い。

②HTML で掲載されており、内容を確認しやすい。

③リンクがアドミッションポリシー（教育学部）となっており、目的のリンクであることが理解しやすい。

・ 「教育学部カリキュラムポリシー」のページ

アクセス経路：トップページ→大学紹介→情報公開と情報保護→教育情報の公表→大津キャンパス→カリキュラムポリシー（教育学部）

階層数：6

URL：http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/public-education_ootsu/kyouiku/edu_curriculumpolicy/

①HTML で掲載されており、内容を確認しやすい。

②リンクがカリキュラムポリシー（教育学部）となっており、目的のリンクであることが理解しやすい。

・ 「教育学部ディプロマポリシー」のページ

アクセス経路：トップページ→大学紹介→情報公開と情報保護→教育情報の公表→大津キャンパス→ディプロマポリシー（教育学部）

階層数：6

URL：http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/public-education_ootsu/kyouiku/edu_diplomapolicy/

①HTML で掲載されており、内容を確認しやすい。

②リンクがディプロマポリシー（教育学部）となっており、目的のリンクであることが理解しやすい。

・ 「シラバス」のページ

アクセス経路：トップページ→学生生活と進路→シラバス

階層数：3

URL：https://success.shiga-u.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/searchMain.aspx

①階層が少なく分かりやすい。

②検索項目選択を行って検索を実行できる。結果の表は読み上げも正しい。

③ロービジョン対応からは、項目の配色が淡い色で見にくい。

<改善方向>

③について、濃い色に白抜き文字にするなど、コントラストを上げるとよい。

[京都大学]

○調査日：平成 29 年 8 月 18 日～22 日

【トップページ (http://www.kyoto-u.ac.jp/ja) のアクセシビリティ】

・ 「ロービジョン対応」について

スライドショーはどのリンクも前面画像と背景画像が重なる状態で表示され、文字部分が非常に読みにくい。[(1)①iv]

<改善方向>

文字部分は背景画像と重ねない。

・ 「音声でのアクセス」について

- ①メニューの「京大について」、「入試・高大連携」の下の▼マークを選ぶとサブメニューが表示される方式は使いやすいが、代替テキストがないため、何のリンクか分からない。[(1)②ii]
- ②上部のスライドショーが動いていると、音声で1つのリンクを読み終わる前にスライドショーがどんどん進んでしまう。音声で全部のリンクを順番に読むことができない。スライドショーを停止させ、初めから順番に見ることはできるが、方法を見付けにくい。また、操作が非常に煩雑になる。[(1)②iii]
- ③下部の小さなスライドショーの画像に代替テキストがない。[(1)②i]

<改善方向>

- ①について、「サブメニューの表示」などの代替テキストを入れる。
- ②について、スライドショー内のリンクの一覧表示をさせる。または、スライドショーを順番に音声で読ませる方法を知らせる。
- ③について、代替テキストを設定する。

【情報検索：文学部を抽出】

- ・ 全体的に目的のリンクにたどり着くまでの背景色が暗く、文字が青色の箇所が多く、視認性が悪い。

<改善方向>黒文字にするなどの変更が望ましい。

・ 「オープンキャンパス」のページ

アクセス経路：トップページ→入試・高大連携→オープンキャンパス→京都大学オープンキャンパス 2017
階層数：4
URL：http://www.nyusi.gakusei.kyoto-u.ac.jp/

- ①「京都大学オープンキャンパス 2017」のリンクはその下にある URL になっており、少々分かりにくい。[(2)iii]
- ②ロービジョン対応からは、
 - i) 全体的にはっきりとした色遣いで見やすいが、マウスポインタを当てた時にグレーに変化するの視認しづらい。[(2)ii]
 - ii) スライドショーの切り替わりが約3秒ととても速い。[(2)iv]

<改善方向>

- ①について、「京都大学オープンキャンパス 2017」の文字がリンクになっていると分かりやすい。
- ②のi)について、コントラストの高い色にする、枠をつけるなどの工夫があるとよい。
- ②のii)について、トップページのように、マウスを当てると止まるような環境が望ましい。

・ 「一般入試選抜要項」のページ

アクセス経路：トップページ→入試・高大連携→一般入試→学部入学者選抜要項→平成30年度 学部一般入試選抜要項 PDF版→全ページ版 (PDF: 1.05MB)
階層数：6
URL：http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/admissions/undergrad/requirements/documents/h30/30_all.pdf

- ①どのページを開いてもページ前半に SNS へのリンクが4種類もあり、目的のリンクに到達するのに手間が掛かる。[(3)v]
- ②「平成30年度 学部一般入試選抜要項 (PDF版)」の文字がリンクになっておらず、その下に記載された URL アドレスがリンクになっているので、音声ではわかりにくい。[(3)vi]
- ③上記の「オープンキャンパス」のページと同様に、リンクは URL となっており、少し分かりにくい。[(3)vi]

- ④リンクにPDFであることが明記されているが、ブラウザで開けないため読み上げができない。[(3) ii]
- ⑤PDF ファイルをダウンロードして Acrobat Reader DC で開いても、内容については読み上げない。[(3) ii]
- ⑥ロービジョン対応からは、
 - i) 一覧の表を拡大したとき、画面サイズ以上に大きくならないため、スクロール操作の必要がなく見やすい。
 - ii) PDF ファイルでは丸みのあるゴシック体が使われている。明朝体よりは見やすい。

<改善方向>

- ①について、SNS リンクの順番をページの最後の方に持っていくとよい。
- ②、③について、「平成 30 年度 学部一般入試選抜要項 (PDF 版)」の文字をリンクにするとよい。
- ④、⑤について、PDF ファイルをテキストベースで作成する。あわせて docx や txt 形式での提供もあればよい。

・ 「募集要項」のページ

アクセス経路：トップページ→入試・高大関係→一般入試→学生募集要項→
平成 29 年度京都大学一般入試学生募集要項 (PDF) (1.75MB)
階層数：5
URL：http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/admissions/undergrad/bosyuu/documents/2017/H29-all_Application_Requirements.pdf

「一般入試選抜要項」のページと同様に、PDF の内容は Acrobat Reader DC を用いても把握できない。[(3) ii]

<改善方向>

PDF ファイルをスクリーンリーダーでも確認ができるようにテキストベースで作成、あわせて docx や txt 形式での提供もあればよい。

・ 「障害学生支援ルーム」のページ

アクセス経路：トップページ→教育・学生支援→その他学生生活支援→障害学生支援→障害学生支援ルーム
階層数：5
URL：http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/campus/support/counseling

修学に当たっての支援内容・体制に関する事項や、障害のある学生支援の担当部署についての情報が掲載されており、内容について理解しやすい。

・ 「文学部アドミッションポリシー」のページ

アクセス経路：トップページ→教育・学生支援→ポリシー→学部アドミッションポリシー→文学部アドミッションポリシー
階層数：5
URL：http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/policy/ad_policy/undergrad/bungaku.html

- ①HTML で掲載されており、容易に内容が把握できる。
- ②リンク名が「文学部アドミッションポリシー」となっており、目的のリンクであることが分かりやすい。

・ 「文学部カリキュラムポリシー」のページ

アクセス経路：トップページ→教育・学生支援→ポリシー→カリキュラムポリシー→学部カリキュラムポリシー→
文学部 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)
階層数：6
URL：http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/policy/cu_policy/gakubu_cu/bungaku.html

- ①HTML で掲載されており、容易に内容が把握できる。
- ②リンク名が「文学部 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)」となっており、目的のリンクであることが分かりやすい。

・ 「文学部ディプロマポリシー」のページ

アクセス経路：トップページ→教育・学生支援→ポリシー→ディプロマポリシー→学部ディプロマポリシー→
文学部 学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)
階層数：6
URL：http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/policy/de_policy/gakubu_de/bungaku.html

①HTML で掲載されており容易に内容が把握できる

②リンク名が「文学部 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」となっており、目的のリンクであることが分かりやすい。

・ 「シラバス」のページ

アクセス経路：トップページ→教育学生支援→授業科目・授業内容等→シラバス→文学部→日本語授業
階層数：6

URL：http://ocw.kyoto-u.ac.jp/syllabuses/101/4

①特に「教育・学生支援」のページでリンクが非常に多く、目的の項目を探すのが困難。

②講義名がリンクになっており検索しやすく、内容を容易に把握できる。

③ロービジョン対応からは、レスポンシブデザインに対応しておらず、スクロール操作が必要で内容確認しづらい。

<改善方向>

①について、検索しやすい構成が望まれる。

③について、レスポンシブデザイン対応が望まれる。

[大阪大学]

○調査日：平成 29 年 8 月 18 日～22 日

【トップページ (http://www.osaka-u.ac.jp/ja) のアクセシビリティ】

・ 「ロービジョン対応」について

①レスポンシブデザインには対応しているが、拡大表示してもすぐには切り替わらない。かなり拡大表示する必要があり、切り替わるまでスクロール操作が必要になる。[(1)①iii]

②全体的に画像が多く、視認性が低い。[(1)①v]

<改善方向>

①について、常にレスポンシブデザインに対応する。または、すぐに切り替わることが望まれる。

②について、レスポンシブデザイン表示では、文字による項目になり見やすいため、切り替えを早めるなどの対応が望まれる。

・ 「音声でのアクセス」について

ページ内のほぼすべての画像ファイルに代替テキストが設定されておらず、内容が分からない。[(1)②i]

<改善方向>

alt タグで代替テキストを設定する。

【情報検索：文学部を抽出】

全体を通して、詳細内容は「全てを見る」、「続きを見る」というリンクが多い。音声でも判断しづらく、リンクの配色も目立たないことから、ロービジョンにも分かりづらい。

<改善方向>

具体的な名称のリンクがあることが望ましい。また、リンクがある箇所が分かりやすいよう、文字色や囲みなどの工夫が望まれる。

・ 「オープンキャンパス」のページ

アクセス経路：トップページ→入学情報→オープンキャンパス（大学説明会）→文学部→こちらのページ
階層数：5

URL：http://www.let.osaka-u.ac.jp/ja/admissions/event_OC2017

①階層がやや深い。

②文学部オープンキャンパスの詳細のリンク名が「こちらのページ」と表記されており、読み方によっては読み飛ばす可能性が大きい。たどり着くのが困難。[(2) v]

③ロービジョン対応からは、文字が太いゴシックで見やすいが、リンク部分がほかの文字色とほぼ変わらないため分かりにくい。[(2) ii]

<改善方向>

②について、リンクを「オープンキャンパスはこちら」のようにリンク先が何についてかを表記することが望ましい。

③について、「入試及び修学について」のページのように、文字色の変化をつけると見やすくなる。

・ 「入学選抜要項」のページ

アクセス経路：トップページ→入学情報→学部・学科入試→平成30年度入試【平成30年4月入試】→平成30年度入学者選抜要項_表紙

階層数：5

URL：http://www.osaka-u.ac.jp/ja/admissions/faculty/general/files/h30senbatu_yoko.pdf

①PDFファイルであることはリンクを通り過ぎたところに記されており、実際には開いてからでないといけない。[(3) i]

②内容を読み上げないため、内容が把握できない。[(3) ii]

③Acrobat Reader DCでも読み上げない。[(3) ii]

<改善方向>

①について、リンクを「入学選抜要項 (PDF)」のように、開く前にPDFであることがわかるような表示をする。

②、③について、PDFをテキストで作成、あるいはdocxやTXT形式での提供もあればよい。

・ 「入試及び修学について」のページ

アクセス経路：トップページ→入学情報→入試関係問い合わせ先一覧

階層数：3

URL：http://www.osaka-u.ac.jp/ja/admissions/contact.html

階層が浅く、問い合わせ先一覧には容易にたどり着けるが、「障がいをもつ学生への支援に関すること」の情報までは遠い。[(4) ii]

<改善方向>

上部の「その他各種問い合わせ先」の例として「障がいをもつ学生」と入れるか、その項目自体を上部に掲載する。

・ 「障害学生支援ユニット」のページ

アクセス経路：トップページ→大学案内→障害学生支援ユニット

階層数：3

URL：http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/support_st/shien

修学に当たっての支援内容について簡潔に掲載されており、相談する部署について容易に把握できる。

・ 「文学部アドミッションポリシー」のページ

アクセス経路：トップページ→入学情報→学部・学科入試→

各学部・研究科のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）→詳細

階層数：5

URL：http://www.osaka-u.ac.jp/ja/admissions/files/001bun.pdf

①PDFファイルであるがテキストで作成されており、容易に読み上げられる。

②リンク名が「詳細」となっているため分かりにくい。

<改善方向>

②について、リンク名を「文学部アドミッションポリシー (PDF)」のように、文学部のアドミッションポリシーであること、PDFファイルであることが判断できるような工夫が望まれる。

・ 「文学部カリキュラムポリシー」のページ

アクセス経路：トップページ→大学案内→教育情報の公表→カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）→文学部
階層数：5
URL：http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/announcement/files/program_school.pdf#page=9

- ①リンク名が「文学部」となっており、通り過ぎてしまう可能性がある。
- ②PDFであることが明記されておらず、内容も読み上げない。

<改善方向>

- ①について、リンク名を「文学部カリキュラムポリシー（PDF）」のように、文学部のカリキュラムポリシーであること、PDFファイルであることが判断できるような工夫が望まれる。
- ②について、PDFをテキストで作成、あるいはdocxやtxt形式での提供もあるとよい。

・ 「文学部ディプロマポリシー」のページ

アクセス経路：トップページ→大学案内→教育情報の公表→ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）→文学部
階層数：5
URL：http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/announcement/files/program_school.pdf#page=8

いずれも上記「文学部カリキュラムポリシーと同じく、

- ①リンク名が「文学部」となっており、通り過ぎてしまう可能性がある。
- ②PDFであることが明記されておらず、内容も読み上げない。

<改善方向>

- ①について、リンク名を「文学部ディプロマポリシー（PDF）」のように、文学部のディプロマポリシーであること、PDFファイルであることが判断できるような工夫が望まれる。
- ②について、PDFをテキストで作成、あるいはdocxやtxt形式での提供もあればよい。

※ 文学部の「アドミッションポリシー」、「カリキュラムポリシー」及び「ディプロマポリシー」については、別のサイトにも記載があり、こちらの方が経路・内容把握とともに分かりやすい。そのため、分かりやすいサイトへ誘導できるような構成が望ましい。また、PDFファイルよりも、HTML形式のほうが確認しやすい。

アクセス経路：トップページ→大学案内→教育情報の公表→教育研究上の目的、ポリシー等→文学部
階層数：4
URL：http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/announcement/main/policies/s-letters_policy.html

・ 「シラバス」のページ

アクセス経路：トップページ→大学案内→教育情報の公表→専門教育→カリキュラム→シラバス→文学部シラバスへのリンク
階層数：7
URL：https://koan.osaka-u.ac.jp/syllabus_ex/campus?view=view_syllabus_ex_refer_shozoku&func=function_syllabus_ex_refer_initial&s_code=00

- ①階層が深く探するのに手間取る。
- ②シラバス検索機能や結果の読み上げは問題なく行うことができる。

<改善方向>

- ①について、文学部の別サイト内でなく、大学トップや学生ページに掲載するなど、分かりやすい構成が望ましい。

[神戸大学]

○調査日：平成29年8月18日～22日

【トップページ（http://www.kobe-u.ac.jp/）のアクセシビリティ】

・ 「ロービジョン対応」について

- ①レスポンシブデザインには対応しているが、拡大表示してもすぐには切り替わらない。切り替わるまでスクロール操作が必要になる。[(1)①iii]

②中央のスライドショーは拡大しても一定のところでそれ以上の拡大ができなくなり、文字表示が消える。[(1)①vi]

<改善方向>

- ①について、常にレスポンスデザインで表示できるような対応が望まれる
- ②について、画像の変更、もしくは文字表示を大きくするなどの工夫が望まれる。

・ 「音声でのアクセス」について

特に大きな問題は見当たらないが、キーボードでリンクをたどると、「中文」→「English」→「検索」→「サイトマップ」→「アクセス・地図」→「お問い合わせ」→「教職員の方」→「企業・地域の方」→・・・と選択順が右から左になり、画面と音声を用いているユーザーにはわかりにくい。[(1)②iv]

<改善方向>

メニューは、左から右に向かって選択できることが望ましい。

【情報検索：文学部を抽出】

・ 「オープンキャンパス」のページ

アクセス経路：トップページ→オープンキャンパス・進路説明会→オープンキャンパス
階層数：3
URL：http://www.office.kobe-u.ac.jp/stdnt-examinavi/guidance/opencampus.html

- ①階層は浅く探しやすい。
- ②HTML で掲載されており、容易に内容が把握できる。

・ 「募集人員」のページ

アクセス経路：トップページ→入試情報→学部入学案内→入試の種類と入学定員（募集人員）→文学部
階層数：5
URL：http://www.kobe-u.ac.jp/admission/undergrad/sort/index.html#

- ①音声読み上げソフト PC-Talker を使うと、表の見出し項目と内容を関連付けて把握するのが困難。
- ②これに対して、音声読み上げソフト JAWS 及び NVDA を使うと、表読み上げ機能を使用して容易に内容を把握できる。
- ③ロービジョン対応からは、拡大すると表の右端が表示できなくなり、スクロール操作が必要になる。

<改善方向>

- ①について、表ではなく箇条書きになっているとわかりやすい。
- ③について、画面サイズ以上に大きくならない方法での表示が望ましい。

・ 「募集要項」のページ

アクセス経路：トップページ→入試情報→学生募集要項（一般入試）【平成 29 年度】→平成 29 年度学生募集要項（一般入試）(PDF 形式)
階層数：4
URL：http://www.office.kobe-u.ac.jp/stdnt-examinavi/files/H29_boshuuyoukou.pdf

リンク名に PDF 形式であることが明記されており、

- ①PC-Talker を使うと、PDF ファイルは先頭項目のみ読み上げ、そのほかは読み上げない。[(3) ii]
- ②JAWS を使うと、中身は読み上げるが、ページによっては全く読み上げないところがある。[(3) ii]
- ③NVDA を使うと、中身は読み上げない。[(3) ii]
- ④PDF ファイルを Acrobat Reader DC で開くと一部のページについては読み上げる。[(3) ii]
- ⑤ロービジョン対応からは、PDF ファイルの中身のほとんどが明朝体で書かれており、見づらい。[(3) iii]

<改善方向>

- ①、②、③、④について、PDF をテキストで作成、あるいは docx や TXT 形式での提供が望まれる。
- ⑤について、ゴシック体への変更、またはブラウザで確認できるよう HTML での掲載が望ましい。

・ 「入試及び修学についての事前相談」のページ

アクセス経路：トップページ→入試情報→神戸大学受験生ナビ（入試日程・科目など）→学部入試に関するお知らせ→
受験上及び修学上の配慮を必要とする者の事前申請について

階層数：5

URL：http://www.office.kobe-u.ac.jp/stdnt-examinavi/admission/admission01/topics/hairyoshinsei.html

ブラウザで読み上げがあり、「事前相談問い合わせ先」についてもリンクをたどり容易に把握できる。

・ 「修学時の障害学生支援」のページ

アクセス経路：トップページ→教育・学生生活→学生支援→障害学生支援

階層数：4

URL：http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/support/handicapped/index.html

①HTMLで掲載されており、容易に内容が確認できる。

②修学時のサポート事例が掲載されており、相談に当たった際の申請手順も分かりやすい。

③担当部署についての情報も掲載されており、容易にたどり着くことができる。

・ 「文学部アドミッションポリシー」のページ

アクセス経路：トップページ→教育・学生生活→ポリシー→アドミッション・ポリシー（AP）→
学部のアドミッション・ポリシー→文学部

階層数：6

URL：http://www.kobe-u.ac.jp/admission/undergrad/requirement/index.html#a

HTMLで掲載されており、内容は問題なく把握できる。

・ 「文学部カリキュラムポリシー」のページ

アクセス経路：トップページ→教育・学生生活→ポリシー→カリキュラム・ポリシー（CP）→
学部のカリキュラム・ポリシー→文学部（PDF）

階層数：6

URL：http://www.kobe-u.ac.jp/documents/campuslife/edu/policy/f01_cp_1e_2017.pdf

①リンクにPDF形式のファイルであることが明記されている。

②PDFの内容についてはテキストで作成されており、HTMLの読み上げ操作と同等の操作で内容を容易に把握することができる。

・ 「文学部ディプロマポリシー」のページ

アクセス経路：トップページ→教育・学生生活→ポリシー→ディプロマ・ポリシー（DP）→
学部の学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）→文学部

階層数：6

URL：http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/edu/policy/diploma-policy/undergrad-letter.html

HTMLで掲載されており、内容は問題なく把握できる。

・ 「シラバス」のページ

アクセス経路：トップページ→シラバス→シラバス（学外公開用）→検索（キーワード等）

階層数：4

URL：https://kym-syllabus.ofc.kobe-u.ac.jp/campus/

①PC-Talkerを使うと、キーワード検索、チェックボックスにチェックを入れるなど、問題なく操作できる。検索結果、講義詳細についても容易に把握できる。

②JAWS及びNVDAを使うと、キーワード検索は、ナビゲーションモードとフォームモードを使い分け、項目を確認しながら実行できる。その結果、講義詳細についても表読み上げ機能を利用して容易に把握できる。

③ロービジョン対応からは、入力用の表は拡大しても画面サイズ以上に大きくならないため、使いやすい。

[奈良女子大学]

○調査日：平成29年8月18日～22日

【トップページ（http://www.nara-wu.ac.jp/）のアクセシビリティ】

・ 「ロービジョン対応」について

- ①ページ全体に白い部分が多く、文字とのコントラストが弱い。[(1)① i]
- ②リンクの枠線が細く見えにくい。[(1)①vii]
- ③マウスポインタの文字が黄色くなったり、黄色の枠が表示されたりするが、この黄色も背景色の白とのコントラストが低く、視認性が悪い。[(1)① i]

<改善方向>

- ①について、見出しなどは枠を付ける、背景色を変えるなどの工夫が望まれる。
- ②について、リンクの背景色を変えるなど、見やすい工夫が望まれる。
- ③について、配色の変更が望まれる。

・ 「音声でのアクセス」について

ページ上部の大きな画像及び下部の各学部の紹介の画像に代替テキストがない。[(1)② i]

<改善方向>

alt タグで代替テキストを入れること望ましい。

【情報検索：文学部を抽出】

- ・ 「ロービジョン対応」について、文学部ページでは文字の大きさを3段階で選択できるが、変化するの
は一部分のみ。

(注) 奈良女子大学の文学部のホームページは、文字サイズを「小」、「中」、「大」から選択できるようになっている。

<改善方向>

広範囲で変更できることが望ましい。

・ 「オープンキャンパス」のページ

アクセス経路：トップページ→入試・入学情報→オープンキャンパス
階層数：3
URL：http://koto.nara-wu.ac.jp/nyusi/open.html

HTML で掲載されており、内容は容易に確認できる。

・ 「入試日程」のページ

アクセス経路：トップページ→入試・入学情報→年間入試日程(学部)
階層数：3
URL：http://koto.nara-wu.ac.jp/nyusi/gakubunittei.html

- ①音声読み上げソフト PC-Talker を使うと、表読み上げ機能はないが、比較的分かりやすい。
- ②音声読み上げソフト JAWS 及び NVDA を使うと、表読み上げ機能により内容を容易に把握できる。
- ③ロービジョン対応からは、拡大表示すると表全体を見るのにスクロール操作が必要である。

<改善方向>

③について、画面サイズ以上に大きくならないことが望ましい。

・ 「募集要項」のページ

アクセス経路：トップページ→入試・入学情報→学部入試(学生募集等)→平成30年度入学者選抜要項
階層数：4
URL：http://koto.nara-wu.ac.jp/nyusi/senbatsuyoukou.pdf

- ①PDF ファイル形式と明記されていない(リンクの後の記載がある)。[(3) i]
- ②PDF ファイルはテキストで作成されていないのか、読み上げない。[(3) ii]
- ③PDF ファイルを Acrobat Reader DC で開いたが、内容について読み上げない。[(3) ii]
- ④ロービジョン対応からは、PDF ファイル内は大半が明朝体で、視認しづらい。[(3) iii]

<改善方向>

①について、リンクを「平成30年度入学者選抜要項(PDF)」のように、開く前にPDFファイルであることが判断できるような工夫が望まれる。

②、③について、PDF をテキストで作成、あるいは docx や TXT 形式での提供が望まれる。

④について、ゴシック体に変更するなどの工夫が望まれる。

・ 「**修学に当たっての支援内容**」のページ

アクセス経路：トップページ→学生生活→学生生活に悩んだときに→修学支援についての相談はこちら

階層数：4

URL：http://koto.nara-wu.ac.jp/handicap/top.html

① トップページからたどろうとしても見付けられなかった。 [(5) ii]

② トップページにサイトマップへのリンクがないためサイトマップ自体が見付けられない。 [(5) ii]

③ 「カスタム検索」を使用して「障害 修学」「障害学生」などで検索すると、何 10 項目も出てくるため、目的のページがうまく見付けられない。 [(5) ii]

<改善方向>

①について、サイトマップを利用するなどしてページを見付けやすくする。

②について、トップページのわかりやすい場所にサイトマップへのリンクを表示する。

③について、カスタム検索で検索したときに、文字列が含まれる全てのページが羅列されるので、文字列が見出しに含まれる場合は上位に表示するなどの機能があると望ましい。

・ 「**文学部アドミッションポリシー**」のページ

アクセス経路：トップページ→文学部→アドミッションポリシー

階層数：3

URL：http://www.nara-wu.ac.jp/bungaku/admission/policy.html

HTML で掲載されており、内容は容易に把握できる。

・ 「**文学部カリキュラムポリシー**」のページ

アクセス経路：トップページ→文学部→カリキュラム

階層数：3

URL：http://www.nara-wu.ac.jp/bungaku/intro/curriculum.html

①階層は浅いが、ポリシーに関する独立したページではないため探すのが難しい。

②HTML で掲載されており、内容は容易に把握できる。

<改善方向>

①について、「カリキュラムポリシー」の独立したページを設けるなど、目的の項目を探しやすくする工夫が望まれる。

・ 「**文学部ディプロマポリシー**」のページ

アクセス経路：トップページ→文学部→カリキュラム

階層数：3

URL：http://www.nara-wu.ac.jp/bungaku/intro/curriculum.html

いずれも上記「文学部カリキュラムポリシー」のページと同じく、

①階層は浅いが、ポリシーに関する独立したページではないため探すのが難しい。

②HTML で掲載されており、内容は容易に把握できる。

<改善方向>

①について、「ディプロマポリシー」の独立したページを設けるなど、目的の項目を探しやすくする工夫が望まれる。

・ 「**シラバス**」のページ

アクセス経路：トップページ→文学部→シラバス検索→講義から検索

階層数：4

URL：https://camjweb.nara-wu.ac.jp/campusweb/slbbsskgr.do

①検索項目が多く、「講義から検索」では選択項目を選ぶたびにカーソルがトップに戻り操作しづらい。

②読み上げは問題なく、内容を把握できる。

○調査日：平成 29 年 8 月 18 日～22 日

【トップページ (<https://www.wakayama-u.ac.jp/>) のアクセシビリティ】

・ 「ロービジョン対応」について

①文字サイズの変更ボタンを押しても、文字サイズが変わるのが「ニュース&トピックス」の部分くらいで、トップページの多くの文字サイズが変更されない。[(1)①viii]

②大学のロゴ等で使われている黄色が白い背景とコントラストが低く、見にくい。[(1)①i]

(注) 和歌山大学のホームページは、文字サイズを「小」、「中」、「大」から選択できるようになっている。

<改善方向>

①について、ページ全体の文字サイズが大きくなるような変更が望まれる。

②について、背景色を変えるなどでコントラストをつけることが望ましい。

・ 「音声でのアクセス」について

facebook、twitter、YouTube のリンクの代替テキストが正しく設定されておらず、リンク先を音声で確認できない。[(1)②i]

<改善方向>

alt タグで代替テキストを正しく設定してもらいたい。

【情報検索：教育学部を抽出】

・ 「ロービジョン対応」について

①全体に統一されたデザインで、どこに内容が書かれているかなど把握しやすい。

②全体に文字が細く、コントラストが低い。

③マウスポインタを当てた際の色が薄く、どこにマウスを当てているかが分かりにくい。

<改善方向>

②及び③について、全体にコントラストを高めるような配色が望まれる。

・ 「オープンキャンパス」のページ

アクセス経路：トップページ→入学希望の皆さまへ→オープンキャンパス

階層数：3

URL：http://www.wakayama-u.ac.jp/news/2016040700020/

HTML で掲載されており、容易に内容が把握できる。

・ 「入学資格」のページ

アクセス経路：トップページ→入学希望の皆さまへ→入学資格、募集要項、入試日程、入学者選抜における実施教科・科目等→一般入試における個別の入学資格審査

階層数：4

URL：http://www.wakayama-u.ac.jp/admission/faculty/competence/index.html

HTML で掲載されており、容易に内容が把握できる。

・ 「入試日程」のページ

アクセス経路：トップページ→入試情報→入試日程→平成 30 年度入試（今年度入試日程）

階層数：4

URL：http://www.wakayama-u.ac.jp/admission/entrance/schedule/H30index.html?node_id=6761

①音声読み上げソフト PC-Talker を使うと、表で掲載されているが、見出し項目と日程を対応させながら内容を把握することができる。ただし、容易とは言えない。

②音声読み上げソフト JAWS 及び NVDA を使うと、ウェブに表で掲載されており、表読み上げ機能を使用し容易に内容を把握できる。

・ 「入学者選抜要項」のページ

アクセス経路：トップページ→入試情報→学生募集要項（抜粋）→平成30年度入学者選抜要項
階層数：4
URL：https://www.wakayama-u.ac.jp/_files/00087858/30senyokou.pdf

- ①リンクにPDF形式のファイルであると明記されていない。[(3) i]
- ②PC-Talkerを使うと、ファイルを開くと読み上げるが、レイアウトが実際と異なるのか、正確に内容把握することはできない。[(3) ii]
- ③JAWSを使うと、文章の部分以外ほとんど読み上げがなく、内容把握が難しい。[(3) ii]
- ④NVDAを使うと、内容は画像処理されているのか、読み上げない。[(3) ii]
- ⑤PDFファイルをAcrobat Reader DCで開いても、内容について読み上げない。[(3) ii]
- ⑥ロービジョン対応からは、PDFファイル内はほぼ明朝体で書かれており、見づらい。[(3) iii]

<改善方向>

- ①について、リンクを「平成30年度入学者選抜要項（PDF）」のように、開く前にPDFファイルであることが判断できるような工夫が望まれる。
- ②、③、④、⑤について、PDFをテキストで作成、あるいはdocxやTXT形式での提供もあるとよい。
- ⑥について、ゴシック体にするなどの対応が望まれる。

・ 「入試及び修学についての事前相談に関する事項」のページ

アクセス経路：トップページ→入学希望の皆さまへ→キャンパスライフサポートルーム（障がい学生支援部門）→入学希望者の方へ
階層数：4
URL：http://www.wakayama-u.ac.jp/cls/

- ①ブラウザ内で内容の確認はできる。
- ②詳細については「募集要項」を見るようリンクになっているが、募集要項は読み上げに対応しておらず、内容を正確に把握できない。[(3) ii]

<改善方向>

- ②について、HTML形式でも掲載することが望ましい。

・ 「修学に当たっての支援内容」のページ

アクセス経路：トップページ→入学希望の皆さまへ→キャンパスライフサポートルーム（障がい学生支援部門）→在学生の方へ
階層数：4
URL：https://camjweb.nara-wu.ac.jp/campusweb/slbsskgr.do

- ①修学後の支援についての申請方法などがHTMLで明記され分かりやすい。
- ②支援内容についても記載があり、大まかな内容については把握できる。

・ 「支援体制」のページ

アクセス経路：トップページ→入学希望の皆さまへ→キャンパスライフサポートルーム（障がい学生支援部門）→支援体制
階層数：4
URL：http://www.wakayama-u.ac.jp/cls/contact.html

- ①障害別の具体例などがあり、内容が分かりやすい。
- ②ページ内の支援体制図があるが、その説明はない。[(5) iii]
- ③担当部署についても明記されており理解しやすい。

<改善方向>

- ②について、画像についての代替テキストを付加する。<措置済み>

・ 「教育学部アドミッションポリシー」のページ

アクセス経路：トップページ→入学希望の皆さまへ→アドミッションポリシー→教育学部
階層数：4
URL：http://www.wakayama-u.ac.jp/admission/admission-policy/edu.html

HTML で掲載されており、内容は容易に把握できる。

・ 「教育学部カリキュラムポリシー」のページ

アクセス経路：トップページ→入学希望の皆さまへ→教育学部カリキュラム→カリキュラム・ポリシー（PDF）
階層数：4
URL：http://www.wakayama-u.ac.jp/_files/00043434/2016_ug_diploma.pdf

①リンクに PDF 形式のファイルであることは、明記されていない。ただし、中身については問題なく読み上げ、内容を容易に把握できる。

②ロービジョン対応からは、上記「入学者選抜要項」のページの⑥と同じく、PDF ファイル内はほぼ明朝体で書かれており、ゴシック体にするなどの対応が望まれる。

<改善方向>

①について、他の学部では PDF ではなく、HTML で記載されており、それに揃えるなどの対応が望まれる。

②について、上記「入学者選抜要項」のページの⑥と同じく、ゴシック体にするなどの対応が望まれる。

・ 「教育学部ディプロマポリシー」のページ

アクセス経路：トップページ→入学希望の皆さまへ→教育学部カリキュラム→ディプロマ・ポリシー（PDF）
階層数：4
URL：http://www.wakayama-u.ac.jp/_files/00043434/2016_ug_diploma.pdf

いずれも、「教育学部カリキュラムポリシー」のページと同じく、

①リンクに PDF 形式のファイルであることは、明記されていない。ただし、中身については問題なく読み上げ、内容を容易に把握できる。

②ロービジョン対応からは、上記「入学者選抜要項」及び「教育学部カリキュラムポリシー」のページの⑥と同じく、PDF ファイル内はほぼ明朝体で書かれており、ゴシック体にするなどの対応が望まれる。

<改善方向>

①について、他の学部では PDF ではなく、HTML で記載されており、それに揃えるなどの対応が望まれる。

②について、上記「入学者選抜要項」及び「教育学部カリキュラムポリシー」のページの⑥と同じく、ゴシック体にするなどの対応が望まれる。

・ 「シラバス」のページ

アクセス経路：トップページ→入学希望の皆さまへ→教育学部カリキュラム→シラバス検索
階層数：4
URL：http://syllabus.center.wakayama-u.ac.jp/ext_syllabus/syllabusSearchDirect.do?nologin=on

①PC-Talker を使うと、条件設定は、タイトルの項目にフォーカスを当てて、矢印キーで1つ下を選択すると、フォーカスがページトップに戻る。またタイトルの項目にフォーカスを当てて space キーを押すとポップアップメニューが開き、上下矢印で選択できるが、決定のために Enter キーまたは Tab を押すと、フォーカスがページトップに戻る。また、検索実行がキーボードでは行えずマウスでのクリックが必要。詳細画面は問題なく把握できる。

②JAWS を使うと、条件設定は、PC-Talker と同じ状況。検索実行はキーボードで行うことができる。詳細画面は問題なく把握できる。

③NVDA を使うと、条件設定は、PC-Talker と同じ状況。検索結果画面は表になっており、表読み上げ機能を使用して選択できる。講義の詳細画面も容易に把握できる。

④「検索」及び「リセット」ボタンが画像なのか、キー操作だけでは検索実行が行えない（マウスカーソルをナビゲーションカーソルに合わせてマウスクリックを行う方法のみ検索可能）

⑤ロービジョン対応からは、「検索」、「リセット」ボタンの色が薄く視認しづらい。

<改善方向>

- ①、②、③の条件設定について、リストボックスを通常通り矢印キーのみで選択できて、決定したときにフォーカスが該当位置にとどまるか、次のボックスに進むようにする。または、リストボックスではなく、ラジオボタンやチェックボックスで選択できるようにする。
- ④について、ボタンに代替テキストを付加する。
- ⑤について、はっきりとした文字・枠で表示することが望まれる。

(注) 1 当局が委託した社会福祉法人日本ライトハウス情報文化センターの調査結果等による。別冊 2 「障がいのある学生等に対する大学の支援に関する調査」に係る調査対象大学ホームページの視覚障がい者の立場による点検調査業務報告書」(2017年8月)を参照
2 点検調査には、視覚障害者3人(全盲2人、ロービジョン1人)及び晴眼者2人、計5人が当たった。

図表 3- (1) - ② 障害のある学生に対する意識調査 (インタビューを含む) での意見 (ホームページ関連)

- 支援に関する情報が、大学のトップページに掲載されていると、その情報が得やすい。さらなる詳細は電話するなどするが、明らかに記載がないとそもそも受け入れるつもりがないのかと思う。また、実際に学内での工夫(スロープ併設、トラテープ接着など)がなされた写真もアップされていると安心できると思う。(国立大学、視覚障害のある学生)
- どのような支援が可能であるかを HP や支援室を通して得られるのが良い。(国立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- 過去の支援の例(国立大学、聴覚障害及び言語障害並びに精神障害のある学生)
- 大学内のバリアフリー状況や通学の交通ルートなどが調べられるような情報、在学中にどのような配慮をもらえるかの相談と窓口の場所、学生支援課で入学までに事前に相談できるかどうかの有無(国立大学、肢体不自由な学生)
- メールマガジン等で、障がいについてのことを発信していく。(国立大学、発達障害のある学生)
- 支援情報を高校の先生を通じて知ることができると良いと思う(国立大学、精神障害のある学生)
- 募集要項は視覚障害者が音声読み上げソフトで読みやすいものになってほしい。(公立・私立大学、視覚障害のある学生)
- 障がい学生受入実績、入学後に受けられる支援内容がホームページで確認できれば安心できる。(公立・私立大学、視覚障害のある学生)
- 支援内容など(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- どのような支援をしてくれるか、バリアフリーの施設かどうか(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- 情報保障はどんな制度であり、今まで、どんな情報保障が行われたのかを具体的に説明した情報や障害のある学生の声等(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- 他の大学と比べて、情報保障がどのくらい整っているのかを知りたい。(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- 情報保障(ノートテイク制度等)は、どんな制度があるのかをわかりやすく、説明することやその大学は、今までどんな情報保障が行われたのかを具体的に説明したほうが良いと思います。もちろん、障害のある学生の生の声があったほうが良いと思います。(生の声だけではなく、文章もあったほうが良いかもしれない。)(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- ある2つの大学も受験しようと思ったが、ホームページやパンフレットも障害のある学生の受入状態が分からなかったために、オープンキャンパスで大学まで行って相談しました。できれば、情報

保障（ノートテイク制度等）については、ホームページやパンフレットに載せたら、私たちは安心できると思います。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）

- バリアフリーマップや入学後の支援体制・支援内容について具体的に示した冊子があれば十分であると思う（紙媒体と Web 媒体）。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 大学が行う障害学生への配慮できる範囲。移動、排泄、食事に関しての介助が必要な場合の対応。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- ホームページで障害別に配慮している事項の詳細が掲載されていると分かりやすい。特に利用者の声などあれば参考になる。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- ホームページで障害別に配慮している事項や実際にこれまで配慮したことのある実例や支援を受けた人の意見などが掲載されているとイメージしやすい。
大学選定のために支援担当部署のホームページをよく閲覧した。多くの情報を掲載している大学もあるが、ほとんどの大学では掲載している情報が少なかった。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 支援の内容が詳細にわかればよいと思う。（公立・私立大学、発達障害のある学生）
- チラシ等学生がよく目にするものの中に、支援情報を入れておくと見やすいかもしれないです。（公立・私立大学、発達障害のある学生）
- 実際の授業の内容の雰囲気（公立・私立大学、精神障害のある学生）
- 入学後の配慮をホームページ上に載せるなどする。（公立・私立大学、精神障害のある学生）

（注）当局の調査結果による。なお、「第3 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）」を参照

図表 3- (1) - ③ バリアフリーマップの作成状況

| 大 学 名 | 作成状況 | 掲載内容、課題、独自の取組等 |
|---------|---------|--|
| 福 井 大 学 | 作成、公表済み | <p>「バリアフリーマップ」（平成 28 年 11 月、2 キャンパス別） （アドレス）http://ems.ou.u-fukui.ac.jp/profile/a-04.html （検索手順）メニューバー「大学案内」→「データ」の「キャンパスマップ」→「AED・バリアフリーマップ」</p> <p>（掲載内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設：エレベーター（身障者対応）、身障者用トイレ（オストメイト便房付）、身障者用トイレ （注）「身障者用トイレ」に、設置階数を付記（1F、2F、3F など） ・アクセス：出入口（身障者対応（自動扉、段差なし）、それ以外） ・路面：特に表記や「注意喚起」なし ・その他：AED <p>【特徴的な取組】 「身障者用トイレ」の設置階数が付記されており、利用者にとって分かりやすいものとなっている。</p> |
| 滋 賀 大 学 | 作成、公表済み | <p>「バリアフリーマップ」（2 キャンパス別） （アドレス） http://www.shiga-u.ac.jp/campuslife/campus_life/handicap_support/supportoffice/ （検索手順）メニューバー「学生生活と進路」→「大学生活」→「障がいのある学生への支援」→「滋賀大学障がい学生支援室」→「バリアフリーマップ」</p> <p>（掲載内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設：車いす対応エレベーター、車いす対応トイレ |

| 大 学 名 | 作成状況 | 掲載内容、課題、独自の取組等 |
|---------|---------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス：構内入口、建物入り口、自動ドア、身体障害者専用駐車場、スロープ ・路面：特に表記や「注意喚起」なし ・その他：駐車場、駐輪場、バス停 <p>【当局の検討】</p> <p>バリアフリーマップについて、障害のある受験希望者にとって、事前の検討に非常に有益な情報の一つである。特に、車椅子の場合、そのまま使用できるトイレが何階に設置されているか、どのような種別か（男女別等）など、事前に確認できていると安心して行動できる。</p> <p>作成済みのバリアフリーマップ等について、他の大学の取組も参考とし、ユーザーである障害のある受験希望者や学生等の立場から、より分かりやすく使いやすいものとなるよう、一層の充実を図ることを検討</p> |
| 京 都 大 学 | 作成、公表済み | <p>「フリーアクセスマップ」(3 キャンパス・4 種類、11 か所) (アドレス) https://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/support/freeaccess.html (検索手順) メニューバー「受験生の方」→「キャンパスの見学をしたい」→「フリーアクセスマップ (バリアフリーマップ)」</p> <p>(注) フリーアクセスマップについて、「独自の視点を盛り込んだ新しい形のバリアフリーマップです。本マップは、京都大学の障害学生支援の拠点である障害学生支援ルームが、車椅子利用者の意見などをとりいれ調査・作成したものです。障害学生支援ルームではバリアフリーマップの作成にあたり、従来のもとは少し違った目線で情報を表示する方法を考えました。本マップは、主に車椅子利用者などの移動困難者の目線で作成したもので、従来のバリアフリーマップに多い道筋や設備の使用を限定し指示するようなものではなく、目的地までのバリア (障壁) を適切に表示することで、自らのスキルに合わせて道筋などを選択できるような形式にし、ネーミングも「フリーアクセスマップ」としてあります」と記載。なお、①吉田キャンパス (1 及び 2) は 2017 年 (平成 29 年) 3 月、②桂キャンパスは 2015 年 (平成 27 年) 3 月、③宇治キャンパスは 2013 年 (平成 25 年) 3 月、作成</p> <p>(掲載内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設：車椅子対応エレベーター、車椅子対応トイレ ・アクセス：構内入口 (大学構内への入口)、建物入口 (車椅子が単独で入りやすく、利用を推奨される入口)、アクセススロープ (車椅子で入口へアクセス可能なスロープ)、身体障害者専用駐車場 ・路面：坂路 (矢印方向が上り。①車椅子が単独で登ることができる坂 (矢印が間隔が短いほど登ることが困難)、②車椅子が単独で登ることができない坂) (※色分けで区分) <p>傾斜 (矢印方向が下り。路面の傾斜)</p> <p>悪路 (凹凸、砂、砂利、穴等。①車椅子の通行に弊害のある道路、②車椅子の通行が不可能な道路) (※色分けで区分)</p> <p>段差 (5cm 以上の段差)、柵・ポラード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他：駐車場、駐輪場、自転車 (駐輪場又は慢性的に駐輪が多い区域)、鉄道駅、バス停、生協店舗・売店、食堂、自動体外式除細動器 (AED)、広報センター、京大ショップ、植栽 (芝生、樹木、植栽等)、水路、地下・進入不可、工事中 <p>なお、注記として、「番号やマークの色がグレーの施設・設備を車椅子で利用するには介助が必要です。(17 年 3 月現在)」の記</p> |

| 大 学 名 | 作成状況 | 掲載内容、課題、独自の取組等 |
|---------|---------|---|
| | | <p>載（吉田キャンパス 1（本部・西部構内、吉田南構内、北部構内）、吉田キャンパス 2（病院西構内））</p> <p>【特徴的な取組】</p> <p>① 学生総合支援センター障害学生支援ルームが車椅子利用者の意見などを採り入れて調査し、フリーアクセスマップを作成している。</p> <p>② 4 種類のキャンパスごとの表紙に、次のとおり、フリーアクセスマップの趣旨を簡潔に記載している。</p> <p>i) アクセス経路をわかりやすく表示しています 車椅子対応の入口・スロープを明記するなど、バリアフリーに関する情報を優先して記載し、通行しやすい道をはっきりさせることでアクセス経路をわかりやすく表示しています。</p> <p>ii) 文字に頼らない直感的な表現を目指します 情報の複雑化を避けるため、できるだけ目見てわかるマークや記号を多用し、文字に頼らない直感的な表現を目指しています。</p> <p>iii) アクセスの支障になりやすい坂や段差などをわかりやすく表示しています 坂や段差をはじめとする、車椅子利用者にとってアクセスの支障になりやすいバリアを、わかりやすく掲載しています。</p> <p>【当局の調査結果】</p> <p>今回、当局が吉田キャンパス吉田南構内の施設の車椅子対応トイレの設置状況を実地に確認したところ、人間・環境学研究科棟にある車椅子対応トイレは設置階数が記載されているのに対し、①吉田南 1 号館（地階から 3 階までの建物）には、地階から 3 階までの全ての階に、②吉田南総合館（地階から 4 階までの建物）北棟東側の 1 階から 4 階の全ての階に、③吉田南総合館北棟西側の地階に、④国際高等教育院附属国際学術言語教育センターには、1 階及び 3 階に、それぞれ車椅子対応トイレが設置されているものの、フリーアクセスマップには、設置階数を示す数字が全く記載されていない。</p> <p>※その他、階数の表記の無い建物は、全て 1 階にのみ設置。</p> <p>その原因等について、京都大学は、「フリーアクセスマップの作成及び改訂（おおむね 2 年に 1 度）は、障害学生支援ルームが所管しており、目的地へのアクセスを主眼として作成・改訂しており、当該施設に車椅子対応トイレがあるということを示し、施設内の何階かなどを伝えるものではない。建物内の施設については、障害学生支援ルームから管理局に確認を依頼しており、車椅子対応トイレ等施設の設置階数の記載の有無については、管理局の認識の違いである」としている。</p> <p>【当局の検討】</p> <p>車椅子対応トイレの階数表記が不統一。フリーアクセスマップを見ると、人間・環境学研究科棟にある車椅子対応トイレなどには階数が表記されていることから、階数表記がない車椅子対応トイレは建物内の 1 階のみに設置されていると認識してしまうおそれがある。</p> <p>次回更新時に表記の統一を検討すること</p> |
| 大 阪 大 学 | 作成、公表済み | <p>「バリアフリーマップ」（3 キャンパス別（吹田キャンパス 6 エリア、豊中キャンパス 3 エリア））</p> <p>（アドレス）http://www.soc1.osaka-u.ac.jp/sasaeru/map</p> |

| 大学名 | 作成状況 | 掲載内容、課題、独自の取組等 |
|------|---------|--|
| | | <p>(検索手順) メニューバー「在学生の方へ」→「学生生活サポート」の「キャンパスライフ健康支援センター」→「相談支援部門」→「バリアフリーマップ」</p> <p>(掲載内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設：エレベーター、多目的トイレ ・アクセス：大学入口（歩行者専用通用口等）、段差の無い入口、スロープ、急勾配部分ができるべく少ないルート（主要建物へのルートを表す。）、車いす用駐車場 ・路面：傾斜の急な坂道、階段 ・その他：駐車場、タクシー乗り場、バス停留所、スクールバス停留所、食堂・喫茶、売店、ATM、郵便局、病院、インフォメーション <p>【特徴的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 場所によって、「高低差」及び「距離」を具体的数値により明記し、「手動車椅子を利用する方はご注意ください」（吹田キャンパス）、「キャンパスに向かって上るゆるやかな長い坂になっています」（箕面キャンパス）と付記 ii) 「大学入口」の矢印に併せて、「車椅子では入構できません」と付記。ただし、注意喚起の活字が他の箇所より小さくなっており、車椅子使用者に明確に伝わるか（吹田キャンパス）。 iii) 最寄り駅までの距離を付記（吹田キャンパス、豊中キャンパス） iv) 「体育館には、段差の無い入口がありません。」「大講堂には、段差の無い入口がありません。」と記載。ただし、他の建物等と同じ大きさの「黒」文字で記載しており、目立たない。また、両事項とも、「グラウンド」の中に、「※」を付して記載されており、相当注意しないと、見落とすおそれあり（豊中キャンパス）。 <p>【当局の調査結果】</p> <p>「バリアフリーマップ」は平成 24 年度に作成し、25 年度に公表し、以降、更新は行われていない。当局が実地に多目的トイレ等の施設の設置状況を確認したところ、現状とバリアフリーマップに以下の食い違いが見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 豊中総合学館 1 階には、多目的トイレが平成 19 年度に設置されたがバリアフリーマップへの記載が漏れている ② 豊中福利会館にはエレベーターが 24 年度に設置されたものの、バリアフリーマップへの記載は間に合わず、未記載のまま公表 ③ 美学棟 1 階には、多目的トイレが 24 年度に設置されたものの、バリアフリーマップへの記載は間に合わず、未記載のまま公表。 <p>【当局の検討】</p> <p>作成済みのバリアフリーマップ等について、次回、バリアフリーマップ更新時に現状と一致させる等の措置が必要。</p> |
| 神戸大学 | 作成、公表済み | <p>「バリアフリーマップ」（4 地区・7 キャンパス、8 枚） (アドレス) http://www.kobe-u.ac.jp/SCCL/map/index.html (検索手順) メニューバー「教育・学生生活」→「キャンパスライフ」の「キャンパスライフ支援センター」→「キャンパス内のバリアフリーマップ」</p> <p>(掲載内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設：車椅子対応トイレ、エレベーター |

| 大 学 名 | 作成状況 | 掲載内容、課題、独自の取組等 |
|--------|---------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス：自動扉・引き戸・常時開放扉、開き戸、車椅子対応駐車場、建物出入口スロープ ・路面：市道、傾斜路（約3～4.5°、一人での移動が可能な傾斜路）、やや急な傾斜路（約4.5～7°、介助者の同伴が望まれます）、急な傾斜路（約7°～、介助者の同伴が必要であり、移動の際には注意が必要です）、階段、段差 ・その他：バス停 <p>【特徴的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) ピクトグラム表記等の他に、「注意が必要なアクセス経路」を別に記載。「長い傾斜路」、「急な傾斜路」、「車止め（幅60cm車椅子不可、車椅子出入り可）」、「悪路（砂利道）」、「土（雨天時注意）」、「立ち入り禁止区域」、「バス停からの出入り（現状公共交通機関からのバリアフリーのアクセスポイントがありません）」など、必要な写真も掲載の上、具体的に注意喚起 ii) 学舎や研究室などの建築物ごとに、具体的な注意事項を赤文字又は青文字で付記（六甲台1キャンパス、六甲台2キャンパス（東側、西側）、名谷（みょうだに）キャンパス、鶴甲（つるがぶと）1キャンパス） <p>【当局の検討】</p> <p>バリアフリーマップについて、障害のある受験希望者にとって、事前の検討に非常に有益な情報の一つである。特に、車椅子の場合、そのまま使用できるトイレが何階に設置されているか、どのような種別か（男女別等）など、事前に確認できていると安心して行動できる。</p> |
| 奈良女子大学 | 作成中 | <p>【調査結果】</p> <p>当局が実地調査を行った7月11日時点では、バリアフリーマップを作成していなかった。</p> <p>ただし、「キャンパスマスタープラン（「campus master PLAN」2017）（ホームページに掲載していない。）の「バリアフリー計画」（2-4.）において、「バリアフリールートや構内のバリアフリー情報は、本学ホームページ及び学内掲示板、施設内のサインなどでわかりやすく情報提供する必要がある」（2-4-5.「わかりやすいバリアフリーへの配慮）」としている。また、同マスタープランには「バリアフリー現況図」が掲載されており、①「車椅子通行可能な通路」、②構内案内板、案内所、③「傾斜路」（赤い背景色は「急勾配」、青い背景色は「緩勾配」の使い分け）、④「車椅子利用者用駐車場」、⑤「エレベーター」、⑥「自動ドア」、⑦「身障者用スロープ又は段差のない入り口」、⑧「1Fに多目的トイレがある」をそれぞれ示すマークが「凡例」に列挙されるとともに、所在位置には該当するマークが付されている。</p> <p>このような状況も踏まえ、当局がバリアフリーマップの作成が可能ではないか確認等したところ、これを契機として、施設や設備の整備、維持管理等を担当する施設企画課は、「バリアフリーマップ現況図を基に、記載すべき必要事項を障害学生支援室と協議しながらバリアフリーマップを作成し、関係部署とも公表方法を調整の上、公表したい」とし、11月中の作成及び公表を目指して、作業を進めている。</p> |
| 和歌山大学 | 作成、公表済み | <p>「バリアフリーマップ」（平成29年4月）</p> <p>（アドレス）http://www.wakayama-u.ac.jp/cls/link.html</p> <p>（検索手順）メニューバー「キャンパスライフ」→「キャンパスライフサポートルーム」→「アクセス」→「バリアフリーマップ」</p> |

| 大 学 名 | 作成状況 | 掲載内容、課題、独自の取組等 |
|-------|------|--|
| | | <p>(掲載内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設：エレベーター、多目的トイレ ・アクセス：通行しやすい出入り口、補助が必要な出入り口、スロープ、車イス専用駐車場 ・路面：急勾配の坂、点字ブロック、階段、3cm以上の段差、悪路（砂利道など） ・その他：建物、建物（ピロティ部分）、植栽、池・プール、グラウンド・コート、バス停留所、駐車場、食堂・喫茶店、売店、ATM、公衆電話、郵便ポスト、案内所 <p>[特徴的な取組] <u>学生サポーターによるバリアフリーマップの改訂</u> 平成 26 年に、外部委託でバリアフリーマップを作成した。その後、施設名の変更等に伴い、同社に委託し、平成 27 年 3 月現在の改訂版のマップを作成した。</p> <p>しかし、点字ブロック等のバリアフリー施設の増設や施設名の変更について、今後も見込まれるところであり、その都度、事業者に委託していたのでは費用がかさむ。</p> <p>このため、平成 29 年 4 月現在のバリアフリーマップについて、学生サポーターに、実地に施設等の実情を確認の上、改訂作業を行ってもらうこととした。作業に当たり、上記事業者から許可を得て、作成済みの平成 27 年 3 月末現在のデータを利活用し、学生サポーターが必要な改訂を行い、最新のマップを完成済みである。</p> <p>なお、増設された施設や変更された施設名の改訂と併せて、視覚障害のある職員から提起されていた「基調色となっている「黄色」は見づらい」との意見も反映し、基調色を「原色」に近いものに変更した。</p> <p>(学生サポーターによる定期的な実地調査)</p> <p>上記の取組のほか、学生サポーターによる「バリアフリー調査」も実施している（平成 27 年度 2 回（5 月 28 日及び 6 月 25 日）、28 年度 2 回（12 月 15 日及び 29 年 1 月 13 日））。これらの動向について、ホームページ「キャンパスライフサポートルーム」にも、「新着情報」として公表しており、「バリアフリーマップの検証は現状維持ではなく、和歌山大学に来学された方が、気持ちよくキャンパスで過ごしていただくために、今後とも継続して活動を行ってまいります」と記載している（29 年 1 月 13 日、「第 2 回「バリアフリー調査」を実施しました。」）。</p> <p>平成 29 年度に実施のバリアフリー調査では、バリアフリー施設の検証だけでなく、大学内に設置されている多目的トイレやスロープの写真を撮影した。今後、各建物のマップから当該調査により撮影した写真にリンクができるよう、公開にむけて準備中である。</p> <p>[当局の検討] バリアフリーマップについて、障害のある受験希望者にとって、事前の検討に非常に有益な情報の一つである。特に、車椅子の場合、そのまま使用できるトイレが何階に設置されているか、どのような種別か（男女別等）など、事前に確認できていると安心して行動できる。</p> <p>[和歌山大学の意見] 平成 29 年度中に、トイレの階数や種別に関する表記をバリアフリーマップに追加し、ホームページで公開する。</p> |

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (1) -④ バリアフリーマップの車椅子対応トイレの表記が不統一（京都大学）

京都大学のバリアフリーマップには、次のとおり表記が不統一となっている。

◆複数階に車椅子対応トイレが設置されているにもかかわらずその表記が無い例

- 吉田南1号館



※ 地階から3階までに車椅子対応トイレを設置

- 吉田南総合館



※ 北棟東側の1階から4階に車椅子対応トイレを設置

北棟西側の地階に車椅子対応トイレを設置

◆1階以外又は複数階に車椅子対応トイレが設置されており、その表記がある例

- 人間・環境学研究科棟



※ 地下1階に車椅子対応トイレがあることを表記

- A2棟（桂キャンパスAクラスター）



※ 3～5階に車椅子対応トイレがあることを表記

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (1) -⑤ バリアフリーマップと現状が不一致 (大阪大学)

- ① 大阪大学豊中キャンパス豊中総合学館については、平成 19 年度に多目的トイレが設置されているものの、同大学のバリアフリーマップにおいては、記載が漏れており、現状と一致していない。

【大阪大学バリアフリーマップ】

【豊中総合学館多目的トイレ】



- ② 大阪大学のバリアフリーマップは平成 24 年度に作成し、25 年度に公表されているが、その後更新が行われていない。

そのため、豊中福利会館に設置されたエレベーター (平成 24 年度設置) 及び 美学棟に設置された多目的トイレ (平成 24 年度設置) については、作成された際に記載が間に合わず、その後、更新も行われていないため、現状と一致していない。

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (1) -⑥ 身体障害者用トイレの形状及び設置階数をバリアフリーマップに明記している例 (同志社大学)

同志社大学は、従来の「身障者用施設：設備」の詳細だけ掲載していた「バリアフリーMAP」を改めて、平成 26 年度に、印刷会社、建設会社、設計事務所、同大学施設課及び障がい学生支援室とが共同して、アクセス (構内入口/建物入口/アクセススロープ) 及び路面 (坂路/片傾斜) の状態まで分かる「フリーアクセスマップ」を作成した。

坂路について、車椅子が単独で登ることができるか否か、傾斜測定値と併せて車椅子ユーザーや学生スタッフの協力を得て、実際に車椅子を使用してキャンパスをチェックした。

また、同アクセスマップでは、身体障害者用トイレについて、「身体障害者用トイレ」、「身体障害者用トイレ (男子トイレ内)」、「身体障害者用トイレ (女子トイレ内)」、「身体障害者用トイレ (オストメイト設置)」及び「身体障害者用トイレ (介護専用椅子設置)」の 5 つに分類し、これらのトイレが建物の何階にあるかも分かるよう、「2~4F」などと明記されている (以上について、次図を参照)。

これらについて、同志社大学は、「フリーアクセスマップを見てトイレに行ったものの、使用できないものであったということにならないよう、また、身体障害者用トイレを利用する者の動線が短くなるよう、利用の実態に即したマップを作成した」としている。



(注) 当局の調査結果による。

図表 3-1) - ⑦ 学生サポートスタッフがバリアフリーマップを作成している例 (関西学院大学)

関西学院大学では、平成 28 年 4～6 月、学生サポートスタッフが障害のある学生（視覚障害、肢体不自由及び聴覚障害）と共に、合計 23 人で、「キャンパス調査」を実施した。その際、障害のある学生から、健常者よりも移動に時間を要するため、「マップに建物間の移動時間の目安を記載してほしい」との意見があった。これを踏まえ、「正門から建物推奨入口へまでの移動時間（車いす）」を掲載したバリアフリーマップを作成した。これにより、履修登録時の「教室調整」にも効果があった。



(注) 当局の調査結果による。

図表 3-1 (1) - ⑧ 障害学生の意見を端緒に「多目的トイレ仕様ガイドブック」を作成している例
(関西学院大学)

関西学院大学において、①車椅子使用者から、「トイレの手すりが「P型」であれば自分で便器に移動できるが、「L型」は移動できない」、「車椅子が旋回できない」、②性同一性障害(性別違和)のある学生から、「体育の授業の着替え場所に困っている」などの意見等があった。

同大学は、これらの意見等も踏まえ、平成29年度、学生サポートスタッフを活用し、「多目的トイレ仕様ガイドブック」を作成済みである。同ガイドブックには、トイレの場所、手すり、旋回の可否、フィッティングボードの有無等が掲載され、各種窓口を設置し、必要な者に配布している。

| 項目 | 内容 | 備考 | 備考 |
|-------|---------|----------|----|
| 手すり | あり | ※手すり(左側) | 可 |
| ドア | スライド | ※手すり(右側) | 可 |
| 電気 | あり | 緊急通報ボタン | 有 |
| 鏡 | 鏡の長いタイプ | 手洗台 | 有 |
| 換気 | あり | 洗面台 | 有 |
| トイレの扉 | ふたあり | フック | 有 |
| 洗面台 | あり | 紙すき | 有 |
| | | 紙すき | 有 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-1 (1) - ⑨ 障害のある学生に対する意識調査(インタビューを含む)での意見
(バリアフリーマップ関連)

- 設備、共用スペース(図書館や学食)の時間ごとの混み具合、各建物間の平均的な移動時間(国立大学、肢体不自由な学生)
- 大学内のバリアフリー状況や通学の交通ルートなどが調べられるような情報、在学中にどのような配慮をもらえるかの相談と窓口の場所、学生支援課で入学までに事前に相談できるかどうかの有無

(国立大学、肢体不自由な学生)

- どのような支援をしてくれるか、バリアフリーの施設かどうか(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- 大学や介護人がいるかいないかやちゃんとバリアフリーなのかの情報をインターネットなどで(公立・私立大学、肢体不自由な学生)
- バリアフリーの状況、障がいのある学生へのサポート体制、障がい学生の情報(どんな学生がいるのか(車椅子、聴覚など))(公立・私立大学、肢体不自由な学生)
- バリアフリーマップや入学後の支援体制・支援内容について具体的に示した冊子があれば十分であると思う(紙媒体とWeb媒体)。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)
- 図書館、パソコン室などのイスが重たく1人で動かすににくい。プリンターが立位した状態で使うような高さであるため車いす学生は届きにくい。多目的シートのあるトイレが1か所にしかない。
(バリアフリー) マップは、入学する以前に見せていただいた学校案内のパンフレットに記載していただいていたので便利だと思いました。
ですが、(現在の)大学はたいへん広いのにも関わらず、多目的シートがある多目的トイレは1か所しかないので不便に感じています。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)

(注) 当局の調査結果による。なお、「第3 障害のある学生に対する意識調査(インタビューを含む)」を参照

図表3-1(1)-⑩ オープンキャンパスにおける障害のある受験希望者への配慮状況

| 大学名 | 配慮を希望する受験希望者への対応、独自の取組等 |
|------|---|
| 福井大学 | (検索手順)「HEADLINE」の「イベント」→「オープンキャンパス2017のプログラムを公開しました」(2017年6月23日) (ホームページでの案内) オープンキャンパスのページのお問い合わせ先において、「障がい等のある方で、参加にあたり特別に配慮等が必要な場合には上記窓口までご相談ください」の記載あり (配慮を希望する受験希望者への対応) 配慮の希望があれば、障がいのある学生及び教職員のための相談室が中心となって、可能な限り支援する方針。 各学部共通の個別相談コーナーを設けており、必要に応じて、障がいのある学生及び教職員のための相談室が対応する。 (平成29年度の参加実績) あり(松岡キャンパスのオープンキャンパスに1名参加) |
| 滋賀大学 | (検索手順)「学生生活と進路」→「大学生活」→「障がいのある学生への支援」 (注)「入学案内」→「オープンキャンパス」には、障害のある受験希望者向けの記載がないので、注意が必要 (ホームページでの案内) 「障害のある学生への支援」のページに、「オープンキャンパス、入試説明会及び入学願書出願前に相談窓口を設置し、受験時の特別措置や入学後の支援内容などの相談や情報提供を行っています」と記載 【当局の検討】 「オープンキャンパス」のページに障害のある学生への支援内容が記載されておらず、別のページ(「学生生活と進路」→「障害のある学生への支援」)に記載されているため、障害 |

| 大 学 名 | 配慮を希望する受験希望者への対応、独自の取組等 |
|---------|--|
| | <p>のある受験希望者に分かりやすいものとはいい難い。</p> <p>(配慮を希望する受験希望者への対応) 配慮の希望があれば、障がい学生支援室が中心となって、可能な限り支援する方針。 各学部共通の個別相談コーナーを設けており、必要に応じて、担当職員が対応する。</p> <p>(平成 29 年度の参加実績) なし</p> |
| 京 都 大 学 | <p>(検索手順) (下記「ホームページ等で案内」の①) メニューバー「入試・高大連携」→「オープンキャンパス」→「開催実績、2017 年度、実施概要など」→「申し込みについて」 (下記「ホームページ等で案内」の②) メニューバー「教育・学生支援」→「カウンセリング・障害学生支援・就職」の「障害学生のための支援」→外部サイト「障害学生支援ルーム」→「受験生の方へ」</p> <p>(ホームページでの案内)</p> <p>① 移動の困難など、特別の配慮が必要な方は、下記連絡先にあらかじめご連絡ください。 連絡先：京都大学教育推進・学生支援部 入試企画課 (オープンキャンパス担当) 電話：075-753-2523, 2524</p> <p>② 「受験生の方へ」のページで、「学部への入学を希望する場合」として、「京都大学では、毎年 8 月上旬にオープンキャンパスを実施しています。オープンキャンパスは大学を知っていただく絶好の機会です。京都大学ではオープンキャンパスにおいても、参加者が必要となる配慮や支援を“模擬支援”という形で実施しています。事前にお伝えいただくことが前提ですが、模擬支援では実際に大学に入ってから必要となる様々な支援を体験することができます。大学での支援の様子を知っていただくことはとても参考になると思いますので、是非、積極的にご参加ください。オープンキャンパスの詳細は、大学のホームページなどで毎年 5～6 月頃に発表されますので、そちらをご覧ください。もちろん、オープンキャンパス以外でも、相談や見学は随時受け付けていますので、まずは一度支援ルームまでご連絡ください」と具体的に案内</p> <p>(配慮を希望する受験希望者への対応) 入試課から障害学生支援ルームに連絡する。多くの学生と同様にオープンキャンパスを体験できるよう可能な限り支援する方針である。 各学部が実施する個別相談コーナーにおいて、それぞれ対応する。必要に応じて障害学生支援ルームが対応する。保護者等が同支援ルームを個別に訪れて、相談するケースもある。</p> <p><u>【特徴的な取組】 同種の障害のある学生と直接懇談</u> オープンキャンパスに参加する受験希望者に、同種の障害のある支援ルームの利用者(先輩学生)との懇談を案内している。希望があると、障害学生支援ルームから該当の先輩学生にその旨連絡し、日程調整の上、受験希望者が直接懇談できる機会を設定する。 このような懇談は、毎年、2、3 組の実績がある。オープンキャンパスのプログラムの終了後、1～2 時間程度、懇談が行われている。懇談内容について、大学で受けられる修学支援のみならず、受験や学生生活など多岐にわたる。</p> <p>(平成 29 年度の参加実績) あり (参加者数不明)</p> |
| 大 阪 大 学 | <p>(検索手順) メニューバー「入学情報」→オープンキャンパス (大学説明会)</p> <p>(ホームページでの案内) 「オープンキャンパス」のページの「ご注意いただきたい点」において、「なお、障がい等を有する場合は、入試課まで事前にご連絡願います」(1.) と案内。ただし、入試課の連</p> |

| 大 学 名 | 配慮を希望する受験希望者への対応、独自の取組等 |
|-----------|---|
| | <p>絡先（電話番号等）は付記されていない。</p> <p>（注）「入学情報」→「入試課からのお知らせ」→「入試関係問合せ先一覧」の「入試に関する全般的なお問い合わせ」において、「大阪大学教育・学生支援部入試課」、電話番号（06(6879)7097）及びe-mailのアドレスあり。</p> <p>（配慮を希望する受験希望者への対応） 可能な限りの支援を行う方針。なお、窓口は入試課としているが、各学部への連絡が多い。各学部が実施する個別相談コーナーにおいて、それぞれ対応する。必要に応じて、キャンパスライフ健康支援センターが対応する。</p> <p>（注）なお、メニューバー「キャンパスライフ」の「バリアフリーへの取り組み」欄には、「キャンパスライフ支援センター障がい学生支援ユニット」（平成29年3月31日まで）という統合前の名称が残ったまま（同年4月1日、旧保健センターと統合され、「キャンパスライフ健康支援センター」へ）。</p> <p>（平成29年度の参加実績） あり（問い合わせ先は入試課としているが、各学部連絡する者が多いため参加者数不明）</p> |
| 神 戸 大 学 | <p>（検索手順）メニューバー「入試情報」→「入試関連情報」の「オープンキャンパス」</p> <p>（ホームページでの案内） 「オープンキャンパス」のページの「参加申込方法」の「お申し込みにあたって」において、「障害があることにより特別な配慮を希望される方は、申し込み後、7月14日までに各実施学部へ相談してください。」（7.）と案内</p> <p>（配慮を希望する受験希望者への対応） 可能な限りの支援を行う方針。窓口は各学部としており、必要に応じて、入試課及びキャンパスライフ支援センターとで調整する。 各学部が実施する個別相談コーナーにおいて、それぞれ対応しており、必要に応じて、キャンパスライフ支援センターが対応する。</p> <p>（平成29年度の参加実績） あり（参加者数不明）</p> |
| 奈良女子大学 | <p>（検索手順）メニューバー「入試・入学情報」→「入試関連情報」の「オープンキャンパス」</p> <p>（ホームページでの案内） オープンキャンパスについて、障害のある受験希望者向けの案内がない。</p> <p>（配慮を希望する受験希望者への対応） 可能な限りの支援を行う方針。 各学部共通の個別相談コーナーを設けており、必要に応じて、障害学生支援室が対応する。</p> <p>（平成29年度の参加実績） あり（参加者数不明）</p> <p>【当局の検討】 オープンキャンパスにおける配慮の申出等について、ホームページで適切に案内すること。</p> |
| 和 歌 山 大 学 | <p>（検索手順）（下記「ホームページ等で案内」の①） メニュー「ニュース&トピックス」→「入試」→「和歌山大学オープンキャンパス2017について」（※【終了しました】（当日のプログラムを発表しました!）と付記）</p> <p>（注）なお、メニューバー「入試情報」→「受験生向け情報」→「入試情報（学部）」にも「オープンキャンパス」のページ。ただし、掲載されているのは、1年前の平成28年7月17日（日）開催のもの情報であり、注意が必要</p> |

| 大 学 名 | 配慮を希望する受験希望者への対応、独自の取組等 |
|-------|--|
| | <p>(下記「ホームページ等で案内」の②) メニューバー「キャンパスライフ」→「キャンパスライフサポートルーム」→メニューバー「入学希望者の方へ」</p> <p>(ホームページ等での案内)</p> <p>① 「和歌山大学オープンキャンパス 2017」のページの「その他」に、「障害があること等により特別な配慮を希望される方は、6月30日(金)までに入試課までご相談ください」と案内(7月16日(日)に開催)。同じページに掲載されている「プログラム」において、「共通プログラム」の「相談コーナー」に「学生生活等個別相談(障がい学生支援を含む)」として、「本学で学生支援を担当する職員が、学生寮、奨学金、課外活動(クラブ・サークル)等、大学学生生活に関する疑問・質問にお答えします。また、本学での障がい学生支援に関する質問もお受けします」(13ページ)と案内</p> <p>② キャンパスライフサポートルームの「入学希望者の方へ」から接続する「受験を希望される方へ」のページで、「オープンキャンパスの日に支援を希望される方は、事前に入試課(073-457-7116)までご連絡ください。詳細は和歌山大学公式ホームページ、イベントのオープンキャンパス情報にてご確認ください」(1.)と案内</p> <p>(配慮を希望する受験希望者への対応) 可能な限りの支援を実施。窓口は入試課であり、支援が必要な場合は、キャンパスライフサポートルームが支援する。</p> <p><u>[特徴的な取組]</u> 障害学生支援担当部署が個別相談を実施 キャンパスライフサポートルームは、オープンキャンパスにおいても、個別相談ブースを設置している。オープンキャンパスに関するプログラムにも、障がい学生支援を含む学生生活等個別相談を実施することを明記するとともに、当日(7月16日)、受付横に案内看板を設置し、個別相談実施を案内している。</p> <p>(平成29年度の参加実績) 平成29年度のオープンキャンパスにおいて、次のとおり、①「パソコンテイク」の支援を提供、②個別相談を実施した。</p> |

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (1) - ⑪ オープンキャンパスにおける障害のある受験希望者に対する配慮 (関西学院大学、立命館大学、龍谷大学)

| |
|---|
| <p>(関西学院大学) 障害学生の支援を実施していることをより明確にし、障害学生に参加してもらいやすくするため、平成29年度から、オープンキャンパスのプログラムの一つとして、10時30分から11時20分まで「障害学生支援説明会」、11時40分から16時まで「入学後の障害学生支援個別相談」をそれぞれ実施している。</p> <p>(立命館大学) 平成29年度のオープンキャンパス2日間のうち1日について、衣笠キャンパスで初めて障害学生支援に関する個別相談会を実施した。 これについて、同大学は、「近年、障害のある受験希望者から、修学に関する問合せ等が増加していることから、試行的に実施。問合せの増加要因として、障害者差別解消法の施行に伴い、障害のある生徒等の進学意欲の高まりが関係しているかもしれない」と説明している。</p> <p>(龍谷大学) 障がい学生支援室が設置された平成27年度秋のオープンキャンパスから障害学生支援担当部署によ</p> |
|---|

る個別相談を実施。毎回 10 人程度の相談者がある上、大学の雰囲気になれるため、毎回のオープンキャンパスに参加している者もいる。

深草キャンパスにおいて、以前は入学試験に関する相談などの他の個別相談ブースと、障害学生支援の相談ブースとを隣接して設けていたが、「顔を知られてしまうので、入りづらい」との意見があったことから、障がい学生支援室内で実施するよう変更した。

また、瀬田キャンパスについては、面積が広く、他の個別相談のブースから障がい学生支援室まで離れている。このため、障害のある受験希望者等は、①入試配慮については入試課、②修学支援及び学部選択については学部及び同支援室のブースを、移動しながらそれぞれ回る必要があり、他の個別相談ブースと同じ部屋で実施するよう変更した。

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (1) - ⑫ 学生企画による聾学校の生徒を対象としたミニ・オープンキャンパス (立命館大学)

平成 29 年 2 月 21 日、障害学生支援室主催で、学生サポートスタッフ 5 人の手作り企画により、京都府立聾学校の中・高等部生を対象とした「ミニ・オープンキャンパス」を開催し、8 人の参加があった。同校生徒に、大学に興味を持ってもらうこと、大学では授業形態が大きく異なることから情報保障の在り方も変わることを知ってもらいたいとの考えによる。

当日は、5 人の学生が分担し、5 つのプログラムを実施した。その内容は、キャンパスツアー（寒さを考慮し、スライドでの各学部棟の特徴の紹介等、図書館の見学ツアー）、大学での情報保障（パソコンテイクの紹介等）、模擬授業（映像学部准教授による）などであった。

平成 29 年 9 月 25 日には、昨年度の中心メンバーが立ち上げた学生団体「つながる」主催で、第二回目の聾学校の生徒を対象としたミニ・オープンキャンパスを開催。二回目は、昨年度の京都府立聾学校に加え、奈良県立ろう学校の高校生も参加。

第二回目も、大学の雰囲気を感じてもらおうと、ゲームや模擬授業（総合心理学部准教授による）、キャンパスツアーを企画。また、企画学生たちの大学生活を知ってもらうための冊子も作成。

当日の概要や生徒の様子などについて、多数の写真も掲載して、障害学生支援室のホームページ「ニュース・イベント告知」で紹介している。

(アドレス) 1 回目 <http://www.ritsumeit.ac.jp/drc/news/event/article.html?id=59>

2 回目 <http://www.ritsumeit.ac.jp/drc/news/event/article.html?id=66>

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (1) - ⑬ 障害のある学生に対する意識調査 (インタビューを含む) での意見 (オープンキャンパス関連)

- 高校 2 年生ぐらいのときに大学の方と直接相談ができる機会を設けていただき、そこでの情報提供が望ましいと思う。(国立大学、視覚障害のある学生)
- 実際の通っている学生に話を聞く機会があれば、生の声が聞ける(ホームページに載っていないことも)。(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- 現在通っている大学を志望したのは、オープンキャンパスのときに情報保障に関する話を聞いて、ノートテイク制度があると分かったためです。また、在学していた高校から現在通っている大学に入学した人がいたからです。(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- オープンキャンパスにおいて(現在の)大学へは行っていませんが、11 月に受験することが決ま

った際に、面談をしに行かせていただきました。その際には、知り合いの方で同じ障害をお持ちの方が卒業されていることもあり、ある程度のバリアフリーが備えられており、障害学生の入学を積極的にされているということを知らせていただいたことです。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

- 第1志望だった大学については、支援体制は整っていたが、特性に応じた対応が十分ではなく、断念。現在通っている大学は、対応について電話で相談したところ、好印象だったため志望した。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 現在通っている大学を志望したのは、オープンキャンパスの際、入試部の方が困り事などについて、熱心に話を聞いてくれたことが理由の一つ（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- オープンキャンパスで、十分な支援の内容が得られなかったことがある（公立・私立大学、発達障害のある学生）

（注）当局の調査結果による。なお、「第3 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）」を参照

図表3-1-⑭ 平成29年度学部一般入学者選抜に係る事前相談の実施状況

| 大学名 | 事前相談の申請期限 | 期限設定の理由、経過後の取扱い等 |
|------|------------|---|
| 福井大学 | 平成29年1月17日 | <p>（検索手順）「受験生の方へ」→「入試データ」の「障がいのある入学志願者等の事前相談」 （障害のある入学志願者等の事前相談） 「平成29年度一般入試学生募集要項」によると、「疾病・負傷や身体障害等のために、受験上及び修学上の配慮を希望する者は、平成29年1月17日（火）までに本学学務部入試課又は松岡キャンパス学務室に事前相談の申請をしてください。また、期限後にやむをえない事情等により申請が必要となった場合には、速やかに電話等により相談してください」とし、事前相談の申請方法等について、ホームページの「トップページ」→「受験生の方へ」内の入学事前相談から確認するよう案内（Iの10.）。</p> <p>指定されたホームページの「受験上の配慮対応表」には、①視覚障害、②聴覚障害、③肢体不自由、④病弱、⑤発達障害、⑥その他の障害区分ごとに、「受験上の配慮の対象となる者」が記載。また、「受験上の配慮の一例」も列挙</p> <p>（注）「平成30年度入学者選抜要項」においても、上記学生募集要項と同様の記載。事前相談の申請期限について、「平成30年1月16日（火）」とされている（5.）</p> <p>（期限設定の理由） センター試験の結果を踏まえた上で、出願してもらうため、同試験後に期限を設定している。 点字による出題等について、他大学からの情報によると、「準備に1か月から1か月半を要する」とのことであり、現状の期限であっても、ギリギリ間に合うのではないかと見込んでいる。</p> <p>（平成29年度一般入試における期限後の申請受理の有無） なし</p> |
| 滋賀大学 | 29年1月17日 | <p>（検索手順）「入学案内」→「受験案内」→「受験上等の配慮事前相談」→「障害等のある入学志願者の受験上及び修学上の配慮に関する事前相談」 （障害等のある入学志願者の受験上及び修学上の配慮に関する事前相談）</p> |

| 大 学 名 | 事前相談の申請期限 | 期限設定の理由、経過後の取扱い等 |
|---------|--|--|
| | | <p>「障害等により、受験上及び修学上の配慮を必要とする可能性がある者は、」 「受験上等の配慮申請書（様式は任意）を提出し相談してください」と記載。相談の時期は、「平成 29 年 1 月 17 日（火）まで」。</p> <p>受験上等の配慮申請書の記載内容のうち、障害に関するものは、 ①障害等の状況（現に治療中の者は、医師の診断書を添付すること）、②受験上の配慮を希望する事項（大学入試センターから「受験上の配慮事項決定通知書」の交付を受けた者は、その写しを添付すること）、③修学上の配慮を希望する事項、④出身学校でとられていた配慮内容、⑤日常生活の状況（12. (1)エ. ～ク.）</p> <p>（注）「平成 30 年度」においても、同様の記載（Vの1.）。配慮申請の提出期限は、一般入試の場合、「平成 30 年 1 月 16 日（火）まで」</p> <p>（期限設定の理由） センター試験の結果を踏まえた上、出願してもらうため、同試験日よりあとに、申請期限を設定している。 なお、点字による出題など準備に時間を要する配慮申請について、これまで実績はない。点字対応を要する者について、申請の期限間近でなく、早期に申請があると思われる。</p> <p>（平成 29 年度一般入試における期限後の申請受理の有無） なし</p> |
| 京 都 大 学 | 出願前の早い時期 （参考） 30 年度一般入試選抜要項では、削除 | （検索手順）「受験生の方」→「入試情報」→「大学入試」→「学生募集要項」 |
| 大 阪 大 学 | 28 年 12 月 19 日 | （検索手順）「入学情報」→「学部学科入試」→「一般入試」 ※ 平成 30 年度の入学者選抜要項が掲載 |

| 大 学 名 | 事前相談の申請期限 | 期限設定の理由、経過後の取扱い等 |
|-------|----------------|--|
| | | <p>下記に「該当する程度の障がいをもつ者等で、受験及び修学に際して特別な配慮を希望する者は、入試課に事前に相談（電話連絡可）し、申請手続き等の指示を受けてください。」「<u>なお、申請書提出期限後の申請については、受験上の配慮が講じられないことがありますので、なるべく早く申請書を提出してください。</u>」「※日常生活において、ごく普通に使用している補聴器、松葉杖、車椅子等を使用して受験する場合も、受験上の配慮として申請してください」と記載（平成 29 年度入学者選抜要項「Ⅱ. 一般入試」の 4.）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○点字による教育を受けている者 ○良い方の眼の矯正視力が 0.15 以下の者 ○両眼による視野について視能率による損失率が 90%以上の者 ○両耳の平均聴力レベルが 60 デシベル以上の者 ○体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 ○両上肢の機能障害が著しい者 ○慢性の呼吸器、心臓、腎臓疾患等の状態が継続して医療・生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者 ○上記以外の者で受験上の配慮を必要とする者 <p>（注）平成 30 年度入学者選抜要項においても、同じ内容</p> <p>（期限設定の理由） 配慮内容によっては、準備に時間を要するため、「障がい等のある者への受験及び修学上の配慮に係る取扱い」において、原則として、12 月の第 3 月曜日までに申請とされている。 ただし、特別な準備を必要としない程度の場合は、期限後であっても申請を受け付け、入学試験日までに対応できる範囲で配慮を講じるとされている。</p> <p>（平成 29 年度一般入試における期限後の申請受理の有無） あり</p> |
| 神戸大学 | 28 年 12 月 14 日 | <p>（検索手順）「入試情報」→「入試関係資料」→「学生募集要項（一般入試）」</p> <p>（受験上及び修学上の配慮を必要とする者の事前相談） 「平成 29 年度募集要項一般入試」では、次のとおりとされている。「障害のある者等のうち、受験上及び修学上の配慮を必要とする入学志願者は、平成 28 年 12 月 14 日（木）までに事前に志願する学部に申し出て相談してください。 （注）事前相談は障害のある者等に神戸大学の現状をあらかじめ知っていただき、受験及び修学にあたってより良い方法やあり方を実現するためのものであり、障害のある者等の受験や修学を制限するものではありません。 日常生活においてごく普通に使用されている補聴器、松葉杖、車椅子等を使用して受験する場合も、試験場設定等において何らかの配慮が必要となる場合がありますので、事前に相談してください。 相談の内容によっては対応に時間を要することもありますので、できるだけ早い時期に相談してください」（10）。</p> <p>（検索手順）「受験生の方へ」→「受験生応援サイト「神戸大学受験生ナビ」」→「入試情報」→「学部入試に関するお知らせ」→「受</p> |

| 大 学 名 | 事前相談の申請期限 | 期限設定の理由、経過後の取扱い等 |
|--------|------------------|---|
| | | <p>験上及び修学上の配慮を必要とする者の事前申請について」</p> <p>神戸大学では、平成 30 年度学部入学選抜試験（一般入試・AO 入試・推薦入試・社会人入試）において、受験上及び修学上の配慮を必要とする者の事前相談を受け付けます。</p> <p>「受験上及び修学上の配慮に関する申請書」をダウンロードの上、志願する学部に出願して相談してください。</p> <p>受験上及び修学上の配慮に関する申請書(PDF 形式)</p> <p>申請期間：平成 29 年 12 月 15 日（金）（特別入試については出願期間初日の 1 か月前）まで</p> <p>ただし、<u>大学入試センター試験終了後に相談を希望する場合は、センター試験終了後のなるべく早い時期に提出してください。</u></p> <p>(注) 事前相談は障害のある者等に神戸大学の現状をあらかじめ知っていただき、受験及び修学にあたってより良い方法やあり方を実現するためのもので、障害のある者等の受験や修学を制限するものではありません。</p> <p>日常生活においてごく普通に使用されている補聴器、松葉杖、車椅子等を使用して受験する場合も、試験場設定等において何らかの配慮が必要となる場合がありますので、事前に相談してください。</p> <p>相談の内容によっては対応に時間を要することもありますので、できるだけ早い時期に相談してください。</p> <p>(期限設定の理由)</p> <p>点字による出題など時間を要する配慮申請であっても、対応できるギリギリの期限として当該期限を設定している。</p> <p>ただし、期限後であっても、受付対応できる範囲で配慮を講じている。</p> <p>(平成 29 年度一般入試における期限後の申請受理の有無)</p> <p>あり</p> |
| 奈良女子大学 | 原則、出願開始の 1 か月前まで | <p>(検索手順)「入試・入学情報」→「入学選抜要項」</p> <p>(受験の際に配慮を希望する場合の手続きについて)</p> <p>平成 29 年度一般入試学生募集要項によると、「身体障害、病弱、負傷等の理由により、受験上及び修学上の配慮を希望する場合は、原則として出願受付開始の 1 月前までに入試課に相談の上、所定の手続きをしてください」(4. (4))と記載。</p> <p>(参考) 平成 30 年度入学選抜要項では、冒頭部分を改正し、「病弱・負傷や障害等のために、受験上及び修学上の配慮を希望する場合は、原則として出願受付開始の 1 月前までに入試課に相談の上、所定の手続きをしてください」(5.) と記載</p> <p>(期限設定の理由)</p> <p>修学上の配慮の希望事項に対する回答を行うため、左記の期限を設定している。修学上の配慮についても、出願する際の検討材料の一つとしてもらっている。</p> <p>期限後であっても申請を受け付けている。その場合、修学上の配慮については回答を行わず、点字による出題など配慮内容によっては対応できない可能性もある。</p> |

| 大 学 名 | 事前相談の申請期限 | 期限設定の理由、経過後の取扱い等 |
|-----------|---|---|
| | | <p>(平成 29 年度一般入試における期限後の申請受理の有無) なし</p> <p>[当局の検討] 入学試験に係る事前相談の申請期限について、センター試験日より前に設定しており、期限の経過後であっても受理できる取扱いをしている場合、その旨ホームページ等で周知。ただし、対応の準備期間が短くなることにより、十分な措置が講じられないおそれがある場合には、その旨注意喚起する。</p> |
| 和 歌 山 大 学 | <p>○特別な配慮を要する場合 28 年 12 月 12 日</p> <p>○特別な配慮を要しない場合 29 年 1 月 18 日</p> | <p>(検索手順)「入試情報」→「学部入試について」→「学生募集要項(抜粋)」</p> <p>(受験上及び修学上の配慮を必要とする者の事前相談) 平成 29 年度一般入試学生募集要項(全学部)によると、「障がいのある者等、受験上及び修学上の配慮を必要とする者は、事前に電話連絡した上で事前相談の申請をしてください。」「点字解答」又は「代筆解答」を希望する場合は、準備に相当な期間を要しますので、なるべく早く相談してください。日常生活において、ごく普通に使用している補聴器、松葉杖、車椅子等を使用して受験する場合も、受験上の配慮として申請してください。また、出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者についても、受験上及び修学上の配慮が必要となった場合は、その時点で速やかに申し出てください」と記載。</p> <p>具体的な「申請期限」について、「点字等受験上の特別な準備を必要とする者については、平成 28 年 12 月 12 日(月)までに」申請書及び必要書類を提出、また「受験上の特別な準備を要しないその他の配慮を必要とする者は、原則として平成 29 年 1 月 18 日(水)までに」申請することとされている。「内容によっては対応に時間を要しますので、できるだけ早い時期に相談してください」と付記。</p> <p>(参考)平成 30 年度入学者選抜要項では、「申請期限等詳細については学生募集要項に記載します」と付記</p> <p>(期限設定の理由) 「点字解答」及び「代理解答」について、準備を要するため、期限を早めているが、期限後であっても、対応できる範囲で配慮を講じている。</p> <p>その他の時間を要しない配慮について、受験者がセンター試験の結果を踏まえた上で出願できるように、期限を設定している。</p> <p>(平成 29 年度一般入試における期限後の申請受理の有無) なし</p> |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 センター試験日は平成 29 年 1 月 14 日及び 15 日、受験願書受付時期は同年 1 月 23 日～2 月 1 日であった。

3 事前相談の申請開始時期について、いずれの大学も「随時」としている。

図表 3- (1) - ⑮ 事前相談期間後でも対応の旨明記している例 (大阪府立大学)

大阪府立大学は、「平成 29 年度 (2017 年度) 学生募集要項 (一般入試)」において、受験上の配慮の事前相談の期限をセンター試験の期日より前に設定しているものの、次のとおり、期限後でも可能な限り対応する旨明記している。併せて、申請の内容によって、時間を要することがあるので、「できるだけ早い時期に」申し出るよう、注意喚起している。

このような記載であれば、障害のある受験希望者に、「申請期限を経過すると事前相談に応じてもらえない」との誤解を生じて、受験を断念するようなことにはならない。

学域・学類の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

〔出願書類等〕

出願についての注意

9 障がいがある等で、受験上及び修学上の配慮を希望する者との事前相談について

(3) 事前相談期間 ～平成28年12月16日（金）

※12月17日（土）以降においても可能な限り対応しますが、申請内容によっては、時間を要することがありますので、できるだけ早い時期にお申し出ください。

（注）下線は当局が付した。

（検索手順）メニューバー「高校生・受験生の皆さまへ」→「学域入試」の「一般入試」

（アドレス）<http://www.osakafu-u.ac.jp/prospective/>

（注）当局の調査結果による。

図表3- (1) - ⑯ 大学ホームページに、車椅子での直行バス利用について、案内されていない （滋賀大学）

今回、当局と協働で大学施設・設備バリアフリー化の点検（注）に当たった障害者（車椅子使用者）がJR彦根駅から滋賀大学に向かうため、「滋賀大学行き」の直行バス（利用料金100円、同大学が運行委託契約）に乗車しようとした。

（注）大学施設・設備バリアフリー化の点検についての詳細は、「5 施設・設備のバリアフリー」を参照

しかし、そのバスは、「バリアフリー対応」となっていない上、車椅子をそのまま積載できる仕様となっていなかった。上記障害者の使用する車椅子は折りたたむことができず、やむなく、乗車を断念した。待っているだけでは現地まで行くことができないので、近くにあるバス運行会社の営業所まで行き、相談したところ、運良く、車庫で待機中のバスの中に、バリアフリー対応の「ノンステップバス」が1台あった。バス運行会社の御厚意により、このバスで、車椅子使用のまま、大学まで行くことができた。

復路についても相談したところ、「帰宅時間帯に当たるので、ノンステップバスを別の路線で運行しており、優先的に手配することができない。帰りはタクシーを利用してほしい」とのことであった。しかし、車椅子が折りたたむことができないタイプなので、一般のタクシーを利用できない。介護タクシーについては、手配に時間を要する。支援者に車椅子を押しもらい彦根駅まで行かざるを得ない（通常、徒歩での所要は約20分間）。

【当局の検討】

大学のホームページに、「バリアフリー対応のバスが運行されていない」旨を案内するとともに、バス会社の連絡先も掲載して、車椅子使用者が事前に情報を得られ、対策を講じられるようにする。

【協働点検に当たった障害者の意見】

バリアフリー対応バスが運行されていないのであれば、滋賀大学のホームページの「交通アクセス」関係に、「車椅子使用者等バリアフリー対応バスの手配が必要な場合は、こちらまでご相談ください」などの付記がバス会社の連絡先とともにあれば、車椅子使用者も事前に承知した上で、可能な対策などを考えながら出向くことができる。

【滋賀大学の意見】

ホームページの改訂の際にバス会社の連絡先を掲載すること等を検討したい。

また、今後、直行バスの利用を希望する車椅子使用者が入学した際には、配慮の一環として、バリアフリー対応バスの運行についてバス会社とも協議したい。

(参考) 滋賀大学ホームページの直行バス時刻表ページ

- ・ 検索手順：滋賀大学トップページ→メニューバー「交通案内」→「滋賀大学直行バス時刻表」
- ・ URL：http://www.shiga-u.ac.jp/information/info_campus-access/info_campus-access_bus-timetable/

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (1) - ⑱ 大学ホームページに、バリアフリー対応のバスの運行情報について、案内されていない (和歌山大学) <措置済み>

南海電鉄和歌山大学前駅発の和歌山大学行きバスには、「バリアフリー対応」の車両も運行されている。大学のホームページにこのような情報も提供されていると、車椅子使用者は、事前に行動計画や可能な対策など検討でき、便利である。

和歌山大学ホームページ

「南海電鉄ホームページ」(鉄道)へリンク

[和歌山バス発車時刻表]
直通バス(78系統)は、「白抜き」表示。
低床バスの運行情報に関する表示なし

和歌山バスホームページ (例: 78系統時刻表)

低床バスの運行情報を表示(「時刻」を表す数字に、黒丸を付記)
「お問い合わせ」も併せて記載

(参考) 和歌山大学ホームページの和歌山バス発車時刻表ページ

- ・ 検索手順：トップページ→メニューバー「交通アクセス」→和歌山バス発車時刻表
- ・ URL：https://www.wakayama-u.ac.jp/about/access.html

なお、和歌山大学では、当局の調査を契機として、調査日以降にホームページを更新し、現在は、低床バスの運行情報を「◆マーク」で表示するとともに、問い合わせ先の情報も併せて掲載している。
(改善後の和歌山大学ホームページ)

和歌山大学

Google カスタム検索 文字サイズ 小 中 大 日本語 English

ホーム 交通アクセス キャンパスマップ サイトマップ お問い合わせ

大学紹介 学部・大学院 教養教育 附属機関 キャンパスライフ 就職・進路 入試情報

入学希望の皆さまへ 在学生・保護者の皆さまへ 卒業生の皆さまへ 企業・研究者の皆さまへ 社会人・地域の皆さまへ

大学紹介

ホーム > 大学紹介 > 交通アクセス

大学紹介 交通アクセス

和歌山バス発車時刻表

和歌山大学行き「和歌山大学」バス停下車

和歌山大学前駅東口 停留所 から
東口ターミナル2番のりば：172・272・273・78系統をご利用ください
大人片道運賃：100円（ワンコインバス実施） 所要時間：約4分

和歌山バス

和歌山大学前駅(東口) のりば：2

172・272・372 <延時・市役所前経由> JR和歌山駅ゆき

| 時 | 平日 | 土曜 | 休日 |
|----|---------|-------------|-------------|
| 06 | 19 45 | | |
| 07 | 18 45* | 15 46* | 15 46* |
| 08 | | 28* | 28* |
| 09 | 04* 56* | 13* 43* | 13* 43* |
| 10 | 42* | 11* 43* | 11* 43* |
| 11 | 18* 48* | 00* 20* 43* | 00* 20* 43* |
| 12 | 23* | 00* 40* | 00* 40* |
| 13 | 18* 48* | 00* 20* 40* | 00* 20* 40* |
| 14 | 18* 48* | 00* 20* 40* | 00* 20* 40* |
| 15 | 48* | 00* 20* 40* | 00* 20* 40* |
| 16 | 23* | 00* 20* 40* | 00* 20* 40* |
| 17 | 20* 48* | 20* 40* | 20* 40* |
| 18 | 10* 40* | 00* 20* 40* | 00* 20* 40* |
| 19 | 11* 45* | 00* 20* 49* | 00* 20* 49* |
| 20 | 11* 44* | 19* 49* | 19* 49* |
| 21 | 13* 44* | 19* 49* | 19* 49* |
| 22 | 10* | 19* | 19* |
| 23 | | | |
| 00 | | | |

2017年7月1日 現在

◆和歌山大学経由
◆低床バス・変更の場合あり
お問い合わせ：
和歌山営業所 (073) 445-3131
和歌山市駅監所 (073) 431-8751

(注) 当局の調査結果による。

(2) 入学試験における配慮

| 調 査 結 果 | 説明図表番号 |
|--|---|
| <p>【制度の概要】</p> <p>(不当な差別的取扱いの禁止)</p> <p>障害者差別解消法第7条第1項において、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」とされている。</p> <p>これを受けて、国立大学協会による、①「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」（以下「教職員対応要領（雛形）」という。）において、i)「教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」（第6条第1項）、ii)「教職員は、前項に当たり、別紙留意事項に留意するものとする」（同条第2項）と、②別紙「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項（雛形）」（以下「留意事項（雛形）」という。）において、「第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第6条関係）」として、「障害があることを理由に受験を拒否すること」が例示されている。</p> <p>(入学試験における合理的配慮)</p> <p>入学試験における障害のある受験者に対する配慮について、第一次まとめにおいて、「入試や単位認定等のための試験においては、点字や拡大文字等による情報保障、試験時間の延長や部室受験、支援技術の利用等により、障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生と公平に試験を受けられるよう配慮する」とされている（5.(4)）。</p> <p>さらに、第三次障害者基本計画においても、「障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する」とされている（Ⅲ3.(3)）。</p> <p>障害者に対する合理的配慮について、障害者差別解消法第7条第2項において、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」とされている。</p> <p>これを受けて、教職員対応要領（雛形）において、①「教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。」（第7条第1項）、②「前項の意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本</p> | <p>図表 1-4（再掲）</p> <p>図表 2-(1)-①（再掲）</p> <p>図表 1-2（再掲）</p> <p>図表 1-3（再掲）</p> <p>図表 1-4（再掲）</p> <p>図表 2-(1)-①（再掲）</p> |

人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。」(同条第2項)、③「教職員は、前二項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別紙留意事項に留意するものとする。」(同条第3項)とされている。

また、入学試験における合理的配慮について、留意事項(雛形)の「第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例(第7条関係)」において、「入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること」(意思疎通の配慮の例示)、「入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること」(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例の例示)などとされている。

なお、第二次まとめにおいても、「入試や単位認定等のための試験においては、障害のある学生の能力・適性、学修の成果等を適切に評価することを前提としつつ、障害の特性に応じて、試験時間の延長や別室受験、支援技術の利用等による情報保障、解答方法の変更等を行なう」とされている(6.(1)⑥)。

【調査結果】

調査対象7国立大学法人における障害のある受験者に対する入学試験の実施状況を調査した結果、次のような状況であった。

① いずれの国立大学法人も、国等職員対応要領に、不当な差別的取扱いの禁止に関する規定を設けており、障害があることを理由に受験を拒否した例はないとしている。

参考まで、関連調査をした私立大学担当者にヒアリングしたところ、i)現在、本学に在籍している学生から、「昨年、他府県の国公立教育大学を受験した。しかし、入学後、ノートテイク等の十分なサポートが受けられないので断念し、こちらに入学した」と聞いている、ii)本学の障害のある学生から、毎年2、3件、「他大学に受験の問合せをしたところ、「段差があるけど、大丈夫ですか」など、再考を促すような発言があり、悔しい思いをした」旨の話を聞くとの説明もあった。調査対象7国立大学法人との関連を確認できていないが今後、このような意見等に留意する必要がある。

また、障害のある学生に対する意識調査(インタビューを含む)において、私立大学に在籍する学生から、i)「他私立大学を希望していたがヘルパーが私を介助することが難しいと担当者から言われた。また、親が付きっきりで介助をするなら入学しても良いといわれた。」(肢体不自由な学生)、ii)「車いす学生が多すぎるために教室に入ることができませんと言われました。(現在の)大学でも同様ですが、今の大学においては、机と椅子が固定されている教室がほとんどです。そして、受け入れ拒否をされた大学・(現在の)大学にも各教室に最高でも2か所の車椅子スペースが設けられており、椅子が取り外されており机も大抵の車いすに合う高さに設定してくださっています。受け入れ拒否をされた大学においては、私が受験する前(10月あたり)には、すでに同じ学科

図表1-5(再掲)

図表3-(2)-①

図表3-(2)-②

| | |
|---|---------|
| <p>に2名の車いす学生の入学が決まっていたそうで、同じ授業に私も含めて3人の車いす学生が出席するとなると1人分の車椅子スペースが足りないことから1人は受講できないと言われました。」(肢体不自由な学生)、iii)「障害者が福祉を学ぶ意図が分からないなど差別発言も受けた。(中略)発言の内容としては「障害者は人に助けられることが多いのに、社会福祉士を取ったところで、あなたに何ができるのですか?」です」との意見があった。</p> | |
| <p>② いずれの国立大学法人も、国等職員対応要領において、合理的配慮の提供に関する規定を設け、入学試験における合理的配慮の具体例を明記している。</p> | 図表3-2-③ |
| <p>③ いずれの国立大学法人も、平成28年度入学試験において、障害のある受験希望者の申請に応じて、合理的配慮措置を講じている。</p> | 図表3-2-④ |
| <p>(障害のある学生の意見等)</p> <p>障害のある学生に対する意識調査(インタビューを含む)において、国立大学に在籍する学生から、「併願私立大学受験時のことですが、拡大文字問題冊子と解答用紙の枚数増加について事前に了承を得ていたにも関わらず、問題冊子に関しては印刷不鮮明が、解答用紙の枚数が予定より少ないなど、試験実施中に対応が間に合わなかったことがありました。試験監督者・関係者が開始前に確認すれば防げたはずです(視覚障害のある学生)との意見があった。</p> | 図表3-2-⑤ |
| <p>同様に、公立・私立大学に在籍する学生から、「試験が始まる前と終わった後の説明は文書化した紙をもらったのは良かったです、受験中に先生からの声は全く分からなかった。だから、手話通訳の方が良いと思います(受験中に先生の声でも分かるようになると思います)」「聴覚障害及び言語障害のある学生)との意見があった。</p> <p>今後、このような意見等も参考とし、規定上や書類上の対応にとどまることなく、入学試験が行われている会場において、合理的配慮が確実に実現できるよう、運営に当たる職員も留意する必要がある。</p> | |
| <p>(入学試験における配慮申請)</p> <p>障害のある受験希望者は、入学試験に当たり、その実力を発揮するためには、障害の状況等に応じた適切な配慮が必要である。国立大学法人は、十分な準備を進めるため、必要な情報を記載する様式を設けるなどして、事前に配慮の申請を求めている。</p> | 図表3-2-⑥ |
| <p>調査対象7国立大学法人における配慮申請の手続について調査した結果、次のような状況であった。</p> <p>① 配慮申請について、i) ホームページや一般入試選抜要項等に、必要な事項を記載できるよう様式を示しているもの4大学(福井大学、京都大学、神戸大学、和歌山大学)、ii) 特に様式を定めず、必要事項を列記しているもの1大学(滋賀大学)、iii) 入試課又は志願する学部事前に相談することとし、具体的な記載事項等をホームページや入学者選抜要項等に明記していないもの2大学(大阪大学、奈良女子大学)となっている。</p> <p>このため、障害のある受験希望者やその親族等は、ii) について、個々の事</p> | |

項に対応させて内容を記載し申請書を作成していく必要があり、iii) について、どのような事項を申請書に記載するのかなど全く分からないまま、電話やメール等で指定された部署に問い合わせた上で、指示に従って所定の手続を進める必要があり、それぞれ手間と時間を要する。

受験希望者等の負担を考慮し、配慮申請について、様式化し、あらかじめ一般入試選抜要項等に掲載しておくべきと考える。

- ② いずれの国立大学法人も、入学試験における配慮の申請に当たり、医師の診断書、障害者手帳やセンター試験受験上の配慮事項審査結果通知の写しなど関係書類の添付も求めている。

これら書類のうち、入手に手間と費用を要する医師の診断書について、i) 「写」(うつし)と明記しているもの1大学(和歌山大学)、ii) 入試課又は志願する学部へ照会すると、大学から示される書類に「写し」や「写し可」と明記しているもの3大学(大阪大学、神戸大学、奈良女子大学)となっているのに対して、iii) 「写」と明記せず、「原本」の提出を要するものも3大学(福井大学、滋賀大学、京都大学)ある。

ただし、当局の実地調査において、福井大学は「問合せがあった場合、本学でセンター試験を受けた者のみ「写しでも可」である旨、案内している」と、滋賀大学は「個別に照会があれば、「写しでも可」と回答している」とそれぞれ説明している。

しかし、障害のある受験希望者等からの問合せや個別の照会に応じて「写しでも可」の旨案内する取扱いでは、大学入試課に問い合わせない限り、受験希望者には「写し」の提出でも受理されることが伝わらず、問合せを行った者(写しを提出)と行わなかった者(原本を提出)との間に、差が生ずることともなりかねない。

当局が滋賀大学において、平成28年度及び29年度の一般学部入試に係る医師の診断書の提出状況を調査したところ、提出した受験希望者28年度8人、29年度9人に対して、上記の取扱いを知らない可能性があり「原本」を提出した者が28年度4人(提出者8人の50.0%)、29年度2人(同9人の22.2%)みられ、区々となっている。

このような状況も踏まえ、「写しでも可」の旨、入学者選抜要項等にあらかじめ明記することが適切と考える。

また、一般学部入試を受験する障害のある受験希望者は、センター入試の受験に当たり、既に、医師の診断書(原本)を入手し、提出している。各国立大学法人の入学試験に当たり、重ねて原本の提出を求められたのでは、本人や親族等が改めて医療機関に向き、所定の料金を支払った上で、入手する必要がある。医師の診断書について、上記のとおり、現に「写し」や「写し可」としている国立大学法人(4大学)もあることから、障害の状況が数箇月で大幅に変化するような場合等を除き、同様の取扱いとして差し支えないと考えられる。

- ③ 特徴的な取組として、i) 大阪大学は、ホームページにも掲載している「入学者選抜要項」において、「受験上の配慮の事前相談」の内容に、表形式で、「受験上の配慮の対象となる者」及び「過去の配慮例」を具体的に記載しており、

障害のある受験希望者等にとって分かりやすい、ii) 奈良女子大学は、配慮申請の添付書類として、独自に、障害のある受験希望者が在籍の高校における修学状況及び学習上の配慮状況を記載した書類（担任等が作成）の提出も求め、配慮内容の検討に活用している。

（配慮内容の決定手続）

障害のある受験希望者から必要な書類も添付の上、配慮を求める申請があった場合、各国立大学法人は、学内で必要な手続を経て、配慮の内容を決定する。

調査対象7国立大学法人における配慮内容の決定過程を調査した結果、次のような状況であった。

- ① いずれも、障害学生支援担当部局と入学志望学部等との間で調整を行った上で、配慮の内容を決定している。
- ② 配慮申請を行った障害のある受験希望者に対する回答方法について、i) 所定の様式により、学長（総長）又は学部長名で文書により回答しているもの6大学（福井大学、滋賀大学、京都大学、大阪大学、奈良女子大学、和歌山大学）に対して、ii) 神戸大学は、入学志望学部の担当者が口頭やメール等で個別に回答している。

しかし、このような方法では、①障害のある受験希望者は、自ら記録しておく必要がある、②個別に回答した入学志望学部でも、回答内容を正確に記録しておく必要がある。それぞれが記録しておかないと、後日、改めて確認する必要が生じた場合、記憶違い等から無用の混乱が生じかねない。他の6国立大学法人が文書で回答を行っている状況も踏まえ、特段の支障がない限り、同様の対応とすることが適当と考える。

（点字による出題の申請への対応）

障害のある受験希望者に提供される合理的配慮のうち、専門機関への委託など準備等に時間を要するものの一つに、点字による出題がある。

調査対象7国立大学法人における点字による出題状況をみると、平成28年度の入学試験においては、いずれも配慮申請がなかった。これまでの対応実績については、①「過去にあった」とするもの4大学（京都大学、大阪大学、神戸大学、和歌山大学）、②「実績なし」とするもの3大学（福井大学、滋賀大学、奈良女子大学）となっている。

今後、点字による出題の申請が行われる場合、実績のあった大学は、委託先等の知見があるので、比較的円滑に準備が進められるものとみられるが、これまで全く実績がなかった大学は、十分な対応ができないおそれもある。申請がある前提に立ち、いつでも円滑に対応できるよう、事前に、他大学の取組例も参考として、委託先や対応手順の確認など必要な準備を行っておくことが適当と考える。

【改善所見】

したがって、国立大学法人は、障害のある受験希望者等の負担軽減や利便の向上を一層促進する観点から、次の措置を講じる必要がある。

図表3-(2)-⑦

図表3-(2)-⑧

| | |
|--|--|
| <p>① 入学試験における配慮の申請について、入学者選抜要項等において、様式を示すことを検討すること。</p> <p>② 医師の診断書の添付について、受験者間で取扱いに差が生ずることのないよう、入学者選抜要項等に「写しで可」の旨の明記を検討すること。</p> <p>③ 配慮の申請に対する回答について、文書によることを検討すること。</p> | |
|--|--|

図表 3- (2) -① 入学試験における不当な差別的取扱いの禁止に関する規定

| 大 学 名 | 不当な差別的取扱いの禁止に関する規定 |
|---------|---|
| 福 井 大 学 | <p>[国立大学法人福井大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程] (不当な差別的取扱いの禁止)</p> <p>第 6 条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>2 職員は、前項に当たり、別に定める留意事項（学生関係・教育学部附属学校関係・医学部附属病院関係・事業参加者関係）に留意するものとする。</p> <p>[障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程における留意事項（学生関係）] 第 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第 6 条関係） 規程第 3 条第 1 項及び第 2 項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。</p> <p>なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。</p> <p>○ 障害があることを理由に受験を拒否すること。</p> |
| 滋 賀 大 学 | <p>[国立大学法人滋賀大学における障害を理由とする差別の解消の推進に係る教職員対応に関する規程] (不当な差別的取扱いの禁止)</p> <p>第 6 条 教職員等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>2 教職員等は、前項に当たり、別紙の障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員等対応における留意事項（以下「留意事項」という。）に留意するものとする。</p> <p>[障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員等対応における留意事項] 第 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第 6 条関係） 規程第 3 条第 1 項及び第 2 項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。</p> <p>なお、次の具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次の具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。</p> <p>○ 障害があることを理由に、受験、入学、授業受講及び研究指導を拒否すること。</p> |
| 京 都 大 学 | <p>[京都大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領] (不当な差別的取扱いの禁止)</p> <p>第 4 条 教職員等は、本学の業務を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>2 教職員等は、前項の不当な差別的取扱いに該当するか否かについては、事案ごとに、障害者及び第三者の権利利益、本学の業務の目的及び内容等を考慮し、総合的に判断するものとする。</p> <p>3 前項の判断を行う際に留意すべき事項は、別紙のとおりとする。</p> <p>4 教職員等は、障害者に対する取扱いについて、第 2 項により、不当な差別的取扱いに該当しないと判断した場合は、当該取扱いの対象となる障害者に対してその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>[別紙] 1. 不当な差別的取扱いについて（第 4 条関係） 不当な差別的取扱いに該当し得る具体例は、次のとおりである。なお、これら以外にも不当な差別的取扱いになり得るものがあることに留意する必要がある。</p> <p>第 4 条第 2 項のとおり、不当な差別的取扱いに該当するか否かは、事案ごとに、障害者及び第三者の権利利益、本学の業務の目的及び内容等を考慮し、総合的に判断されるので、次</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>に掲げる各事項を含む差別的取扱いであっても、不当であると判断されないことがある。</p> <p>【学生等への対応】</p> <p>○ 障害があることを理由に、受験、入学、授業の受講又は研究指導を拒否すること。</p> |
| 大阪大学 | <p>〔国立大学法人大阪大学における障がい理由とする差別の解消の推進に関する規程〕 （不当な差別的取扱いの禁止）</p> <p>第6条 教職員は、本学における教育及び研究その他本法人の事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>2 前項の不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、別紙1のとおりとする。</p> <p>〔別紙1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第6条関係）〕</p> <p>第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりとする。なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意するものとする。</p> <p>○ 障害があることを理由に受験を拒否すること。</p> |
| 神戸大学 | <p>〔障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領〕 （不当な差別的取扱いの禁止）</p> <p>第6条 職員は、教育、研究その他本学が行う活動全般についての業務（以下「業務」という。）を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>2 職員は、前項の不当な差別的取扱いの禁止を行うに当たり、別紙留意事項に留意するものとする。</p> <p>〔障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領における留意事項〕</p> <p>第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第6条関係）</p> <p>対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。</p> <p>なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。</p> <p>（以下、例示）</p> <p>（部局等（医学部附属病院および附属学校を除く）における不当な差別的取扱いに当たり得る具体例）</p> <p>○ 障害があることを理由に受験を拒否すること。</p> |
| 奈良女子大学 | <p>〔国立大学法人奈良女子大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領〕 （不当な差別的取扱いの禁止）</p> <p>第6条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>2 職員は、前項に当たり、別紙留意事項に留意するものとする。</p> <p>〔国立大学法人奈良女子大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項〕</p> <p>第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第6条関係）</p> <p>対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。</p> <p>なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>(以下、例示)</p> <p>(部局等(医学部附属病院および附属学校を除く)における不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)</p> <p>○ 障害があることを理由に受験を拒否すること。</p> |
| 和歌山大学 | <p>[障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領]</p> <p>(不当な差別的取扱いの禁止)</p> <p>第6条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>2 職員は、前項に当たり、別紙留意事項に留意するものとする。</p> <p>[障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領における留意事項]</p> <p>第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例(第6条関係)</p> <p>対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。</p> <p>なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。</p> <p>(以下、例示)</p> <p>○ 障害があることを理由に受験を拒否すること</p> |

(注) 当局の調査結果による。

**図表3- (2) -② 障害のある学生に対する意識調査(インタビューを含む)での意見等
(受験申請関連)**

| |
|---|
| <p>① 私立大学担当者ヒアリング結果</p> <p>○ 現在、本学に在籍している学生から、「昨年、他府県の国公立教育大学を受験した。しかし、入学後、ノートテイク等の十分なサポートが受けられないので断念し、こちらに入学した」と聞いている。</p> <p>○ 本学の障害のある学生から、毎年2、3件、「他大学に受験の問合せをしたところ、「段差があるけど、大丈夫ですか」など、再考を促すような発言があり、悔しい思いをした」旨聞いている。</p> <p>② 意識調査(インタビューを含む)での意見</p> <p>○ 第1志望大学ではなく併願私立大学を考えていた際に、配慮申請をしたところ、入学試験時は対応するが、仮に入学が決定したとしてその後の対応はしかねる(前例がないため)といった話を受け、併願として受験することを諦めた。(国立大学、視覚障害のある学生)</p> <p>○ 入学案内のパンフレットの表紙に、私が友だちと校内で楽しそうに過ごしている様子の写真を載せてもらいました。他の障害者も積極的に受け入れていきたいと学校側が判断してくれたことが大変うれしかったです。(国立、肢体不自由な学生)</p> <p>○ 大学の通信教育部を希望したが、資格取得のための実習先を確保できないと言われ受験を諦めた。(公立・私立大学、視覚障害のある学生)</p> <p>○ ある2つの大学は、ノートテイク制度がなかったから、受験は断念しなかったが、入りたい気持ちはあまりなかったです。(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)</p> <p>○ 他私立大学を希望していたがヘルパーが私を介助することが難しいと担当者から言われた。また、親が付きっきりで介助をするなら入学しても良いといわれた。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)</p> |
|---|

- 現在の大学に決まる前に1校（私立大学）指定校推せんを頂いていたが、車いす学生が多すぎるために教室に入ることができないと言われました。

（現在の）大学でも同様ですが、今の大学においては、机と椅子が固定されている教室がほとんどです。そして、受け入れ拒否をされた大学・（現在の）大学にも各教室に最高でも2か所の車椅子スペースが設けられており、椅子が取り外されており机も大抵の車いすに合う高さに設定してくださっています。

受け入れ拒否をされた大学においては、私が受験する前（10月あたり）には、すでに同じ学科に2名の車いす学生の入学が決まっていたようで、同じ授業に私も含めて3人の車いす学生が出席するとすると1人分の車椅子スペースが足りないことから1人は受講できないと言われました。

ちなみに、（現在の）大学でも全学科含めて同級生の車いす学生は4人います。他学部であっても一般教養は学部関係なしに受講できるものもあり、もちろん車いすスペースが2か所しかないとこころ3人の車いす学生が同時に受けることも多々ありました。その場合の大学としての対応は、支援学校等でよく使われている車いす対応の持ち運びもできる机を支援室の職員さんが毎度足りない分だけ運んでくださっていました。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

- 障害者が福祉を学ぶ意図が分からないなど差別発言も受けた。

受け入れ拒否をされた私立大学です。先ほどから取り上げている大学です。

発言の内容としては「障害者は人に助けられることが多いのに、社会福祉士を取ったところで、あなたに何ができるのですか？」です。

本当のところであれば、母校の高校でも、利用させていただいてる福祉サービスの事業所の方の意見でも訴えてもいいほどの発言であると思いますが、母校からのその大学への指定校推薦による入学生が多くいたこともあったので、この問題により今後、指定校推薦を母校が受けることが出来なくなることの方が私は嫌でしたので、訴えることは拒否しました。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

（注）当局の調査結果による。なお、「第3 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）」を参照

図表3-2-③ 入学試験における障害のある者への配慮に関する規定

| 大学名 | 入学試験における配慮に関する規定 |
|------|--|
| 福井大学 | <p>[国立大学法人福井大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程] （合理的配慮の提供）</p> <p>第7条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。</p> <p>2 前項の意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。</p> <p>3 職員は、前2項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別に定める留意事項（学生関係・教育学部附属学校関係・医学部附属病院関係・事業参加者関係）に留意するものとする。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>[障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程における留意事項（学生関係）] 第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）</p> <p>合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、規程第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。</p> <p>なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。 (意思疎通の配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること (ルール・慣行の柔軟な変更の具体例) ○ 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること |
| 滋賀大学 | <p>[国立大学法人滋賀大学における障害を理由とする差別の解消の推進に係る教職員対応に関する規程] (合理的配慮の提供)</p> <p>第7条 教職員等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。</p> <p>2 教職員等は、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。</p> <p>3 教職員等は、前2項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別紙の留意事項に留意するものとする。</p> <p>[障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員等対応における留意事項] 第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）</p> <p>合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置及び情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、規程第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応する必要がある。具体例は、次のとおりであるが、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。 (意思疎通の配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入学試験や定期試験において、点字や拡大文字等による情報保障、個々の学生等の障害特性に応じた試験時間の延長、別室受験や支援機器の利用を認めること。 ○ 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。 |
| 京都大学 | <p>[京都大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領] (合理的配慮の提供)</p> <p>第5条 教職員等は、本学の業務を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に当たって過重な負担を伴わないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮をしなければ</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>ればならない。</p> <p>2 教職員等は、前項の過重な負担に該当するか否かについては、事案ごとに、社会的障壁の除去に伴う本学の業務への影響の程度、社会的障壁の除去の実現可能性の程度等を考慮し、総合的に判断するものとする。</p> <p>3 第1項の合理的配慮をする際に留意すべき事項は、別紙のとおりとする。</p> <p>4 教職員等は、第1項の合理的配慮ができない場合は、当該取扱いの対象となる障害者に対してその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>5 教職員等は、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合であっても、障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白であると認められる場合は、適切な合理的配慮をするように努めなければならない。</p> <p>[別紙]</p> <p>2. 合理的配慮について（第5条関係）</p> <p>合理的配慮は、障害者の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置及び情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、事案ごとに実施される措置であるため、その内容は事案ごとに異なり、多様かつ個性が高いものであることに留意する必要がある。</p> <p>合理的配慮となり得る事項の具体例は次のとおりである。なお、これら以外にも合理的配慮となり得るものがあることに留意する必要がある。</p> <p>第5条第2項のとおり、社会的障壁の除去のための措置については、事案ごとに、本学の業務への影響の程度、社会的障壁の除去の実現可能性の程度等を考慮し、それが過重な負担となるかどうか総合的に判断されるので、次に掲げる各事項を含む合理的配慮であっても過重な負担に該当すると判断されることがある。</p> <p>【学生等への対応】</p> <p>（意思疎通の配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入学試験又は定期試験において、点字、拡大文字等による情報保障手段を用意すること。 ○ 入学試験、定期試験又は授業関係の注意事項又は指示を、口頭で伝えるだけでなく書面で伝えること。 <p>（ルール・慣行の柔軟な変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入学試験又は定期試験において、試験時間を延長したり、別室での受験又は支援機器の利用を認めたりすること。 |
| 大 阪 大 学 | <p>[国立大学法人大阪大学における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する規程] （合理的配慮の提供）</p> <p>第7条 教職員は、本学における教育及び研究その他本法人の事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を提供しなければならない。</p> <p>2 前項の意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表明が困難な場合には、障がい者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障がい者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。</p> <p>3 前二項の合理的配慮に該当し得る配慮の具体例は、別紙2のとおりとする。</p> <p>[別紙2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）]</p> <p>合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置及び情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、第3条第3項及び第4項のとおり、障がいの特性、社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりとする。なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意するものとする。</p> <p>(意思疎通の配慮)</p> <p>11. 入学試験、定期試験又は授業関係の注意事項又は指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること</p> <p>(ルール又は慣行の柔軟な変更)</p> <p>1. 入学試験又は定期試験において、個々の学生等の障がい特性に応じて、試験時間の延長、別室受験、支援機器の利用並びに点字及び拡大文字の使用を認めたりすること。</p> |
| 神戸大学 | <p>[障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領]</p> <p>(合理的配慮の提供)</p> <p>第7条 職員は、その業務を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。</p> <p>2 前項の意思の表明は、言語(手話を含む。)のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。</p> <p>3 職員は、前2項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別紙留意事項に留意するものとする。</p> <p>[障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領における留意事項]</p> <p>第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例(第7条関係)</p> <p>合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。</p> <p>なお、次に掲げる具体例については、本学に過重な負担が存在しないことを前提とし、合議の上決定される。また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。</p> <p>(意思疎通の配慮)</p> <p>(以下、例示)</p> <p>(部局等(医学部附属病院および附属学校を除く)における意思疎通の配慮)</p> <p>○ 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。</p> <p>(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)</p> <p>(以下、例示)</p> <p>(部局等(医学部附属病院および附属学校を除く)における意思疎通の配慮)</p> <p>○ 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること。</p> |
| 奈良女子大学 | <p>[国立大学法人奈良女子大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領]</p> <p>(合理的配慮の提供)</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>第7条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。</p> <p>2 前項の意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。</p> <p>3 教職員は、前二項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別紙留意事項に留意するものとする。</p> <p>[国立大学法人奈良女子大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項]</p> <p>第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）</p> <p>合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。</p> <p>なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。</p> <p>（意思疎通の配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること （ルール・慣行の柔軟な変更の具体例） ○ 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること |
| 和歌山大学 | <p>[障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領]</p> <p>（合理的配慮の提供）</p> <p>第7条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。</p> <p>2 教職員は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。</p> <p>3 教職員は、前二項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別紙留意事項に留意するものとする。</p> <p>[障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領における留意事項]</p> <p>第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）</p> <p>合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。</p> <p>なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。</p> <p>(意思疎通の配慮)</p> <p>(以下、例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること (ルール・慣行の柔軟な変更の具体例) ○ 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めること <p>(意思の表明)</p> <p>意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的配慮の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。</p> |
|--|---|

(注) 当局の調査結果による。

図表3- (2) -④ 障害のある受験希望者への配慮の実施状況(平成28年度入学試験)

| 大 学 名 | 主な配慮の具体的な内容 |
|-----------|--|
| 福 井 大 学 | 別室を設定 |
| 滋 賀 大 学 | 試験時間の延長、拡大鏡等の持参使用、補聴器の持参使用、文書による伝達、トイレに近接する試験室に指定、自動車での入構許可 など |
| 京 都 大 学 | 試験時間の延長、特製机の使用、補聴器の持参使用、車椅子等の持参使用、文書による伝達、別室を設定 |
| 大 阪 大 学 | 試験時間の延長、補聴器の持参使用、文書による伝達、トイレに近接する試験室に指定、別室を設定 など |
| 神 戸 大 学 | 拡大文字問題の準備、試験時間の延長、車椅子等の持参使用、トイレに近接する試験室に指定、別室を設定、試験室を1階に設定、自動車での入構許可 など |
| 奈良女子大学 | 拡大文字問題の準備、拡大解答用紙の準備、拡大鏡等の持参使用、松葉杖の持参使用、トイレに近接する試験室に指定、別室を設定、試験室を1階に設定、自動車での入構許可 など |
| 和 歌 山 大 学 | 特製机の使用、補聴器の持参使用、車椅子等の持参使用、文書による伝達、トイレに近接する試験室に指定、試験室を1階に設定、介助者の付与、自動車での入構許可 など |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「主な配慮の具体的な内容」欄の分類は、日本学生支援機構の「平成28年度(2016年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の調査票(大学・大学院用)の例による。

(アドレス) http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/2016.html

図表3- (2) -⑤ 障害のある学生に対する意識調査(インタビューを含む)での意見(入試関連)

| |
|--|
| <p>○ 第1志望大学ではなく、併願私立大学受験時のことですが、拡大文字問題冊子と解答用紙の枚数増加について事前に了承を得ていたにも関わらず、問題冊子に関しては印刷不鮮明が、解答用紙の枚数が予定より少ないなど、試験実施中に対応が間に合わなかったことがありました。試験監督者・関係者が開始前に確認すれば防げたはずです。(国立大学、視覚障害のある学生)</p> |
|--|

- 時間延長、機械の使用、個別の部屋が用意されたため（国立大学、視覚障害のある学生）
- 希望する配慮のおかげで、情報を十分に得られたから（国立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 車椅子を利用しているが、教室の出入口に最も近い場所に机を用意してもらえたため（国立大学、肢体不自由な学生）
- テスト方法（国立、肢体不自由な学生）
- 座席の配慮、トイレの案内（アクセシブルかどうかも含めて）（国立大学、肢体不自由な学生）
- 優しい気遣いで困ることなくスムーズに出来ました。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 受験上の配慮を申請していません。自分は難聴なので、席を前の方にしてくれたり、リスニングの免除などがあつたらいいと思います。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 試験が始まる前と終わった後の説明は文書化した紙をもらったのは良かったです、受験中に先生からの声は全く分からなかった。だから、手話通訳の方が良いと思います（受験中に先生の声でも分かるようになると思います。）。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 追記などをノートイクで支援して頂いたため（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 試験用紙を隣でめくってもらえる配慮（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 事前に要望を聞いてもらえ、必要な配慮をしてもらえた。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 車椅子で入室可能な試験会場で入試に臨めた（別室受験）。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 介助者（親）の待ち合い室を緊急に介助が必要になった時のことを考慮して下さり試験会場の横に部屋を設けて下さった。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 別の部屋で受けられるとよいと思う。（公立・私立大学、発達障害のある学生）

(注) 当局の調査結果による。なお、「第3 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）」を参照

図表3-2-⑥ 配慮申請に必要な手続

| 大学名 | 配慮申請書の様式、添付書類の内容 |
|------|--|
| 福井大学 | <p>(検索手順) メニューバー「受験生の方へ」→「入試データ」の「障がいのある入学志願者等の事前相談」</p> <p>(記載内容) 「障がいのある入学志願者等の事前相談」のページ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「福井大学に入学を志願する者で、病気・負傷や障がい等のため、受験上及び修学上の配慮を希望する者は、下記の事前相談締切日までに本学に事前相談の申請をしてください。</p> <p>また、期限後にやむを得ない事情等により申請が必要となった場合には、速やかに電話等により相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書様式 「出願前相談申請書」 <p>左記よりダウンロード⇒ WORD PDF</p> <p>※参考に、医師の診断書、障害者手帳 (写)、センター試験受験上の配慮事項審査結果通知書 (写) 等を提出してください。</p> <p>本学が必要と認めた場合には、本学において、志願者またはその代理人（保護者または出身高等学校関係者等）との面談等を行います。</p> </div> <p>(注) 1 網掛けは、当局が付した。 2 「平成30年度入学者選抜要項」(「受験生の方へ」の「入試情報」一覧、2017年6月27日)に、次のとおり、記載されている(Ⅲ5.(1)、同要項の33ページ)。 「5. 障がいのある入学志願者等の事前相談 本学入学志願者で、病気・負傷や障がい等のために、受験上及び修学上の配慮を希望す</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>る者は、平成30年1月16日(火)までに本学学務部入試課または松岡キャンパス学務室入学試験係に事前相談の申請をしてください。</p> <p>また、期限後にやむを得ない事情等により申請が必要となった場合には、速やかに電話等により相談してください。</p> <p>(1) 相談の方法</p> <p>申請書、医師の診断書等を提出することとし、相談が必要な場合には、本学において志願者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者等との面談を行います。</p> <p>事前相談の申請方法については、本学ホームページ (http://www.u-fukui.ac.jp/) 「トップページ」→「受験生の方へ」内の<u>入学前事前相談</u>から確認してください。」</p> <p>(配慮申請書の入手方法) 申請書様式「出願前相談申請書」がホームページに掲載されており、そのまま使用できる。</p> <p>(医師の診断書の取扱い) 「医師の診断書」とされており、「障害者手帳(写)」のような付記がなく、原本の提出が必要</p> <p>[当局の検討] 受験生の多くは、センター試験においても配慮申請を行っており、その際、医師の診断書も提出している。学部一般入試にまで「原本」の添付に限定したのでは、受験希望者は、医療機関に、2回作成を依頼し、重ねて費用を負担することとなる(診断書の作成について、地域や医療機関により、料金が異なる)。併願する大学が、同様に、「原本に限定」の取扱いとしていれば、負担が更に増加することとなる。</p> <p>また、福井大学入試課は、「福井大学で大学入試センター試験を受験した者のみ写しで可。問合せがあった場合、写しで可である旨を案内」と説明。</p> <p>しかし、このような対応としていたのでは、大学入試課に問い合わせない限り、受験希望者には「写し」の提出でも受理されることが伝わらず、問い合わせた者(写しを提出)と問い合わせなかった者(原本を提出)とで、差が生ずることとなりかねない。</p> |
| 滋賀大学 | <p>(検索手順)メニューバー「入学案内」→「受験案内」の「受験上等の配慮事前相談」(記載内容)「受験上等の配慮事前相談」のページ(抜粋)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本学に入学を志望する者で、障害等により、受験上及び修学上の配慮を必要とする可能性がある者は、以下により受験上等の配慮申請書(様式は任意)を提出し相談してください。</p> <p>なお、修学上の配慮については、■こちらをご覧ください。</p> <p>(1) 受験上等の配慮申請書の記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 志願者の氏名、住所、連絡先電話番号 イ. 出身学校名 ウ. 志願する学部 エ. 障害等の状況(現に治療中の者は、医師の診断書を添付すること) オ. 受験上の配慮を希望する事項 (大学入試センターから「受験上の配慮事項決定通知書」の交付を受けた者は、その写しを添付すること) カ. 修学上の配慮を希望する事項 キ. 出身学校でとられていた配慮内容 ク. 日常生活の状況 <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(注) 網掛けは、当局が付した。</p> </div> <p>(配慮申請書の入手方法) 様式なし。「受験上等の配慮申請書の記載内容」として、ア.～ク.の事項を列記、「様式は任意」と記載。障害のある受験希望者等は、これを基に、改めて作成する必要あり。</p> <p>(医師の診断書の取扱い) 「医師の診断書」とされており、「写し」等の付記なし。原本の提出が必要</p> <p>[当局の調査結果] 「入学選抜要項」(平成29年度)の「受験上等の配慮申請書の記載内容」において、「障害等の状況」には「現に治療中の者は、医師の診断書を添付すること」と付記(「V 障害等の</p> |

| | |
|----------------|--|
| | <p>ある入学志願者の受験上及び修学上の配慮に関する事前相談」の1.エ.)。</p> <p>滋賀大学入試課によると、「医師の診断書は、必ずしも原本ではなく、写しでも可能である」としており、配慮申請書の提出前に個別に照会があれば、「写しでも可」と回答しているとのこと。</p> <p>しかし、このような対応としていたのでは、大学入試課に問い合わせない限り、受験希望者には「写し」の提出でも受理されることが伝わらず、問い合わせた者(写しを提出)と問い合わせなかった者(原本を提出)とで、差が生ずることとなりかねない。</p> <p>当局が、平成28年度及び29年度の一般学部入試における医師の診断書の提出状況を調査したところ、提出者した受験希望者28年度8人、29年度9人に対して、上記の取扱いを知らず「原本」を提出した者が28年度4人(提出者8人の半数)、29年度2人(同9人の22.2%)みられ、区々となっている。</p> <p>【当局の検討】</p> <p>①入学試験における配慮の申請について、入学者選抜要項等において様式を示すことを検討 ②入学者選抜要項等に医師の診断書については、「写しで可」の明記を検討</p> <p>【滋賀大学の意見】</p> <p>今年度実施の入学試験に係る「学生募集要項」(平成30年度)について、「医師の診断書は、写しで可」の旨、明記することとしたい。</p> |
| <p>京 都 大 学</p> | <p>(検索手順)メニューバー「入試・高大連携」→「一般入試」の「学部入学者選抜要項」 (注)メニューバー「受験生の方」→「入試情報」の「大学入試」を選択すると、「平成29年度京都大学一般入試学生募集要項」が掲載 (記載内容)「平成30年度一般入試選抜要項」(同要項40ページから転載)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>X 障害等のある受験者に対する合理的配慮について</p> <p>本学では、障害等のある受験希望者からの入学試験における合理的配慮の提供に関する相談を常時受け付けています。下の様式を用いて、志望する学部の教務担当へ連絡してください。 相談の内容によっては対応に時間を要することがありますので、原則として12月末までに連絡してください。また、不慮の事故等で1月以降に相談が必要となった場合も、できるだけ早くに志望する学部の教務担当へ連絡してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(様式) A4 判縦</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>京都大学〇〇学部長 殿</p> <p style="text-align: center;">氏名(ふりがな)・性別・生年月日 連絡先(住所・電話番号・メールアドレス等) 出身学校名・卒業/卒業見込み年月(高卒認定の場合、 認定試験合格/合格見込み年月)</p> <p>京都大学〇〇学部に入学者を志願したいので、下記のとおり事前に相談を希望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 志望する学部・学科、受験科目 2. 障害等の種類、程度 3. 受験上希望する配慮事項 4. 添付書類 ・医師の診断書 ・大学入試センター試験受験上の配慮事項決定通知書(写)(通知を受けている者) ・その他、相談する際に必要と思われる参考資料 例)障害者手帳(写)、検査結果(写)、これまでの教育機関における配慮事項、日常生活の状況 など</p> </div> <p>※本学では、受験上の配慮とともに、修学上の配慮に関する相談も受け付けています。修学上の配慮について、受験上の配慮とあわせて相談する場合は、希望する配慮事項を別紙(A4判縦、様式自由)に記載して、上記様式に添付してください。修学上の配慮に関する相談は、合格発表後あるいは入学後でも構いませんが、対応に時間を要することがありますので、できるだけ早くに学部の教務担当に連絡してください。</p> <p>※個人情報については、【独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律】及び【京都大学における個人情報の保護に関する規程】に基づいて取り扱います。</p> </div> |

(配慮申請書の入手方法)

「一般入試選抜要項」に「様式」が掲載されており、分かりやすい。

(医師の診断書の取扱い)

「医師の診断書」とされており、「写し」等の付記なし。原本の提出が必要

[当局の検討]

センター試験の受験が前提となる学部一般入試においても、配慮内容、障害種別にかかわらず、入学試験に係る配慮申請の添付書類として、医師の診断書の「原本」の提出を求めている。

しかし、受験生の多くは、センター試験においても配慮申請を行っており、その際、医師の診断書も提出している。学部一般入試にまで「原本」の添付に限定したのでは、受験希望者は、医療機関に、2回作成を依頼し、重ねて費用を負担することとなる（診断書の作成について、地域や医療機関により、料金が異なる）。併願する大学が、同様に、「原本に限定」の取扱いとしていけば、負担が更に増加することとなる。

なお、調査した他の6国立大学法人について、原本に限定しているところはない。

大 阪 大 学

(検索手順)メニューバー「入学情報」→「学部学科入試」の「一般入試」→「平成30年度入試【平成30年4月入学】」

(記載内容)「平成30年度入学者選抜要項」(抜粋)

II. 一般入試

4. 受験上の配慮の事前相談

下表に該当する程度の障がいをもつ者等で、受験及び修学に際して特別な配慮を希望する者は、入試課へ事前に相談（電話連絡可）し、申請手続き等の指示を受けてください。

入 試 課 E-mail : gakusei-nyusi-dai1@office.osaka-u.ac.jp

電 話 : 06-6879-7097

申請書提出期限 : 平成29年12月18日(月)

なお、申請書提出期限後の申請については、受験上の配慮が講じられないこともありますので、なるべく早く申請書を提出してください。

※ 日常生活において、ごく普通に使用している補聴器、松葉杖、車椅子等を使用して受験する場合も、受験上の配慮として申請してください。

| 受験上の配慮の対象となる者 | 過去の配慮例 |
|--|------------------|
| ●点字による教育を受けている者 | ●補聴器又は人工内耳の装用 |
| ●良い方の眼の矯正視力が0.15以下の者 | ●座席を出入口に近いところに指定 |
| ●両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者 | ●トイレに近い試験室で受験 |
| ●両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者 | ●身障者用トイレの使用 |
| ●体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 | ●拡大鏡等の持参使用 |
| ●両上肢の機能障害が著しい者 | ●車椅子の持参使用 |
| ●慢性の呼吸器、心臓、腎臓疾患等の状態が継続して医療・生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者 | |
| ●上記以外の者で受験上の配慮を必要とする者 | |

(配慮申請書の入手方法)

「入学者選抜要項」には、様式の掲載なし。入試課へ事前に相談し、配慮申請書様式を入手する必要あり。

[当局の検討]

入学試験における配慮の申請について、入学者選抜要項等において様式を示すことを検討

(医師の診断書の取扱い)

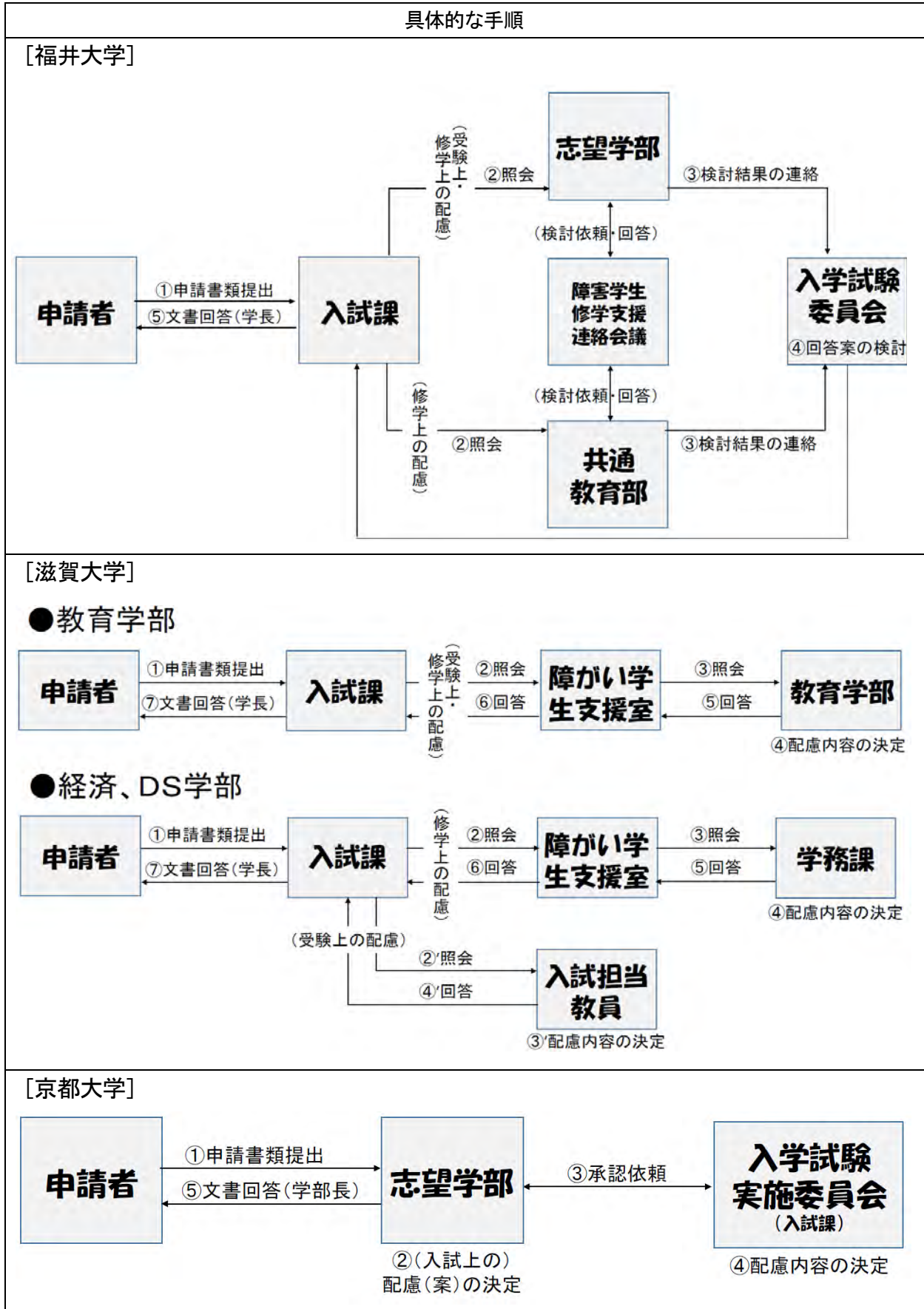
入試課への事前相談において、大学から示される文書に、必要書類として「申請内容に関する診断書（写し可）」と明記されている。

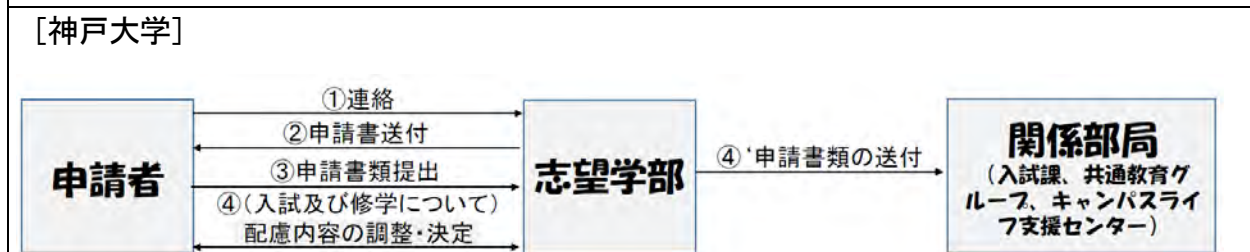
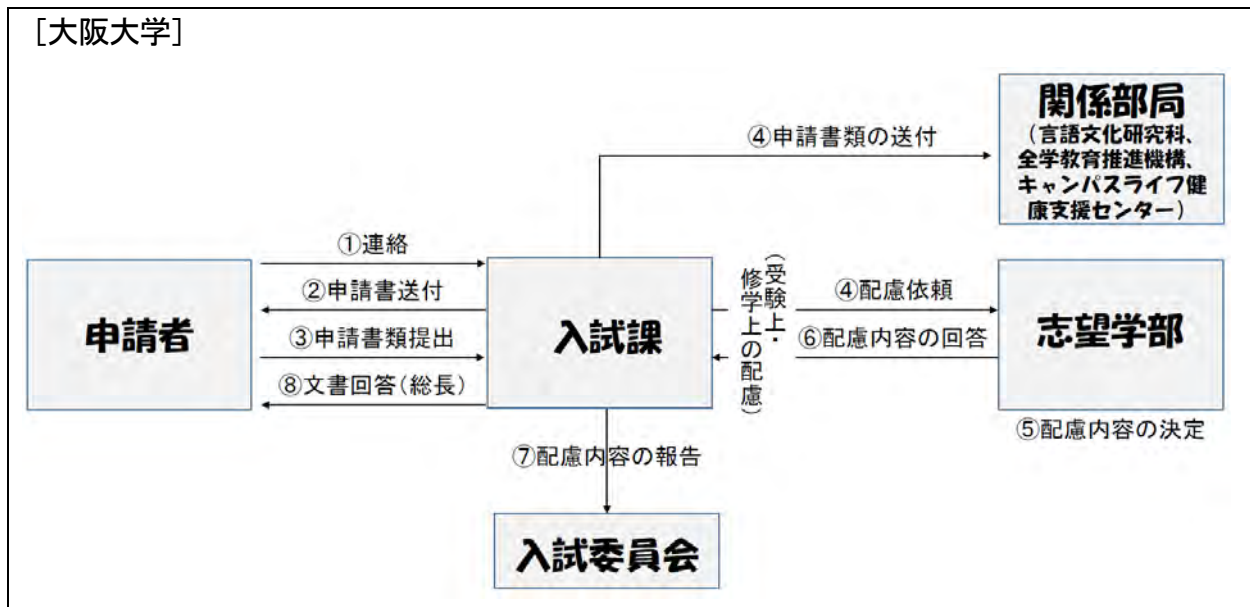
| | |
|--------|---|
| | <p>【特徴的な取組】 「入学者選抜要項」の「受験上の配慮の事前相談」の内容として、独自に、表形式で「受験上の配慮の対象となる者」及びそれに対応した「過去の配慮例」が記載されており、障害のある受験希望者等にとって、非常に分かりやすい。</p> |
| 神戸大学 | <p>(検索手順) メニューバー「受験生の方へ」→「受験生応援サイト「神戸大学受験生ナビ」」→「入試情報」→「学部入試に関するお知らせ」→「受験上及び修学上の配慮を必要とする者の事前申請について」</p> <p>(記載内容) 「受験上及び修学上の配慮を必要とする者の事前申請について」のページ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>神戸大学では、平成30年度学部入学者選抜試験（一般入試・AO入試・推薦入試・社会人入試）において、受験上及び修学上の配慮を必要とする者の事前相談を受け付けます。</p> <p>「受験上及び修学上の配慮に関する申請書」をダウンロードの上、志願する学部に出して相談してください。</p> <p style="text-align: center;"><u>受験上及び修学上の配慮に関する申請書(PDF形式)</u></p> <p>申請期間：平成29年12月15日（金）（特別入試については出願期間初日の1か月前）まで</p> <p>ただし、大学入試センター試験終了後に相談を希望する場合は、センター試験終了後のなるべく早い時期に提出してください。</p> <p>(注) 事前相談は障害のある者等に神戸大学の現状をあらかじめ知っていただき、受験及び修学にあたってより良い方法やあり方を実現するためのもので、障害のある者等の受験や修学を制限するものではありません。</p> <p>日常生活においてごく普通に使用されている補聴器、松葉杖、車椅子等を使用して受験する場合も、試験場設定等において何らかの配慮が必要となる場合がありますので、事前に相談してください。</p> <p>相談の内容によっては対応に時間を要することもありますので、できるだけ早い時期に相談してください。</p> <p>(注) 下線は、当局が付した。</p> </div> <p>(配慮申請書の入手方法) 申請書様式「受験上及び修学上の配慮に関する申請書」がホームページに掲載されており、そのまま使用できる。</p> <p>(医師の診断書の取扱い) ホームページ又は志願する学部への事前相談において、大学から示される申請書の様式に、必要書類として「医師の意見書又は大学入試センターへ提出した診断書の写し」と明記されている。</p> |
| 奈良女子大学 | <p>(検索手順) メニューバー「入試・入学情報」→「学部入試情報」の「学部入試（学生募集等）」→「平成30年度入学者選抜要項」</p> <p>(記載内容) 「平成30年度入学者選抜要項」(抜粋)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5. 受験の際に配慮を希望する場合の手続きについて</p> <p>病気・負傷や障害等のために、受験上及び修学上の配慮を希望する場合は、原則として出願受付開始の1月前までに入試課に相談の上、所定の手続きをしてください。相談は、電話、FAX、メール等いずれの方法でもかまいません。</p> </div> <p>(配慮申請書の入手方法) 「入学者選抜要項」には、様式の掲載なし。入試課に事前相談し、配慮申請書様式を入手する必要あり。</p> <p>【当局の検討】 入学試験における配慮の申請について、入学者選抜要項等において様式を示すことを検討</p> <p>(医師の診断書の取扱い) 入試課に対する事前相談において、大学から示される文書に、提出書類として、「医師の診断書（写し可、大学入試センター提出の診断書（写し）でも可）」と明記</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>【特徴的な取組】 添付書類として、高等学校作成の書類（担任等による学校における修学状況及び学習上の配慮状況を記載したもの）を求め、配慮内容の検討に活用している。</p> |
| 和歌山大学 | <p>(検索手順) メニューバー「入試情報」→「学部入試について」の「学生募集要項(抜粋)」→「平成30年度一般入試学生募集要項(全学部)」</p> <p>(記載内容) 「平成30年度一般入試学生募集要項(全学部)」(抜粋)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>申請方法 事前に電話連絡した上で、申請期限までに次の事項を記載した申請書(A4用紙に下記必要事項を明記)及び必要書類を本学入試課に提出してください。 持参・郵送により受付します。持参の場合は、原則として9時から17時(12時から13時を除く)までとします。郵送で送付する場合は、必ず「書留速達」郵便で送付してください。</p> <p>【参考】様式例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: right;"> <p>平成 年 月 日</p> <p>(必ずA4判で提出してください) 和歌山大学長 殿</p> <p>(ふりがな) 志願者氏名 志願者郵便番号及び住所 志願者電話番号</p> <p>障がい等により受験上及び修学上の配慮を必要とする入学者の事前相談について 貴大学への入学を志願する 下記のとおり相談</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 出身学校名 2. 卒業年月日又は卒業見込年月日 3. 出願予定の試験日程及び学部・学科・課程・系・実技系の場合は音楽・美術・保健体育のいずれか 4. 受験上の配慮を希望する事項 5. 修学上の配慮を希望する事項 6. 出身学校でとられていた配慮 担任氏名 所見 <p>(添付書類) 大学入試センター試験「受験上の配慮事項決定通知書」の写、医師の診断書の写</p> </div> <p>(注) 網掛けは、当局が付した。</p> <p>(配慮申請書の入手方法) 「一般入試学生募集要項」に「様式例」が掲載されており、分かりやすい。</p> <p>(医師の診断書の取扱い) 「一般入試学生募集要項」の「様式例」の「添付書類」欄において、「医師の診断書の写」と明記されている。</p> </div> |

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (2) - ⑦ 配慮決定の学内手順

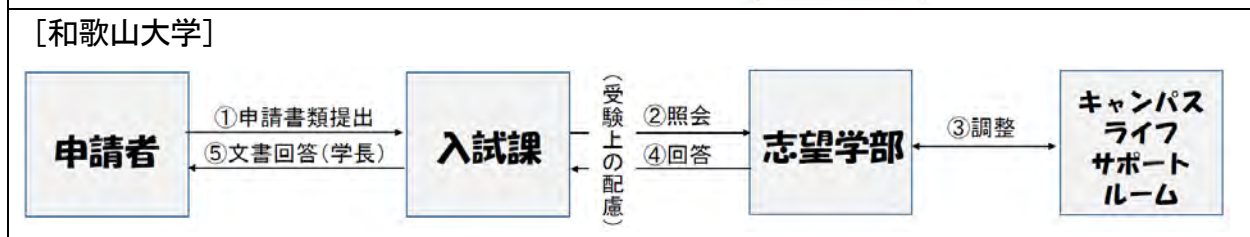
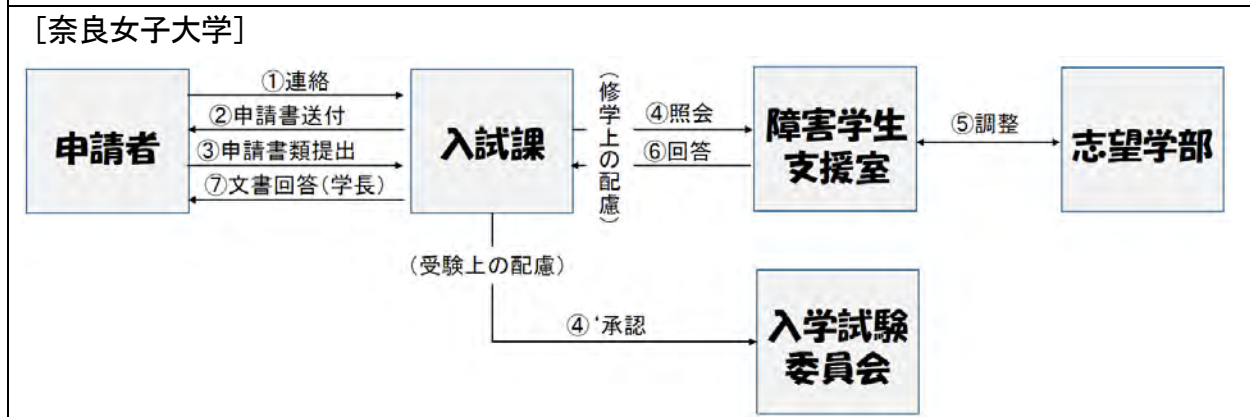




[当局の検討]

配慮内容の決定について、入学志望学部の担当が口頭やメール等で個別に回答している。

しかし、このような方法では、障害のある受験希望者は、自ら記録しておく必要があり、また、個別に回答した入学志望学部でも、回答内容を正確に記録しておく必要がある。それぞれが記録しておかないと、後日、改めて確認する必要が生じた場合、記憶違い等から無用の混乱が生じかねない。他の6国立大学法人が文書で回答を行っている状況も踏まえ、特段の支障がない限り、同様の対応とすることが適当と考える。



(注) 1 当局の調査結果による。

2 滋賀大学の「経済、DS学部」とは、経済学部及びデータサイエンス学部をいう。

図表 3- (2) - ⑧ 点字による出題の申請があった場合の対応

| 大 学 名 | 対応実績 | 点字による出題への対応 |
|-----------|-------|---|
| 福 井 大 学 | なし | 他大学から点字による試験についての専門機関があるとの情報を得ているところである。実際に配慮要請があった場合には、当該専門機関に依頼することとなる。 |
| 滋 賀 大 学 | なし | <p>これまで全盲の生徒等からの出願がなかった。点字問題による出題及び回答の対応実績がなく、受験対応が困難であり、準備もできていない。</p> <p>今年度の入学選抜試験において、点字問題による出題及び点字による回答の配慮申請があった場合、点訳の委託先の確保、委託先から試験問題が流出する危険性の除去、正確な点訳及び墨訳となっているかの確認方法等の対応について、他大学の事例等を参考に検討する。</p> <p>また、事前相談の受験等の配慮申請書の提出期限をセンター試験実施後（平成 28 年度一般入試の場合、29 年 1 月 17 日）に定めており、仮に、申請期限間近で、点字による出願の配慮依頼があった場合、入学試験日（前期 2 月 25 日、後期 3 月 12 日）に対応できなかった可能性がある。「出願を断る」又は「実施可能な他の配慮を受け入れてもらう」こととなったかもしれない。</p> |
| 京 都 大 学 | 過去にあり | 専門機関に依頼することになる。 |
| 大 阪 大 学 | 過去にあり | 平成 28 年度大学院入試で実施した実績がある。点字入試は全国高等学校長協会入試点訳事業部に依頼して実施。学部入試で申請があった場合は、検討する。 |
| 神 戸 大 学 | 過去にあり | 過去の入試では、専門機関に依頼して、点訳者を派遣してもらい、点字で実施した。 |
| 奈良女子大学 | なし | 試験問題によっては、他機関に相談のうえ対応。 |
| 和 歌 山 大 学 | 過去にあり | 平成 26 年度大学院入試で実施した実績がある。点字入試は全国高等学校長協会入試点訳事業部に依頼して実施。学部入試で申請があった場合は、検討する。 |

(注) 当局の調査結果による。

(3) 修学支援

| 調 査 結 果 | 説明図表番号 |
|---|---|
| <p>ア 障害のある学生に対する支援体制</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>(第一次まとめ)</p> <p>大学に入学後、障害のある学生に対する支援体制について、第一次まとめにおいて、①専門性のある支援体制の整備として、「学長がリーダーシップを発揮し、大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要である」、②担当部署の設置及び適切な人的配置として、「支援体制を整備するに当たり、必要に応じ、障害学生の支援を専門に行う担当部署の設置及び適切な人的配置（専門性のある専任教職員、コーディネーター、相談員、手話通訳等の専門技術を有する支援者等）を行うほか、学内（学生相談に関する部署・施設、保健管理に関する部署・施設、学習支援に関わる部署・施設、障害に関する様々な専門性を持つ教職員）との連携を図る」とされている（5. (5)）。</p> <p>また、合理的配慮内容の決定について、「関係者間で合理的配慮内容の合意を得るためには、そのための組織体制を構築する必要がある。具体的には、障害学生支援についての専門知識を有する教職員が学生本人のニーズをヒアリングし、これに基づいて迅速に配慮内容を決定できるような体制整備が求められる。加えて、この決定に対する学生本人からの異議申し立てを受け付ける窓口やその対応プロセスを学内に整備することが望まれる」とされている（5. (3)）。</p> <p>(第三次障害者基本計画)</p> <p>第三次障害者基本計画において、「入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進する」とされている（Ⅲ3. (3)）。</p> <p>(教職員対応要領（雛形）)</p> <p>国立大学協会による「教職員対応要領（雛形）」において、相談体制の整備について、「障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、下記のとおりとする」（第8条）とし、①障害学生支援室、②学生相談室、③保健管理センター、④所属学部、⑤学長が指名する障害のある教職員が例示されている。</p> <p>また、紛争の防止等のための体制の整備について、「障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、下記のとおりとする」（第9条）とし、①障害学生支援委員会、②人権委員会、③コンプライアンス委員会、④学長が設置する第三者委員会が例示されている。</p> <p>(第二次まとめ)</p> <p>第二次まとめにおいても、大学における実施体制として、「不当な差別的取扱いを防ぎ、必要な合理的配慮をできる限り円滑かつ迅速・適切に決定・提供するた</p> | <p>図表 1-2（再掲）</p> <p>図表 1-3（再掲）</p> <p>図表 2-(1)-①（再掲）</p> <p>図表 1-5（再掲）</p> |

めには、それぞれの大学等の状況を踏まえた体制整備が不可欠である」との考え方が示されている(5.(2)本文)。

具体的には、a) 学内規程について、「また、これらの職員対応要領は所属の職員が遵守すべき服務規律の一環として定められるものであるが、これに限らず、障害のある学生への支援についての姿勢・方針、関連する様々なルールの作成・公表が望まれる」(5.(2)②)、b) 障害学生支援室等の専門部署・相談窓口について、「支援の申出や問合せに一元的に対応する部署・窓口。これらの部署が中心となり、学内の専門部署や障害のある学生の所属部局・担当教員が連携して支援を行なう。障害のある学生への支援を主な職務とする教職員(コーディネーターやカウンセラー、手話通訳等の専門知識や技術を有する者)を配置することが望ましい」(5.(2)③ii)とされている。

また、障害のある学生への支援を行う人材の育成・配置について、「組織的な支援を適切に行なうためには、支援全体の調整を図るコーディネーターや、個別の場面において支援を行なうカウンセラー、手話通訳者、アクセシビリティの確保に精通した技術者等の専門知識や技術を有する障害のある学生への支援を行う人材(以下「支援人材」という。)の養成・配置が不可欠である。これらの支援人材は、障害のある学生の権利主張、意思決定、支援要請の相談に乗ることができる最も身近な存在である。同時に、障害のある学生との対話を通じてニーズを確認し、学内外の様々な関係者と部署や職種を越えて連携し、支援を実質的に進めていく役割を担う。これらの支援人材の養成・確保について重要な点を以下に示す」とし、「支援人材の組織的な位置づけや専門職としての立場を明確にする」など4点挙げられている(6.(5))。

さらに、紛争解決のための第三者組織について、a)「障害のある学生と大学等の間で提供する支援の内容の決定が困難な場合に、第三者的視点に立ち調整を行なう組織。類似の組織としてはハラスメント防止委員会等が挙げられる」(5.(2)③iii)、b)「障害のある学生が、大学等から不当な差別的取扱いを受けていると考えた場合、また合理的配慮を含む障害のある学生への支援の内容やその決定過程に対して不服がある場合に備え、大学等は、本人からの不服申立てを受理し、紛争解決のための調整を行なう学内組織を整備することが望ましい」(5.(4))とされている。

【調査結果】

調査対象7国立大学法人における障害のある学生に対する支援体制について調査した結果、次のような状況であった。

(7) 相談体制、紛争の防止等のための体制の整備

国等職員対応要領における相談体制、紛争の防止等のための体制の整備に関する規定について、①教職員対応要領(雛形)に沿っているもの5大学(福井大学、滋賀大学、神戸大学、奈良女子大学、和歌山大学)、②学生が所属する各部局に「障がい学生相談窓口」を設置しており、「必要に応じて」の文言を付加しているもの(大阪大学)、③独自の規定としているもの1大学(京都大学)とな

図表 3- (3) -ア
-①

っている。

奈良女子大学は、紛争の防止等のための体制の整備に関する規定を設けているが、その委員会について、現状は、セクシャル・ハラスメント等防止委員会は設置されているものの、障害学生支援委員会、人権委員会及びコンプライアンス委員会の3委員会は「今後設置を検討」と付記するにとどまり、設置に至っていない。これについて、奈良女子大学は、「障害学生支援室だけにとどまらず学内全体で検討すべき課題と認識しており、未だ学内で十分な検討がなされていない」としている。学内関係者の了解を得て、諸課題も解決しながら、これら3委員会を計画的に設置しておくことが適当と考える。

また、京都大学は、紛争の防止等に係る第三者組織を学内に設けておらず、意識的に教職員対応要領（雛形）と異なる規定としている。現に、障害者差別解消法の施行後、紛争に至るまでの事例も発生していない。

しかし、「相談等」に関する第10条の規定では、部局統括責任者の対応によってもなお、障害のある学生が納得できず、不満等が解消されない場合、学内で他にどのような解決策があるのか明確でない。不満の解決や紛争の防止等に向けて、部局より上位のレベルで、更に話し合う余地があるのではないかとみられる。その場合、障害のある学生等が誤解などを生じないよう、規定上、手順等を明確にすべきと考える。

なお、関連調査の対象とした私立大学の中には、障害のある学生等からの支援方法等に関する不服申立ての具体的な手順を定めている例も見受けられる（関西学院大学）。

図表 3- (3) -ア
-②

(イ) 障害のある学生の支援体制

いずれの国立大学法人も、障害のある学生の支援を専門に行う担当部署を設置している。

図表 3- (3) -ア
-③~⑤

また、大半の大学で、コーディネーターやカウンセラー等の専門知識や技術を有する者を配置している（福井大学、滋賀大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、和歌山大学）。ただし、奈良女子大学は、①専任の職員が一人もおらず、全員兼任（室長1人、副室長1人、室長補佐2人及び室員4人、計8人）である上、②専門性のあるコーディネーターも配置されていない。

このような状況では、障害のある学生が気軽に相談できる体制とはみられない。第二次まとめの関係する提言も踏まえ、合理的配慮を現場レベルで実現させる「キーパーソン」ともいえる専任のコーディネーター等の配置が適当と考える。

調査対象7国立大学法人には、独自の取組として、①障害者支援ルームなど関係する3部門を統合し、学生支援事務を一元化したもの（京都大学）、②既存組織を再編統合し、障害者差別解消法に基づく修学支援システムを整備したもの（大阪大学）がみられる。

関連調査の対象とした公立大学法人及び私立大学においても、同様に、独自の取組として、①発達障害のある学生等への迅速・的確な支援のため関係部署を統合したもの（関西学院大学）、②相談員を配置し、公開しているもの（大阪

図表 3- (3) -ア
-⑥、⑦

府立大学)がみられる。

このような取組について、他の国立大学法人においても、参考となるものとする。

(ウ) 障害のある学生向けの相談室等の確保

障害のある学生について、他の学生に気兼ねすることなく、①支援担当部署に配置される教職員と相談できるスペースや、②講義前や次の講義までの空き時間などに、自由に入出りでき、同じ障害を持つ学生と気軽に会話したり、くつろぐことができる居場所が用意されていると、緊張がほぐれ、安心できるものとみられる。

調査対象7国立大学法人における障害学生支援担当部署の相談室の設置状況を調査したところ、①設置しているもの6大学(福井大学、滋賀大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、和歌山大学)、②設置しておらず、「空き」状態になっている研究室を活用して仮設しているもの1大学(奈良女子大学)であった。

当局が奈良女子大学の仮設の「サポートルーム」(相談室)に出向いて実地調査したところ、入口部分に使用していない本棚が雑然と置かれ、「書庫」や「物置」のような状態であった。部屋の奥にあるわずかなスペースに机と椅子が配置されているものの、障害のある学生が、気軽に訪れて相談できるスペースとは言いがたい。これについて、奈良女子大学は、「現在のサポートルームは「仮住まい」の状態であり、専用の部屋の設置を要望しているが、大学全体のキャパシティが狭く、新たに確保することが難しい現状にある」としている。この部屋の使用実績は、開設して約1か月間で、2回程度とのことである。

他の国立大学法人の相談室の例も参考として、専用の相談室の設置が適切と考える。なお、直ちに、相談室スペースを確保できない場合であっても、本棚等を倉庫に収納することなどにより、室内の整理は可能と考える。

また、調査対象7国立大学法人における空き時間等を過ごすための居場所の確保状況を調査したところ、①障害のある学生の居場所が確保できているもの5大学(福井大学、滋賀大学、京都大学、大阪大学、和歌山大学)、②必要に応じて場所を確保するとしているもの(神戸大学)、③現状は、そのような居場所を確保できていないもの(奈良女子大学)があった。

関連調査の対象とした私立大学の中には、①支援室に相談しやすい交流スペース及び面談室を設置しているもの(龍谷大学)、②肢体不自由な学生が快適に利用できる障害者控室を設置しているもの(桃山学院大学)がみられる。

このような取組について、他の国立大学法人においても、参考となるものとする。

(障害のある学生の意見等)

障害のある学生に対する意識調査(インタビューを含む)によると、国立大学に在籍する学生からは、①「障害に詳しい方がいること」(視覚障害のある学生)、②「必要な支援があればすぐに相談できるような環境をつくっていただいた」(肢体不自由な学生)、③「自分のキャンパスとかなり離れたところにあるので、利

図表 3-(3)-ア
-⑧~⑩

図表 3-(3)-ア
-⑪、⑫

図表 3-(3)-ア
-⑬

用しづらいです。各キャンパスに設置してほしいです」（病弱・虚弱な学生）、④「「健康管理センター」という場所で、私の疾患について話したら、体育の授業に関して配慮をしてもらった」（病弱・虚弱及び精神障害のある学生）との意見があった。

同様に、公立・私立大学に在籍する学生からは、①「入りやすい環境を作っておく」（聴覚障害及び言語障害のある学生）、②「行けばいつでも相談に乗ってくれて、説明が難しいことも理解しようとしてくれる。支援室がなければ、大学を続けていたか分からない」（聴覚障害及び言語障害のある学生）、③「ノートテイクによる情報保障は質・量として満足しています。障害支援室の人達や教務課の人達が全力でサポートしてくれています。テイカーとして入ってもらっている人達も全力でサポートしてくれています」（聴覚障害及び言語障害のある学生）、④「誰もが利用しやすい雰囲気、障害にあわせた対応（手話、筆談、点字など）」（肢体不自由な学生）、⑤「障害に関わるトラブルが発生した時や緊急時の電話対応やメール対応の環境が整っていればよいと思う」（肢体不自由な学生）、⑥「障害学生だけが利用できる休けい室があること」（肢体不自由な学生）、⑦「障害者差別解消法が施行され、支援室を全ての大学に作れというわけではないが、そのような体制については、各大学が考えてほしい。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）、⑧「いつでも話ができる環境がもう少し必要であると考える」（発達障害のある学生）、⑨「話を聞いてもらえたこと、状況の説明や先生へのお願いを代弁してもらったこと、自分が説明していた時はそばにいてくれたこと」（精神障害のある学生）、⑩「困った時にしっかり対応できるようにしてもらえると助かる。また、普段でも気軽に相談ができるとなおよいと思う」（精神障害のある学生）との意見があった。

国立大学法人及び公立・私立大学とも、障害のある学生からは、支援担当部署に対する感謝とともに、専門家の配置や分散キャンパスの相談窓口の開設など更なる改善や充実等を求めている。

【改善所見】

したがって、国立大学法人は、障害のある学生に対する支援体制の整備や充実強化を推進する観点から、次の措置を講じる必要がある。

- ① 支援内容に関する紛争の防止等に関する体制の早期の整備や学内の相談に関する手順の明確化を検討すること。
- ② 障害学生支援担当部署に、専任のコーディネーター等の配置を検討すること。
- ③ 障害のある学生が気軽に訪れて相談できるスペースや空き時間を気楽に過ごすことができる居場所等の確保について検討すること。

図表 3- (3) -ア-① 相談体制、紛争の防止等のための体制の整備に関する規定

| 大 学 名 | 規 定 内 容 |
|---------|--|
| 福 井 大 学 | <p>[国立大学法人福井大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程] (相談体制の整備)</p> <p>第 8 条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、次の各号のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 障がいのある学生及び教職員のための相談室（保健管理センターに設置） 二 教育学部附属学園教育相談室 三 医学部附属病院よろず相談窓口 四 上記相談窓口で対応する内容以外の相談は、総務部人事労務課に相談窓口を設置する <p>(紛争の防止等のための体制の整備)</p> <p>第 9 条 障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、次の各号のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 教務学生委員会 二 教育学部附属学園室会議 三 医学部附属病院患者相談検討会 |
| 滋 賀 大 学 | <p>[国立大学法人滋賀大学における障害を理由とする差別の解消の推進に係る教職員対応に関する規程] (相談体制の整備)</p> <p>第 8 条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障がいのある学生支援室 (2) 保健管理センター及び同分室 (3) 附属学校の副校長及び副園長 <p>(差別の防止等のための体制の整備)</p> <p>第 9 条 障害を理由とする差別の防止又は事案の解決を図るため、障害者差別防止等委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会に関し、必要な事項は別に定める。</p> |
| 京 都 大 学 | <p>[京都大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領] (相談等)</p> <p>第 10 条 障害者その他の関係者、本学の業務における不当な差別的取扱いその他障害を理由とする差別に関して、当該業務を実施する部局に相談し、又は苦情を申し出ることができる。</p> <p>2 前項の相談又は苦情の申し出を受けた部局の部局統括責任者は、当該相談又は苦情の申し出に迅速かつ適切に対応しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、部局の部局統括責任者は、必要に応じて学生総合支援センター障害学生支援ルーム又は環境安全保健機構健康管理部門に協力を求めることができる。</p> <p>(注)「部局」について、「各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成 16 年達示第 1 号。以下この項において「組織規程」という。）第 3 章第 7 節から第 11 節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第 56 条第 1 項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。」（第 3 条第 5 項）とされている。</p> <p>「部局統括責任者」について、「部局に、当該部局の業務における障害者差別解消の推進について、当該部局を統括する者として部局統括責任者を置き、部局の長（事務部にあっては、総務担当の理事）をもって充てる」（第 8 条）とされている。</p> <p>【当局の検討】</p> <p>第 10 条の規定では、部局統括責任者の対応によってもなお、障害のある学生が納得できず、不満等が解消されない場合、学内で他にどのような解決策があるのか明確でない。不満の解決や紛争の防止等に向けて、「部局」より上位のレベルで、更に話し合う余地があるのではないか。障害のある学生等に誤解など生じないよう、規定上、手順等を明確にすべきと考</p> |

| | |
|--------|--|
| | える（部局統括責任者の対応→「学外手続きしかない」と、なるのではないか）。 |
| 大阪大学 | <p>[国立大学法人大阪大学における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する規程] （相談体制の整備）</p> <p>第8条 監督責任者は、必要に応じて障がい者及びその家族その他の関係者（以下この条において「障がい者等」という。）からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口を置くものとする。</p> <p>2 障がい者等からの相談内容に応じた相談先の紹介等を行うため、本法人に、総合案内窓口を置く。</p> <p>（注）「監督責任者」について、「部局長をもって充て、当該部局における障がい者差別解消の推進に関し責任を有するとともに、当該部局における障がい者差別解消の推進に必要な措置を講ずるもの」とされ（第4条第3号）、監督責任者の責務が第5条に規定されている。</p> <p>（差別の防止等のための体制の整備）</p> <p>第9条 障がい者を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、人権問題委員会とする。</p> <p>【特徴的な取組】</p> <p>大阪大学では、学生が所属する各部局は、上記規程第8条第1項に基づき、障害を理由とする差別に相談に応じるための「障がい学生相談窓口」を設置している（あるいは、全学的な相談窓口である「キャンパスライフ健康支援センター」に直接、相談することも可）。</p> <p>なお、「障害者差別解消法に基づく大阪大学の障がい学生支援体制における教職員のための対応ガイドライン」においても、以下のとおり記載されている。</p> <p>法律に基づく合理的配慮に関しては、まず当該学生（又は保護者等）が（所属部局）の「障がい学生相談窓口」に相談し、配慮申請を行なうことが原則になります。また、学生の所属部局以外の他の学内窓口での相談で、支援システムを活用した支援を行うことが必要と判断した場合は、所属部局の相談窓口にご相談するようにしてください。なお、部局のみで容易に対応できる場合は支援システムを活用する必要はありませんが、障がい学生から相談があった旨を、障がい学生支援ユニットに報告してください。</p> |
| 神戸大学 | <p>[障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領] （相談体制の整備）</p> <p>第8条 障害者、その家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるため、事案に応じて、次に掲げるセンター等が相談窓口となるものとする。</p> <p>(1) キャンパスライフ支援センター (2) 保健管理センター (3) 学生センター（学生なんでも相談窓口） (4) 所属学部及び所属研究科 (5) 医学部附属病院（医事課医療相談窓口） (6) 各附属学校</p> <p>（紛争の防止等のための体制の整備）</p> <p>第9条 障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るため、事案に応じて、次に掲げる委員会等が対応するものとする。</p> <p>(1) キャンパスライフ支援センター (2) 医学部附属病院（患者サービス向上委員会） (3) 各附属学校学生センター（学生なんでも相談窓口） (4) 学長が必要に応じて設置する第三者委員会</p> |
| 奈良女子大学 | <p>[国立大学法人奈良女子大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領] （相談体制の整備）</p> <p>第8条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は、下記のとおりとする。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 一 障害学生支援室 二 学生相談室 三 保健管理センター 四 所属学部等 五 学長が指名する教職員 <p>(紛争の防止等のための体制の整備)</p> <p>第9条 障害を理由とする差別(正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等)に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 障害学生支援委員会 二 人権委員会 三 コンプライアンス委員会 <p>(今後設置を検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 セクシャル・ハラスメント等防止・対策委員会 二 学長が設置する第三者委員会 <p>【当局の検討】</p> <p>学内関係者の了解を得て、諸課題も解決しながら、「今後設置を検討」とされている3委員会を計画的に設置しておくことが適当と考える。</p> <p>【奈良女子大学の意見】</p> <p>紛争委員会の設置については、障害学生支援室だけにとどまらず学内全体で検討すべき課題と認識しており、未だ学内で十分な検討がなされていない。</p> <p>なお、既設の「ハラスメント防止・対策委員会」の委員長について、ハラスメント防止・障害学生支援担当の副学長を「もって充てる」とされている(「国立大学法人奈良女子大学ハラスメントの防止等に関する規程」(平成28年10月28日規程第24号)第11条第1項)。このため、同委員会を上記の紛争の解決のための委員会とした場合、障害学生支援室長が副学長であることから、委員長と同一になり、第三者性が欠けてしまい、公平な立場からの調停が困難となる。有効に機能する委員会とするためには、このような課題も解決していく必要がある。</p> |
| 和歌山大学 | <p>[障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領]</p> <p>(相談体制の整備)</p> <p>第8条 障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に応じるための相談窓口を、下記のとおりとする。なお、合理的配慮の合意形成過程及び合理的配慮の決定については別紙留意事項によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障がい学生支援部門 (2) 学生なんでも相談室 (3) 保健センター (4) 所属学部 (5) 附属学校 (6) 教養・協働教育部門 (7) 入試課 (8) その他学長が指名する教職員 <p>(紛争の防止等のための体制の整備)</p> <p>第9条 障害を理由とする差別(正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等)に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人権委員会 (2) 学長が設置する第三者委員会 <p>2 前項第一号の委員会については、別に定める。</p> <p>3 第一項第二号の学長が設置する第三者委員会については、必要に応じて設置するものとする。</p> |

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (3) -ア-② 支援方法等に関する不服申し立ての手順を定めている例 (関西学院大学)

関西学院大学の「障がい学生支援に関する基本方針」(2016年(平成28年)4月1日、学生生活動支援機構総合支援センター)の「8. 不服申し立て」において、「支援方法等について当該学生から疑義や不服の申し立てがある場合は、別途定める手続に基づいて行う」とされている。これを受けて、「障がい学生支援実施基準(ガイドライン)」(2016年(平成28年)4月1日、学生生活動支援機構総合支援センター)に、次のとおり、具体的な手順が明確に定められている。

学内での「話し合いによる解決」を原則としており(上記ガイドライン5.本文)、i) 支援方法等について、疑義や不服のある障がい学生等は「総合支援センター」に相談する(5.①)、ii) 総合支援センターにおいても解決に至らない場合、大学の「調停規程」に準じて、「ハラスメント相談センター」に申し出る(5.②)、iii) 受理後、「調停規程」に基づき「ハラスメント防止委員会」のもとで調停が行われ、和解を実現していくこととされている(5.③)。

なお、上記の基本方針及びガイドラインは、大学のホームページに掲載し、公開されている。

(注) 総合支援センターには、センター長1名、副長2名、委員5名、コーディネータ、カウンセラー及び事務職員の教職員を置く旨定められている(関西学院大学総合支援センター規程第4条)。

(検索手順) メニューバー「教育・研究・大学図書館」の「教育・研究機関」→「総合支援センター」→「障がい学生支援に関する方針」、「障がい学生支援実施基準(ガイドライン)」

(アドレス: 総合支援センター) https://www.kwansei.ac.jp/university/university_m_000247.html

「障がい学生支援実施基準(ガイドライン)」(抜粋)

5. 不服申し立て

このガイドラインにしたがって提供されることが決定された支援方法等について、障がい学生、その保証人、関係する科目の教員及び職員において疑義や不服申し立てがある場合は、原則話し合いにより解決する。ただし、解決に至らない場合は以下の手順で申し立てを行う。

- ① 疑義や不服のある障がい学生、その保証人、関係する科目の教員及び職員(以下申立人)は、総合支援センターに相談する。
- ② 総合支援センターにおいても解決に至らない場合、申立人は「関西学院大学調停規程」に準じて、関西学院大学ハラスメント相談センターに申し出る。
- ③ 関西学院大学ハラスメント相談センターにおいて受理後、「関西学院大学調停規程」に基づき関西学院大学ハラスメント防止委員会のもと調停が行われ、このガイドラインの考え方にのっとり共通理解を生み出し、もって 和解を実現していく。

(注) 下線は、当局が付した。

(参考) 総合支援センター(関西学院大学のホームページから転載)

関西学院大学では、2011年4月に、障がいのある学生の修学支援と学生相談(心理・修学・生活相談)をおこなう総合支援センターを設置いたしました。

総合支援センターは、障がいのある学生の修学支援を担うキャンパス自立支援室と、様々な学生のメンタルヘルスケアを担う学生支援相談室の2つの専門窓口があります。それぞれの窓口が連携をとりながら、さらに大学内外の関係部署・機関と協力しながら、全学体制での支援を行っています。それぞれの窓口には専門スタッフがおり、みなさまとともに課題解決に臨みます。

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (3) -ア-③ 障害のある学生の支援体制

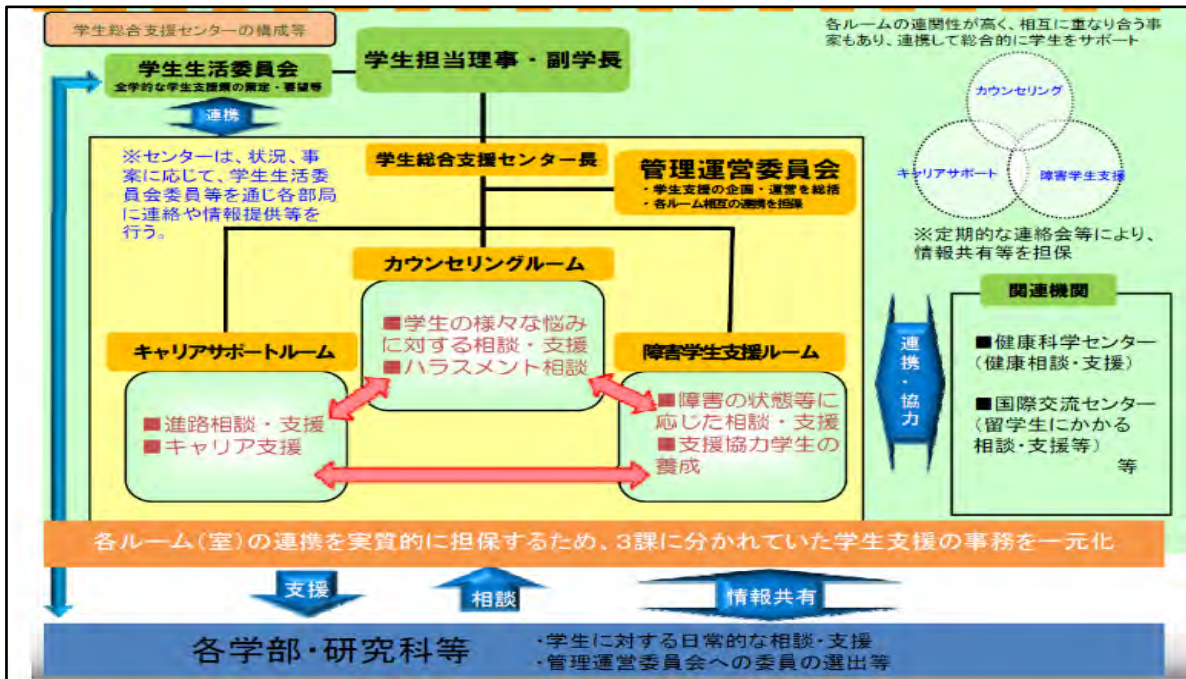
| 大 学 名 | 支援担当部署 | 配 置 人 員 |
|---------|----------------------|--|
| 福 井 大 学 | 障がいのある学生及び教職員のための相談室 | <p>(検索手順) ホームページに掲載されていない 教員 (室長。カウンセラー、医師) 1 人 教員 (カウンセラー) 2 人 (うち 1 人はコーディネーター兼務) カウンセラー 3 人 (うち 1 人はコーディネーター兼務) 看護師 3 人 職員 3 人 保健師 2 人 (注) 上記の職員は、ほぼ専任</p> <p>[根拠規程] 学則第 9 条第 2 項の規程に基づく福井大学保健管理センター規程 (平成 16 年 4 月 1 日制定、施行) 第 6 条の 2 第 2 項の規程に基づき、障がいのある学生及び教職員のための相談室について必要な事項を定めるため、「福井大学障がいのある学生及び教職員のための相談室要項」(平成 28 年 2 月 5 日保健管理センター所長裁定、同年 4 月 1 日施行) を制定し、同室の業務 (第 2 条)、組織 (第 3 条)、職務 (第 4 条) 等を規定</p> |
| 滋 賀 大 学 | 障がい学生支援室 | <p>(検索手順) メニューバー「学生生活と進路」→「大学生活」の「障がいのある学生への支援」→「滋賀大学障がい学生支援室」 室長 (教育・学術担当理事、兼任) 副室長 (学生支援課副課長、兼任) コーディネーター 1 人 (教員、専任) 技術補佐員 2 人 (専任) 事務職員 1 人 (専任)</p> <p>[根拠規程] 学則第 11 条の 2 及び第 12 条の規定に基づき、障がい学生支援室に関する必要な事項を定めるため、「障がい学生支援室規程」(平成 27 年 7 月 21 日制定、同年 8 月 1 日施行) を制定し、同室の業務 (第 4 条)、組織 (第 5 条)、室長及び副室長 (第 6 条)、室員 (第 7 条) 等を規定</p> |
| 京 都 大 学 | 障害学生支援ルーム | <p>(検索手順) メニューバー「教育・学生支援」→「カウンセリング・障害学生支援・就職」の「障害学生のための支援」→「障害学生支援ルーム案内」 室長 (教授、兼任) コーディネーター 3 人 (チーフの准教授を含む。専任) 事務補佐員 3 人 (専任) (注) 平成 29 年 7 月 25 日時点の配置である。</p> <p>【特徴的な取組】 3 部門を統合し、学生支援事務を一元化 従来、「カウンセリングセンター」、「キャリアサポートセンター」及び「障害学生支援室」の 3 つの部門に分かれて、それぞれ学生支援を行ってきた。しかし、①各部門での関連性が高いにもかかわらず、組織的な連携を図ることに限界、②事務組織はそれぞれ別個独立し縦割りとなっており、情報共有や連携することに限界が発生していた。 このため、平成 25 年 8 月から、これら 3 部門を統合して、「学生総合支援センター」を設置し、各ルーム (室) の連携を強化した。これにより、学生支援機能が充実、強化され、きめ細やかな支援ができることとなった (図表 3- (3) -ア-④参照)。</p> |

| 大 学 名 | 支援担当部署 | 配 置 人 員 |
|---------|-------------------------------------|--|
| | | <p>[根拠規程]</p> <p>京都大学学生総合支援センター規程（平成25年7月23日制定、同年7月8月1日施行）第9条に基づき、学生総合支援センター障害学生支援ルームについて必要な事項を定めるために、「京都大学学生総合支援センター障害学生支援ルーム要項（平成28年3月31日学生総合支援センター長裁定、同年4月1日施行）を制定し、同室の目的（第2条）、業務（第3条）等を規定</p> |
| 大 阪 大 学 | キャンパスライフ健康支援センター相談支援部門（アクセシビリティ支援室） | <p>（検索手順）メニューバー「キャンパスライフ」→「学生生活」→「キャンパスライフ健康支援センター」→「相談支援部門」→「アクセシビリティ支援室」</p> <p>コーディネーター4人（マネジャーの准教授を含む。専任） アセスメント担当教員1人（配慮の妥当性を客観的に判定、専任） 事務補佐員1人（専任）</p> <p>（注）上記のほか、兼任で学生相談室のカウンセラー5人</p> <p>[根拠規程]</p> <p>キャンパスライフ健康支援センター規程（平成16年4月1日施行、最終改正29年4月1日施行）に、部門（第4条）、センター長（第5条）、副センター長（第6条）、部門長（第7条）、豊中本室・吹田分室・箕面分室（第9条）、センターに関する必要な事項の委任規定（第11条）</p> <p><u>【特徴的な取組】既存組織を再編統合し、障害者差別解消法に基づく修学支援システムを整備</u></p> <p>従来、「保健センター」、「キャンパスライフ支援センター」、「ハラスメント相談室」、「国際教育交流センター」、「各部局なんでも相談室」など複数の部局・組織で、学生及び職員の相談や支援を行ってきた。しかし、これらの業務には重複するものもあり、利用者がどこに行けばよいのか分かりにくいなど、利便性に問題があった。</p> <p>このため、大阪大学は、平成29年4月1日、「保健センター」と「キャンパスライフ支援センター」とを統合し「キャンパスライフ健康支援センター」として、業務体制の見直し、効率化及び利用者の利便性の向上を図ることとした。これにより、①困難事例に関する助言・相談が容易に、②医療機関への問合せがスムーズに行えることとなった（図表3-(3)-ア-⑤参照）。</p> |
| 神 戸 大 学 | キャンパスライフ支援センター | <p>（検索手順）メニューバー「教育・学生生活」→「キャンパスライフ」の「キャンパスライフ支援センター」→「キャンパスライフ支援センターについて」</p> <p>センター長（副学長、兼任） コーディネーター1人（専任教員） 事務職員2人</p> <p>（注）上記のほか、兼任で教員3人</p> <p>[根拠規程]</p> <p>キャンパスライフ支援センター規則（平成27年11月24日制定、同年12月1日施行）に、業務（第3条）、組織（第4条）、センター長（第5条）、障害学生支援コーディネーター（第6条）等を規定</p> |
| 奈良女子大学 | 障害学生支援室 | <p>（検索手順）メニューバー「学生生活」→「学生生活に悩んだときに」→「学生支援室障害学生支援部門」の「修学支援についての相談はこちら」</p> <p>[根拠規程]</p> <p>奈良女子大学障害学生支援室設置要項（平成28年3月25日制定、同年</p> |

| 大 学 名 | 支援担当部署 | 配 置 人 員 |
|-------|-----------------|--|
| | | <p>28年4月1日施行)に、組織(第3)、業務(第6)、部門(第8)等を規定</p> <p>【特色】</p> <p>① <u>全員兼任(専任職員なし)</u> 室長(副学長)、副室長1人(教授)、室長補佐2人(学務課長及び学生生活課長)、室員4人(准教授3人、文学部係長)</p> <p>② <u>専門性のあるコーディネーターなし</u>(文学部係長が担当)</p> <p>【当局の検討】</p> <p>現在、組織的に支援を行っている学生は6人である。しかし、専任職員が全く配置されず、専門性のあるコーディネーターもいないのでは、障害のある学生が気軽に相談できる体制とみられない(サポートルームの状況について、図表3-(3)-ア-⑧及び⑨参照)。</p> <p>第二次まとめにあるように、組織的な支援を適切に行うため、「支援全体の調整を図る」コーディネーター等の専門知識や技術を有する支援人材の「養成・配置が不可欠」である。これらの支援人材は、「障害のある学生の権利主張、意思決定、支援要請の相談に乗ることができる最も身近な存在」であり、「同時に、障害のある学生との対話を通じてニーズを確認し、学内外の様々な関係者と部署や職種を越えて連携し、支援を実質的に進めていく役割を担う」者であることに鑑みると、専任のコーディネーター等の配置が適当と考える。合理的配慮を現場レベルで実現させる「キーパーソン」ともいえる。</p> <p>なお、調査対象国立大学法人で、専任のコーディネーター等が配置されていないのは、奈良女子大学だけである。</p> |
| 和歌山大学 | キャンパスライフサポートルーム | <p>(検索手順)メニューバー「キャンパスライフ」→「キャンパスライフサポートルーム」→「支援体制について」</p> <p>教員4人(兼任) 職員3人(兼任) 医師1人(兼任) コーディネーター1人(専任) 非常勤職員3人(専任)</p> <p>【根拠規定】</p> <p>和歌山大学クロスカル教育機構規則(平成28年4月1日施行、最終改正29年3月24日)第12条第2項の規定に基づき、和歌山大学クロスカル教育機構障がい学生支援部門について必要な事項を定めるため、「障がい学生支援部門設置要項」(平成29年3月30日学長決裁、同年4月1日施行)に業務(第3条)、組織(第4条)等を規定</p> |

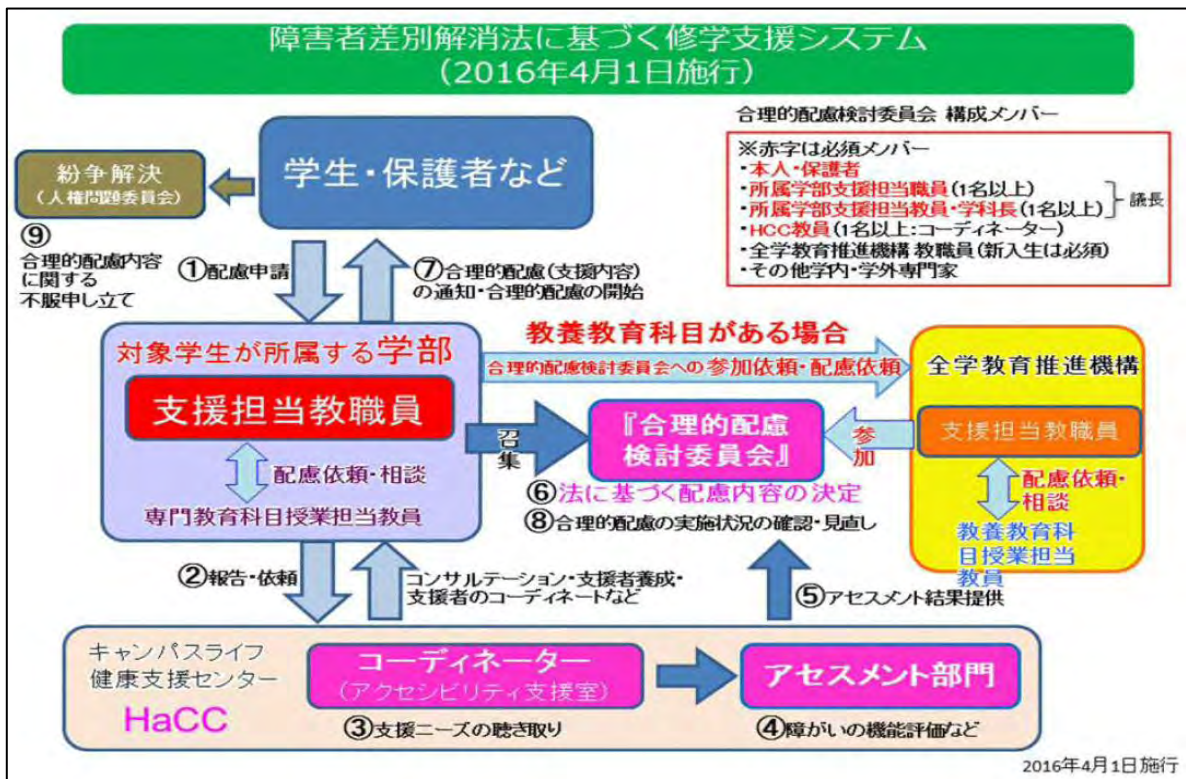
(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (3) -ア-④ 障害者支援、カウンセリング、キャリア支援 3 部門を統合し、学生支援事務を一元化 (京都大学)



(注) 京都大学の資料による。

図表 3- (3) -ア-⑤ 既存組織を再編統合し、障害者差別解消法に基づく修学支援システムを整備 (大阪大学)

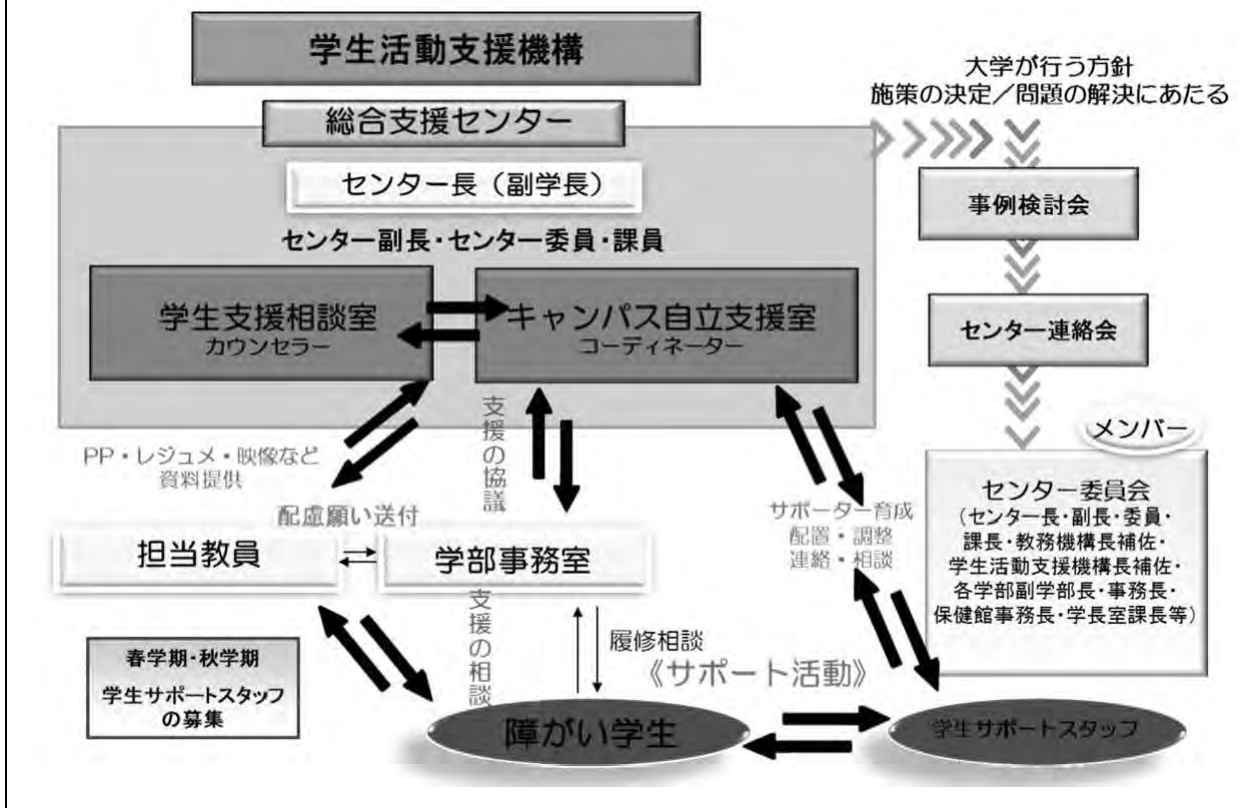


(注) 大阪大学の資料による。

**図表 3- (3) -ア-⑥ 発達障害のある学生等への迅速・的確な支援のため関係部署を統合した例
(関西学院大学)**

従来は「学生支援相談室のカウンセリングルーム」で対応していたが、近年、発達障害のある学生が増加し、カウンセリングにおける個人情報の扱いが厳密で修学支援に結び付けることが困難な状況が発生している。

このため、平成 23 年 4 月、「教務部キャンパス自立支援課」(コーディネーターを配置)と「学生支援センター」(カウンセラーを配置)とを統合し、「総合支援センター」に組織改編した。これにより、①メンタルヘルス(学生の心理・生活相談)と②障害のある学生に対する修学支援とが一体化。学生本人の同意のもと、それぞれの専門家による専門的な知見により、相互に連携し、迅速・的確な支援が実現した(以上、下図参照)。



(注)当局の調査結果による。ただし、図は、関西学院大学の資料による。

図表 3- (3) -ア-⑦ 独自に相談員を配置し、公開している例 (大阪府立大学)

大阪府立大学は、ホームページに「障がいのある学生の支援」のページを設けて、障がい学生支援の理念・基本方針等をまとめた「障がい学生支援ガイドライン」の紹介から、①「アクセスセンター (相談・支援の窓口)」、②「支援内容」(ノートテイク (PC テイク)、移動介助、コミュニケーションサポート、就職相談、その他)、③「支援者の育成」(学生アシスタントの養成研修、支援活動等)、④「身近な場面での手助け」、⑤「教職員の皆さまへ」(職員対応要領、その留意事項)、⑥「障がい差別解消にかかる不服等の相談員について」の見出しにより、それぞれの取組について、関係資料も添付しながら、分かりやすく解説している。

(検索手順) メニューバー「学生生活」→「学生生活支援」→「障がいのある学生の支援」

(アドレス) http://www.osakafu-u.ac.jp/campus_life/support/disabled/

大阪府立大学は、障害のある学生に対する支援について、障害学生支援担当部署である「アクセスセンター」に加えて、他の大学にはみられない、相談員を独自に配置している。相談員は、「障がい者およびその家族、その他の関係者からの苦情や不服相談等に的確に対応するため」の制度とされている(上記のページの「障がい差別解消にかかる不服等の相談員について」)。

同大学の「障がい学生支援ガイドライン」(平成 27 年 4 月 1 日策定)の「2. 基本方針」の一つとして、「支援情報を学内外に向けて公開・発信する」(2. (6))とされており、「公立大学法人大阪府立大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規程」(28 年 3 月 31 日規程第 17 号)において、「第 5 条第 1 項に規定する別表の部局に、その教職員による障がいを理由とする差別に関する障がい者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、相談員を置く」(第 7 条第 1 項)、「第 1 項の相談員に寄せられた相談等は、アクセスセンターに集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする」(同条第 5 項)とされている。さらに、相談員に関する必要な事項を定めるため、「障がい差別解消にかかる不服等の相談員取扱要領」(平成 28 年 7 月 1 日施行)を策定し、「相談員は、男女数のバランスを考慮し、各部局の教職員の中から部局長の推薦を経て理事長が任命する。相談員の所属、氏名、内線番号、連絡方法などについては、学内外に公表し、周知徹底するものとする」(同要領 2.) とされ、上記のページには、「障がいの差別解消にかかる不服等の相談員 (教員)」25 人及び「障がいの差別解消にかかる不服等の相談員 (職員)」23 人がそれぞれ一覧文書 (PDF 化) で添付されている。「キャンパス」欄をみると、これら相談員は、特定のキャンパスに限定することなく、中百舌鳥キャンパス (アクセスセンターが設置)、羽曳野キャンパス、りんくうキャンパス等に配置されている。

また、相談者の対象について、障害のある学生に限定されるものではなく、「本法人の活動に参加することが認められている参加者および利用者であって、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いを受けたと申出があったもの又は本法人が提供する合理的配慮の内容やその決定過程に不服がある者」とし、これらに該当しない場合であっても、「相談者の不服の訴えを受けた第三者が代理で相談をすることができる」とされている(上記の取扱要領 3.)。

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (3) -ア-⑧ 障害のある学生向けの相談室や空き時間等を過ごす居場所の確保状況

| 大 学 名 | 障害学生支援担当部署の相談室 | 空き時間を過ごすための居場所の状況 |
|---------|--|--|
| 福 井 大 学 | 学生支援センター2階に個室を2室設置。 また、保健管理センター2階（ただし、車椅子はアクセス不可）に個室を2室設置 | 保健管理センター1階に、一般学生と共用の「静養室」を設置（ベッド2台、マッサージ機2台） |
| 滋 賀 大 学 | 障がい学生支援室隣（校舎棟1階）に個室を1室設置 | 保健管理センターに一般学生との共用の「リラクゼーション室」、事前予約制の「カウンセリングルーム」を設置 また、経済学部（彦根キャンパス）に、一般学生と共用の「フリースペース」が設けられている。 |
| 京 都 大 学 | 障害学生支援ルーム隣（教育推進・学生支援機構棟1階）に個室を1室設置 | 障害学生支援ルームに、広い空間を設けている（図表 3- (3) -ア-⑩参照）。 |
| 大 阪 大 学 | キャンパスライフ健康支援センター（学生交流棟2階）に個室を3室設置 | キャンパスライフ健康支援センターに居場所を確保している。ソファを移動させる等して、自由に室内のレイアウトを変更することができる。また、大型のソファが置かれており、障害のある学生が横になることができる（図表 3- (3) -ア-⑩参照）。 |
| 神 戸 大 学 | キャンパスライフ支援センター（B棟1階）に個室を1室設置 | 休憩や気分を落ち着かせるなどのために場所が必要な場合は、必要に応じて場所を確保する。 |
| 奈良女子大学 | <p>障害のある学生向けの相談室がなかったため、平成29年6月頃、使用されず空き状態となっていた研究室（総合研究棟の文学系S棟の116号室）を「サポートルーム」（相談室）として活用している（使用実績は、調査日（7月11日）現在、2回程度）。</p> <p>しかし、当局が現地調査を行ったところ、入口のドアを開けると、照明をつけなければ、暗くて本棚しか見えず、「書庫」や「物置」のような雑然とした状態にあった。部屋の奥にあるわずかなスペースに机と椅子を配置しているものの、障害のある学生が、気軽に訪れて相談できるスペースとは言い難い。逆に「冷遇されている」（物置で懇談）との誤解や「差別感」を持たれかねない（図表 3- (3) -ア-⑨参照）。</p> <p>[奈良女子大学の意見] 現在のサポートルームは「仮住まい」の状態であり、専用の部屋の設置を要望している。しかし、本学は、キャパシティが狭いため、新たに専用の部屋を確保することが難しい現状にある。</p> | なし |

| | | |
|-------|--|--|
| | [当局の検討] 障害のある学生が気軽に訪れて相談できるスペースや空き時間を気楽に過ごすことができる居場所等の確保について検討すること。 | |
| 和歌山大学 | キャンパスライフサポートルーム向かい側（本部共通棟4階）に個室を1室設置 | 保健センター（本部共通棟4階）に、「デイケア室」を設置し居場所を確保している。同室は、キャンパスライフサポートルームの向かい側にあり、20代の「メンタルサポーター」が常駐している。入口には、学生が気軽に入室できるように、「ノックなしでどうぞ」との貼り紙がされている（図表3-（3）-ア-⑩参照）。 |

（注）当局の調査結果による。

図表3-（3）-ア-⑨ 学生が気軽に相談できる環境とは言い難いサポートルーム（奈良女子大学）

当局が「サポートルーム」を実地に調査したところ、入口のドアを開けると、照明をつけなければ、暗くて本棚しか見えず、「書庫」や「物置」のような雑然とした状態にあった。

【現地写真】



（注）出入口（写真奥）から相談者用のスペース（写真手前）まで本棚がある。

（注）当局の調査結果による。

図表 3- (3) -ア-⑩ 国立大学法人における空き時間を過ごすための居場所の確保の例

① 京都大学



(広い空間を設けている)

② 大阪大学



(自由に部屋のレイアウトを変更できる)



(障害のある学生が横になることができる)

③ 和歌山大学



(「デイケア室」に「メンタルサポーター」が常駐)



(障害のある学生が気軽に入室できるよう配慮)

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (3) -ア-⑪ 支援室に相談しやすい交流スペース及び面談室を設置している例 (龍谷大学)

龍谷大学は、支援室に、4段階に分かれた居場所を設け(下の写真①～④参照)、学生の状態に応じて相談しやすい環境づくりを行っている。また、交流スペースへの入口が支援室の入口とは別になっており、他の学生からの視線を気にせず、障がい学生支援室に入ることができるように工夫されている。

写真① (面談室)

支援室職員の執務機の隣のスペースに配置されている。パーティション (partition。間仕切り、衝立) で仕切られた簡易な「個室」化。大きな声で話せば交流スペースにいる他の学生にも内容が聞こえる。障害の特性により、人と直接「交流」することが難しい学生も多いが、このような構造にすることにより、他の学生の相談内容に自然と耳を傾け、「苦しんでいるのは自分だけでない」などと感じることもでき、その結果、落ち着きを取り戻す学生も多く見受けられる。

※ 簡易な面接室で、話し声が外に漏れることは学生に面接前に伝えている。学生の意向や状態に応じて、完全な個室であるカウンセリングルームも使用している。

写真② (クールダウンスペース)

自由に横になれるソファがあり、パーティションで仕切られた簡易な個室

写真③ (1人で自習できる個室)

パーティションで仕切り、2人分の机及び椅子を配置

写真④ (交流スペース)

休み時間や空き時間に支援室で会話をしたり、お茶や食事をしたり音楽を聴くなどリラックスできる居場所

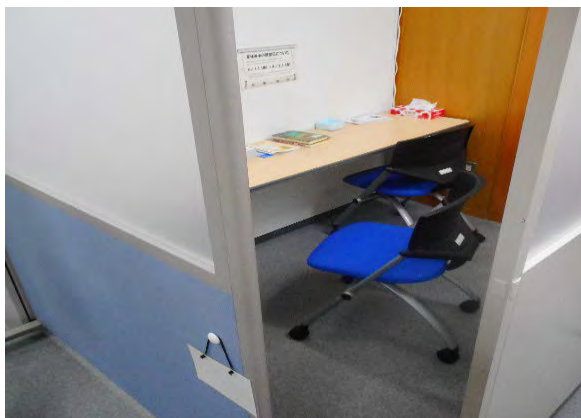
①面談室



②クールダウンスペース



③1人で自習できる個室



④ 交流スペース



(交流スペース入口)



(支援室の入口とは別なので、周囲の視線を気にせず入室できる)



(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (3) -ア-⑫ 肢体不自由な学生が快適に利用できる障害者控室を設置している例
(桃山学院大学)

桃山学院大学は、肢体不自由な学生からの要望もあり、平成7年、教室棟の出入口のそばにある教室に、肢体不自由な学生の居場所の確保を目的とした「障害者控室」を設置（「障害者控室使用内規」で規定）。職員は常駐しておらず、学生による「自主管理」としている（昼休み時には、この控え室を利用し、大学が契約を結んでいるヘルパー事業所による食事介助が行われている）。

室内には、車椅子用の机が配備されている上、旋回可能な広い空間としている（左下の写真）。

また、入口ドアは「スライド式」であり、「取っ手」も車椅子に着席したままの状態、開閉可能な位置に取り付けられている（右下の写真）。

さらに、ドアの下部について、車椅子の操作を間違えて接触させても、破損など生じないように、金属板で補強されている。

以上のとおり、障害者控室について、利用者の立場から、利便性や安全面など十分配慮されている。



(注) スライド式のドアの「取っ手」の位置は、車椅子利用の学生が着席したまま、単独で開閉可能な低い箇所に取り付けられており、長さも「ゆとり」をもたせている。

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (3) -ア-⑬ 障害のある学生に対する意識調査(インタビューを含む)での意見(相談窓口関連)

- 障害に詳しい方がいること(国立大学、視覚障害のある学生)
- 身体障害者だからこうとかではなくて、個々の障害当事者のニーズを尋ねてもらいたい。また学校側としてのルールを伝えるだけではなくて、どのようにすれば他の生徒と一緒に学べるかを前向きに考えてもらいたい。インフォーマルな社会資源も考えながら、障害者が共に学び共に成長していけるような環境づくりと一緒に考えてもらいたい。(国立大学、肢体不自由な学生)
- 必要な支援があればすぐに相談できるような環境をつくっていただいた。専攻が社会福祉分野ではなかったが、逆にそのことがありがたく、学校側の先入観や固定概念を押し付けられることはなかったので自分のニーズを伝えやすかった。学生寮や使う優先度の高い教室へのアクセスから、先に整えてもらった。(国立大学、肢体不自由な学生)
- 自分のキャンパスとかなり離れたところにあるので、利用しづらいです。各キャンパスに設置してほしいです。(国立大学、病弱・虚弱な学生)
- 「健康管理センター」という場所で、私の疾患について話したら、体育の授業に関して配慮をもらった。(国立大学、病弱・虚弱及び精神障害のある学生)
- 現状で満足。問題が起こった際の解決窓口と日常的な居場所の提供で十分(国立大学、発達障害のある学生)
- いつでも利用できる(24時間とかではなくてもよい)。電話で相談できる(国立大学、発達障害及び精神障害のある学生)

- 秘密が守られることの明記(公立・私立大学、視覚障害のある学生)
- 入りやすい環境を作っておく。(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- 行けばいつでも相談に乗ってくれて、説明が難しいことも理解しようとしてくれる。支援室がなければ、大学を続けていたか分からない。(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- ノートテイクによる情報保障は質・量として満足しています。障害支援室の人達や教務課の人達が全力でサポートしてくれています。テイクアスとして入ってもらっている人達も全力でサポートしてくれています。(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- 誰もが利用しやすい雰囲気、障害にあわせた対応(手話、筆談、点字など)(公立・私立大学、肢体不自由な学生)
- 障害に関わるトラブルが発生した時や緊急時の電話対応やメール対応の環境が整っていればよいと思う。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)
- 現在、在学している大学では、移動、食事、排泄に介助が要る場合には大学が契約しているヘルパー事業所からヘルパーさんが予め指定している時間に来て下さりますが、生理現象である排泄に関しての緊急的な対応していただきたい。障害学生の支援をしてくれる窓口であるのにも関わらず、全生徒を対象とする保健室へまわされる。
(ただし、) 障害学生担当部署と保健室との連携は、私が保健室での排泄介助をしていただきたい時間をおおむね障害学生担当部署に伝えて保健室に連絡していただくので取れているとは思いますが。
(現在の) 大学でのシステムとして、排泄・移動・食事介助を必要とする学生は学校が契約をしているヘルパー事業所からヘルパーさんが来てくださいます。ですが、来ていただくには条件があり、①登校直後、下校直前には利用できない、②利用できるのは、授業と授業の間のみとされています。

私の場合、通学におよそ2時間かかります。たとえ、自宅で出発前に排泄を済ましたとしても家から最寄りまで20分歩くこともあって水分を必ず取ります。したがって、学校につく頃には排泄をしたくなります。ですが①のように登校直後はヘルパーさんに来ていただくことができません。障害学生担当部署の職員も女性、男性と1人ずつしかおられずその比に対して障害学生は10人ほどいることもあり、1人1人部署室外での対応をすることが困難であるとおっしゃっていました。

幸いにも排泄介助を全介助で必要とする遠方からの学生が私だけなので、個人的にも部署からのお願いもしていただき、個室状態にできる保健室で対応していただいています。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)

- 私の場合でしたら、排泄介助や空コマでの休憩をベッドにて取らせていただいています。私以外にも(現在の)大学においては精神障害者・発達障害者も多数おられると聞き、そういった方は空コマに落ち着く居場所として障害学生担当部署の職員と保健室の職員が連携を取りながら、休憩の場所を提供されているそうです。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)
- 障害学生だけが利用できる休けい室があること、あらゆる障害にも入学ができるようフォローをして下さること、対応速度は遅いが障害学生の意見に耳を傾けてくれるところ、健常学生と障害学生との交流の場が多いところ。(障害学生だけが利用できる休けい室は、)身体的な障害により適度に車いすから降りてベッド等で休憩を取らなければならない学生にとっては、ソファが完備されているのでいい点だと思います。また、私のように重たい鞆を学内で長時間持ち歩くことが困難な場合には、荷物を置いたり整理などもできてスペースを有効に使えることが利点です。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)
- 相談できる場所ができた。交流スペースでお昼ご飯を食べている。様々な障害のある学生と会う機会を持てるようになった。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)
- 障害者差別解消法が施行され、支援室を全ての大学に作れというわけではないが、そのような体制については、各大学が考えてほしい。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)
- 学校のある間はずっと開いていると良いと思う。(公立・私立大学、発達障害のある学生)
- いつでも話ができる環境がもう少し必要であると考えます。(公立・私立大学、発達障害のある学生)
- 話を聞いてもらったこと、状況の説明や先生へのお願いを代弁してもらったこと、自分が説明していた時はそばにいてくれたこと(公立・私立大学、精神障害のある学生)
- 困った時にしっかり対応できるようにしてもらえると助かる。また、普段でも気軽に相談ができるとなおいと思う。(公立・私立大学、精神障害のある学生)
- 私は週に一回のペースで大学の支援センターに行っていますが非常にたすかっています。定期的に相談できる場所というのがないと気が楽になる部分も多いと思います。(公立・私立大学、精神障害のある学生)

(注) 当局の調査結果による。なお、「第3 障害のある学生に対する意識調査(インタビューを含む)」を参照

| 調 査 結 果 | 説明図表番号 |
|---|---------------------------|
| <p>イ 授業等における合理的配慮</p> <p>【制度の概要】</p> <p>(第一次まとめ)</p> <p>授業等における合理的配慮について、第一次まとめにおいて、①情報保障として、「大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、必要かつ適切な情報保障を行うことが重要である」、②コミュニケーション上の配慮として、「ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために必要なコミュニケーション上の配慮を行うことが重要である」、③教材の配慮として、「シラバスや使用される教科書・教材に学生がアクセスできるように配慮し、またその際の支援技術の活用についても配慮することが望まれる。あわせて、高等教育における学習においては、予習・復習・課題への対応等の自主学習が重要な役割を果たしていることに鑑み、自宅等での教材の利用が出来るよう促進することも望まれる」、「授業のために教員が使用する資料については、学生が受講する際、事前の一読したり、学生自身が読みやすい形式に変換するなどの作業が必要となる場合があることから、学生の障害の状態・特性等に応じ、事前に提供することが望まれる」とされている(5.(4))。</p> | <p>図表1-2 (再掲)</p> |
| <p>(第三次障害者基本計画)</p> <p>第三次障害者基本計画において、「大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等を促進するとともに、施設のバリアフリー化を推進する」とされている(Ⅲ3.(3))。</p> | <p>図表1-3 (再掲)</p> |
| <p>(教職員対応要領(雛形))</p> <p>国立大学協会による「教職員対応要領(雛形)」において、合理的配慮の提供について、第7条に基本規定を設け、別紙留意事項の第2に、「物理的環境への配慮」、「意思疎通の配慮」及び「ルール・慣行の柔軟な変更の具体例」としてそれぞれ具体的に例示されている。</p> | <p>図表2-(1)-① (再掲)</p> |
| <p>(第二次まとめ)</p> <p>第二次まとめにおいても、授業等における合理的配慮について、a)「授業においては、講義、演習等その形態を問わず、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるようにアクセシビリティを確保することが重要である。その際の手段として、例えば、言葉の聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために、必要な情報保障を行なう、コミュニケーション上の支援を行なうなどがあげられる」(6.(1)②)、b)「教科書・教材、学術論文等研究活動に必要な資料は、障害のある学生が利用することを考慮してアクセシビリティを確保することが重要である。また、教員が作成する配布資料等も、障害のある学生が必要な準備をできるように、アクセシビリティを確保し、事前に提供することが望ましい。これらのための手段として、点字や音声変換が可能なテキストデータで提供するこ</p> | <p>図表1-5 (再掲)</p> |

とがあげられる」(6. (1)③)、c)「授業において、何らかの参加要件を設定する場合は、障害を理由に参加を妨げることがないような要件にすること、また、当該授業の受講に必要な能力要件や習得が求められる知識・技術等がある場合には、その具体的な内容を公開することなどが重要である」(6. (1)④)とされている。

【調査結果】

障害のある受験希望者にとって、大学に入学した後の授業等において、どのような手続により、具体的にどのような支援を受けられるか、非常に関心の高い事項とみられる。希望に沿った配慮措置が円滑に講じられることにより、安心して勉学に集中することも可能となる。この項の最後に触れる、障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）において様々な意見等が寄せられたことから、関心の高さがうかがわれる。

調査対象7国立大学法人における障害のある学生に対する授業等の合理的配慮の状況について調査した結果、次のような状況であった。

(7) 合理的配慮の決定過程

調査対象7国立大学法人は、いずれも、国等職員対応要領に合理的配慮に関する規定を設け、その具体的な例示について、別紙留意事項等に定めている(2(1)ア)。

また、授業に関する合理的配慮の具体的な例示をみると、いずれも国立大学協会による留意事項(雛形)に沿った内容としており、一部、独自の例示を追加等しているもの(福井大学、大阪大学)、内容を補完しているもの(神戸大学)、用語を置き換えているもの(和歌山大学)がみられる。

合理的配慮に係る事務手続について、障害のある学生等から申請を受け、大学が必要な内部手続を経て、合理的配慮を決定する。申請から決定の通知に至る仕組み等について、ガイドライン又はマニュアル等で明文化しているものは3大学(大阪大学、神戸大学、和歌山大学)ある。

(決定内容の通知方法)

決定内容の通知方法をみると、授業担当教員に対して、①文書で通知しているもの6大学(福井大学、滋賀大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、和歌山大学)、②メール又は口頭で連絡しているもの1大学(奈良女子大学)となっている。

しかし、「口頭」によったのでは、「聞き間違い」や「記憶違い」等が生じかねず、文書により通知するか、「メール」に「支援に関する確認書」の写しを添付するなど、決定内容が正確に伝わる方法によることが適当と考える。

当局の現地調査において、奈良女子大学は、文書での通知を検討している。

また、申請を行った障害のある学生への通知方法をみると、①文書で通知等するもの4大学(京都大学(配慮内容を文書で確認し原則として学生に手交)、

図表 3- (3) -イ
-①

図表 3- (3) -イ
-②

図表 3- (3) -イ
-②

大阪大学、神戸大学、奈良女子大学（「支援に関する確認書」を学生に手交）、②学生に配慮申請書を示して「口頭」で説明するもの1大学（福井大学）、③「口頭」で連絡するもの1大学（和歌山大学）、④学部によって対応が異なるもの1大学（滋賀大学。教育学部は文書で通知。経済学部及びデータサイエンス学部は、口頭のみで文書では通知しない）となっており、区々であった。

しかし、「口頭」（建設的対話）で学生に連絡していたのでは、障害のある学生が自ら記録しておく必要があり、記録を忘れた場合、後で改めて確認することができない。文書で通知した方が、学生及び大学双方にとって、誤解等が生じることなく、正確と考える。また、滋賀大学について、教育学部は既に文書で通知しており、他の2学部が同様の取扱いができない合理的な理由はないものとする。

当局の実地調査において、福井大学、滋賀大学（経済学部及びデータサイエンス学部）及び和歌山大学は、文書通知について、「検討する」又は「記録としてあってもよい」としている。

なお、神戸大学は、独自の取組として、授業に関する支援内容の決定後、障害のある学生及び授業担当教員に対して、定期的に、「フィードバックアンケート」をそれぞれ実施し、支援の実施状況についてフォローアップを行っており、非常に有効なものとする。ただし、アンケートの実施に当たっては、率直な回答を得て改善に的確に反映させるため、授業担当教員や障害のある学生の負担感等にも配慮すべきとする。

図表 3- (3) -イ
-③

(イ) 授業支援の実施状況

調査対象7国立大学法人の平成28年度の授業支援の実施内容をみると、いずれも、障害の種別や特性等を踏まえ、種々の取組を行っている。

図表 3- (3) -イ
-④

また、授業支援に関する情報の公開状況をみると、福井大学以外の6国立大学で、様々な情報をホームページに掲載し、紹介している。福井大学は、ホームページに、障害学生支援担当部署である「障がいのある学生及び教職員のための相談室」を掲載しておらず、授業支援の内容を確認できない。現状のままでは、障害のある受験希望者等は、同大学のホームページにアクセスしても、必要な情報を入手することができない。

図表 3- (3) -イ
-⑤

授業支援に関する情報をホームページで公開している大学の中には、次のとおり、特徴的な取組を行っているものがみられる。

- ① 京都大学は、「障害学生支援ルーム」のホームページに「障害学生支援ガイドブック」など詳細な資料も掲載しており、非常に有益な情報提供となっている。
- ② 神戸大学は、入学後の支援の説明にとどまらず、「最近の事例」として、障害の種類ごとに、実際に行った支援の内容を簡潔に紹介しており、障害のある学生のみならず、受験希望者やその保護者等にとっても、具体的な支援のイメージをつかむことができ、有益とみられる。
- ③ 和歌山大学は、教職員対応要領第10条に「情報公開」に関する規定を独自に設けていることもあって、他の大学にはみられない、支援機器に関する情

報について名称のみならず保有台数等も公開しており、障害のある受験希望者や学生のみならず、その保護者や高校の教諭等も、入学後の具体的な支援について知ることができ、安心につながるものとみられる。

なお、奈良女子大学は、ホームページに授業支援について紹介しているものの、他の国立大学法人や公立大学法人・私立大学に比べても、情報が非常に少なく、授業支援に関する情報提供の実質が伴っていないのではないかとみられる。

(関連調査の対象大学)

また、関連で調査した1公立大学法人及び6私立大学においても、授業支援の公開について、次のとおり、特徴的な取組を行っているものがみられ、障害のある受験希望者等にとって、分かりやすいものとなっている。

- ① 同志社大学は、障害の種別の支援及びその内容に加えて、ノートテイク及びパソコン通訳については、具体的な映像により分かりやすく紹介している。また、同ページには、支援に至る手続の流れのほか、「利用学生の1週間」として先輩学生3人の具体的な実例や「利用学生の声」として3人の学生の「生の声」も紹介している。
 - ② 立命館大学も、障害の種別に、具体的な授業支援の内容を紹介している。この中で、「点訳」、「手話通訳」など、支援が「一部」の範囲にしか及ばない場合の注意喚起も付記している（「語学・必修科目など一部」等）。また、障害のある先輩学生5人による「先輩の声」や保有する支援機器を障害の種別に写真付きで掲載した「支援機器について」のメニューも、それぞれ設けられており、具体的なものとなっている。
 - ③ 龍谷大学も、障害の種別に、具体的な授業支援の内容を紹介している。併せて、支援の申出に係る申請書の様式（4種類）も掲載している。
 - ④ 桃山学院大学は、障害の種別に、i) 試験時、ii) 講義時、iii) 学内生活のそれぞれの場面ごとに、支援の内容を具体的かつ丁寧に紹介している。また、「視覚障がいのある人」に関連し、配備している支援機器（すべて図書館3階）を列挙している。
 - ⑤ 関西学院大学も、障害の種別に、具体的な授業支援の内容を紹介している。また、「支援機器の利用」（「聴覚障がい学生への支援」及び「視覚障がい学生への支援」）にも触れている。
- これらの取組は、国立大学法人にも参考になるものとみられる。

(障害のある学生の意見等)

障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）において、国立大学に在籍する学生から、「支援に関する情報が、大学のトップページに掲載されると、その情報が得やすい。さらなる詳細は電話するなどするが、明らかに記載がないとそもそも受け入れるつもりがないのかと思う。」（視覚障害のある学生）、「どのような支援が可能であるかをHPや支援室を通して得られるのが良い。」（聴覚障害及び言語障害のある学生）等の意見があった。

図表 3- (3) - イ
- ⑥

図表 3-(1)- ②
(再掲)

同様に、公立・私立大学に在籍する学生から、「どのような支援をしてくれるか、バリアフリーの施設かどうか。」(聴覚障害及び言語障害のある学生)、「情報保障は、どんな制度があるのかを分かりやすく説明することやその大学は、今までどんな情報保障を行われたのかを具体的に説明した方が良いと思います。もちろん、障害のある学生の生の声があったほうが良いと思います」(聴覚障害及び言語障害のある学生)、「ホームページで障害別に配慮している事項の詳細が掲載されていると分かりやすい。特に利用者の声などあれば参考になる。」(肢体不自由な学生)

(ウ) 聴覚障害のある学生に対する支援

(ノートテイク(注)、パソコンテイク)

聴覚障害のある学生の多くは、情報保障として、講義内容の要約筆記を行うノートテイクやパソコンテイク等の支援が必要とされており、多くの場合、聴覚障害のある学生1人に対して、複数の学生が支援を行うことから、一定数以上の確保が前提となる。また、事前に、ノートテイク等により支援を行う学生に対して、必要な研修等を行い、「コツ」など教示し、習得させておく必要があることから、その養成には手間と時間を要する。

調査対象7国立大学法人に在籍する聴覚・言語障害のある学生で支援を受けている者は、平成29年5月1日現在、11人であり、障害のある学生245人の4.5%である。

(注) 聴覚障害のある学生のため、講義内容などの「音声」情報を手書きやパソコンで、「リアルタイム」に書き起こす支援者(学生等)

これら7国立大学法人におけるノートテイク及びパソコンテイクの養成状況をみると、①養成講座を開催しているもの5大学(福井大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、和歌山大学)、②養成講座を開催していないが、他の団体の研修に参加させているもの1大学(滋賀大学)、③養成講座を開催しておらず、外部の研修にも参加させていないもの1大学(奈良女子大学)となっている。

奈良女子大学について、対応の緊急性はないにしても、ノートテイク等の養成に関する情報収集やノウハウの蓄積、業務の委託先の選定など、事前に準備できることはあるものとする。

養成講座を開催している大学の中には、次のとおり、独自の取組を行っている例もみられる。

- ① 大阪大学は、ノートテイクの質の確保が課題となっていたことから、障害者差別解消法の施行に合わせて、聴覚障害のある職員(手話利用)をコーディネーターとして採用し、i) ノートテイク養成講座の充実、ii) 「ノートテイク支援マニュアル」の改定(平成29年3月)、iii) スキル評価シートの作成を行っている。この効果として、ノートテイクの質の向上等が図られた。
- ② 和歌山大学は、上記の養成講座に加えて、全学部・全学年共通の教養科目として、「障がい学生概論」(人数制限30名)も開講している。

また、関連で調査した私立大学には、ノートテイクやパソコンテイクの確保のため、説明会や講習会の開催にとどまらず、在学生の関心を引くような独自

図表 1-8 (再掲)

図表 3-(3)-イ-⑦

図表 3-(3)-イ-⑧

| | |
|---|----------------------------------|
| <p>の工夫を行っている例（桃山学院大学）も見受けられる。同大学には、ノートテイク等の登録者数が105人（学生総数6,561人）おり、学生62人に1人がノートテイク等として登録し聴覚障害のある学生を支えている。</p> | |
| <p>このような取組は、国立大学法人にも参考になるものとみられる。</p> | |
| <p>（手話通訳）</p> | |
| <p>聴覚障害のある学生の中には、上記のノートテイク等のほか、手話通訳のサポートを求める者もみられる。手話通訳については、専門技術が必要であり、その技術習得の訓練や養成に時間を要する。その点も考慮し、外部の専門機関に委託する例もある。</p> | |
| <p>調査対象7国立大学法人における手話通訳の配置に関する考え方等を調査したところ、①大学院及び学部到手話通訳を利用している学生が在籍しており、対応可能とするもの（大阪大学）、②必要に応じて実施するとしているもの（京都大学）、③外部委託等して実施するとしているもの4大学（福井大学、滋賀大学、神戸大学、奈良女子大学、和歌山大学）となっている。</p> | <p>図表 3- (3) -イ-⑨</p> |
| <p>（イ）視覚障害のある学生に対する支援</p> | |
| <p>全国的にみても、平成28年5月1日現在の視覚障害（盲、弱視）のある学生は、750人（障害のある学生数は全国2万4,686人、その比率は3.0%）であり、他の障害のある学生よりも少ない。調査対象7国立大学法人においても、平成29年5月1日現在で、視覚障害（盲、弱視）のある学生で支援を受けている者は7人であり、障害のある学生245人に占める割合は2.9%である。</p> | <p>図表 1-7（再掲） 図表 1-8（再掲）</p> |
| <p>調査対象7国立大学法人における全盲の学生の受入れに関する考え方等を調査したところ、①点字プリンター等の支援機器を配備しており、対応が可能とするもの3大学（京都大学、大阪大学、和歌山大学）、②点字プリンター等の支援機器を保有しておらず、外部への委託等を検討するもの4大学（福井大学、滋賀大学、神戸大学、奈良女子大学）となっている。</p> | <p>図表 3- (3) -イ-⑩</p> |
| <p>関連で調査した私立大学には、視覚障害のある学生を対象として、貸出し可能な図書や論文雑誌のテキストデータ化を行っている例（立命館大学）もみられる。</p> | <p>図表 3- (3) -イ-⑪</p> |
| <p>（オ）発達障害のある学生に対する支援</p> | |
| <p>調査対象7国立大学法人に在籍する発達障害のある学生で支援を受けている者（医師の診断書あり）は、平成29年5月1日現在、46人であり、障害のある学生245人の18.8%である。</p> | <p>図表 1-8（再掲）</p> |
| <p>7国立大学法人における発達障害のある学生に対する授業支援及び授業以外の支援の状況をみると、①いずれも種々の授業支援を行っている、②授業以外の支援についても行っているもの6大学（福井大学、滋賀大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、和歌山大学）となっている。</p> | <p>図表 3- (3) -イ-⑫</p> |
| <p>大阪大学は、障害者差別解消法の施行に併せて、平成28年4月、キャンパスライフ支援センターにアセスメント部門を創設し、発達障害・精神障害のある学</p> | <p>図表 3- (3) -イ-⑬</p> |

| | |
|--|----------------------------|
| <p>生について、知能検査及び心理検査等を通して個々の障害に起因する機能評価（アセスメント）を行い、その結果を根拠として、合理的配慮を決定する取組を行っている。</p> <p>また、和歌山大学も、同様に、平成28年度から、入学案内手続案内に「修学における配慮調査票」の同封を開始した。事前に、病状、特徴や悩み事等を把握し、継続的な支援に結び付けるための取組である。</p> | <p>図表 3- (3) -イ -⑭</p> |
| <p>(カ) アクティブラーニングにおける配慮</p> <p>近年、能動的な学習参加型等のいわゆる「アクティブラーニング」による授業も増加してきている。しかし、障害のある学生によっては、グループ内での発言や討論等の苦手なものも見受けられる。そのような特性、病状を踏まえ、調査対象7国立大学法人において、授業における配慮状況を調査した結果、①具体の授業科目で、申請を受け、合理的配慮措置を講じているもの4大学（滋賀大学、京都大学、大阪大学、神戸大学）、②申請がなく、準備等にとどまるもの3大学（福井大学、奈良女子大学、和歌山大学）となっている。</p> | <p>図表 3- (3) -イ -⑮</p> |
| <p>(キ) 履修登録の支援</p> <p>障害のある学生によっては、卒業や進級に必要な単位を円滑に取得するための履修計画を立てることが困難である例もみられる。このようなことが生じないよう、調査対象7国立大学法人ともに、障害のある学生に必要な履修登録支援を行っている。</p> <p>7国立大学法人における履修登録の支援の状況をみると、①ガイドラインを策定して、助言等を行っているもの2大学（大阪大学、和歌山大学）、②ガイドラインは策定しないものの、助言等を行っているもの5大学（福井大学、滋賀大学、京都大学、神戸大学、奈良女子大学）となっている。</p> | <p>図表 3- (3) -イ -⑯</p> |
| <p>(障害のある学生の意見等)</p> <p>障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）によると、国立大学に在籍する学生からは、「手話通訳」（聴覚障害及び言語障害のある学生）、「休み時間内での移動の補助」（肢体不自由な学生）、「他の生徒はノートに書くが、私は手が不自由で時間が間に合わない状況を見てティーチング・アシスタントが代わりにノートをとってくれる」（肢体不自由な学生）、「授業の先生の配慮が十分に行き届いている」（病弱・虚弱な学生）など、様々な支援に対して、感謝の意見が寄せられている。障害の種別にも、特定の障害に偏ることなく、視覚障害のある学生、聴覚障害及び言語障害のある学生、肢体不自由な学生、病弱・虚弱な学生、発達障害のある学生、精神障害のある学生からの意見となっている。</p> <p>また、「動画をスクリーンでなく、手元でみる」（視覚障害のある学生）、「体育の実技の授業の代わりにレポート提出などで単位を取ることができる仕組み」（病弱・虚弱な学生）の要望もある。</p> <p>同様に、公立・私立大学に在籍する学生からも、「テイカーさんがいること</p> | <p>図表 3- (3) -イ -⑰</p> |

で分からなかったことが確認できますし、友達ができたので嬉しいです」（聴覚障害及び言語障害のある学生）、「行けばいつでも相談に乗ってくれて、説明が難しいことも理解しようとしてくれる。支援室がなければ、大学を続けて行けたか分からない」（聴覚障害及び言語障害のある学生）など、様々な授業支援に対して、感謝の意見が寄せられている。障害の種別にみても、同様に、偏りが無い。

その一方で、「もっと手話ができる人がテイカーとして入ってほしい。テイカー人数が微妙なのでもっと増やしてほしい」（聴覚障害及び言語障害のある学生）、「英語の授業をノートテイクするのは難しいと承知だが、悔しい部分がある」（聴覚障害及び言語障害のある学生）、「学部学科ごとで、障害学生と教員が支援内容や配慮内容について懇談する機会が定期的であれば、より望ましい」（肢体不自由な学生）、「前方に入口がある教室が多く、座席間の通路が狭いため、必然的に教室前方の入口近くに座席が固定される。また、スクリーンが窓側にあり、光が反射してパワーポイントの字が見えにくい。後方に座っても文字は見えるので、座席を工夫してほしい」（肢体不自由な学生）「板書を増やす。口頭だけの場面を減らす」（発達障害のある学生）、「病状により、ついていけない面をサポートする、学生や教授のティーチンググループがほしい」（精神障害のある学生）などの要望もある。

（肢体不自由な学生）、「前方に入口がある教室が多く、座席間の通路が狭いため、必然的に教室前方の入口近くに座席が固定される。また、スクリーンが窓側にあり、光が反射してパワーポイントの字が見えにくい。後方に座っても文字は見えるので、座席を工夫してほしい」（肢体不自由な学生）「板書を増やす。口頭だけの場面を減らす」（発達障害のある学生）、「病状により、ついていけない面をサポートする、学生や教授のティーチンググループがほしい」（精神障害のある学生）などの要望もある。

【改善所見】

したがって、国立大学法人は、障害のある学生に対する授業支援の一層の充実を図る観点から、次の措置を講じる必要がある。

- ① 授業支援の決定内容について、授業担当教員及び障害のある学生に対して、文書通知など、事後にトラブル等が生じない、確実な方法による伝達を検討すること。
- ② 大学のホームページに、授業支援に関する情報を積極的に公開すること。また、他の大学の例も参考として、提供する情報を一層充実すること。
- ③ ノートテイカー等の養成について、他の大学の例も参考として、確実に準備を進めること。

図表 3- (3) -イ-① 授業支援関係の合理的配慮に関する独自の規定

| 大 学 名 | 規 定 内 容 |
|-----------|--|
| 福 井 大 学 | <p>[障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程における留意事項（学生関係）] （図表 2- (1) -②「福井大学」の欄の再掲）</p> <p>第 2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第 7 条関係） （物理的環境への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨床実習に際して、学生の状態に合わせ、学外実習先に配慮する。または学内で実習をするように配慮する <p>（意思疎通の配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気分障害など精神障害のある学生が卒業論文や修士論文作成を行う場合には、指導教員がメール等のゼミ指導のもと、在宅にて取り組めるようにすること ○ 臨床実習に際して、グループ分けする場合、サポート可能な学生や相談できる学生と組むようにすること |
| 滋 賀 大 学 | <p>[障害を理由とする差別の解消の推進に係る教職員等対応における留意事項] 第 2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第 7 条関係） （※ 国立大学協会の別紙留意事項（雛形）（図表 2- (1) -①参照）に沿った規定内容であり、独自規定の追加なし）</p> |
| 京 都 大 学 | <p>[京都大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 別紙] 2. 合理的配慮について（第 5 条関係） 【学生等への対応】 （※ 国立大学協会の別紙留意事項（雛形）（図表 2- (1) -①参照）に沿った規定内容であり、独自規定の追加なし）</p> |
| 大 阪 大 学 | <p>[国立大学法人大阪大学における障がい理由とする差別の解消の推進に関する規程 別紙 2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第 7 条関係）] （物理的環境への配慮）</p> <p>8. 弱視あるいは難聴などの理由で、座席の配置に希望のある場合に対応すること。</p> |
| 神 戸 大 学 | <p>[障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領における留意事項] （部局等（医学部附属病院および附属学校を除く）における物理的環境への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備の <u>改善に努めるとともに、即時の改善が困難場合は代替のサービスを提供すること。</u> <p>（部局等（医学部附属病院および附属学校を除く）における意思疎通の配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>障害特性にあわせて</u> 手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。 |
| 奈良女子大学 | <p>[国立大学法人奈良女子大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項] （※ 国立大学協会の別紙留意事項（雛形）（図表 2- (1) -①参照）に沿った規定内容であり、独自規定の追加なし）</p> |
| 和 歌 山 大 学 | <p>[障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領における留意事項] （意思疎通の配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>聴覚障害のある学生</u> の受講している授業で、ビデオ教材に字幕を付与して用いること |

(注) 1 各国立大学法人の規程に基づき、当局が作成した。

2 国立大学協会の別紙留意事項（雛形）と異なる規定等のみ抜粋した。下線は当局が付した。

図表 3- (3) -イ-② 授業等における合理的配慮の決定の仕組み等

| 大学名 | 合理的配慮の決定過程、決定内容の通知方法等 |
|------|---|
| 福井大学 | <p>(1) 仕組み</p> <p>① 「障がいのある学生及び教職員のための相談室」の教員及びカウンセラーが、障害のある学生からニーズを聴取（ヒアリング）</p> <p>② 同相談室及び各部署教職員が配慮事項を検討</p> <p>③ 同相談室が障害のある学生とともに配慮案申請書を作成し、各学部に確認の上、配慮内容を決定</p> <p>(2) 根拠規程・マニュアル等：なし</p> <p>(3) 決定内容の通知方法</p> <p>ア 授業担当教員への通知 障がいのある学生及び教職員のための相談室長→学部長→授業担当教員（文書通知）</p> <p>イ 障害のある学生への通知 障がいのある学生及び教職員のための相談室 →「学生と面談し、配慮申請書をもとに配慮内容が決定された旨、配慮申請書を示して説明</p> <p>【当局の検討】 上記の通知方法では、障害のある学生は、「口頭」で支援の決定内容の連絡を受けても、自ら記録しておく必要あり。記録を忘れた場合、改めて「確認」する必要があるなど、手間を要する。「文書で通知」が学生及び大学双方にとって、誤解等が生じることなく、正確と考える。 授業支援の決定内容について、障害のある学生に対して、文書通知など、事後にトラブル等が生じない、確実な方法による伝達を検討</p> <p>【福井大学の意見】 今後、各学部等から学生に「文書通知」を发出することを検討する。</p> |
| 滋賀大学 | <p>(1) 仕組み</p> <p>① 各学部の学務委員が主となり、「障がい学生支援のための個別支援チーム」（学生を含む。）を設置し、学生のニーズに応じた配慮事項を検討</p> <p>② 学務委員長が同チームの「合意事項」を教授会に報告し、周知</p> <p>(2) 根拠規程・マニュアル等：なし</p> <p>(3) 決定内容の通知方法</p> <p>ア 授業担当教員への通知：学務委員長→授業担当教員（文書通知）</p> <p>イ 障害のある学生への通知</p> <p>(ア) 教育学部：文書通知</p> <p>(イ) 経済学部及びデータサイエンス学部：口頭で通知</p> <p>【当局の検討】 学部により、障害のある学生への通知方法が異なる。教育学部では「文書通知」ができており、経済学部及びデータサイエンス学部では口頭のみで文書による通知ができていない。「文書通知」ができない合理的な理由はないものとする。 授業支援の決定内容について、障害のある学生に対して、文書通知など、事後にトラブル等が生じない、確実な方法による伝達を検討</p> <p>【滋賀大学の意見】 今後、経済学部及びデータサイエンス学部でも文書で学生に通知することを検討する。</p> |
| 京都大学 | <p>(1) 仕組み</p> <p>① 障害学生支援ルームのコーディネーターが学生のニーズを聴取</p> <p>② 学内（場合により学外機関）の部局等とアセスメント、相談して決定</p> <p>(2) 根拠規程・マニュアル等：なし</p> <p>(3) 決定内容の通知方法</p> <p>ア 授業担当教員への通知 障害学生支援ルーム室長→部局経由又は直接授業担当教員（文書通知）</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>イ 障害のある学生への通知 <u>学生の意思を確認した結果、その配慮内容を支援ルームと学生の両方で文書で確認し、原則として手交</u></p> |
| 大阪大学 | <p>(1) 仕組み ① キャンパスライフ健康支援センターが学生から支援ニーズを聴取し、アセスメント ② 合理的配慮検討委員会による配慮決定 (2) 根拠規程・マニュアル等：「障害者差別解消法に基づく大阪大学の障がい学生支援体制における教職員のための対応ガイドライン」 (3) 決定内容の通知方法 ア 授業担当教員への通知：部局長→<u>授業担当教員（文書通知）</u> イ 障害のある学生への通知：<u>文書通知</u></p> |
| 神戸大学 | <p>(1) 仕組み ① キャンパスライフ支援センター又は部局でアセスメント ② 「合理的配慮検討会議」又は部局で配慮案を作成、検討 ③ キャンパスライフ支援センターと部局で話し合い、決定 (2) 根拠規程・マニュアル等：「障害学生の修学支援手続きマニュアル」 (3) 決定内容の通知方法 ア 授業担当教員への通知：学部長→<u>授業担当教員（文書通知）</u> イ 障害のある学生への通知：<u>文書通知</u></p> <p>【特徴的な取組】 支援決定後、障害のある学生及び授業担当教員に「フィードバックアンケート」を実施し、支援状況をフォローアップ（図表3-（3）-イ-③参照）</p> |
| 奈良女子大学 | <p>(1) 仕組み 障害学生支援室が学生のニーズを把握し、配慮内容を決定 (2) 根拠規程・マニュアル等：なし (3) 決定内容の通知方法 ア 授業担当教員への通知：<u>メール又は口頭で連絡</u> イ 障害のある学生への通知：「支援に関する確認書」の写しを手交</p> <p>【当局の検討】 授業担当教員への通知方法について、「口頭」によったのでは、「聞き間違い」や「記憶違い」等が生じかねない。文書により通知するか、「メール」に「支援に関する確認書」の写しを添付するなど、正確に伝わる方法によることが適当と考える。 授業支援の決定内容について、授業担当教員に対して、文書通知など、事後にトラブル等が生じない、確実な方法による伝達を検討</p> <p>【奈良女子大学の意見】 今後、障害学生支援室長名で各授業担当教員に配慮決定通知を発出することを検討する。</p> |
| 和歌山大学 | <p>(1) 仕組み 学生のニーズを把握→ワーキンググループ（所属学部・研究科関係者等、支援部門員、支援部門スタッフ等）で決定 (2) 根拠規程・マニュアル等：「教職員向け障がい学生支援ガイド」 (3) 決定内容の通知方法 ア 授業担当教員への通知：学部長→<u>授業担当教員（文書通知）</u>。加えて、状況により担当教員には「口頭」で説明する。 イ 障害のある学生への通知：<u>「口頭」で学生に連絡</u></p> <p>【当局の検討】 上記の通知方法では、障害のある学生は、「口頭」で支援の決定内容の連絡を受けても、自ら記録しておく必要あり。記録を忘れた場合、改めて「確認」する必要があるなど、手間を要する。「文書で通知」が学生及び大学双方にとって、誤解等が生じることなく、正確と</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>考える。</p> <p>授業支援の決定内容について、障害のある学生に対して、文書通知など、事後にトラブル等が生じない、確実な方法による伝達を検討</p> <p>【和歌山大学の意見】</p> <p>平成 29 年度後期から、障害のある学生に対して決定内容を通知する際に、確認書を用いて「文書通知」を実施する。</p> |
|--|---|

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (3) - イ - ③ 支援状況の確認、支援内容の改善のためフィードバックアンケートを実施（神戸大学）

| |
|---|
| <p>神戸大学は、合理的配慮に関する支援状況の確認のため、独自に、障害のある学生及び授業担当教員に対して「フィードバックアンケート」を行い、その結果を基に、より良い支援に結び付けるよう努めている。</p> <p>この取組は、障害者差別解消法が施行されて 1 年を経過したことを契機として、障害のある学生及び授業担当教員に対して、平成 28 年度に提供した合理的配慮の有用性や支援体制を検証することを目的としている。</p> <p>同調査は、<u>原則年 2 回以上</u>、記名式で授業担当教員、学生それぞれに対するアンケートを実施するものであり、統計的な分析に加えて、個々の配慮についての意見も聴取する。</p> <p>神戸大学によると、「アンケートの結果、具体的な個々の配慮に対する不満は顕在化しなかったが、傾向分析として、学生について、①高校時代は、望めばそのとおり支援を受けることができた経験を持つ学生が多い、②自分の障害を自ら説明できない学生もいることなどが把握された。今後、配慮内容の微調整に活用することとしている」とのことである。</p> <p>なお、神戸大学は、フィードバックアンケートについて、今後とも継続して実施していく方針であり、「障害学生（学部生）の修学支援手続マニュアル」にも、その旨明記している。</p> <p>このような取組について、支援の実施状況や障害のある学生の満足又は不満の度合い、その内容等をフォローアップし、合理的配慮の向上に結び付けることも可能であり、非常に有効なものとする。ただし、アンケートの実施に当たっては、率直な回答を得て改善に的確に反映させるため、授業担当教員や障害のある学生の負担感等にも配慮すべきと考える。</p> |
|---|

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (3) -イ-④ 授業支援の実施状況 (平成 28 年度)

| 大 学 名 | 授 業 支 援 の 内 容 |
|-------------|--|
| 福 井 大 学 | 注意事項等文書伝達 |
| 滋 賀 大 学 | 教材の拡大、試験時間延長・別室受験、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用機・イス・スペース確保、配慮依頼文書の配付、出席に関する配慮（遅刻、欠席、途中退室等）、授業内容の代替、提出期限延長等、履修支援（履修登録補助、優先的な登録等） |
| 京 都 大 学 | 教材の拡大、手話通訳（触手話を含む）、ノートテイク、パソコンテイク、ビデオ教材字幕付け・文字起こし、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、注意事項等文書伝達、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、FM補聴器/マイク使用、専用機・イス・スペース確保、講義に関する配慮（録音許可、板書撮影許可等）、配慮依頼文書の配付、学習指導（補習、補講、レポート作成、定期試験学習等）、履修支援（履修登録補助、優先的な登録等）、その他の授業支援 |
| 大 阪 大 学 | 点訳・墨訳、教材のテキストデータ化、教材の拡大、リーディングサービス、ノートテイク、パソコンテイク、ビデオ教材字幕付け・文字起こし、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、パソコンの持込使用許可、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用機・イス・スペース確保、読み上げソフト・音声認識ソフト使用、講義に関する配慮（録音許可、板書撮影許可等）、配慮依頼文書の配付、出席に関する配慮（遅刻、欠席、途中退室等）、学習指導（補習、補講、レポート作成、定期試験学習等）、授業内容の代替、提出期限延長等、履修支援（履修登録補助、優先的な登録等）、学外実習・フィールドワーク配慮、その他の授業支援 |
| 神 戸 大 学 | ノートテイク、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、注意事項等文書伝達、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用機・イス・スペース確保、講義に関する配慮（録音許可、板書撮影許可等）、配慮依頼文書の配付、出席に関する配慮（遅刻、途中退室等）、学習指導（論文指導、レポート作成等）、履修支援（履修登録補助、優先的な登録等）、学外実習・フィールドワーク配慮、その他の授業支援 |
| 奈 良 女 子 大 学 | 学習指導（補習、補講、レポート作成、定期試験学習等）、授業内容の代替、提出期限延長等 |
| 和 歌 山 大 学 | 配慮依頼文書の配付、出席に関する配慮（遅刻、欠席、途中退室等）、学習指導（補習、補講、レポート作成、定期試験学習等）、授業内容の代替、提出期限延長等、学外実習・フィールドワーク配慮 |

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「授業支援の内容」欄の分類は、日本学生支援機構の「平成 28 年度 (2016 年度) 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の調査票 (大学・大学院用) の例による。

(アドレス) http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/2016.html

図表 3- (3) -イ-⑤ 授業支援に関する情報の公開（調査対象 7 国立大学法人）

| 大 学 名 | 情報公開の状況 |
|---------|--|
| 福 井 大 学 | <p>障害のある学生に対する支援担当部署である「障がいのある学生及び教職員のための相談室」が掲載されておらず（前述）、ホームページで支援内容を確認できない。</p> <p>【当局の検討】 授業支援の内容がホームページで公開されていないのは、今回の調査対象の国立大学法人、公立大学法人及び私立大学でも、福井大学のみである。現状のままでは、障害のある受験希望者等は、ホームページにより必要な情報収集ができない。 大学のホームページに、授業支援に関する情報を積極的に公開すること。また、他の大学の例も参考として、提供する情報を一層充実</p> |
| 滋 賀 大 学 | <p>（検索手順）メニューバー「学生生活と進路」→「大学生活」の「障がいのある学生への支援」</p> <p>（ホームページの掲載内容） 支援の例 ○人的・物的サポート 聴覚障害 手話通訳（行事等）、ノートテイク（授業）、聴覚障害者用 PC 等 視覚障害 テキストデータの提供と視覚障害者用 PC（音声変換、点字出力）、テキストデータの拡大、拡大読書器や視覚補助具の設置、照明環境の改善（個別照明器具）等 肢体不自由 介助スタッフによる教室等移動の介助、身体介助、運動実技が困難な学生のレポート提出等の代替措置等 病弱・虚弱 運動実技が困難な学生のレポート提出等の代替措置、教室等移動の介助等 発達障害 担当教職員との学習相談、保健管理センター医師のカウンセリング等 ○施設面のバリアフリー化 障害者用トイレの設置、スロープの設置、手摺の設置、エレベーター点字表示、視覚障害者誘導用ブロック等 実際の支援内容については、個々人との相談により決定します。</p> |
| 京 都 大 学 | <p>（検索手順）メニューバー「教育・学生支援」→「カウンセリング・障害学生支援・就職」の「障害学生のための支援」→「障害学生支援ルーム案内」</p> <p>（ホームページの掲載内容） <主な役割> ・ 障害のある学生の授業保障や学生生活をおくる上での支援・相談 ・ 障害のある学生をサポートする支援学生の養成・派遣 ・ 支援に関連する部局や教職員との連携 ・ 支援物品、関連図書の出借 ・ 支援ノウハウ、情報の蓄積 ・ 支援に関する各種講座等の開講 ・ フリーアクセスマップの作成・配布 など</p> <p><支援の内容、方法> <例> ※以下は支援の一例です。 視覚障害 資料等の点訳・音訳、対面朗読、ガイドヘルプ、書籍等のテキストデータ化 等 聴覚障害 ノートテイク、PC 文字通訳、映像教材の字幕付け 等 肢体不自由 施設・設備の整備、教室変更、介助者の配置 等 発達障害 修学環境の調整、TA の配置 等</p> <p>【特徴的な取組】 障害学生支援ルームのページには、「障害学生支援ガイドブック」などの詳細な資料も掲載されている。 同ガイドブックについて、「京都大学における障害学生支援のシステムや支援ルームの紹介、各種障害に関する基礎的な知識・支援方法を整理しました。整理した各情報・項目はそれぞれシートにまとめ、必要な情報を見つけやすく調べやすい冊子としました。実際に障害のある学生に対応する必要がある場合には、その都度、個別に相談していくことになりま</p> |

| | <p>すが、その手がかりとしてご活用いただければと思います」として、①視覚障害、②聴覚障害、③肢体不自由、④発達障害、⑤病弱・虚弱、⑥その他の障害の別に、それぞれ「〇〇障害とは」、「困難なこと」、「支援について」、「障害学生支援ルームより」に分けて、簡潔に記載されており、非常に有益な情報となっている。</p> | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|---|---|---------|-------|--|-------|---|---------|--|---------|---|
| <p>大 阪 大 学</p> | <p>(検索手順)メニューバー「キャンパスライフ」→「学生生活」→「キャンパスライフ健康支援センター」→「相談支援部門」→「アクセシビリティ支援室」</p> <p>(ホームページの掲載内容) 大阪大学の障がい学生支援について 本学では、平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」に基づき、障がい学生支援を実施しています。 キャンパスライフ健康支援センターでは障がい等のある学生の支援に関する相談を受け付けています。支援者(通訳者、介助者等)の派遣 学内のアクセスの確保 個々人に適した教材の提供 支援機器の設置・貸与 周囲の教職員への配慮依頼期末試験や課題における配慮の調整 語学、実習・実験、体育科目における配慮の調整・・・など *実際に利用できる支援内容は、障がいや状況により異なります。</p> <p>(検索手順)メニューバー「キャンパスライフ」→「学生生活」→「キャンパスライフ健康支援センター」→「相談支援部門」→「アクセシビリティ支援室」→「合理的配慮の例」</p> <p>(ホームページの掲載内容) 合理的配慮の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ノートテイカーによる情報保障 ・ 映像教材への字幕の利用 ・ TAの配置 ・ 講義の録音の許可および機材の貸し出し ・ 履修相談の提供 ・ 別室受講・別室受験 ・ 座席配置の配慮 ・ 欠席連絡の一本化 ・ 研究発表形態の変更 ・ 課題期限の延長 ・ 介助者の派遣 ・ 学外実習先への配慮依頼 ・ チューティングの実施 | | | | | | | | | | | |
| <p>神 戸 大 学</p> | <p>(検索手順)メニューバー「教育・学生生活」→「学生支援」の「障害学生支援」</p> <p>(ホームページの掲載内容) 2. 入学後の支援 神戸大学では障害の種類や状況に応じて、キャンパス内の駐車スペース確保および構内での移動や活動しやすい施設環境の整備に努めています。 また、修学上の支援としては、障害のある学生が受講可能な教室での授業の実施や座席の確保、授業時におけるサポートなど、支援体制の充実を図っています。</p> <table border="1" data-bbox="389 1671 1382 1989"> <thead> <tr> <th data-bbox="389 1671 496 1989" rowspan="5">最近の事例</th> <th data-bbox="496 1671 635 1700">障害の種類</th> <th data-bbox="635 1671 1382 1700">支 援 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 1700 635 1765">肢体不自由</td> <td data-bbox="635 1700 1382 1765"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構内での駐車スペースの確保 ・ 通学時の車からの乗降時及び講義室までの介助 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1765 635 1892">肢体不自由</td> <td data-bbox="635 1765 1382 1892"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講科目の使用教室の配慮、座席場所の配慮、専用の机や椅子の設置及びスペース確保 ・ 講義の前後における支援(歩行補助、カバン内の荷物の出入れ) ・ 図書館での介助(調べもの等の学習補助)、コピー補助 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1892 635 1921">視 覚 障 害</td> <td data-bbox="635 1892 1382 1921"> <ul style="list-style-type: none"> ・ ノートテイカーの配置 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1921 635 1989">発 達 障 害</td> <td data-bbox="635 1921 1382 1989"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 履修登録補助 ・ 休憩スペースの確保・講義の別室での受講 </td> </tr> </tbody> </table> <p>【特徴的な取組】 入学後の支援について、単に説明するにとどまらず、最近の具体例を障害の種類別に、</p> | 最近の事例 | 障害の種類 | 支 援 内 容 | 肢体不自由 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 構内での駐車スペースの確保 ・ 通学時の車からの乗降時及び講義室までの介助 | 肢体不自由 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講科目の使用教室の配慮、座席場所の配慮、専用の机や椅子の設置及びスペース確保 ・ 講義の前後における支援(歩行補助、カバン内の荷物の出入れ) ・ 図書館での介助(調べもの等の学習補助)、コピー補助 | 視 覚 障 害 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ノートテイカーの配置 | 発 達 障 害 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 履修登録補助 ・ 休憩スペースの確保・講義の別室での受講 |
| 最近の事例 | 障害の種類 | | 支 援 内 容 | | | | | | | | | |
| | 肢体不自由 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 構内での駐車スペースの確保 ・ 通学時の車からの乗降時及び講義室までの介助 | | | | | | | | | |
| | 肢体不自由 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講科目の使用教室の配慮、座席場所の配慮、専用の机や椅子の設置及びスペース確保 ・ 講義の前後における支援(歩行補助、カバン内の荷物の出入れ) ・ 図書館での介助(調べもの等の学習補助)、コピー補助 | | | | | | | | | |
| | 視 覚 障 害 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ ノートテイカーの配置 | | | | | | | | | |
| | 発 達 障 害 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 履修登録補助 ・ 休憩スペースの確保・講義の別室での受講 | | | | | | | | | | |

| | <p>簡潔に紹介している。このような情報は、障害のある学生のみならず、受験希望者やその保護者等にとっても、具体的な支援のイメージをつかむことができ、有益なものと思われる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---|-------|--|------|--|------|-------------------|------|-----------------|-------|-----------------------|-------|------------------|------|----------------|------|-------------|----|-------|------|---------|---|-------|---|--|---|------------------------------|---|-----------------|---|---------|---|------|---|---------|---|-----------------|---|------------|---|-----------------|---|---------|---|-----------------|---|-------|---|-----------------|---|---------|---|-----------------|---|-----------|---|------|
| 奈良女子大学 | <p>(検索手順) メニューバー「学生生活」→「学生生活に悩んだときに」→「学生支援室障害学生支援部門」の「修学支援についての相談はこちら」</p> <p>(ホームページの掲載内容)</p> <p>・修学支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 授業担当教員や実習先への連絡・調整 (授業時・実習時における配慮・支援の必要性や成績評価方法などについて、必要に応じて支援部門員が連絡・仲介します。) 2. 授業や試験に際しての配慮・支援 (座席の指定、資料の拡大、ノートテイクの配置、FM補聴器の貸出、対面朗読、点訳、移動介助など。) 3. 学内施設・設備の整備 (バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進) <p>【当局の検討】</p> <p>上記ホームページで提供されている情報について、他の国立大学法人や公立大学法人・私立大学と比べても、非常に少なく、実質が伴っていないのではないかとみられる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 和歌山大学 | <p>(検索手順) メニューバー「キャンパスライフ」→「キャンパスライフサポートルーム」→「支援体制」</p> <p>(ホームページの掲載内容)</p> <p>○ 支援内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の種類</th> <th>支援内容例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通事項</td> <td>修学環境の調整、授業担当教員との連携、配慮事項の伝達、座席位置、支援機器の貸出等</td> </tr> <tr> <td>視覚障害</td> <td>資料のテキストデータ化、対面朗読等</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>ノートテイク、パソコンテイク等</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由</td> <td>移動の介助、ポイントテイク、ノートテイク等</td> </tr> <tr> <td>病弱・虚弱</td> <td>授業配慮、保健センターとの連携等</td> </tr> <tr> <td>発達障害</td> <td>文書伝達、スケジュール管理等</td> </tr> <tr> <td>精神障害</td> <td>保健センターとの連携等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記に限らず、必要に応じた支援・配慮を検討・実施します。</p> <p>■設備案内</p> <p>本学には、以下のような支援機器があります。利用される方はキャンパスライフサポートルームまでご連絡ください。</p> <p>○共通</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>支援機器名</th> <th>保有台数</th> <th>設置・保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>簡易ベッド</td> <td>6</td> <td>保健センター(3台)、経済学部(1台)、システム工学部(1台)、観光学部(1台)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>活字認識ソフト (e. Typitv. 15.0)</td> <td>1</td> <td>キャンパスライフサポートルーム</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>音声認識ソフト</td> <td>1</td> <td>教育学部</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ノートパソコン</td> <td>9</td> <td>キャンパスライフサポートルーム</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>デスクトップパソコン</td> <td>2</td> <td>キャンパスライフサポートルーム</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>タブレットPC</td> <td>1</td> <td>キャンパスライフサポートルーム</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>スキャナー</td> <td>1</td> <td>キャンパスライフサポートルーム</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>ICレコーダー</td> <td>3</td> <td>キャンパスライフサポートルーム</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>ネットワークカメラ</td> <td>1</td> <td>経済学部</td> </tr> </tbody> </table> | 障害の種類 | 支援内容例 | 共通事項 | 修学環境の調整、授業担当教員との連携、配慮事項の伝達、座席位置、支援機器の貸出等 | 視覚障害 | 資料のテキストデータ化、対面朗読等 | 聴覚障害 | ノートテイク、パソコンテイク等 | 肢体不自由 | 移動の介助、ポイントテイク、ノートテイク等 | 病弱・虚弱 | 授業配慮、保健センターとの連携等 | 発達障害 | 文書伝達、スケジュール管理等 | 精神障害 | 保健センターとの連携等 | No | 支援機器名 | 保有台数 | 設置・保管場所 | 1 | 簡易ベッド | 6 | 保健センター(3台)、経済学部(1台)、システム工学部(1台)、観光学部(1台) | 2 | 活字認識ソフト (e. Typitv. 15.0) | 1 | キャンパスライフサポートルーム | 3 | 音声認識ソフト | 1 | 教育学部 | 4 | ノートパソコン | 9 | キャンパスライフサポートルーム | 5 | デスクトップパソコン | 2 | キャンパスライフサポートルーム | 6 | タブレットPC | 1 | キャンパスライフサポートルーム | 7 | スキャナー | 1 | キャンパスライフサポートルーム | 8 | ICレコーダー | 3 | キャンパスライフサポートルーム | 9 | ネットワークカメラ | 1 | 経済学部 |
| 障害の種類 | 支援内容例 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 共通事項 | 修学環境の調整、授業担当教員との連携、配慮事項の伝達、座席位置、支援機器の貸出等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 視覚障害 | 資料のテキストデータ化、対面朗読等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 聴覚障害 | ノートテイク、パソコンテイク等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 肢体不自由 | 移動の介助、ポイントテイク、ノートテイク等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 病弱・虚弱 | 授業配慮、保健センターとの連携等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発達障害 | 文書伝達、スケジュール管理等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 精神障害 | 保健センターとの連携等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| No | 支援機器名 | 保有台数 | 設置・保管場所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 簡易ベッド | 6 | 保健センター(3台)、経済学部(1台)、システム工学部(1台)、観光学部(1台) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 活字認識ソフト (e. Typitv. 15.0) | 1 | キャンパスライフサポートルーム | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 音声認識ソフト | 1 | 教育学部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | ノートパソコン | 9 | キャンパスライフサポートルーム | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | デスクトップパソコン | 2 | キャンパスライフサポートルーム | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | タブレットPC | 1 | キャンパスライフサポートルーム | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | スキャナー | 1 | キャンパスライフサポートルーム | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | ICレコーダー | 3 | キャンパスライフサポートルーム | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | ネットワークカメラ | 1 | 経済学部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

○視覚

| No | 支援機器名 | 保有台数 | 設置・保管場所 |
|----|---------------------|------|---|
| 1 | 点字プリンタ類 | 1 | キャンパスライフサポートルーム |
| 2 | 立体コピー機 | 1 | キャンパスライフサポートルーム |
| 3 | 拡大読書機 | 4 | キャンパスライフサポートルーム： 電子拡大鏡(1台)、拡大読書器(1台) 図書館：拡大読書器(1台)、拡大鏡 (ルーペ)(1台) |
| 4 | 点字携帯端末(点字ディスプレイ) | 1 | キャンパスライフサポートルーム |
| 5 | デジタル録音図書再生機 | 1 | キャンパスライフサポートルーム |
| 6 | 音声読上ソフト(PCTalker7Ⅲ) | 2 | キャンパスライフサポートルーム(1台)、教育学部(1台) |
| 7 | 点字ソフト | 1 | キャンパスライフサポートルーム |
| 8 | 点図器 | 1 | キャンパスライフサポートルーム |
| 9 | 表面作図器 | 1 | キャンパスライフサポートルーム |

○聴覚

| No | 支援機器名 | 保有台数 | 設置・保管場所 |
|----|--------------|------|------------------------------|
| 1 | 筆談器 | 1 | キャンパスライフサポートルーム |
| 2 | ノートテイク用パソコン等 | 10 | キャンパスライフサポートルーム(9台)、教育学部(1台) |

○身体

| No | 支援機器名 | 保有台数 | 設置・保管場所 |
|----|------------|------|--|
| 1 | 車椅子 | 11 | キャンパスライフサポートルーム(2台)、保健センター(3台)、図書館(2台)、経済学部(2台)、システム工学部(1台)、観光学部(1台) |
| 2 | 車椅子用机、テーブル | 15 | 図書館(1台)、経済学部(9台)、学務課(5台) |
| 3 | 階段昇降機 | 1 | 施設整備課 |
| 4 | 簡易スロープ | 1 | キャンパスライフサポートルーム |

【特徴的な取組】

障害の種類別に支援内容を簡潔に整理するととどまらず、大学に配備されている支援機器についても、名称、保有台数、設置・保管場所まで、詳細に公開している。和歌山大学については、その教職員対応要領第10条に、他の大学ではみられない「情報公開」に関する規定を設けており、「本学は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生等に対して、支援の方針や相談体制、合理的配慮の事例等を、ホームページ等を通じて公開することとする」と定めている。

支援機器に関する情報について、名称のみならず保有台数等も含めて詳細に公開されることにより、障害のある受験希望者や学生のみならず、その保護者や在籍する高校の教諭等も、入学後の具体的な支援について知ることができ、安心につながるものとみられる。

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (3) -イ-⑥ 授業支援に関する情報の公開（公立大学法人及び私立大学）

| 大 学 名 | 公 開 し て い る 授 業 支 援 関 連 の 情 報 |
|--------|--|
| 大阪府立大学 | <p>(検索手順) メニューバー「学生生活」→「学生生活支援」の「障がいのある学生の支援」 (アドレス) http://www.osakafu-u.ac.jp/campus_life/support/disabled/</p> <p>(ホームページの掲載内容)</p> <p>2. 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノートテイク (PC テイク) 耳が不自由なため先生の話を聞き取れない場合、筆記に困難のある場合等、授業中の音声を筆記 (パソコン入力) してその場で文字にして伝える支援を行います。(学生アシスタントによる支援) ・移動介助 教室間や雨天時屋外等の学内移動をする際に、車椅子をおしたり、荷物を持ったりするなどの支援を行います。(学生アシスタントによる支援) ・コミュニケーションサポート 授業等における周囲の人間とのコミュニケーション補助、場面に応じた説明・声かけ等を行います。(学生アシスタントによる支援) |
| 関西学院大学 | <p>(検索手順) メニューバー「教育・研究・大学図書館」→「教育・研究機関」の「総合支援センター」→「キャンパス自立支援室」→「障がいのある学生の支援について」 (アドレス) https://www.kwansei.ac.jp/university/university_003952.html</p> <p>(ホームページの掲載内容)</p> <p>【支援の内容】</p> <p>キャンパス自立支援室が提供する支援の内容を紹介します。支援については、学生の所属学部とキャンパス自立支援室が連携を取りながら進めます。</p> <p>この他にも本人との面談に基づいて可能な限り対応いたしますので、まずはご相談ください。</p> <p>(障がい学生への共通の支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別相談 障がいのある学生からの修学相談に応じます。 ○学内設備の改善 学内のバリアフリー化に向け、可能な限り改善を図ります。 ○定期試験等の配慮の調整 定期試験時、所属学部を通して試験時間の延長、別室受験等、必要な配慮調整を行います。 ○授業担当教員への配慮事項の伝達 障がい学生が授業時に必要とする配慮について、所属学部を通して授業担当教員に事前に伝達します。 <p>(聴覚障がい学生への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ノートテイク・パソコンテイクの派遣 講義の内容等を手書き・パソコンによって文字化して伝える、ノートテイク・パソコンテイクの派遣を行います。 ○ビデオ教材の文字おこし・字幕挿入 授業で用いられるビデオ教材の文字おこし・字幕の挿入を行います。 ○手話通訳者の派遣 手話通訳者の派遣 ○支援機器の利用 電磁誘導ループシステムなど、大学にある支援機器を利用することができます。その他利用可能な機器については、お問い合わせください。 |

| | | | | | | | |
|---------------|---|--------|-------------------------------|--------|-------------------------------|------|--------------------------------|
| | <p>(視覚障がい学生への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教材の点訳、拡大 教科書、配布資料、試験問題の拡大・点訳を行います。 ○対面朗読 書籍や資料を読み上げる対面朗読及びカセットへの吹込みを行います。 ○支援機器の利用 点字ソフト、点字プリンター、拡大読書機、情報の音声読み上げを行うソフトがインストールされたパソコンなど大学にある支援機器を利用することが出来ます。その他、利用可能な支援機器については、お問い合わせください。 <p>(肢体不自由学生への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○授業教室に関する調整 授業教室への移動・教室の状態を考慮し、所属学部を通して授業教室の変更を行ったり、車椅子に乗ったままで利用出来るライフケアテーブルや、備え付けの机・椅子の取り外し等の支援を行います。 ○ノート作成者の派遣 筆記に時間がかかる又は困難な場合、ノート作成者の派遣を行います。 ○その他学内での支援について 上記以外の支援を必要とする場合はご相談ください。 <p>(発達障がい学生への支援)</p> <p>修学相談・スケジュール管理・履修相談・授業中に生じた問題への対応・進路相談等、障がいの状況や困り具合に応じて個別に対応します。</p> <p>上記以外の障がい学生も、支援を必要とする場合はご相談ください。</p> <p>[特徴的な取組]</p> <p>障害の種別に、具体的な支援内容を紹介している。「支援機器の利用」(「聴覚障がい学生への支援」及び「視覚障がい学生への支援」)にも触れており、列挙されていない機器について、「利用可能な支援機器については、お問い合わせ下さい」と付記している。</p> <p>関西学院大学は、分散している2キャンパス(西宮上ヶ原キャンパス及び神戸三田キャンパス)に、それぞれキャンパス自立支援室も設置している。</p> | | | | | | |
| <p>京都女子大学</p> | <p>(検索手順) メニューバー「学生生活」→「学生サポート」→「障がい学生支援」 (アドレス) http://www.kyoto-wu.ac.jp/student/support/syogaigakuseishien/index.html</p> <p>(ホームページの掲載内容)</p> <p>【支援状況について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 修学支援 現在、在学中の聴覚障がいの学生に対して、1授業につき2人の学生ボランティアが、講義の聞き取り、講義内容やその場の会話などをノートテイクもしくはパソコンテイクで伝えるサポートを行っています。なお、ノートテイクが初めての学生ボランティアには「ノートテイカー養成講座」(初心者講座)を実施しています。その他、障がいの内容・本人の希望に応じて、授業担当教員、学部・学科と連携してサポートしています。 | | | | | | |
| <p>同志社大学</p> | <p>(検索手順) サイドメニュー「障がい学生支援」→「障害学生支援室」→「支援の内容」→「支援の内容・種類」 (アドレス) http://challenged.doshisha.ac.jp/content/naiyou.html</p> <p>(ホームページの掲載内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障がい学生へのサポート <table border="1" data-bbox="395 1989 1401 2098"> <tr> <td>ノートテイク</td> <td>話の内容やその場で起こっている音を文字にして伝える筆記通訳</td> </tr> <tr> <td>パソコン通訳</td> <td>話の内容やその場で起こっている音をPCに入力して伝える通訳</td> </tr> <tr> <td>手話通訳</td> <td>話の内容やその場で起こっている音を手話に、また手話を音声に変</td> </tr> </table> | ノートテイク | 話の内容やその場で起こっている音を文字にして伝える筆記通訳 | パソコン通訳 | 話の内容やその場で起こっている音をPCに入力して伝える通訳 | 手話通訳 | 話の内容やその場で起こっている音を手話に、また手話を音声に変 |
| ノートテイク | 話の内容やその場で起こっている音を文字にして伝える筆記通訳 | | | | | | |
| パソコン通訳 | 話の内容やその場で起こっている音をPCに入力して伝える通訳 | | | | | | |
| 手話通訳 | 話の内容やその場で起こっている音を手話に、また手話を音声に変 | | | | | | |

| | |
|----------|--------------------------|
| | 換して伝える通訳 |
| ビデオ字幕付け | 授業で使用されるビデオ教材などに字幕をつける作業 |
| ビデオ文字起こし | 授業で使用されるビデオの音声文字にする作業 |

(この表の下に、「ノートテイクの映像」及び「パソコン通訳の映像」あり(添付省略。)

○視覚障がい学生へのサポート

| | |
|------------------|--|
| ガイドヘルプ | 教室間の移動など歩行の介助 |
| 点訳 | 授業で使用される資料などの文字情報を点字にすること |
| テキストファイル 文字校正 | 文字情報を電子データに変換した際に、間違っ て読み取った文字を校正する文字校正作業 |
| 対面朗読 | 文字情報を音声にして伝える作業 |
| 拡大コピー | プリントや資料類を拡大コピーする作業 |
| 代読 | パワーポイントやビデオによる授業で、何が映し出されているか口頭で解説する作業 |

○肢体不自由学生へのサポート

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 車椅子介助 | 手足が不自由なため、車椅子移動が困難な際の移動介助 |
| 代筆 | 手が不自由なため、字を書いたりページをめくるのが難しい人を補助する作業 |
| トイレ介助 | 手足が不自由なため、トイレが困難な際のトイレ介助 |
| 食事介助 | 手が不自由なため、食事が困難な際の食事介助 |

○内部障がい学生へのサポート

| | |
|-------------|----------------------------|
| ガイドヘルプ | 教室間の移動など歩行の介助 |
| 車両の入講及び駐車許可 | 車両の入講及び身体障がい者用駐車スペースへの駐車許可 |

[特徴的な取組]

障害の種類別の支援及びその内容に加えて、ノートテイク及びパソコン通訳については、具体的な映像により、分かりやすく紹介している。

また、上記「支援の内容」のページから、a)「支援を受けるには」として、「①障がい学生支援に相談→②支援制度に登録→③支援開始」の手の流れ、b)「利用学生の1週間」として先輩学生3人の具体的な事例、c)「利用学生の声」として3人の障害のある学生の「生の声」も紹介している。

桃山学院大学

(検索手順) メニューバー「キャンパスライフ」の「障がいのある学生の支援」→「障がいのある学生の支援について」

(アドレス) <http://www.andrew.ac.jp/volunteer/support/>

(ホームページの掲載内容)

【障がい種別ごとの支援内容】

○ 聴覚障がいのある人への支援について

聴覚に障がいがあり、講義情報を収集することが困難である学生に対し、本学では以下のような修学支援を実施しています。

<試験時>

注意事項や問題訂正があれば、文書にて内容をお伝えします。

<講義時>

ノートテイク(要約筆記通訳)・パソコンテイク(パソコン文字通訳)・講義で使うDVDの文字起こしを使い、支援を行います。

※ 体育実技では、ノートテイク・パソコンテイクの支援はつきません。本学では体育実技は必修ではありません。

【Q】ノートテイク・パソコンテイク・文字起こしとは

講義中、聴覚に障がいのある学生 1 名に対し、1 名～2 名の学生が要約筆記をし、講義内容を伝えます。講義形態によっては、適した情報保障を行う必要があります。グループディスカッションが多い講義では周りの様子を迅速に伝える必要があるためノートテイクでの支援が、座学中心で教員が話すことの多い講義では情報量を伝える必要があるためパソコンテイクでの支援が適しています。文字おこしは、字幕のない映像教材がある場合、事前に音声文字化したものを提供します。

※ 手話通訳者は学内におりませんので、あらかじめご了承ください。

○ 肢体不自由のある人への支援について

肢体が不自由であり、学生生活を送るうえで困難が生じる学生に対し、本学では以下のような支援を実施しています。

<試験時>

試験時間延長（延長時間要相談）

別室受験や座席配慮

問題用紙や解答用紙の拡大

<講義時>

車椅子専用機の設置

IC レコーダーの持ち込み許可

実習がある場合の場所分野日時の調整

体調不良や発作等による講義途中での退席許可 ※本人が教員と調整し、説明することが必要です。

受診や体調不良、発作等での欠席 ※本人が教員と調整し、説明することが必要です。

体育実技での配慮 ※本学では、体育実技は必修ではありません。

講義中のレポート等の提出方法 ※本人が教員と調整し、説明することが必要です。

※ ノートテイク・パソコンテイクの支援はありません。聴覚に障がいのある学生のサポートとなっております。（注：「赤文字」で表示し、注意喚起）

<学内生活>

講義間の休憩時間での排泄介助（トイレ介助） ※通学時・下校時をのぞきます。

食事介助 ※昼休み時間（12：30～13：20）に限ります。

車輦入構および駐車スペースの確保

休憩スペースの確保

※ご自宅から大学までの通学支援はありません。（注：「赤文字」で表示し、注意喚起）

○ 視覚に障がいのある人への支援について

視覚に障がいがあり、講義情報を収集することや、学生生活を送るうえで困難が生じる学生に対し、本学では以下のような支援を実施しています。

<試験時>

試験時間延長（延長時間要相談）

別室受験や座席配慮

問題用紙や解答用紙の拡大

パソコン（音声読み上げソフト等）を使つての問題提供／解答

<講義時>

体育実技での配慮 ※本学では、体育実技は必修ではありません。

実習がある場合の場所分野日時の調整

IC レコーダーの持ち込み許可

点字の専用機器（ブレイルメモ等）や、携帯用拡大読書器の持ち込み許可

講義内小テストの事後提出（点字の専用機器や拡大読書器利用者のみ）

※本人が教員と調整し、説明することが必要です。

講義全般をアシストするサポートスタッフの配置（全盲学生のみ）

※本人が希望する講義のみ、配置が可能です。

受診や体調不良、発作等での欠席 ※本人が教員と調整し、説明することが必要です。

<学内生活>

盲導犬の入講
車輦入構および駐車スペースの確保
学内の移動に関するティーチングアシスタントの配置（全盲学生のみ）

<設備面>

すべて本学図書館3階に設置しています。
対面朗読室の設置
点字をする際に必要な場所の設置
点字タイプライターの学内設置
OCRソフトの学内設置
自動点訳ソフトの学内設置
点訳編集ソフトの学内設置

○ 病弱・虚弱の人への支援について

<試験時>

試験時間延長（延長時間要相談）
別室受験や座席配慮
体温調整のために必要となるものの持ち込み許可（要相談）

<講義時>

体育実技での配慮 ※本学では、体育実技は必修ではありません。
体調不良、発作等による講義途中での退席許可 ※本人が教員と調整し、説明することが必要です。
受診や体調不良、発作等での欠席 ※本人が教員と調整し、説明することが必要です。

<学内生活>

休憩スペースの確保

○ 発達障がいのある人への支援について

発達障がいがあり、講義や学生生活を送るうえで困難が生じる学生に対し、本学では以下のような支援を実施しています。

<試験時>

別室受験や座席配慮

<講義時>

体育実技での配慮 ※本学では、体育実技は必修ではありません。
ICレコーダーの持ち込み許可
※ ノートテイク・パソコンテイクの支援はありません。聴覚に障がいのある学生のサポートとなっております。（注：「赤文字」で表示し、注意喚起）

<学内生活>

専門家との定期的な面談

※他の障がい学生支援と異なる点について

発達障がいのある学生支援では、本人の長所・困難であることの両方を考え、本人を含めた関係者との話し合いの中で支援内容を決定していくことが必要になります。また、支援内容を見直した結果、支援内容が変更となることもたびたび起こります。ひとりひとりの個性も違うことから支援内容も多様となるため、支援内容の対象や範囲の基準を明確に設けていません。建設的な対話から、個々に合った支援内容を決めていきます。

○ その他の障がいのある人への支援について

いくつか挙げた障がい以外でも、精神障がい・高次脳機能障がい等、さまざまな障がいのある学生が在籍しています。その場合、個別の支援が多くなるため、一概に決まった支援が定めることができません。その場合、本人からどのような支援が必要であるかを聞き取り、本人が学生生活を送るうえで、困難だと感じている部分をいかにして軽減するかを検討します。

[特徴的な取組]

| | | | | | | | | | |
|----------------------|---|------|---|------|--|-------|---|----------------------|--|
| | <p>障害の種類別に、①試験時、②講義時、③学内生活のそれぞれの場面ごとに、支援の内容を具体的かつ丁寧に紹介している。</p> <p>「ノートテイク、パソコンテイク、文字おこし」について、別に、「Q」（問い）を設けて、それに答える形で、分かりやすく説明している。</p> <p>また、ノートテイクやパソコンテイクの支援について、誤解を招かないよう、「聴覚に障がいのある学生のサポート」である旨、赤文字で表示し、注意喚起も行っている（「肢体不自由のある人」、「発達障がいのある人」向け）。</p> <p>「視覚障がいのある人」に関連し、配備している支援機器（すべて図書館3階）を列挙している。</p> <p>「発達障がいのある人」について、「他の障がい学生支援と異なる点」を別に設けて、詳細に説明している。</p> | | | | | | | | |
| 立命館大学 | <p>(検索手順) メニューバー「学生生活・就職」の「安心・安全な学生生活を送る」の「障害学生支援室」→「障害学生への支援」→「授業支援について」</p> <p>(アドレス) http://www.ritsumeai.ac.jp/drc/disability/about.html/</p> <p>(ホームページの掲載内容)</p> <p>授業支援について</p> <p>○ 主な支援内容例</p> <p>授業支援 (学部生・大学院生対象)</p> <table border="1" data-bbox="395 913 1362 1592"> <tr> <td data-bbox="395 913 603 1066">視覚障害</td> <td data-bbox="603 913 1362 1066"> <ul style="list-style-type: none"> ・教材のテキストデータ化・拡大 ・点訳 (語学・必修科目など一部) ・代筆、代読、音声ガイド ・ガイドヘルプ (入学時など一部) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1066 603 1178">聴覚障害</td> <td data-bbox="603 1066 1362 1178"> <ul style="list-style-type: none"> ・ノート・PC テイク ・手話通訳 (一部) ・磁気ループ機器の貸出 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1178 603 1402">肢体不自由</td> <td data-bbox="603 1178 1362 1402"> <ul style="list-style-type: none"> ・教室配置の調整 ・ポイントテイク、身体介助 ・駐車スペースの確保 ・多目的スペース (休憩室など) の確保 ・教室移動介助 (所属キャンパス内) ・授業間の排泄介助 (所属キャンパス内) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1402 603 1592">共通 (身体・発達・その他の障害を含む)</td> <td data-bbox="603 1402 1362 1592"> <ul style="list-style-type: none"> ・履修・事務手続きの配慮 ・語学・演習・実習科目における配慮 ・授業担当教員への配慮事項の相談・伝達 ・情報機器の利用支援 ・定期試験配慮 (別室・延長・点字受験など) </td> </tr> </table> <p>[特徴的な取組]</p> <p>障害の種類別に、具体的な授業支援の内容を紹介している。また、「点訳」、「手話通訳」など、その支援が「一部」の範囲にしか及ばない場合、「〇〇など一部」と明記し、注意喚起も行っている。</p> <p>また、上記「検索手順」の「障害学生への支援」のメニューには、①「先輩の声」(障害のある先輩学生5人による授業支援や学生生活等の紹介)、②「支援機器について」(2017年(平成29年)3月現在、保有している支援機器について、配備しているキャンパス等の別、障害の種類別に(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、共用)、写真付きで紹介)も設けられており、具体的で分かりやすく、障害のある受験希望者等にとっても、安心できるものとみられる。</p> | 視覚障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・教材のテキストデータ化・拡大 ・点訳 (語学・必修科目など一部) ・代筆、代読、音声ガイド ・ガイドヘルプ (入学時など一部) | 聴覚障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・ノート・PC テイク ・手話通訳 (一部) ・磁気ループ機器の貸出 | 肢体不自由 | <ul style="list-style-type: none"> ・教室配置の調整 ・ポイントテイク、身体介助 ・駐車スペースの確保 ・多目的スペース (休憩室など) の確保 ・教室移動介助 (所属キャンパス内) ・授業間の排泄介助 (所属キャンパス内) | 共通 (身体・発達・その他の障害を含む) | <ul style="list-style-type: none"> ・履修・事務手続きの配慮 ・語学・演習・実習科目における配慮 ・授業担当教員への配慮事項の相談・伝達 ・情報機器の利用支援 ・定期試験配慮 (別室・延長・点字受験など) |
| 視覚障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・教材のテキストデータ化・拡大 ・点訳 (語学・必修科目など一部) ・代筆、代読、音声ガイド ・ガイドヘルプ (入学時など一部) | | | | | | | | |
| 聴覚障害 | <ul style="list-style-type: none"> ・ノート・PC テイク ・手話通訳 (一部) ・磁気ループ機器の貸出 | | | | | | | | |
| 肢体不自由 | <ul style="list-style-type: none"> ・教室配置の調整 ・ポイントテイク、身体介助 ・駐車スペースの確保 ・多目的スペース (休憩室など) の確保 ・教室移動介助 (所属キャンパス内) ・授業間の排泄介助 (所属キャンパス内) | | | | | | | | |
| 共通 (身体・発達・その他の障害を含む) | <ul style="list-style-type: none"> ・履修・事務手続きの配慮 ・語学・演習・実習科目における配慮 ・授業担当教員への配慮事項の相談・伝達 ・情報機器の利用支援 ・定期試験配慮 (別室・延長・点字受験など) | | | | | | | | |
| 龍谷大学 | <p>(検索手順) メニューバー「学生生活」の「学生支援概要」→「障がい学生支援」→「障がい学生支援について」→「支援を希望される方へ」</p> <p>(アドレス) http://www.ryukoku.ac.jp/support/student.html</p> | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| | <p>(ホームページの掲載内容)</p> <p>【視覚障がいのある学生に対する教育支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教科書、参考図書、レジュメ等の点訳・墨訳・拡大・対面朗読 ・ 定期試験問題・答案の点訳・墨訳・拡大・対面朗読（定期試験にかわるレポートおよび卒業論文の墨訳を含む）等 <p>【聴覚障がいのある学生に対する教育支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業援助（ノートテイク及びPC テイク） ・ 機器の貸与 <p>【肢体不自由の学生に対する教育支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子で使用可能な教室への配置 ・ 生活援助（介助者による大学構内での学生生活介助等）〈一定の要件が設定されます。〉 ・ 教室の配慮 ・ 授業の介助 <p>【発達障がいのある学生に対する教育支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該学生のニーズに応じて協議のうえ合意した支援 <p>【その他の障がいのある学生に対する教育支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議によって個別に対応 <p>上記のほか、支援の申出に係る申請書4様式（いずれもエクセル・シート。支援申出書（様式1）、支援要望書（【施設・整備関係】（様式2）、【授業関係】（様式3）、【人的支援・授業を除く学生生活等】（様式4））も掲載している。</p> <p>[特徴的な取組]</p> <p>障害の種別に、支援内容を具体的に記載している。併せて、支援の申出に係る申請書の様式も掲載しており、支援を希望する障害のある学生にとって、便利である。</p> |
|--|--|

(注) 各大学のホームページに基づき、当局が作成した。

図表3- (3) -イ-⑦ ノートテイク等々の養成状況

| 大 学 名 | 具 体 的 な 取 組 の 内 容 |
|---------|---|
| 福 井 大 学 | <p>(ノートテイク等々の養成講座)</p> <p>平成29年7月から、「障がい学生支援サポーター研修会・勉強会」を開始。参加者は、第1回4人、第2回3人、第3回3人である。</p> <p>【福井大学の意見】</p> <p>実質4人の学生を養成中である。上記研修会・勉強会では、視覚障害についての講義のほか、ノートテイク及びパソコンテイクや「口話」（こうわ）についての擬似体験等も取り入れている。</p> |
| 滋 賀 大 学 | <p>(ノートテイク等々の養成講座)</p> <p>学内では、養成講座を開催しておらず、「大学コンソーシアム京都」の研修に参加させている。平成28年度の参加者は、ノートテイク6人、パソコンテイク1人であった。</p> <p>【当局の検討】</p> <p>ノートテイク等は、図表3- (3) -イ-⑤のとおり、ホームページにおいて、支援例と掲載していることから、ノートテイク等の養成、外部研修参加等さらなる促進など、ノートテイク養成等準備を進める必要がある。</p> <p>【滋賀大学の意見】</p> <p>現在の学生サポーターの登録人員では不十分である。しかし、募集しても学生が集まらないため、パート職員の採用など、外部の力を借りざるを得ないのが現状である。</p> |
| 京 都 大 学 | <p>(ノートテイク等々の養成講座)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ノートテイク |

| | |
|--------|--|
| | <p>個別説明、基礎的な養成講習、スキルアップ機会の提供、パートナーとのすり合わせ、支援担当者との相談・フィードバック等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンテイク <p>個別説明、基礎的な養成講習、事前のセッティング等のフォロー、スキルアップ機会の提供、パートナーとのすり合わせ、遠隔システム活用の研修、支援担当者との相談・フィードバック等</p> |
| 大阪大学 | <p>(ノートテイク等の養成講座)</p> <p>聴覚障害のあるコーディネーターがノートテイク養成講座も担当してくれ、内容が充実した。参加者は、平成28年度63人、29年度(7月まで)11人である。</p> <p>【特徴的な取組】</p> <p>従来から、障害のある学生を支援する学生の人数はおおむね足りていたものの、ノートテイクの質の確保が課題となっていた。</p> <p>このため、平成28年度に、障害者差別解消法の施行に合わせ、コーディネーターとして、聴覚障害のある職員(手話利用)を1人採用した(アクセシビリティ支援室の「相談支援部門」のページでも自己紹介)。これに伴い、①ノートテイク養成講座の充実(講習時間を従来の3倍の9時間に拡大、外部講師の招へい、個別スキルアッププログラムの創設等)、②「ノートテイク支援マニュアル」の改定(平成29年3月)、③スキル評価シートの作成を行った。</p> <p>この効果として、①コミュニケーションが困難とされる聴覚障害のある学生のニーズを詳細に把握することができ、ノートテイク(パソコンテイク)の質が向上し、②大学院修了者である上記コーディネーターの経験に基づき、当事者の立場(大学院レベル)から、より細やかな支援が可能となった。</p> |
| 神戸大学 | <p>(ノートテイク等の養成講座)</p> <p>平成28年度以降、支援方法別に、①PCテイク研修会(連携入力研修。28年度参加者は、延べ5回で67人)、②PCノートテイク練習会(遠隔テイク練習)及びPCノートテイク研修会(遠隔テイク研修)(参加者は、1回で7人)を開催している。平成29年度には、授業で実際にテイクを行う実践的な研修を計画中である。</p> <p>【神戸大学の意見】</p> <p>キャンパスが離れた場合、学生サポーターの確保が難しくなるため、ノートテイクの数が足りなければ、外部のNPO等に依頼して対応する。</p> |
| 奈良女子大学 | <p>(ノートテイク等の養成講座)</p> <p>開催していない。また、外部団体の実施する講座等の活用もしていない。</p> <p>【当局の検討】</p> <p>調査対象とした他の6国立大学法人はいずれも、学内でノートテイク等の養成の取組を行っているか、又は外部の養成研修に参加させている。</p> <p>対応の緊急性はないにしても、ノートテイク等の養成に関する情報収集やノウハウの蓄積、業務の委託先の選定など、事前に準備できることはあるものとする。①国等職員対応要領の別紙留意事項の「第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例(第7条関係)」において、「意思疎通の配慮」の例として、「授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと」を挙げ、公開済みでもあること、②障害学生向けの相談案内リーフレットに、「ノートテイク」という方法があること、「サポートをしたい場合、どうすればいいか」と記載していること、③ホームページにおいて支援の例として「ノートテイクの配置」と記載していること(図表3-(3)-イ-⑤参照)等から、支援の相談や申請があった場合、「養成を行っていないので、対応できない」などと説明することは困難とみられる。</p> <p>【奈良女子大学の意見】</p> <p>過去に聴覚障害の学生が在籍していたときは、ノートテイクも配置していた。近年は、支援機器も充実して、ノートテイクの必要性が生じた時には、遠隔操作で対応ができるようになってきており、外部に支援を求めることも考えていきたい。</p> |
| 和歌山大学 | <p>(ノートテイク等の養成講座)</p> |

「障がい学生支援サポーター養成講座」のほか、全学部・全学年共通の教養科目として「障がい学生概論」を開講している。参加者は、①養成講座で、平成27年度22人、28年度5人、②障がい学生概論で、27年度30人、28年度31人となっている。

【特徴的な取組】

「障がい学生支援概論」を開講している。

障害の有無にかかわらず、学生同士が充実したキャンパスライフを送るため、障害に関する基本的な知識を習得し、大学における障害学生に対する具体的な支援や方法を学ぶことを目的としている。キャンパスライフサポートルームのコーディネーター、保健センターの精神科医及び教育学部の特別支援担当教員を講師とし、受講終了者はノートテイク等の養成講座を「受講済み」として取り扱われ、学生サポーターへの登録が可能となる。

一般学生の障害学生支援に対する意識啓発においても、効果が期待されている。

(参考)「障がい学生支援概論」(「2017年度教養科目シラバス」による。)

(備考) 全学部、全学年。人数制限30名

(授業の概要、ねらい)

障がいの有無に関わらず学生同士が充実したキャンパスライフを送るために、障害に関する基本的な知識を習得する。さらに、大学における障がいのある学生に対する具体的な支援や方法を学ぶ。

(授業計画)

| 回 | 内 容 |
|----|-------------------------------|
| 1 | オリエンテーション |
| 2 | 高等教育における障がい学生支援とは？ |
| 3 | 中枢神経系の解剖・機能・障害(脳性麻痺) |
| 4 | 障害の歴史と条約 |
| 5 | 身体機能、視覚・聴覚の基礎 |
| 6 | 発達障害(知的障害、ダウン症など) |
| 7 | 発達障害の理解と支援(自閉スペクトラム症、ADHD、LD) |
| 8 | 視覚障害と支援 |
| 9 | 聴覚障害と支援 |
| 10 | 肢体不自由と支援 |
| 11 | 特別支援教育の現状 |
| 12 | 地域における障がい支援 |
| 13 | 病弱虚弱と支援 |
| 14 | 精神障害の理解と支援 |
| 15 | まとめ・感想 |

(到達目標) 障害に対する知識を習得し、特に大学での支援方法の実践を理解する。

(成績評価の方法) レポート・小テスト100%(授業中にレポート及び小テストで評価。定期試験は行わない。)

(注) 当局の調査結果による。

図表3- (3) -イ-⑧ ノートテイク、パソコンテイクの確保を工夫している例（桃山学院大学）

桃山学院大学は、在学生からの支援に結び付けられるよう、以下のような取組に、様々な工夫を行っている。

| 取 組 | 工 夫 し て い る 点 |
|--------------------------|---|
| ノートテイク、パソコンテイクの説明会への参加募集 | 単なる募集告知ではなく、「チカラになってあげたいな……。その気持ち、仲間を助ける」という、学生の注目を集める見出しを意識的に付している。 |
| 学内ポータルサイトの活用 | 定期的、継続的に情報を提供し続けている。特に、メッセージに、パソコンのタイピングを得意とする学生に向けて情報を提供することにより、参加意欲を促し、タイピング力のあるパソコンテイクの確保を図る。 |
| 既存のボランティア活動を行う学生に直接協力を依頼 | 従来から、学内外のボランティア活動を行う学生を「ボランティアスタッフ」として登録している（平成29年度の登録学生は130人程度）。そのスタッフに対し、直接、ノートテイク等を募集している。 |
| 障がい擬似体験学習会の開催 | <p>（開催主旨）</p> <p>一般学生及び障がいのある学生が共に参加する本学習会イベントを通じ、普段「障がい」について考える機会の少ない学生だけでなく、障がいのある仲間が感じている実社会での「バリア」（障壁）を知るきっかけになることを期待している。</p> <p>（開催要旨）</p> <p>①車椅子等使用方法説明</p> <p>②校内バリアフリー体験</p> <p>肢体：車椅子に乗り、可動式機を使用。教室ドアを開閉 視覚：アイマスクをし、白杖を持ち移動。階段昇降。エレベーター乗車 全体：実際に昼食を買うことができるか。自動販売機で飲み物購入ができるか体験</p> <p>③対面朗読室で点字プリンタ・読み上げソフト体験</p> <p>④音性認識ソフトがどの程度の読み取り率か体験</p> <p>⑤モコゲーム体験（ジェスチャーや口の動きをみて何を言っているか読み取る等し、聴覚障害者の理解を得る</p> <p>⑥グループディスカッション・発表</p> <p>（注）上記の学習会は毎年開催し、その概要が大学のホームページで紹介されている。 平成28年11月12日の学習会の概要は、次により公表されている（参加者20人）。 （検索手順）「2016年度NEWS一覧」→「障がい擬似体験学習会を実施しました」 （アドレス）https://www.andrew.ac.jp/newstopics3/2016/h1026a0000005gl3.html</p> |

これら工夫した取組もあり、平成29年7月26日現在、ノートテイク及びパソコンテイクの登録者数は、105人となっている（学生総数6,561人に、ノートテイク等の登録者105人の占める割合は1.6%）。すなわち、学生の62人に1人がノートテイク等として登録し、聴覚障害のある学生を支えている。

桃山学院大学は、学生専用ポータルサイト「M-Port」での周知に当たり、パソコンのタイピングを得意とする学生に向けて情報提供することにより、参加意欲を促す工夫を開始した平成28年度に、ノートテイク等の登録者数が27年度に比べて44人増加しており、29年度もほぼ同規模を維持できている。

（注）ゲームの感覚でスコアやレベルを競わせながら、タイピングのレベルアップを図るとともに、パソコンテイクに関心を持ってもらう工夫もされている。下記ページの「パソコンテイクを始める前に、身に付けておく力はありますか？」には、外部リンクにより、①腕試しチェック、②ゴーストタイピングの別に、スコア等による「レベル」を5段階で設定し、いずれでも「レベル3」以上が「パソコンテイクの即戦力として活躍できます」と記載している。
（検索手順）メニューバー「キャンパスライフ」→「障がいのある学生の支援」→「ボランティア活動をする」→「ノートテイク・パソコンテイク」
（アドレス）<http://www.andrew.ac.jp/volunteer/activity/notetake.html>

（注）当局の調査結果による。

図表 3- (3) -イ-⑨ 手話の利用を希望する学生の受入れ

| 大 学 名 | 手話の利用を希望する学生への対応に関する考え方等 |
|-----------|--|
| 福 井 大 学 | 福井県聴覚障がい者センターに依頼する等して対応する。 |
| 滋 賀 大 学 | 外部の手話通訳者で対応する。 |
| 京 都 大 学 | 必要に応じて実施する。 |
| 大 阪 大 学 | 現在、大学院及び学部にて、手話の利用者が在籍しており、以下の対応が可能である。 ○ 手話コミュニケーション、非常勤職員による手話通訳、筆談や聴覚口話と手話の併用による相談対応 ○ 授業形式やノートテイクの確保状況等から手話通訳が最適と判断された場合、手話通訳の提供 ○ 地域の手話通訳者を対象とした学術手話通訳養成講座の開催。聴覚障害学生には、手話通訳者のスキルを見極める研修の場として活用 |
| 神 戸 大 学 | 手話でなければ授業が成立しない場合に限り、外部の手話通訳者に委託する。ただし、全授業に手話通訳を充てた場合の費用も試算する必要があると考える。 |
| 奈良女子大学 | 簡単な手話のやり取りであれば、学内の手話サークルに依頼できる。しかし、授業での「情報保障」を確保するためには、学外の専門家に依頼することが適当と考える。 |
| 和 歌 山 大 学 | 手話通訳が可能な教職員が1人在籍している。しかし、授業での「情報保障」を確保するためには、和歌山聴覚障害者協会等に委託することが適当と考える。 また、全ての授業に手話通訳を充てた場合、かなりの高額となるので、個々の授業ごとに委託の必要性を確認するとともに、ノートテイクでの代替も可能かどうか、手話を希望する学生とも話し合い、合意形成を図っていくことが必要と考える。 |

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (3) -イ-⑩ 全盲の学生の受入れ

| 大 学 名 | 受入れ実績 | 全盲の学生への対応に関する考え方等 |
|---------|-------|--|
| 福 井 大 学 | な し | 点字プリンターを保有していないが、購入計画の対象機器には含まれている。授業で使用するテキストの点訳について、ボランティアセンターなどが依頼先の候補となる。 国立大学法人筑波技術大学の取り組んでいる事業で作成している点字のテキストを借用することも検討中である。 |
| 滋 賀 大 学 | な し | 点字プリンター等の支援機器はない。今後、全盲の学生が入学する場合には、外部資源等を活用して対応する予定である。 |
| 京 都 大 学 | あ り | 点字プリンターを配備済みである。点字文書の読み書きができるブレイルメモでデータ化の対応を行うことが可能。 |
| 大 阪 大 学 | あ り | 以下の対応が可能である。 ○ 「情報保障」として点字プリンター等の支援機器を貸与 ○ 支援学生のアルバイトによるテキストデータ校正 ○ 研究補助者を配置し、書籍、文献、資料等の墨字媒体のPC取り込み ○ 盲導犬の待機場所等について、関西盲導犬協会に確認 |
| 神 戸 大 学 | あ り | 過去(10数年前)に全盲の学生を受け入れた実績はあるが、近年は在籍実績がない。そのため、点字プリンター等の支援機器を保有していない(拡大読書器は11台保有)。入学試験における配慮要請(事前相談期限は12 |

| | | |
|--------|----|--|
| | | <p>月半ば)の時点から約3か月間で、受入れ準備を行う予定である。</p> <p>墨訳について、支援機器の購入で対応可能である。機種を選定について、長期的な視点から検討している。</p> |
| 奈良女子大学 | なし | <p>点字プリンター等の支援機器を保有していない。今後、全盲の学生が入学する場合、出身高校にも連絡して確認し、使用していた機器を参考に、必要な配慮が提供できるよう準備を開始する。</p> <p>支援機器の設置後の支援について、専門性や人員が必要となる。専任の教職員の配置も必要かどうか、先行している他の大学からの情報収集も必須と考える。</p> |
| 和歌山大学 | なし | <p>過去の入学者選抜試験で配慮の申請があった。本人の希望を踏まえ、他の大学にも問い合わせ、必要な機器に関する情報を収集した。入学も想定して、点字プリンター、ブレイルメモ、立体コピー機や拡大読書機等の機器を購入しており、対応が可能である(図表3-(3)-イー⑤の「和歌山大学」の欄を参照。これらの機器をキャンパスライフサポートルーム等が保有)。</p> |

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(3)-イー⑪ 図書館で視覚障害者向けの図書や論文雑誌のテキストデータ化を実施している例(立命館大学)

| |
|---|
| <p>立命館大学の図書館は、在籍中で視覚障害等のある正規の学部学生、大学院生を対象として、図書資料のうち貸し出すことができる図書や論文雑誌、ILL(Inter Library Loan、図書館間相互貸借)で取り寄せた資料をテキストやPDF形式のデータに変換して提供している(授業で使用する教材については、障害学生支援室でデータ化)。</p> <p>データ化について、資料をOCR(Optical Character Reader、光学式文字読み取り装置)で読み取り、①人手によって校正して作成する「テキスト校正」データと、②人手による校正を行わず素早く提供する「テキストOCR・PDF」の二つの方式に区分される。</p> <p>(注) テキスト校正は、人手により行うため、申込みから提供まで、1つの資料につき1か月程度の時間を要する。なお、校正は株式会社クレオテック(学校法人立命館100%出資会社)に委託している。テキストOCR・PDFには、2~3日程度を要する。</p> <p>データ化の申込みにあたり、「利用リテラシー講習」を受講する必要がある。データ化された図書の提供を受けるにあたり、同講習の受講と併せて、著作権を遵守する旨の利用誓約書を提出すると、大学の「授業支援システム」からのダウンロードが可能となる。</p> <p>なお、テキスト校正を行った図書については、国立国会図書館に寄贈している。</p> |
|---|

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (3) -イ-⑫ 発達障害のある学生に対する授業支援及び授業以外の支援（平成 28 年度）

| 大 学 名 | 支 援 の 内 容 |
|---------|---|
| 福 井 大 学 | (1) 授業支援 注意事項等文書伝達、その他の授業支援（カウンセリング） (2) 授業以外の支援 自己管理指導（スケジュール管理等）、対人関係配慮（対人スキル、トラブル対応等）、 専門家によるカウンセリング、医療機関との連携 |
| 滋 賀 大 学 | (1) 授業支援 その他の授業支援（カウンセリング等） (2) 授業以外の支援 専門家によるカウンセリング、その他の授業以外の支援 |
| 京 都 大 学 | (1) 授業支援 講義に関する配慮（録音許可、板書撮影許可等）、配慮依頼文書の配付、学習指導（補習、補講、レポート作成、定期試験学習等）、履修支援（履修登録補助、優先的な登録等）、 その他の授業支援 (2) 授業以外の支援 個別支援情報の収集（出身校との連携等）、情報取得支援（行事案内、休講情報等）、 自己管理指導（スケジュール管理等）、対人関係配慮（対人スキル、トラブル対応等）、 日常生活支援（食事、入浴、睡眠等）、専門家によるカウンセリング、キャリア教育（障害理解、 職業適性の把握等）、障害学生向け求人情報の提供、「就職支援情報の提供、支援機関の紹介」、 インターンシップ先の開拓、「就職先の開拓、就職活動支援」、その他の授業以外の支援 |
| 大 阪 大 学 | (1) 授業支援 チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、使用教室配慮、 教室内座席配慮、講義に関する配慮（録音許可、板書撮影許可等）、配慮依頼文書の配付、 出席に関する配慮（遅刻、欠席、途中退室等）、学習指導（補習、補講、レポート作成、 定期試験学習等）、「授業内容の代替、提出期限延長等」、履修支援（履修登録補助、 優先的な登録等） (2) 授業以外の支援 自己管理指導（スケジュール管理等）、対人関係配慮（対人スキル、トラブル対応等）、 専門家によるカウンセリング、医療機関との連携、キャリア教育（障害理解、職業適性の把握等）、 障害学生向け求人情報の提供、「就職支援情報の提供、支援機関の紹介」、 インターンシップ先の開拓、「就職先の開拓、就職活動支援」、その他の授業以外の支援 |
| 神 戸 大 学 | (1) 授業支援 ノートテイク、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、 注意事項等文書伝達、実技・実習配慮、教室内座席配慮、配慮依頼文書の配付、出席に関する 配慮（遅刻、途中退室等）、学習指導（レポート作成等）、履修支援（履修登録補助、 優先的な登録等）、学外実習・フィールドワーク配慮、その他の授業支援 (2) 授業以外の支援 居場所の確保（占有スペース等）、自己管理指導（スケジュール管理等）、対人関係配慮（ 対人スキル、トラブル対応等）、専門家によるカウンセリング、休憩室の確保等、「介助者の入構、 入室許可」、キャリア教育（障害理解、職業適性の把握等）、その他の授業以外の支援 |
| 奈良女子大学 | (1) 授業支援 学習指導（補習、補講、レポート作成、定期試験学習等） (2) 授業以外での支援等 （特に、行っていない） |

| | |
|-------|---|
| 和歌山大学 | <p>(1) 授業支援 配慮依頼文書の配付、学習指導（補習、補講、レポート作成、定期試験学習等）、「授業内容の代替、提出期限延長等」</p> <p>(2) 授業以外の支援 自己管理指導（スケジュール管理等）、対人関係配慮（対人スキル、トラブル対応等）、日常生活支援（食事、入浴、睡眠等）、専門家によるカウンセリング、キャリア教育（障害理解、職業適性の把握等）、「就職支援情報の提供、支援機関の紹介」</p> |
|-------|---|

(注) 1 当局の調査結果による。

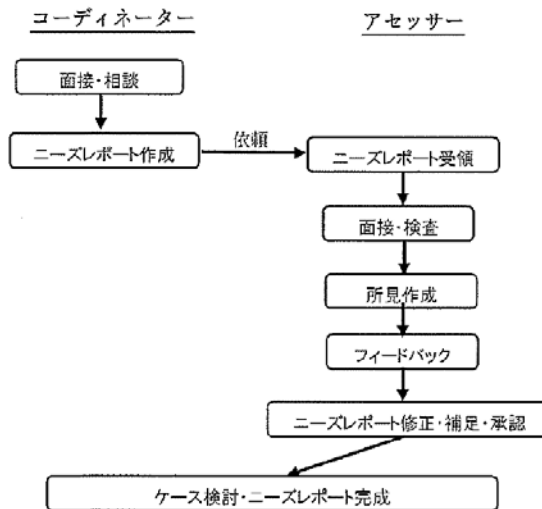
2 「授業支援」及び「授業以外の支援」の各内容の分類は、日本学生支援機構の「平成28年度（2016年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の調査票（大学・大学院用）の例による。

図表3- (3) -イ-⑬ 発達障害・精神障害のある学生にアセスメントを行い、合理的配慮の根拠を明確化（大阪大学）

大阪大学は、障害者差別解消法の施行に併せて、平成28年4月、キャンパスライフ支援センター（現キャンパスライフ健康支援センター）に「アセスメント部門」を創設した。発達障害や精神障害のある学生について、知能検査や心理検査等を通して、個々の障害に起因する機能評価（アセスメント）を行い、本人に適した合理的配慮を検討することを目的としている（本人の強みを見出し、自己理解へつなげる）。

アセスメントの流れは、下図のとおりである。キャンパスライフ健康支援センターのコーディネーターが学生と面接し、支援ニーズを聴き取り、その結果を「ニーズレポート」にまとめる。それをアセッサー（アセスメント部門）に提供して、機能評価を依頼する。アセッサーは、学生と面接や検査等を行い、その結果に基づき所見（報告書）を作成し、上記の「ニーズレポート」に必要な修正や補足又は承認を行う。このように、多角的な視点から障害の評価が行われ、ニーズレポートが完成される。この取組により、合理的配慮を決定する根拠が明確となる（以後の学内手続等について、図表3- (3) -ア-⑤参照）。

【アセスメントの流れ】



(注) 当局の調査結果による。ただし、図は大阪大学の資料による。

図表 3- (3) - イー⑭ 独自の調査票により、発達障害の疑いのある学生等を把握し、入学後の継続的な支援を実施（和歌山大学）

| |
|--|
| <p>障害差別解消法の施行を受け、平成 28 年度から、入試課が合格者に送付する「入学手続案内」に、「修学における配慮調査票」の同封を開始した。同調査票には、「診断のある入学生のみならず診断は受けていないが、病気や障害に似たような特性や特徴があり、修学上で気になっていることや困っていること」を記入してもらい、事前に発達障害の疑いがある学生も積極的に把握している。</p> <p>入学後、本人が希望すれば、継続的に相談を実施している。そこでは、学習の問題にとどまらず、対人関係や生活上での困り事など、様々なことを相談できる。</p> <p>（一例）入学前に「修学における配慮調査票」を全新生に送付したところ、学生の母親が相談を希望してきた。これを受けて、キャンパスライフサポートルームのカウンセラーが、入学前に、発達障害の診断を受けている学生及びその保護者と直接面談した。困り事を自己認識しづらい学生であったため、入学後、同学生と「継続面談」を実施。前期終了の頃には、大学生活をスムーズに送れるようになった。</p> |
|--|

（注）当局の調査結果による。


図表 3- (3) - イー⑮ アクティブラーニングにおける合理的配慮の実施状況

| 大 学 名 | 配慮申請 | 合理的配慮の内容や対応方法 |
|--------|------|--|
| 福井大学 | なし | 実習や実験等の授業形態における障害のある学生に対する支援について、FD 研修会において、教員に周知、説明している。 |
| 滋賀大学 | あり | コミュニケーションを取ることが苦手な学生の「グループワーク」において、「英語による授業に対応できない」との申出に対し、講師が英語で説明後、日本語でも説明し又は発表の際により多くの時間を活用し、支援している。 |
| 京都大学 | あり | 平成 29 年、学外での「宿泊実習」において、聴覚障害のある学生に対して、遠隔要約筆記システムを活用した。 障害のある学生がいる場所でノートテイクを実施できればよいが、今回はノートテイクの派遣が困難であったため、現地のティーチング・アシスタントが機材を持ち込んで対応した。なお、機材の故障や回線トラブルもなかった。 |
| 大阪大学 | あり | 「グループディスカッション」や発表を伴う授業について、①事前に発表内容や順番を具体的に伝達、②課題提出などの代替措置を講じている。 また、①「実験・実習」の授業について、ティーチング・アシスタントを加配、②「グループワーク」形式の場合、更に 1 人加配（ティーチング・アシスタント 2 人配置）している。 なお、キャンパスライフ健康支援センターのコーディネーターが、授業担当教員等に対し、「グループワーク」実施の配慮や進め方について、事前に説明 |
| 神戸大学 | あり | 「実験」を伴う授業について、①ティーチング・アシスタントの加配及び実験台の可動化、②卒論を別のテーマ（シミュレーション）に変更 |
| 奈良女子大学 | なし | 今後の合理的配慮の提供のため、以下のとおり準備している。 ○ 聴覚障害のある学生が「グループディスカッション」に参加できるよう、話し言葉がスマートフォンで直ちに文字変換されるソフトについて、国立大学法人筑波技術大学等の情報協力を得て導入する予定 ○ 遠隔のノートテイクについて、支援機器メーカーに通信環境を確認 |
| 和歌山大学 | なし | 今後の合理的配慮提供のため、「グループディスカッション」で手話の申出を想定し、準備している。「手話限定」の配慮申請があった場合、ノートテイクの代替もできないので、講義形式の授業に比べ、対応の優先順位が高い。 |

（注）1 当局の調査結果による。

2 「ファカルティ・ディベロップメント（FD）」とは、「教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催等を挙げることができる」（文部科学省用語集）とされている。

図表 3- (3) -イ-⑯ 履修登録の支援状況

| 大学名 | 支援の内容 |
|------|---|
| 福井大学 | (1) 規程類・ガイドライン等：なし (2) 支援の担当部署 ・学務部教務課教務担当係（職員）（全学生対象） ・障がいのある学生及び教職員のための相談室（教員及びカウンセラー） (3) 支援の方法、考え方 履修登録の支援について、学生個々の障害の状況を見て、支援が必要と思われる者に対して、履修科目の再確認を行っている。今後、学生同士による支援も、検討したい。 |
| 滋賀大学 | (1) 規程類・ガイドライン等：なし (2) 支援の担当部署 ・各部局教務担当係（職員）（全学生対象） ・障がい学生支援室（職員） (3) 支援の方法、考え方 履修登録の締切日の事前通知や進級に必要な履修科目などを助言している。また、障害の特性に適合した科目の紹介、推薦や履修時間帯の助言も行っている。 |
| 京都大学 | (1) 規程類・ガイドライン等：なし (2) 支援の担当部署 ・各部局教務担当係（職員）（全学生対象） ・障害学生支援ルーム（コーディネーター）（特性に応じた配慮の場合） ・学生サポーター（必要な場合） ・ティーチング・アシスタント（必要な場合） (3) 支援の方法、考え方 履修登録の支援について、必修科目の登録漏れがないよう、合理的配慮の一環として、「科目調整」を行っている。単位数の確認など、登録に関する相談についても、必要に応じて「支援」の一環として、対応している。また、履修期限の日を忘れないように注意喚起する場合もある。 |
| 大阪大学 | (1) 規程類・ガイドライン等：あり 「教職員のための対応ガイドライン」（平成 28 年 4 月キャンパスライフ支援センター 障害学生支援ユニット作成） (2) 支援の担当部署 ・各部局教務担当係（教職員）（全学生対象） ・キャンパスライフ健康支援センター（コーディネーター） (3) 支援の方法、考え方 【「教職員のための対応ガイドライン」抜粋】  |

| | |
|--------|---|
| | <p>3-6 履修登録、授業開始まで</p> <p>履修登録の際には、シラバスや履修登録に関する資料を障がいのある学生にも使いやすいように整備する必要があります。</p> <p>共通教育科目、専門科目等により並行していくつかの履修登録期間が設定されている等、履修手続きは複雑で、情報を見落とししたり、誤って登録したりすることもあります。</p> <p>情報を分かりやすく図示したり、当該学生の意向を確認しながら、個別に相談に応じる必要があります。教室やキャンパスの移動などにも留意し、無理のない時間割を作成するようなアドバイスが必要です。障がい学生支援ユニットのコーディネーターが同席することも可能です。</p> <p>履修登録後には、授業開始までに当該学生、部局、全学教育推進機構等、障がい学生支援ユニットが連携し、配慮内容や支援内容について十分に検討する必要があります。</p> <p>[部局、全学教育推進機構等、障がい学生支援ユニットが協力して行う役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合理的配慮検討委員会を開催する ・ 配慮依頼文書を作成する（配慮内容、代替措置を合理的配慮検討委員会にて決定） ・ 使用教室、移動に関するバリアフリー状況の確認、教室変更等の調整を行う ・ 支援機器を整備する ・ 支援学生配置の調整を行う（障がい学生支援ユニットにて支援学生マッチング、部局にて事務手続） ・ 授業担当教員への説明、対応方法の調整を行う（障がい学生支援ユニット及び部局・担任にて調整） <p>(注)「障害学生支援ユニット」は、「キャンパスライフ健康支援センター」と読み替えるものとする。</p> |
| 神戸大学 | <p>(1) 規程類・ガイドライン等：なし</p> <p>(2) 支援の担当部署</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部局教務学生係（職員）（全学生対象） ・ 全学教務委員会委員（教員） <p>(3) 支援の方法、考え方</p> <p>履修登録が複雑な学部等では、教務担当教員も障害のある学生に対して、助言や教示等の支援を行う。意思疎通が困難な場合などには、キャンパスライフ支援センターに配置のコーディネーター（専任教員）が同席することもある。</p> <p>また、学生による支援について、「クォーター制」（4学期制、平成28年度から全学生を対象として導入）を経験している上級生がいないことから、実施しにくい。</p> |
| 奈良女子大学 | <p>(1) 規程類・ガイドライン等：なし</p> <p>(2) 支援の担当部署</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学務課各学部担当係（職員、教員）（全学生対象） ・ 障害学生支援室（職員） ・ 学生支援室学習支援ルーム（全学生対象） ・ 生協学生委員会学生サポート組織（2回生以上の全学生対象） ・ チューター（全学生対象） <p>(3) 支援の方法、考え方</p> <p>履修登録について、教務課各学部担当係の職員が窓口で相談対応するほか、教員が「オフィスアワー」（注1）も利用して支援する。また、学生支援ルームが、新入生を対象に入学翌日から1週間程度、在学生による履修登録サポートの機会を設けており、障害学生支援室は、この機会に障害のある学生に履修相談することも勧めている。これは、障害のある学生に2回生以上の学生との交流を促し、早く大学に慣れてもらうためである。</p> <p>(注1)「オフィスアワー」とは、大学で、教員が学生の質問や相談を受けられるように研究室などに在席する時間である。</p> <p>(注2) 奈良女子大学では、履修登録について、「キャンパスメイト」（教務システム、Campusmate-J）を使用して、Web上で行うこととされている。個別に通知されたID、パスワードを使用してログインし、履修登録期間内に完了する必要がある。</p> |

| | |
|-------|--|
| | さらに、大学生協同組合の学生サポート組織「WINDY」が、自主的に、履修登録のサポートも行っている。 |
| 和歌山大学 | <p>(1) 規程類・ガイドライン等：あり 「教職員向け 障がい学生支援ガイド」(平成 28 年 3 月キャンパスライフサポートルーム作成)</p> <p>(2) 支援の担当部署 ・各部局学務課 (全学生対象) ・キャンパスライフサポートルーム (コーディネーター)</p> <p>(3) 支援の方法、考え方 「教職員向け障がい学生支援ガイド」において、①発達障害学生に対する履修登録支援、②精神障害に対する履修計画相談を明記している。いずれの学生にも、履修期限を再確認している。</p> |

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (3) - イー⑰ 障害のある学生に対する意識調査 (インタビューを含む) での意見
(授業への配慮等関連)

| |
|---|
| <p>【大学から受けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 図書館に拡大読書器を設置し、座席を確保していただけたこと、くじ引きで授業の席を決める際も、できるだけ前列になるよう調整していただけたこと、病状に関して、周知決定に努めてくださったこと、定期的に面談、アンケートを実施し、現状把握に努めてくださったこと、よく話を聞いてくださったこと (国立大学、視覚障害のある学生) ○ 機械を運ぶ台車、ビジオブック、板書をとってくれるスタッフを置いてくださったこと (国立大学、視覚障害のある学生) ○ 手話通訳 (がよかった) (国立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生) ○ 座席の指定 (国立大学、聴覚障害及び言語障害並びに精神障害のある学生) ○ 休み時間内での移動の補助 (国立大学、肢体不自由な学生) ○ 他の生徒はノートに書くが、私は手が不自由で時間が間に合わないので、TA の方が代わりにノートを取ってくれる。(国立大学、肢体不自由な学生) ○ 必要な支援があればすぐに相談できるような環境をつくっていただいた。専攻が社会福祉分野ではなかったが、逆にそのことがありがたく、学校側の先入観や固定概念を押し付けられることはなかったので自分のニーズを伝えやすかった。学生寮や使う優先度の高い教室へのアクセスから、先に整えてもらった。(国立大学、肢体不自由な学生) ○ 授業の先生の配慮が、十分に行き届いていること (先生によっては対応してくれない人もいますが) (国立大学、病弱・虚弱な学生) ○ 「健康管理センター」という場所で、私の疾患について話したら、体育の授業に関して配慮をもらった。(国立大学、病弱・虚弱及び精神障害のある学生) <再掲> ○ 聴覚的なハンデに関して、リスニング免除が受けられたのは良かった。また、履修相談も良かった。(国立大学、発達障害のある学生) ○ 障がいのある学生への支援 (面談等) (国立大学、発達障害のある学生) ○ 試験の代わりにレポート提出で成績評価、月 1~2 回のカウンセリング (国立大学、発達障害及び精神障害のある学生) ○ 別室での遠隔受講、ノイズキャンセルヘッドホンの着用許可、しんどくなった時の途中退室の許可 (国立大学、精神障害のある学生) |
|---|

- 入学時オリエンテーション期間の移動の支援（公立・私立大学、視覚障害のある学生）
- 授業中に先生の話が聞き取れない時に、隣のテイカーさんが、先生の言っている内容を全て書いてくれて、スムーズに授業内容を理解できます。また、テイカーさんとの会話で、難聴の人にとってコミュニケーションが厳しい中で楽しく会話ができて、嬉しいことです。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- テイカーさんがいることで分からなかったことが確認できますし、友達ができたので嬉しいです。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 行けばいつでも相談に乗ってくれて、説明が難しいことも理解しようとしてくれる。支援室がなければ、大学を続けていたか分からない。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）〈再掲〉
- ノートテイクによる情報保障は質・量として満足しています。障害支援室の人達や教務課の人達が全力でサポートしてくれています。テイカーとして入ってもらっている人達も全力でサポートしてくれています。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）〈再掲〉
- 高校までは情報保障が全くなく、板書を頼りに勉強していたが、大学に入って、教授が板書をあまりしなく、口頭で話すことが圧倒的に増えたので、PC通訳の支援があつて助かりました。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 4回生で、英語開講（ネイティブの先生の英語で違うテーマを学ぶ・その授業間で英語のディスカッションがある）の授業があつたため、それについては担当の先生と相談して、授業出席を課題提出と変えてもらいました。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 身体障害者に対して試験時間を延長してもらったこと。ヘルパーさんが私の介助をしてくれる点。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 健康診断の際、レントゲンを外部で受ける必要がある旨を事前に連絡をもらい、費用も負担してくれた。試験や授業の際、休み時間内に移動ができなければ、教授に配慮のお願いをすると、教務課の方が対応してくれた。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 大学で受けた支援を通じて、はじめて大学での友達ができて、そこから友達輪が広がった。また、そこから自分のコミュニケーション能力に自信が付き、支援学生以外の友達を自分の力で作ることができた。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 障害学生だけが利用できる休けい室があること。あらゆる障害にも入学ができるようフォローをして下さること。対応速度は遅いが障害学生の意見に耳を傾けてくれるところ。健常学生と障害学生との交流の場が多いところ。（障害学生だけが利用できる休けい室は、）身体的な障害により適度に車いすから降りてベッド等で休憩を取らなければならない学生にとっては、ソファが完備されているのでいい点だと思います。また、私のように重たい鞆を学内で長時間持ち歩くことが困難な場合には、荷物を置いたり整理などもできてスペースを有効に使えることが利点です。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）〈再掲〉
- 相談できる場所ができた。交流スペースでお昼ご飯を食べている。様々な障害のある学生と会う機会を持てるようになった。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）〈再掲〉
- 常に支援員の人がいってくれたことが良かったと思う。（公立・私立大学、発達障害のある学生）
- 教科によって、板書が増えた、教科によって、先生に聞きに行ける機会が増えた、先生たちが今まで以上に注意を向けてもらえるようになった。（公立・私立大学、発達障害のある学生）
- 中学、高校までのやり方が大学で通用しなくなった中で、支援室が間に入り、自分の障害特性を理解してもらうことにより、多くの先生に注意を向けてもらい授業を受けられる環境を作ってくれた。現在も支援室には、よく訪れている。（公立・私立大学、発達障害のある学生）

- 実験の実習で自分がしんどくて出られなかったりした際に、予備日を設けてくれたり、不十分でも単位をくれた。(公立・私立大学、精神障害のある学生)
- 話を聞いてもらえたこと、状況の説明や先生へのお願いを代弁してもらったこと、自分が説明していた時はそばにいてくれたこと(公立・私立大学、精神障害のある学生) <再掲>
- 私は週に一回のペースで大学の支援センターに行っていますが非常にたすかっています。定期的に相談できる場所というのがあると気が楽になる部分も多いと思います。(公立・私立大学、精神障害のある学生) <再掲>

【授業への配慮】

- 動画をスクリーンでなく、手元でみる。(国立大学、視覚障害のある学生)
- 手話通訳(国立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- 体育の実技の授業の代わりにレポート提出などで単位を取ることができる仕組み(国立大学、病弱・虚弱及び精神障害のある学生)
- 板書やパワーポイントの読み上げ、映像教材に音声解説をつける。(公立・私立大学、視覚障害のある学生)
- DVDなどを見る際、字幕が欲しいです。(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- もっと手話ができる人がテイカーとして入ってほしいと思っています。テイカー人数が微妙なのでもっと増やしてほしいなと思っています。(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- ノートテイクの質は「わかりやすい。」、量は「意欲」として置きますと、本当にテイカー自身によるものでバラツキがあります。支援を受ける学生としては、テイクに入ってくれるだけでも有難い気持ちがあるので大目にみている部分が多いと思いますが、本当のところでは人によって質や量が悪かったりします。なので、不満があれば満足しているものもあります。高学年になり、授業の内容が専門的になった際、テイカー自身が聞いてもよくわからないから止まるのは仕方ないですが困るので、わからなくとも誤字で良いのでとにかく情報をできるだけ多く提供して貰えるか不安です。また、グループディスカッションについては、私がどれだけやれるか次第ですが周りの理解がなかったらと思うと不安です。(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- 私の学部には、ノートテイクという制度がなかったので、制度を作りあげるところから始まりました。作り始めた時は、質・量を求める以前の問題だったので、その頃に比べると断然よくなったと思います。また私の学部は国際系の学部のため、①留学にいくため、動員が激しい②英語を使わない授業も、英語を使うと思ってノートテイクをしてくれる学生が少ないという理由で、テイカーがうまく集まらないのが現状です。テイクの質は講習会などをやり始めてから、良くなったと思います。それ以前はいろいろとストレスたまりました…。
なお、英語の授業をノートテイクするのは難しいと承知だが、悔しい部分はある。英語を聞き取るのは難しいけれど、それを文字にしてくれたら、読めるのに…と葛藤はありました。(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- 現在のノートテイクの支援には満足しています。しかし、テイカー数が微妙なので、学生である私たちも頑張って募集しています。また、グループディスカッションや模擬授業の時に手話通訳者がいたら、さらに安心できると思います。(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- 私の知り合いが通っている大学が、障害のある学生が『その講義はノートテイカーが要ります。』と言っても、教務課はちゃんと対応できなかったことやテイカー数が足りなくて、その講義はノートテイカー

なしで受けないといけなかったことも聞いたことがありました。(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)

○ その人に合わせた柔軟な対応(自分は支援を利用していないのであまり実感がわかりません)(公立・私立大学、肢体不自由な学生)

○ 学部学科ごとで、障害学生と教員が支援内容や配慮内容について懇談する機会が定期的であれば、より望ましいと思う。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)

○ 車いす学生は固定椅子が取り外されている座席に座ることになっているが、それはほとんど最前列である。必ずしも1番前でなければならないという学生はおらず、友だちと受けたいのに好きな席へ行くことができず離れることも多々ある。車いすを設けるにあたってはある程度固定されることは仕方ないが、あらゆる位置に1席ずつくらい欲しいと感じる。

—机と椅子が固定されている場合—

某私立大学では、教室の後ろから生徒が入ってくる仕組みになっている教室が多くあり、前の席に行くということは階段を降りなければならないようになっていました。そのことから、車いす学生は必然的に1番後ろで授業を受けなければならないことになっていました。この状態からであると、自由に席を選ぶことが制限されてしまうことは仕組み上仕方がないことだと感じました。

ですが、(現在の)大学では階段形式でもなくフラットな大教室で前、後ろの両方に扉があり、車いすでも前、後ろと自由に行くことが出来るようになっていました。ですが、最前列にしか車椅子スペースがなく、障害により背筋を伸ばすことが難しい学生もいたり、私は視力により近すぎると見えにくいこともあったりと、逆に最前列であることに不自由を感じる学生もいます。また、健常の友人と受講するにあたって、最前列で受けることを拒まれ、一人孤独に最前列で受講せざるを得ない状況にもたくさんありました。そういった意味でも障害があるから最前列という固定概念を覆し、選択の自由もできる範囲で尊重していかなければならないのではないかと感じる部分もあります。

—固定されていない場合—

固定されていない教室は、私は現在の大学でしかみたことはありませんが、今は授業担当の先生にも声を出せられるようになったので不自由は感じていませんが、前述にもあるように車いすは最前列の方がいいと思われている先生も多くいらっしゃる、あらかじめ授業開始前に車いすが入りやすいように机を開けてくださっていることが多くありました。

そういった場合に、車いす学生側もありがたい対応ではありますが、葛藤により先生と意見がぶつかってしまうこともあると言っている学生もいました。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)

○ 車いすから降りて座席に座ることができるが、車いすを置けるスペースは教室前方に限られるため、一番前の席に固定される。前から2、3番目の座席でも文字が見えるので、座席の間隔を拡げてもらえれば好きな座席に座ることができるので工夫してほしい。車いすの利用者は、前列の座席に座っていることが多い。

中2階へのエレベータが1基しかない建物があるが、その旨の周知が足りず、それを知らない一般学生で混雑し、乗れないことがある。

また、食堂に一人で行く際、職員に手伝ってもらわなければならないが、忙しい時間帯では、職員の手が空くまで待つ必要がある。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)

○ 前方に入口がある教室が多く、座席間の通路が狭いため、必然的に教室前方の入口近くに座席が固定される。また、スクリーンが窓側にあり、光が反射してパワーポイントの字が見にくい。後方に座っても文字は見えるので、座席を工夫してほしい。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)

○ PCなどでノートを取れると良いと思う。(公立・私立大学、発達障害のある学生)

- 板書を増やす、口頭だけの場面を減らす（公立・私立大学、発達障害のある学生）
- 重要な部分からず、文字に起こせないため、板書が少ない授業では、ノートが取れない。発達障害は目に見えないため、周りの理解に時間がかかる。授業内容をノートに筆記しても、文章の組立てができない状況にある。講義終了後、ノートを読み返すと、何を書いているのか、自分でよく理解できない。このため、授業担当の教授等には、口頭だけでなく、「板書してほしい」とお願いしているが、対応してもらえない場合もある。低学年の当時は、授業の終了後、教授等に直接質問することにより、何とか理解することができた。しかし、高学年になると、授業内容も難度が上がるので、質問だけで理解できるか、単位がとれるか、不安に感じている。（公立・私立大学、発達障害のある学生）
- 病状により、ついていけない面をサポートする、学生、教授のティーチンググループがほしい。（公立・私立大学、精神障害のある学生）
- 体調が悪く欠席した時の資料などを後日もらえるようにすることと、欠席が増えた場合の代替の課題などを用意してもらえると助かる。（公立・私立大学、精神障害のある学生）

【支援機器】

- 小型で携帯が容易な拡大読書器があればいいと思う。（国立大学、視覚障害のある学生）
- 持ち運びにくい、屋根がない。（国立大学、視覚障害のある学生）
- パソコンや支援ソフトのバージョンが古い。（公立・私立大学、視覚障害のある学生）
- 学校にある車椅子のタイヤに空気が入っていなかった。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 背の低い車椅子学生でも使える高さのコピー機を設置してほしい。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 車いす対応のプリンター。学内にあるプリンターのすべてが健常者が立位で利用するタイプで操作する際にも腰あたりにある排出口から印刷物をとる形になっているので、車いす学生には届かないことが多いです。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

【支援学生】

- 手話通訳養成＋手話通訳（国立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 他の生徒と分け隔てなく、共に学び学生生活を充実させられる環境（国立大学、肢体不自由な学生）
- 発達障害でも、一緒に座学を受けてくれる人間がいたらいいなと思う時はある。（国立大学、発達障害のある学生）
- 日常生活や趣味などを話したりできるような支援学生がいてくれると嬉しい。（国立大学、精神障害のある学生）
- 学内移動、サークル活動での情報保障・移動支援等（公立・私立大学、視覚障害のある学生）
- 仲良くしてほしいです。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 学校内だけではなく、普段に手話を使って、話してほしいなと思う時もある。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 直接的な支援については、とくに要望はない。ただ、支援してくれる学生が、障害者に関する理解を、支援を通じて深め、それを他の友人や家族にも伝え、社会全体で障害の理解を深める伝道師的役割を担ってほしい。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

- 車いす学生は学生の支援を受ける＝友だちとして、ボランティアを手伝ってくれることが多いが、聴覚障害のある友だちはアルバイトとして学生からの支援を受けている。だが、それは決められた講義でしか利用できず、自身が興味を持ったことから受講したいと希望する課外講座を受けることができず、断念している様子を目にしたことがある。そのことから、学校にいる限り、学ぶことへの支援をもっと取り組んでほしいと感じる。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 共に受けていない授業も教えてほしい。（公立・私立大学、精神障害のある学生）
- 一緒に行動してくれる学生がいたらいい。（公立・私立大学、精神障害のある学生）

（注）当局の調査結果による。なお、「第3 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）」を参照

| 調 査 結 果 | 説明図表番号 |
|---|--|
| <p>ウ 教職員に対する研修及び啓発</p> <p>【制度の概要】</p> <p>(第一次まとめ)</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に向けた教職員に対する研修・啓発について、第一次まとめにおいて、理解促進・意識啓発を図るための配慮として、「障害により、日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて、周囲の学生や教職員の理解促進・意識啓発を図る。また、障害のある学生の集団参加の方法について、障害のない学生や教職員が考え実践する機会や、障害のある学生自身が障害について周囲の人に理解を広げる方法等を考え実践する機会を設定することが望まれる」とされている(5.(5))。</p> <p>(第三次障害者基本計画)</p> <p>第三次障害者基本計画において、「障害のある学生の支援について理解促進、普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る」とされている(Ⅲ3.(3))。</p> <p>(教職員対応要領(雛形))</p> <p>国立大学協会による「教職員対応要領(雛形)」において、教職員への研修・啓発については、第10条本文で、「本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする」とし、①「新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修」、②「新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修」、③「その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発」の各号が示されている。</p> <p>(第二次まとめ)</p> <p>第二次まとめにおいても、教職員の研修・理解促進として、「障害のある学生への支援を進めるに当たっては、全ての関係者の障害者差別の解消に向けた意識の向上が重要である。障害のある学生へのハラスメントは、障害や関連の制度への理解不足から生じるということの意識の徹底、そのための研修や理解促進のための取組が必要である。なお、これらの研修等は機構、大学等、関連の学協会等が実施しているものも活用し、多くの教職員に受講の機会を積極的に提供することが重要である」(6.(6)①)とされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>調査対象7国立大学法人における障害を理由とする差別の解消の推進に向けた教職員に対する研修・啓発活動の実施状況を調査した結果、次のような状況であった。</p> <p>① いずれも、国等職員対応要領において、教職員への研修・啓発活動に関する</p> | <p>図表1-2(再掲)</p> <p>図表1-3(再掲)</p> <p>図表2-(1)-①(再掲)</p> <p>図表1-5(再掲)</p> <p>図表3-(3)-ウ-①</p> |

| | |
|--|---------------------|
| <p>規定を設けている。</p> <p>② 教職員に対する研修の実施状況について、i) 障害者差別解消法の施行前から実施しているもの6大学（福井大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、奈良女子大学、和歌山大学）、ii) 同法の施行後の平成29年度から開始したもの1大学（滋賀大学）となっている。</p> <p>滋賀大学は、教職員を対象とした学内の研修について、平成29年6月14日の開催が初めてであり、参加者30人のうち、教員は1人のみにとどまる。教員も可能な限り多く参加できるよう、開催時期など検討することが適当と考える。</p> <p>③ 新たに教職員となった者に対する研修の実施状況について、i) 実施しているもの5大学（福井大学、京都大学、大阪大学、奈良女子大学、和歌山大学）、ii) 特に実施していないもの2大学（滋賀大学、神戸大学）となっている。</p> <p>神戸大学は、平成30年度の研修プログラムの中で、同研修も実施できるよう学内で調整中である。</p> <p>滋賀大学は、国等職員対応要領の規定に基づき、新規採用教職員を対象とした研修の早期の実施に向けて検討することが適当と考える。</p> | <p>図表 3-(3)-ウ-②</p> |
| <p>（障害のある学生の意見等）</p> <p>障害のある学生に対する調査（インタビューを含む）によると、国立大学に在籍する学生から、「授業の先生の配慮が、十分に行き届いていること（先生によっては対応してくれない人もいますが）」（病弱・虚弱な学生）、「患っている症状が、あまり知られていないものなので、先生によっては冷たく反応されます（自分の学部の先生ではありません）。しっかりと、先生が症状について知り、有事のときに対応してくれるようにしてほしいです。今後、同じような生徒が出てきたときに困らないように」（病弱・虚弱な学生）との意見が寄せられている。</p> <p>また、公立・私立大学に在籍する学生から、「授業担当教員から受講を断られたことがあるので、教員に対する研修を充実させてほしい。施設整備だけではなく教材の情報保障を含めた支援がどの授業・教員を問わず行われることが必要」（視覚障害のある学生）との意見も寄せられている。</p> <p>【改善所見】</p> <p>したがって、国立大学法人は、障害を理由とする差別の解消の推進を図る観点から、次の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 教職員研修について、教員も可能な限り多く参加できるよう、開催時期など検討すること。</p> <p>② 国等職員対応要領の規定に基づき、新規採用教職員を対象とした研修の早期の実施に向けて検討すること。</p> | <p>図表 3-(3)-ウ-③</p> |

図表 3- (3) -ウ-① 教職員の研修等に関する規定

| 大学名 | 規定内容 |
|--------|---|
| 福井大学 | <p>[国立大学法人福井大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程] (教職員への研修・啓発)</p> <p>第10条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、職員に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修 二 新たに監督責任者となった職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修 三 職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発 |
| 滋賀大学 | <p>[国立大学法人滋賀大学における障害を理由とする差別の解消の推進に係る教職員対応に関する規程]</p> <p>第10条 本学は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、教職員等に対し、次のとおり研修・啓発を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修 (2) 新たに監督者となった教職員等に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修 (3) その他教職員等に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による意識の啓発 |
| 京都大学 | <p>[京都大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領]</p> <p>第11条 統括責任者は、教職員等に対し、障害を理由とする差別に関する理解を深め、障害者差別解消の推進を図るための啓発その他必要な研修を行うものとする。</p> |
| 大阪大学 | <p>[国立大学法人大阪大学における障がい者理由とする差別の解消の推進に関する規程]</p> <p>第10条 本法人は、障がい者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、研修、講演会等様々な方法により、啓発活動を行うものとする。</p> |
| 神戸大学 | <p>[障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領]</p> <p>第10条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、次の各号に掲げる研修及び啓発を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新たに教職員となった者に、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修 (2) 新たに監督者となった職員に、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修 (3) 職員に障害特性を理解させるとともに、障害者に適切な対応をするために必要なマニュアル等の周知による意識の啓発 |
| 奈良女子大学 | <p>[国立大学法人奈良女子大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領]</p> <p>第10条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修 二 新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修 三 その他の教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発 |
| 和歌山大学 | <p>[障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領]</p> <p>第11条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおり研</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>修・啓発を行うものとする。</p> <p>(1) 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修</p> <p>(2) 新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修</p> <p>(3) その他の教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発</p> |
|--|---|

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (3) -ウ-② 障害者差別解消の推進に係る教職員の研修及び啓発

| 大 学 名 | 研 修 の 概 要 |
|---------|--|
| 福 井 大 学 | <p>(1) 研修の実施状況</p> <p>少なくとも平成 26 年度から、毎年度、以下の 3 つの研修等を実施しており、28 年度の実績は、次のとおりである。</p> <p>① 学生支援シンポジウム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テーマ：「障害者差別解消法の施行に伴う合理的配慮の実際」 ・ 講 演：「大学における障害学生支援：障害者差別解消法施行後の大学に求められる取り組み」（講師：筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター准教授） <li style="padding-left: 20px;">「青年期における心のクライシス～心の課題と精神疾患について～」 <li style="padding-left: 20px;">（講師：福井大学保健管理センター准教授） ・ 参加者：教員 21 人、職員 47 人、学外 13 人 <p>② SD (Staff Development) 研修会（学務部及び新規採用職員対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テーマ：「発達障害学生支援の今とこれから～合理的配慮を中心に～」 ・ 講 師：学生総合相談室コーディネーター ・ 参加者：職員 42 人（うち新規採用職員 10 人） <li style="padding-left: 20px;">（注）SD：教職員の職能開発 <p>③ 学生相談力量アップ研修会（教職員及び SA 学生対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テーマ「うつ・不安障害の理解」 ・ 講 師：保健管理センター准教授 ・ 参加者：63 人（教員 18 人、職員 40 人、スチューデント・アシスタント 5 人） <p>(2) 新たに職員になった者に対する研修</p> <p>学務部職員及び新規採用職員に対する「SD 研修会」において、実施している。平成 28 年度の実績は、次のとおりである。</p> <p>「発達障害学生支援の今とこれから～合理的配慮を中心に～」</p> <p>講 師：学生総合相談室コーディネーター</p> <p>【特徴的な取組】</p> <p>平成 29 年度開催の障がい学生支援講演会において、「アクティブ・ラーニングで障がい学生支援を学ぶ」をテーマとし、「入学前からの移行支援」及び「学生の実習における支援」について、出席者それぞれの立場からの支援を考えるグループ・ディスカッションを取り入れた。終了後のアンケートでは、「学生の周囲にいる支援者として、お互いの考えを直接聞くことができ参考になった」などの意見も寄せられている。</p> |
| 滋 賀 大 学 | <p>(1) 研修の実施状況</p> <p>毎年度策定している学内全体の研修計画に、平成 29 年度、初めて「障害者差別解消法研修」を採り入れた。</p> <p>教職員を対象とした学内の研修会について、支援室が設置された平成 27 年度以降、調査日（29 年 7 月 3 日）に至るまでの間では、29 年 6 月 14 日に開催したものが初めてで</p> |

| | |
|----------------|--|
| | <p>ある。講師は人事労務課職員が行い、内容は、①規程の説明、②滋賀県から借りた合理的配慮に関するDVDの視聴である。</p> <p>ただし、同研修会の参加者30人のうち、教員は1人のみにとどまる。</p> <p>また、ある職員は、「全盲の受験希望者が出願し、点字による出題及び点字による回答の配慮申請があった場合、知見等もなく、対応が厳しい」と懸念している（図表3-②）-⑧参照）。</p> <p>(2) 新たに教職員になった者に対する研修 特に実施していない。</p> <p>【当局の検討】</p> <p>滋賀大学は、障害者の差別解消の推進に係る教職員を対象とした研修について、平成29年度からであり、他の6国立大学法人よりも遅くスタートしている。また、教員の参加者もわずか1人である。教員も可能な限り多く参加できるように、開催時期、周知方法、監督責任者（学部長等（国立大学法人滋賀大学における障害を理由とする差別の解消の推進に係る教職員対応に関する規程第4条第3号及び別表））への働きかけなど検討することが適当と考える。</p> <p>また、新たに教職員になった者に対する研修についても、国立大学法人滋賀大学における障害を理由とする差別の解消の推進に係る教職員対応に関する規程第10号第1号の規定に基づき、早期の実施に向けて検討することが適当と考える。</p> |
| <p>京 都 大 学</p> | <p>(1) 研修の実施状況</p> <p>少なくとも平成26年度から、FD (Faculty Development) 及びSDを毎年度実施しており、平成28年7月、教職員及び学生を対象として、障害学生支援ルームは、総務部と共に、「障害者差別解消法の対応に関する研修会」を開催した。同研修会では、外部講師による障害者差別解消法の理解と大学における法的義務に関する講演のほか、同ルームから学内の支援体制等について説明した。</p> <p>(注) FD: 大学教員の教育能力を高めるための実践的方法（教授団の資質改善、教授団の資質開発）</p> <p>(2) 新たに教職員になった者に対する研修</p> <p>平成29年度は、新規採用職員について、「平成29年度京都大学新採用職員研修実施要項」において、研修の一つとして、「障害を理由とする差別の解消について」を組み込み、障害学生支援ルーム担当准教授が2回（4月及び10月採用者に対して）講義を行った。また、新採用教員についても、同様に年2回研修を実施。</p> <p>(3) その他の啓発活動</p> <p>附属図書館を含む複数の学部・研究科等についても、障害者差別解消の推進について、障害学生支援ルーム担当准教授が説明し、啓発を行っている。</p> |
| <p>大 阪 大 学</p> | <p>(1) 研修の実施状況</p> <p>平成22年度から、各学部や研究科等で障害のある学生への対応を担当する教職員（フロントスタッフ）が相互に情報を共有する「フロントスタッフミーティング」を開催している。学生生活上の問題発生の予防や対応の迅速化を図るため、各学生教務担当職員を対象として、年2回（8月及び3月。吹田キャンパス及び豊中キャンパスで各1回ずつ）、障害のある学生に関する講演及び班別討議も行っている。</p> <p>大阪大学は、平成29年4月1日、「保健センター」と「キャンパスライフ支援センター」とを統合し、「キャンパスライフ健康支援センター」を設置した（図表3-③）-④及び⑤参照）。上記のフロントスタッフミーティングにおいて、①「保健センター」等を含む全学的な連携支援の理解が進んだこと、②「キャンパスライフ支援センター」のメンバーについて、学内周知が図られたこと等もあり、この組織統合を円滑に進めることができた。</p> <p>また、フロントスタッフミーティングを補完するため、平成27年度以降、「キャンパスライフ健康支援センター」のコーディネーターやカウンセラーが、各学部の希望する</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>時間やテーマに合わせた方法でFD及びSDを実施した(27年度6回、28年度12回、29年度7回)。</p> <p>さらに、障害のある学生が所属する部局では、学生と状況やニーズも聞きながら対話を行っているほか、学生生活委員会でも支援についての審議の中で教職員間で情報共有している。</p> <p>(2) 新たに教職員になった者に対する研修 新規採用職員に対する教務系の研修のプログラムの中で、「教職員のための対応ガイドライン」を周知している。</p> <p>(3) その他の啓発活動 キャンパスライフ支援センター(現キャンパスライフ健康支援センター)は、平成28年度初めに、各部局の窓口に、「教職員のための対応ガイドライン」を1部ずつ持参し説明した。また、全教職員がいつでも閲覧できるよう、共用のフォルダにも収納済みである。</p> <p>【特徴的な取組】 上記のとおり、障害者差別解消法の施行以前から、教職員の意識に向上に向けた種々の研修及び啓発活動を積極的に開催していることもあって、組織統合を円滑に進めている。</p> |
| 神戸大学 | <p>(1) 研修の実施状況 平成27年11月のキャンパスライフ支援センターの設置以降、28年4月にかけて、コーディネーターが、全学部及び学科の教員を対象として、「障害者差別解消法と来年度からの神戸大学の体制」とのテーマで、教授会の開催前の時間を活用し計13回説明した。この説明には、学部及び学科で、意識の高い教務学生係の職員も一部、自主的に参加している。</p> <p>(2) 新たに教職員になった者に対する研修 新規採用者及び教職員を対象とした研修は、現在のところ行っておらず、平成30年度に、人事企画課の新規採用者及び教職員向けの研修プログラムの中で、実施できるよう調整中である。</p> <p>【当局の検討】 神戸大学の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」第10条第1号の規定に基づき、新規採用の教職員を対象とした研修の早期実施が適切と考える。</p> |
| 奈良女子大学 | <p>(1) 研修の実施状況 平成27年度から、毎年度、2つの研修を実施しており、28年度の実績は、次のとおりである。</p> <p>① 教職員を対象にした主催研修会 ・テーマ：「修学上の困難を抱える学生支援について一教職員向けガイドブックをもとに一」 ・対象者：新旧学部長・研究科長及び附属学校園長、新年度の教育研究評議員・各学科長・コース長及び専攻長、各学部・研究科において組織する学生支援担当委員会委員、事務局各課長 (注)学部長は、監督責任者(国立大学法人奈良女子大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領第4条第3号)とされている。</p> <p>② 共催講演会(学生も含む) ・講演会 テーマ：「障害学生に対する合理的配慮」 講師：信州大学教授 ・討論会 「奈良女子大学における合理的配慮のあり方について～具体的な支援事例に関するディスカッション～」(文学部人間科学科「差異と交感の人間学」プロジェクト)</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>(2) 新たに教職員になった者に対する研修 新規採用職員及び教員を対象とした研修として、障害学生支援室長（副学長が兼任）が、障害学生支援について説明している。</p> <p>(3) その他の啓発活動 通年実施の「FD 研修会」において、が、「修学上の困難を抱える学生支援のためのガイドブック（教職員用）」を配布の上、説明している。</p> <p>【特徴的な取組】 教職員を対象とした研修について、毎年、コンスタントに実施している。また、「教職員を対象にした主催研修会」では、監督責任者等の出席を求めている。</p> |
| 和歌山大学 | <p>(1) 研修の実施状況 平成 26 年度から、教職員を対象とした FD 研修会を実施しており、28 年度の実績は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講演：「見えない障がいをもつ学生への理解～教職員に求められる具体的な対応とは～」 ・ 講師：京都大学学生総合支援センター障害学生支援ルーム助教 ・ 参加者：86 人 <p>(2) 新たに教職員になった者に対する研修 新規採用教職員について、「新任教職員研修実施要項」により、研修の一つとして「心の悩み相談」を組み込み、保健センター准教授が、障害者差別解消の推進に係る制度について説明した。</p> |

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (3) -ウ-③ 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）での意見（教職員研修関連）

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 授業の先生の配慮が、十分に行き届いていること（先生によっては対応してくれない人もいますが）（国立大学、病弱・虚弱な学生） ○ 患っている症状が、あまり知られていないものなので、先生によっては冷たく反応されます（自分の学部の先生ではありません）。しっかりと、先生が症状について知り、有事のときに対応してくれるようにしてほしいです。今後、同じような生徒が出てきたときに困らないように。（国立大学、病弱・虚弱な学生） ○ 授業担当教員から受講を断られたことがあるので、教員に対する研修を充実させてほしい。施設整備だけでなく教材の情報保障を含めた支援がどの授業・教員を問わず行われることが必要（公立・私立大学、視覚障害のある学生） |
|---|

(注) 当局の調査結果による。なお、「第 3 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）」を参照

4 災害時の支援

| 調 査 結 果 | 説明図表番号 |
|---|------------------|
| <p>【制度の概要】</p> <p>災害時における障害のある学生に対する支援について、第一次まとめにおいて、「災害時等の対応について、学生の障害の状態・特性等を考慮し、危機の予測、避難方法、災害時の人的体制等、災害時体制マニュアルを整備する。また、災害時等における対応が十分にできるよう、避難訓練等の取組に当たっても、個々の障害の状態・特性等を考慮する」とされている(5.(5))。</p> <p>なお、災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮として、「災害時等への対応のため、障害の状態・特性等に応じた施設・設備を整備する」とされている(5.(6))。</p> <p>【調査結果】</p> <p>近年、我が国においては、大規模な震災(東日本大震災(平成23年3月11日)、熊本地震(28年4月14日)など)や記録的な豪雨(九州北部豪雨(29年7月5日~6日)、秋田豪雨(同年7月22日~23日)など)が発生している。これらの災害は、特定の地方に特有のものではなく、「いつ、どこでも発生する」との前提で、備え、訓練を行っておくことが重要である。</p> <p>障害者や高齢者等について、災害時には、自ら避難することが困難であり、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)においては、「要配慮者」(第8条第2項第15号)とされている。災害が発生した場合、障害のある学生は、自らできないことは教職員や周囲の学生の力を借りながら、避難することが適当と考えられる。</p> <p>(注) 要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者</p> | <p>図表1-2(再掲)</p> |
| <p>調査対象7国立大学法人の災害時における障害のある学生に対する支援について調査した結果、次のような状況であった。</p> <p>① いずれの国立大学法人も、防災関係規程、消防計画、災害対策マニュアル等の規程類を整備している。</p> <p>② これら規程類について、障害のある学生の状態・特性等を考慮した内容のマニュアル等としているものは2大学(大阪大学、和歌山大学)であり、他の5大学(福井大学、滋賀大学、京都大学、神戸大学、奈良女子大学)は、障害のある学生に関する規定や記載がない。</p> <p>大阪大学は、教職員向けの「ガイドライン」(障害者差別解消法に基づく大阪大学の障がい学生支援体制における教職員のための対応ガイドライン)に、災害等緊急時における障害のある学生に対する支援についても、障害の種別ごとに、具体的な手順や誘導の仕方等を分かりやすく記載している。また、大学に整備している2種類の避難介助器具(階段避難車、各2台)の使用方法について、体験も交えながら、教職員や学生に説明する講習会も開催している。</p> <p>和歌山大学は、「教職員向け障がい学生支援ガイド」を作成するとどまらず、ホームページにも「災害が起こったときの対応について」の項目を設け、教員による具体的な伝達の仕方、誘導における注意事項や誘導の手順など、非常に分かりやすく記載されている。ホームページのメニューでは「教職員の方へ」とされ</p> | <p>図表4-①~③</p> |

ているが、誰でもアクセスし閲覧することができる。同大学に在籍する障害のある学生はもとより、受験を希望する者、その保護者等にとっても、安心できるものとみられる。

また、和歌山大学は、肢体不自由の障害学生について、入学時に、所属学部の教職員や施設整備課の職員と共に、障がい学生支援部門（キャンパスライフサポートルーム）の職員が同行し、構内の施設や設備、バリアフリー化の状況などの確認に併せて、災害発生時の避難場所へのルートも案内している。障害のある学生にとって、分かりやすく、丁寧な対応となっている。

③ 防災訓練及び避難訓練における障害のある学生に配慮した取組の状況を見ると、いずれの大学もそのような取組を行っていない。

④ 避難場所や避難経路の障害のある学生への周知状況をみると、i) 消防計画に、避難場所及び避難経路を設定しているもの2大学（神戸大学、奈良女子大学）、ii) 構内に避難場所及び避難経路を掲示しているもの（京都大学）、iii) 避難場所は災害対策マニュアルに明記しているが、避難経路は設定していないもの（福井大学）、iv) 避難場所及び避難経路図を作成しているが、教職員用のポータルサイトに限定して掲載しており、障害の有無にかかわらず、学生は閲覧できないもの（滋賀大学）、v) 部局長の定める防災マニュアルに避難場所及び避難経路を掲載しているが、同マニュアルを作成していない部局があるもの（大阪大学）となっている。

なお、和歌山大学は、広場を囲むように学舎が設置され、各施設の前面が避難場所となるので、特に周知の必要がないとしている。

しかし、i) 消防計画について、通常、大部なものであり、障害のある学生（特に、視覚障害のある学生）も容易に避難場所等を確認できるか、ii) 同様に、防災マニュアルについてはどうか、iii) 視覚障害のある学生は構内に掲示された図面の内容を容易に確認できるかなど、確実性に欠けるものとする。また、避難場所及び避難経路について、教職員しか承知できないのでは、災害時に、障害のある学生や支援に当たる学生にも混乱など生じ、円滑な避難が困難とみられる。

上記のとおり、障害のある学生について、入学時に構内を案内し、災害発生時の避難場所へのルートの確認を受けている例（和歌山大学）もみられ、障害のある学生個々に案内することまで困難であっても、漏れなく避難場所及び避難経路を事前に承知できるよう、工夫すべきと考える。

関連で調査した私立大学には、①障害のある学生の状態・特性等にも配慮し、全学的な避難訓練を実施している例（桃山学院大学）、②障害のある学生も含めた全学的な防火・防災訓練を実施している例（龍谷大学）がみられた。

災害時における障害のある学生に対する支援について、「これだけやっておけばよい」というものはなく、それぞれの国立大学法人において、災害時における障害のある学生の支援に関する規定の整備や避難マニュアル等の作成、障害のある学生も参加する避難訓練等の実施、その結果を検証して課題等の把握、次回の訓練内容の改善等を通じて、向上させていくことが重要である。

図表 4-④、⑤

「普段やっていないことは、災害時に絶対できない」との認識が基本と考える。

(障害のある学生の意見等)

障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）によると、国立大学に在籍する学生からは、①「実際に大きな災害に見舞われたことがないので分からない。いつも頼りにしていたものがなくなり、いつもは何もなくて歩いていた道が歩けなくなったり、インフラが断線して混乱状態の人が多く中で、被災地の人が得たい支援は同じだと思う。強いて言えば、掲示板などの文字が大きく、情報が得やすいと助かる」（視覚障害のある学生）、②「どこへ行けば良いかという指示」（視覚障害のある学生）、③「速く安全に移動ができる支援」（肢体不自由な学生）、④「車椅子なので、大勢の中の移動が難しいので、別ルート等があると有難い」（肢体不自由な学生）、⑤「一般の人間と同様の支援、薬品の継続的な入手」（発達障害のある学生）、⑥「説明を書いたもの（避難場所等）を渡してほしい」（発達障害のある学生）、⑦「他人との隔たりを作ることができる避難所（プライバシーが守られる）」（病弱・虚弱な学生）との意見があった。

また、公立・私立大学に在籍する学生からは、①「放送の音が聞こえないので、それに困らないような支援は必要かなと思います。メールで伝えることがいいかなと思います」（聴覚障害及び言語障害のある学生）、②「手話ができる人、筆談紙とペン、どこに避難すれば良いのかを分かりやすく説明した紙、火事や地震（災害）が起きた場所が分かる連絡等」（聴覚障害及び言語障害のある学生）、③「トイレ介助やベッドに横になる支援が必要」（肢体不自由な学生）、④「急いで移動しなければならない時や、エレベーターが停止して階段を降りなければならない時などの移動介助（または運んでもらう？）」（肢体不自由な学生）、⑤「エレベーターが使えない時は階段の昇降などの介助」（肢体不自由な学生）、⑥「障害学生に特化した、大学生活における災害対応マニュアルを作ってほしい」（肢体不自由な学生）、⑦「ゆっくりと、丁寧に、何度も、自分がパニックにならないような指示」（精神障害のある学生）、⑧「避難場所を教えてくれる人がいたらいい」（精神障害のある学生）との意見があった。

これらの意見から、障害のある学生には、それぞれの特性等による支援ニーズがあることが分かる。避難場所や避難経路の教示など、あらかじめ対応できるものも見受けられる。

【改善所見】

したがって、国立大学法人は、災害時における障害のある学生の安全な避難の確保を図る観点から、次の措置を講じる必要がある。

- ① 災害時に、障害のある学生の支援を有効に行うことができるマニュアル等の作成を検討すること。
- ② 避難場所及び避難経路について、障害のある学生を含めて全員があらかじめ確実に承知できるよう工夫すること。
- ③ 防災訓練等の実施に当たり、障害のある学生も参加させること。訓練の終了後、課題を検証し、次回以降の訓練内容の改善に結び付ける仕組みを検討すること。

図表 4-⑥

図表 4-① 災害時における障害のある学生に対する支援の取組

| 大 学 名 | 支 援 の 概 要 |
|---------|--|
| 福 井 大 学 | <p>(1) 規程類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「国立大学法人福井大学危機管理規則」 ② 「国立大学福井大学防火・防災管理規程」 ③ 「災害対策マニュアル」 ④ 「大地震マニュアル」 <p>いずれも、障害のある学生に関する規定や記載がない。</p> <p>(2) 防災訓練及び避難訓練における障害のある学生に配慮した取組 行っていない。</p> <p>(3) 障害のある学生に対する避難場所及び避難経路の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時避難場所について、「災害対策マニュアル」に明記している。 ・ ポケットサイズの「大地震マニュアル」を作成し、全学生に配布している。 ・ 避難経路について、「学生の居場所が区々であり、特定できないため、全学生について設定していない」としている。 <p>[当局の検討]</p> <p>他の大学の取組例も参考として、以下の取組を行うことが適当と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害時に、障害のある学生の支援を有効に行うことができるマニュアル等の作成を検討 ② 防災訓練等の実施に当たり、障害のある学生も参加させ、訓練の終了後、課題を検証し、次回以降の訓練内容の改善に結び付ける仕組みを検討 ③ 避難場所及び避難経路について、障害のある学生があらかじめ承知できるよう、また、視覚障害のある学生が内容を容易に確認できるよう工夫 |
| 滋 賀 大 学 | <p>(1) 規程類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「国立大学法人滋賀大学災害対策規程」 ② 「国立大学滋賀大学防火・防災管理規程」 ③ 「個別マニュアル（施設に関するリスク（施設の管理）、施設に関するリスク（火災・暴発）、災害に関するリスク（地震、台風、豪雨、落雷他） <p>いずれも、障害のある学生に関する規定や記載がない。</p> <p>(2) 防災訓練及び避難訓練における障害のある学生に配慮した取組 行っていない。</p> <p>(3) 障害のある学生に対する避難場所及び避難経路の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の避難場所及び避難経路図を作成 ・ 周知方法をみると、教職員用の「ポータルサイト」に限定して掲載されており、障害の有無にかかわらず、学生は閲覧できない。 <p>[当局の検討]</p> <p>他の大学の取組例も参考として、以下の取組を行うことが適当と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害時に、障害のある学生の支援を有効に行うことができるマニュアル等の作成を検討 ② 防災訓練等の実施に当たり、障害のある学生も参加させ、訓練の終了後、課題を検 |

| | |
|---------|---|
| | <p>証し、次回以降の訓練内容の改善に結び付ける仕組みを検討</p> <p>③ 避難場所及び避難経路について、教職員しか承知できないのでは、災害時に障害のある学生や支援に当たる学生にも混乱など生じ、円滑な避難が困難とみられる。障害のある学生を含めて全員が、あらかじめ避難場所及び避難経路を承知できるよう、また、視覚障害のある学生が内容を容易に確認できるよう工夫</p> |
| 京 都 大 学 | <p>(1) 規程類</p> <p>①「京都大学危機管理規程」</p> <p>②「京都大学危機管理規程施行細則」</p> <p>③「京都大学防火規程」</p> <p>④「地震対応マニュアル（学生用）」</p> <p>いずれも、障害のある学生に関する規定や記載がない。</p> <p>(2) 防災訓練及び避難訓練における障害のある学生に配慮した取組 行っていない。</p> <p>(3) 障害のある学生に対する避難場所及び避難経路の周知 大学構内に、避難場所及び避難経路を掲示している。</p> <p>[当局の検討]</p> <p>他の大学の取組例も参考として、以下の取組を行うことが適当と考える。</p> <p>① 災害時に、障害のある学生の支援を有効に行うことができるマニュアル等の作成を検討</p> <p>② 防災訓練等の実施に当たり、障害のある学生も参加させ、訓練の終了後、課題を検証し、次回以降の訓練内容の改善に結び付ける仕組みを検討</p> <p>③ 構内に掲示された避難場所及び避難経路について、障害のある学生があらかじめ承知できるよう、また、視覚障害のある学生が内容を容易に確認できるよう工夫</p> |
| 大 阪 大 学 | <p>(1) 規程類</p> <p>①「大阪大学防災基本規程」</p> <p>② 部局ごとの「防災マニュアル」</p> <p>両方とも、障害のある学生に関する規定や記載がない。</p> <p>③「障害者差別解消法に基づく大阪大学の障がい学生支援体制における教職員のための対応ガイドライン」（キャンパスライフ支援センター障がい学生支援ユニット）</p> <p>同ガイドラインには、「障がいのある学生への災害等緊急時の支援」として、災害等緊急事態が発生した場合の支援について、学生の障害の種別ごとに、具体的な手順や誘導の仕方等を分かりやすく記載している。</p> <p>(2) 防災訓練及び避難訓練における障害のある学生に配慮した取組 行っていない。</p> <p>なお、配備している避難介助器具を使用して、教職員や学生にも参加してもらい、「階段避難車講習会」を開催している。</p> <p>(3) 障害のある学生に対する避難場所及び避難経路の周知</p> <p>部局ごとに作成している「防災マニュアル」に、避難場所及び避難経路が記載されている。なお、一部の学部は同マニュアルを作成していない。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>[当局の検討]</p> <p>他の大学の取組例も参考として、以下の取組を行うことが適当と考える。</p> <p>① 防災訓練等の実施に当たり、障害のある学生も参加させ、訓練の終了後、課題を検証し、次回以降の訓練内容の改善に結び付ける仕組みを検討</p> <p>② 避難場所及び避難経路について、「防災マニュアル」を作成している部局においては、視覚障害のある学生が内容を容易に確認できるよう、また、障害のある学生があらかじめ避難場所及び避難経路を承知できるよう工夫</p> <p>なお、「防災マニュアル」を作成していない一部の学部においても、作成している部局と同様に避難場所及び避難経路をあらかじめ承知できるよう工夫</p> <p>[特徴的な取組]</p> <p>教職員向けのガイドラインに、災害等緊急時における障害のある学生に対する支援についても、障害の種別ごとに、具体的な手順や誘導の仕方等を分かりやすく記載されている。また、大学に配備している2種類の避難介助器具（階段避難車、各2台）の使用方法について、体験も交えながら、教職員や学生に説明する講習会も開催している。</p> |
| 神戸大学 | <p>(1) 規程類</p> <p>① 「国立大学神戸大学防火管理規程」</p> <p>② 「国立大学法人神戸大学危機管理規則」</p> <p>③ 「神戸大学危機管理基本マニュアル」</p> <p>④ 「事象別危機管理マニュアル（全学編）」</p> <p>⑤ 「神戸大学学生対応危機管理マニュアル」</p> <p>⑥ 「大地震による被災を想定した事業継続計画（BCP）」</p> <p>いずれも、障害のある学生に関する規定や記載がない。</p> <p>(2) 防災訓練及び避難訓練における障害のある学生に配慮した取組 行っていない。</p> <p>(3) 障害のある学生に対する避難場所及び避難経路の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「消防計画に、避難場所・避難経路を示している」としている。 ・ 部局ごとに作成・周知されている「緊急時対策マニュアル」にも、施設ごとの避難場所、避難経路が示されている。 <p>[当局の検討]</p> <p>他の大学の取組例も参考として、以下の取組を行うことが適当と考える。</p> <p>① 災害時に、障害のある学生の支援を有効に行うことができるマニュアル等の作成を検討</p> <p>② 防災訓練等の実施に当たり、障害のある学生も参加させ、訓練の終了後、課題を検証し、次回以降の訓練内容の改善に結び付ける仕組みを検討</p> <p>③ 消防計画、緊急時対策マニュアルについて、通常、大部なものであり、障害のある学生があらかじめ避難場所及び避難経路を承知できるよう、また、視覚障害のある学生が避難場所等を容易に確認できるよう工夫</p> |

| | |
|---------------|--|
| <p>奈良女子大学</p> | <p>(1) 規程類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「国立大学法人奈良女子大学防災規則」 ②「奈良女子大学における危機管理に関する要項」 ③「奈良女子大学災害・事故対策要項」 ④「国立大学法人奈良女子大学消防計画」 ⑤「危機管理マニュアル」 <p>いずれも、障害のある学生に関する規定や記載がない。</p> <p>(2) 防災訓練及び避難訓練における障害のある学生に配慮した取組 行っていない。</p> <p>(3) 障害のある学生に対する避難場所及び避難経路の周知 「消防計画」に、避難場所、避難経路を設定している。</p> <p>[当局の検討]</p> <p>他の大学の取組例も参考として、以下の取組を行うことが適当と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害時に、障害のある学生の支援を有効に行うことができるマニュアル等の作成を検討 ② 防災訓練等の実施に当たり、障害のある学生も参加させ、訓練の終了後、課題を検証し、次回以降の訓練内容の改善に結び付ける仕組みを検討 ③ 消防計画について、通常、大部なものであり、障害のある学生があらかじめ避難場所及び避難経路を承知できるよう、また視覚障害のある学生が避難場所等を容易に確認できるよう工夫 |
| <p>和歌山大学</p> | <p>(1) 規程類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「国立大学法人和歌山大学消防計画」(障害のある学生に関する記載がない)。 ②「教職員向け障がい学生支援ガイド」 <p>和歌山大学のホームページにも、「災害が起こったときの対応について」の項目が設けられている。「教職員の方へ」のメニューであるが、誰でもアクセスし見ることができる(図表4-③参照)。</p> <p>(2) 防災訓練及び避難訓練における障害のある学生に配慮した取組 行っていない。</p> <p>(3) 障害のある学生に対する避難場所及び避難経路の周知 広場を囲むように学舎が設置されている。このようなキャンパスのレイアウトから、各施設の前面の広場が避難場所になっており、特に周知の必要がない。</p> <p>[当局の検討]</p> <p>他の大学の取組例も参考として、防災訓練等の実施に当たり、障害のある学生も参加させ、訓練の終了後、課題を検証し、次回以降の訓練内容の改善に結び付ける仕組みを検討することが適当と考える。</p> <p>[特徴的な取組]</p> <p>教職員向けに、「障がい学生支援ガイド」を作成するにとどまらず、ホームページにも災害発生時の障害のある学生への支援について掲載している。これまで記載のとおり</p> |

り、和歌山大学は、国等職員対応要領第10条に「情報公開」に関する独自の規定を設けており、様々な情報を積極的に公開している。

上記ホームページでは、「教職員の方へ」とされているが、誰でもアクセスし閲覧することができる。「災害が起こったときの対応について」の項目には、教員による具体的な伝達の仕方、誘導における注意事項や誘導の手順など、非常に分かりやすく記載されている。同大学に在籍する障害のある学生はもとより、受験を希望する者、その保護者等にとっても、安心できるものとみられる。

なお、肢体不自由な学生について、入学時に、所属学部の教職員や施設整備課の職員と共に、障がい学生支援部門（キャンパスライフサポートルーム）の職員が同行し、構内の施設や設備、バリアフリー化の状況などの確認に併せて、災害発生時の避難場所へのルートも確認してもらっている。障害のある学生には、分かりやすく、丁寧な対応となっている。

(注) 当局の調査結果による。

図表 4-② 災害等緊急時における障害のある学生の支援を教職員向けガイドラインに明記（大阪大学）

「障害者差別解消法に基づく大阪大学の障がい学生支援体制における教職員のための対応ガイドライン」（以下この図表において、「対応ガイドライン」という。）に、「障がいのある学生への災害等緊急時の支援」（5-3）として、授業・ゼミ等を行っている最中に、災害等緊急事態が発生した場合の支援について、学生の障害の種別ごとに、具体的な手順や誘導の仕方等を記載している。

また、大阪大学は、車椅子を利用する学生が所属する部局の建物内に、避難介助器具として、「キャリダン」及び「イーバックチェア」（いずれも階段避難車、各2台）を配備しており、対応ガイドラインにも、両器具をそれぞれ図示している。

○「対応ガイドライン」（抜粋）

5-3 障がいのある学生への災害等緊急時の支援

授業・ゼミ等に災害等緊急事態が発生した場合は、授業担当教職員が避難指導者となります。まず、情報支援や誘導等の支援が必要な人がいるかどうかを確認してください。もし、支援が必要な人がいれば、支援者がそばにいるか確認し、支援者がいない場合は、その場で教職員もしくは学生が支援者になるよう指示してください。

1) 視覚障がいのある学生に対する支援

・支援者は、避難の手順、避難経路、周囲の状況等について、適切かつ簡潔に口頭で説明してください。その後、段差、亀裂、障害物等に注意しながら誘導してください。

2) 聴覚障がいのある学生に対する支援

・支援者は担当教員や校内放送等の音声情報を「ノートに書く」、「スマートフォンにテキスト入力する」等の方法を行い、聴覚障がいのある学生に適切に伝えてください。また、避難後も情報に漏れないように、的確に情報伝達を行ってください。

3) 肢体不自由、内部障がい・慢性疾患のある学生に対する支援

・学生の実態に応じて、車いすのまま移動するか、車いすを利用せず背負って移動するかを判断してください。

・大阪大学には、「キャリダン」「イーバックチェア」という避難介助器具を設置しています。基本的には、車いすの学生が所属している部局の建物内に設置しています。設置場所や使用方法については普段から確認してください。障がい学生支援ユニットでは、使用方法等についての研修を行うことも可能です。



キャリダン



イーバックチェア

4) 発達障がい・精神障がいのある学生に対する支援

・避難経路や避難場所についての避難指示をする際、視覚情報を用いて、具体的に情報を伝えてください。また避難の手順を適切に説明してください。

また、対応ガイドライン（5-3の3）にあるとおり、障害学生支援ユニットは、「キャリダン」及び「イーバックチェア」の使用方法について、関係する教職員や学生に参加してもらい、「階段避難車講習会」を開催している。平成28年度に開催された講習会によると、①「キャリダン」の場合、2人1組で実際に体験してもらい、緊急時の使用方法についてメーカー職員との直接質疑応答を通じて理解を深めた、②「イーバックチェア」の場合、肢体不自由な学生が乗り、他の学生が押すなど、実際に体験し

てもらった。終了後、課題として、①「キャリアダン」の講習会について、教職員だけの参加であったが、緊急時は学生が使用する可能性が高いため、学生向けの講習会を行う必要もあるのではないかと、②「イーバックチェア」の講習会について、多くの学生に体験してもらったが、来年度はこれらの学生も進級や卒業して入れ替わるので、同講習会を継続して実施する必要があるのではないかと整理している。

図表 4-③ 災害発生時の障害のある学生に対する支援を教職員向けガイドに明記するとともに、ホームページにも公開（和歌山大学）

和歌山大学のホームページ及び「教職員向け障がい学生支援ガイド」（キャンパスライフサポートルーム）に、「災害が起こったときの対応について」の項目を設け、学生の障害の種別ごとに、授業担当教員及び指導教員が避難指導者となり、指定の場所まで誘導するよう示している（下記、ホームページの掲載内容を参照）。具体的な伝達の仕方、「支援者のひじの少し上を視覚障害学生に掴んでもらって歩く」など誘導における注意事項や誘導の手順等、非常に分かりやすく記載されている。特に、「残留者確認」までも示されている。

（検索手順）メニューバー「キャンパスライフ」→「キャンパスライフサポートルーム」→「教職員の方へ」の「災害が起こったときの対応について」

（アドレス）<http://www.wakayama-u.ac.jp/cis/seminar.html>

○ ホームページの掲載内容（抜粋）

■災害が起こったときの対応について

授業中及び学生の指導中に地震や火事などの災害が起こった場合は、授業等の担当教員及び指導教員が避難誘導者として指定の場所まで避難誘導を行ってください。単独で避難することが難しい障がい学生がいる場合には、通常とは別に避難の支援が必要となります。

以下に、各障害別に最低限必要だと考えられる災害時の対応について記載します。

（1）視覚障害

- ・避難の手順、避難経路、周囲の状況を口頭で伝達してください。
- ・段差、亀裂、障害物（足元、頭上、張り出し、ひび割れ）に注意しながら誘導してください。
- ・視覚障害学生を誘導の際には、支援者のひじの少し上を視覚障害学生に掴んでもらって歩くか、視覚障害学生の前を支援者が歩いて誘導してください。

（2）聴覚障害

- ・授業等の担当教員、指導教員からの説明や校内放送等の音声情報を、聴覚障害学生に筆談、携帯やスマートフォンへのテキスト入力、板書、手のひらに書く、身振りなどを組み合わせ、目に見える形で聴覚障害学生に情報を伝達してください。

（3）肢体不自由

- ・全体に避難指示をする際、車椅子等の補助具を利用する肢体不自由の学生については、学生本人を背負って避難させてください。
- ・できるだけ2名以上の支援者が一緒に避難させるようにしてください。
- ・未経験者が車椅子に障がい学生を乗せたまま移動させることは、障がい学生、支援者の双方に危険を伴うため、行わないようにし、車椅子は別の支援者が畳んで運ぶようにしてください。無理なら運ばずに障がい学生本人の避難を優先してください。
- ・1階（フロア階）に担架等がある場合、担架等による移動を検討してください。

（4）発達障害

全体に避難指示をする際、避難経路や避難場所について、視覚的な情報と口頭の指示によって、具体的に、かつ簡潔に伝えるようにしてください。

(5) 精神障害

パニック発作を起こす可能性や過度な不安や緊張から避難場所まで1人では避難できない場合が想定されますので、その場合は、周りの状況を確認しながら、学生が落ち着くのを待ち、一緒に付き添って避難をしてください。

※残留者確認

教職員は必ず建物内の残留者確認を行ってください。各フロアの教室、廊下、トイレや人の目につきにくい場所などに障がい学生や一般の学生が残っている可能性もあります。呼びかけや音への応答が難しい学生がいる場合も想定し、ライトの点滅を利用するなどの工夫が必要となることがあります。残留者がいた場合は、他の教職員などと協力し、できる限り速やかに残留者を避難させてください。

また、和歌山大学は、上記のホームページや教職員向けの支援ガイドにとどまらず、肢体不自由の学生について、入学時に、所属学部の教職員や施設整備課の職員と共に、障がい学生支援部門（キャンパスライフサポートルーム）の職員が同行し、構内の施設や設備、バリアフリー化の状況など、実地に確認してもらいながら、案内している。その一環として、災害発生時の避難場所（野球場、体育館）へのルートも確認してもらっている。障害のある学生には、分かりやすく、丁寧な対応となっている。

(注) 当局の調査結果による。

**図表 4—④ 障害のある学生の状態・特性等にも配慮し、全学的な避難訓練を実施している例
(桃山学院大学)**

桃山学院大学では、「施設災害対策要綱」（平成 14 年）の規定により、防災対策委員会が「防災訓練を実施する等防災意識の向上に努める」とされており、毎年、総務部総務課が作成する「避難訓練実施計画」に基づき、全学的な訓練に取り組んでいる。以下のとおり、障害のある学生の状態・特性等にも配慮した訓練内容となっている。

- 平成 28 年 10 月 27 日、消防計画等の定めに基づく教育・訓練の一部（避難誘導訓練）として実施した。訓練に当たり、障害のある学生も参加させている。この訓練について、「授業時間中に震度 6 強の地震が発生した」との想定により、施設内の学生を避難場所であるサブグラウンドへ避難させ、安否確認を行うこととされている。障がいのある学生については、避難場所である「チャペル前」（チャペル（聖救主礼拝堂）に災害対策本部を設置）に避難させ、安否確認を行う。
- 訓練対象者は、当日、授業を受けている学部生、授業を担当している教員、事務職員等である（障害のある学部生も含まれる）。
- 事前に、教室別、授業担当教員別に、履修者数と障害のある学生数（障害種別）を把握しており、教室別に、誘導担当者（事務職員）や「避難経路」、受講している障害のある学生に関する情報（障害種別及び人数）等を掲載した図が用意される。
- 「避難訓練シナリオ」（「地震発生 of 放送」から「訓練終了 of 放送」までは 30 分間）が別に用意されており、「訓練中の事故を防ぐため車イスの学生は、エレベーターを使用してください。障がい学生の避難場所はチャペル前となります」と誘導のアナウンスを行うこととされている。
- 「車イスの介助方法」に関する資料も用意され、介助に当たっての注意点等の詳細な説明や写真が掲載されており、非常に分かりやすい。
- 避難訓練の当日、大きな混乱等を避けるため、あらかじめ、教職員や障害のある学生に対し、避難経路の周知文書が配布される。これは、当日訓練だけでなく、緊急時の確認も兼ねる。

- 訓練の終了後、障害のある学生個々に、①障害種別、②通常移動手段、③当日の教室、④当日の担当教員、⑤避難の有無、⑥避難場所への到達時間、⑦教員の帯同状況等を整理し、以後の緊急時の対応に活用することとしている。

(注) 当局の調査結果による。

図表 4-⑤ 障害のある学生も含めた全学的な防火・防災訓練を実施している例（龍谷大学）

龍谷大学は、毎年、全学的な防火・防災訓練を実施している。この訓練では、障害のある学生について、障がい学生支援室から各学部教務課に対応を要請し、各学部教務課では以下の手順で対応している。対応方法については事前に障がい学生支援室で集約し、各学部教務課と協議のうえ必要な場合は協力して対応する。

①障害のある学生の時間割及び教室を把握し、②障害のある学生への対応方法について確認し、③訓練の際には手助け（移動介助）が必要な学生に対し、事務職員等が誘導する。昨年度の訓練では、聴覚障害のある学生にノートテイクが放送内容を伝達して一緒に避難したケースもあった。

同訓練の結果、確認できた課題について、障がい学生支援室が集約し、以下のとおり、検討している。

| 訓練結果から得られた課題 | 課題の解決に向けた検討 |
|--|---|
| <p>障害のある学生の対応は、普段から支援を行っている学生について、各学部が対応し、特に問題はなかった。</p> <p>しかし、普段支援していない学生への対応ができていないケースもあった。</p> | <p>要支援学生の特典、要支援学生の居場所を教務課で日々把握するほか、関係部署で（障がい学生支援室、総務課、守衛所など）で共有する必要がある。</p> |
| <p>エレベーターや廊下が非常に混雑することから、車椅子の学生1人での移動は非常に困難である。「安否確認カード」の受取も、混雑している状況では困難となっている。</p> | <p>災害時の対応について、本人と相談して対応方法について、各学部教務課、授業担当教員、障がい学生支援室で共有しておく。</p> <p>教室配当等の個別配慮をすることも検討する。</p> |

(注) 当局の調査結果による。

図表 4-⑥ 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）での意見（災害時の対応関連）

- 実際に大きな災害に見舞われたことがないので分からない。いつも頼りにしていたものがなくなり、いつもは何もなく歩いてきた道が歩けなくなったり、インフラが断線して混乱状態の人が多く、被災地の人が見たい支援は同じだと思う。強いて言えば、掲示板などの文字が大きく、情報が得やすいと助かる。（国立大学、視覚障害のある学生）
- どこへ行けば良いかという指示（国立大学、視覚障害のある学生）
- 車椅子なので、大勢の中の移動が難しいので、別ルート等があると有難い。（国立大学、肢体不自由な学生）
- 敷地内の寮に住んでいるので、学生や先生と一緒に避難できるかどうか。日頃から顔の見える関係性をつくることができているかどうか。（国立大学、肢体不自由な学生）
- 速く安全に移動ができる支援（国立大学、肢体不自由な学生）
- 他人との隔たりを作ることができる避難所（プライバシーが守られる）（国立大学、病弱・虚弱な学生）
- 一般の人間と同様の支援、薬品の継続的な入手（国立大学、発達障害のある学生）

- 説明を書いたもの（避難場所等）を渡してほしい。（国立大学、発達障害のある学生）
- 周囲の環境の変化に対する情報提供、避難の際の誘導（公立・私立大学、視覚障害のある学生）
- 放送の音が聞こえないので、それに困らないような支援は必要かなと思います。メールで伝えることがいいかなと思います。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 手話ができる人、筆談紙とペン、どこに避難すれば良いのかを分かりやすく説明した紙、火事や地震（災害）が起きた場所が分かる連絡等（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- トイレ介助やベッドに横になる支援が必要（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- エレベーターが使えない時は階段の昇降などの介助（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 障害学生に特化した、大学生活における災害対応マニュアルを作してほしい。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 移乗から歩行まで完全に不可能なので、2階や3階での授業時に災害が起きた時の支援方法について知りたい。高校の時はこのことを踏まえた練習していた。
 現在の大学における避難訓練は、健常学生は大きなグラウンドに駆け込むような訓練ですが、そのグラウンドまでに緩やかな坂道が続くこともあり、障害学生には逆に危険を感じる人が多いことから、フラットな道で行くことができる学内にある教会に避難することになっているのでそのルートをつかって避難訓練に参加している。
 ルートに関しては、坂道を使うよりも大変良いと感じますが、私は電動車いすを使用するものの人に車いすを押してもらわなければならない学生もいるので、そのような学生が教会に行くことが困難なのではないかと感じる。避難訓練の時には友達に押してもらっているという学生もいますが、実際の災害で避難をするとすると友達も自分の命を守らなければならないことから、移動の手段においても考慮した避難訓練の実施を今後して欲しい。
 高校での方法は、非常ベルが鳴るとその時間に授業をされていない職員室にいる先生方が、当時は車いす学生が2人いたので各学生がいる教室に3名ずつ先生が来られて1人は学生を介助してもう2人の先生が車いすを担いで、エレベーターが使えないことを想定して階段を使って避難場所に設定している体育館へ連れて行ってくださりました。
 大学にも、予め各障害学生の時間割をひかえてもらっているので、少なくともエレベーターを使って避難しなければならない学生だけでも複数の職員で対応していただく方法を考えていただきたいと思っています。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 急いで移動しなければならない時や、エレベーターが停止して階段を降りなければならない時などの移動介助（または運んでもらう？）（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- ゆっくりと、丁寧に、何度も、自分がパニックにならないような指示（公立・私立大学、精神障害のある学生）
- 避難場所を教えてくれる人がいたらいい（公立・私立大学、精神障害のある学生）

（注）当局の調査結果による。なお、「第3 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）」を参照

5 施設・設備のバリアフリー

| 調 査 結 果 | 説明図表番号 |
|---|---------------|
| <p>【制度の概要】 (バリアフリー法)</p> <p>高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進し、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進する等のため、平成18年に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）が制定された（同年12月20日施行）。この法律は、従来の通称「ハートビル法」（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号））及び「交通バリアフリー法」（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号））とを統合・拡充し、一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するためのものである。</p> <p>バリアフリー法において、①多数の者が利用する建築物（学校等）の「特定建築物」（第2条第16号、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「バリアフリー法施行令」という。）第4条各号）、②特定建築物のうち、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（特別支援学校、老人ホーム等）の「特別特定建築物」（バリアフリー法第2条第17号、バリアフリー法施行令第5条各号）について、それぞれ、①については建築主等に、建築（新築、増築、改築（バリアフリー法第2条第19号））や用途変更、修繕又は模様替をしようとするときは、当該特定建築物を「建築物移動等円滑化基準」（移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（同法第14条第1項）。バリアフリー法施行令第10条～第23条）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない（同法第16条第1項、いわゆる努力義務）とされ、②については建築主等に、政令で定める規模以上の新築、増築、改築又は用途変更をしようとするときは、当該特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない（同法第14条第1項）とされている。</p> <p>また、高齢者、障害者等がより円滑に建築物を利用できるようにするために、誘導すべき基準として、「建築物移動等円滑化誘導基準」（バリアフリー法第17条第3項第1号。高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第114号。以下「バリアフリー法誘導基準省令」という。）第2条～第16条）も定められている。</p> <p>さらに、国土交通省は、「すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして」、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。直近の改訂は平成29年3月）を定めている。これには、建築物移動等円滑化基準チェックリストや建築物移動等円滑化誘導基準チェックリストも掲載されている。</p> <p>なお、今回、調査対象とした7国立大学法人の建築物は、基本的に「特定建築物」</p> | <p>図表 5-①</p> |

| | |
|--|------------------|
| <p>に該当する。</p> <p>(第一次まとめ)</p> <p>大学構内の施設・設備のバリアフリー化について、第一次まとめでは、学内環境のバリアフリー化として、「障害のある学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、障害の状態・特性等に応じた環境にするために、スロープや手すり、トイレ、出入口、エレベーター、案内・サイン設置等について施設の整備を計画する際に配慮する。また、既存の大学等施設のバリアフリー化についても、障害のある学生の在籍状況等を踏まえ、大学等施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進できるように配慮する。なお、施設・設備を新設する場合には、障害のある学生の在籍状況にかかわらず、ユニバーサル・デザインの観点を重視することが望まれる」とされている(5.(6))。</p> <p>なお、上記4のとおり、災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮として、「災害時等への対応のため、障害の状態・特性等に応じた施設・設備を整備する」とされている(5.(6))。</p> | <p>図表1-2(再掲)</p> |
| <p>(第三次障害者基本計画)</p> <p>第三次障害者基本計画においても、「大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等を促進するとともに、施設のバリアフリー化を推進する」とされている(Ⅲ3.(3))。</p> | <p>図表1-3(再掲)</p> |
| <p>(第二次まとめ)</p> <p>第二次まとめにおいて、「不特定多数の障害者のニーズを念頭に、あらかじめ、施設・設備のバリアフリー化や、以下の学内規程、組織等を含むハード面・ソフト面での環境の整備(事前的改善措置)を行なうことが有効である。これらの環境整備は、障害のある学生の心理的負担に加え、合理的配慮等、個別の支援の申出や問合せに対応する負担を軽減することが期待される。また、必要なコストの削減・効率化にもつながる可能性があることから積極的な推進が望まれる。特に、施設の整備については、中長期的な計画・取組が重要である」とされている(5.(2)①)。</p> <p>【実地調査の趣旨】</p> <p>構内施設・設備のバリアフリー化について、障害のある学生にとって、安心して学生生活を送ることができるかどうかの非常に重要な要素の一つである。バリアフリー化が進んでいなければ、構内を自由に移動し、施設や設備を円滑に利用することができず、大きな制約、ストレスの一因ともなってしまう。</p> <p>一方、大学は、施設・設備の整備やバリアフリー化に多額の支出を伴うことから、必要な予算を確保・計上しながら、計画的に対応していくことが通例と考えられる。</p> <p>今回の調査においては、「地方の行政課題に係る情報収集体制等強化事業予算」を活用し、外部の専門機関に委託し、視覚障害のある方(全盲)、肢体不自由で車椅子を使用されている方々と協働で、調査対象7国立大学法人の構内の施設・設備のバリア</p> | <p>図表1-5(再掲)</p> |

アフリー化の状況について、現地に出向き、必要な写真撮影も行いながら実地調査した。

障害のある方々と協働して調査を行ったのは、これら施設・設備の「ユーザー」となる、障害のある学生の立場から、使い勝手の良さなども含めて、確認するためである。

なお、当局の実地調査には、各国立大学法人の障害学生支援担当部署の方々にも立ち会っていただいた。個々の施設・設備の確認の都度、「ユーザー」の立場からの「生の声」を直接聞いていただくためである。

以下、実地調査の結果を記載し、課題等も整理する。ただし、ここに示した課題等について、直ちに改善を求める趣旨でなく、危険性が高く改善を急ぐ必要のあるものを除き、今後、施設・設備の整備、点検や補修等を行うに当たり、「チェック・ポイント」として活用いただければと考える。最後に一括して、「提言」としている。

【調査結果】

調査対象7国立大学法人の構内の施設・設備のバリアフリー化の状況について調査した結果、次のような状況であった。

ア 施設・設備の整備計画の策定状況（バリアフリー関係）

いずれの国立大学法人も、キャンパスライフマスタープラン等の施設・設備の整備計画を策定しており、バリアフリーの視点も採り入れている。

また、バリアフリーに係る具体的な計画について、①策定しているもの4大学（大阪大学、神戸大学、奈良女子大学、和歌山大学）、②特に策定していないもの3大学（福井大学、滋賀大学、京都大学）となっている。

さらに、障害のある学生からの申出を受けて、平成26年度以降、可能な施設・設備の設置、改修等を行った実績があるのは、5大学（滋賀大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、和歌山大学）である。なお、この間、障害のある学生から、特に申出がなく、改修等の実績がなかったものは、2大学（福井大学、奈良女子大学）である。

イ バリアフリー化の取組の点検

7国立大学法人について、障害のある方々とそれぞれのキャンパスに出向き、構内の施設・設備のバリアフリー化の取組状況について、実地に調査した。複数地点に分かれてキャンパスを設置し、運営している、いわゆる「分散キャンパス」については、障害のある学生の日常的な利用も考慮し、障害学生支援担当部署（障害学生支援室等）及び教養課程が置かれているキャンパスを選定した。

上記「実地調査の趣旨」のとおり、今回の実地調査は、各国立大学法人の障害学生支援担当部署の職員立会いのもと行ったため、「三者による共同点検」となった。

点検は、「障害のある学生」の立場から、大きく2つの観点として、①安全確保の観点、②ユーザビリティの観点（使いやすさなど）により、実施した。以下、それぞれの観点ごと、点検の対象とした施設・設備ごとに、結果を整理する。

図表 5-②

図表 5-③

なお、事例表には、「協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）」の欄を設けた。同欄には、当局と協働で構内の施設・設備の点検に当たった障害のある方々（全盲で白杖を使用されている方、肢体不自由で車椅子を使用されている方）が、「困った」、「怖かった」、「このようにすると使いやすい」など、障害のある学生等と同様、施設・整備のユーザーの立場で感じたこと、意見や提案等を当局が整理した。あくまでも、お二人の意見等であり、障害の状況や症状等は、個々に異なり、障害のある学生等全てに共通するものではないことに留意いただきたい。

(7) 安全確保の観点からの点検

a 階段・段差

階段・段差について、①「警告ブロックが階段や障害学生支援担当部署の入口になく、転落のおそれや迷うおそれ」（福井大学）、②「建物正面の階段の上端に警告ブロックがなく、転落のおそれ」（滋賀大学）、③「道路と歩道とに5cmの段差があり、車椅子が衝突して転倒のおそれ」（大阪大学）、④「歩道と車道とに18cmの階段のような段差があり、車椅子使用者は通行不能」（大阪大学）、⑤「高低差が大きく傾斜も急な屋外階段に警告ブロックがなく、転落の危険あり」（神戸大学）、⑥「建物と通路に9cmの段差及び段差下にも格子幅の広い溝ぶたがあり、二重に危険」（神戸大学）、⑦「階段の途中から警告テープがなく、踏み外して転倒するおそれ」（神戸大学）、⑧「校舎棟の出入口の階段の上端に警告ブロックがないなど、転落のおそれ」（奈良女子大学）の例があった。

b 点字ブロック

点字ブロックの敷設等について、①「警告ブロックの一部又は大半が剥がれ、また摩滅しているなど機能を果たさない」（神戸大学）、②「警告ブロック上に泥よけマット、また床部分と同じ灰色で見分けがつかない」（神戸大学）、③「警告ブロック全面をおおう泥よけマット、また誘導ブロックにまではみ出して駐輪」（奈良女子大学）の例があった。

c 溝ぶた

溝ぶたの形状等について、「横断歩道の前や学生の動線上に溝ぶたの格子幅が広く、車椅子の前輪や白杖がはまりこみ、つまずくおそれ」（福井大学、京都大学各1事例、大阪大学、神戸大学各2事例、奈良女子大学3事例）の例があった。

d スロープ

スロープの管理等について、①「通路に誘導ブロックなし、中央にはみ出した手すりにぶつかり転倒等のおそれ」（滋賀大学）、②「スロープの空中にせり出して立て看板が設置されており、利用の妨げ」（京都大学）、③「スロープ内に誘導ブロックを敷設すると、車椅子はスリップ等の危険あり」（大阪大学）、④「屋外スロープに滑りやすいタイルを使用、草も繁茂し、スリップ等の危険」（大阪大学）、⑤「スロープがあっても、車椅子使用者は建物に容易に入ることができない」（大阪大学）、⑥「スロープ内に点字ブロックや格子幅の広い溝ぶたなど障害者に危険や混乱のおそれ」（奈良女子大学）の例があった。

e 廊下

図表 5-④、事例表

廊下上の障害物について、①「廊下に椅子等を置くと、障害のある学生等の通行の妨げや怪我につながるおそれ」(各大学共通)、②「頭の高さとほぼ同じ位置にモニターの底辺角部分があり、衝突してけがをするおそれ」(福井大学)の例があった。

f マット

マットの維持管理について、「泥よけマットの端の一部が大きくめくれ上がり、つまずいて転倒するおそれ」(滋賀大学)の例があった。

g 多目的トイレ

多目的トイレの鍵の開閉について、「多目的トイレの鍵が壊れたまま放置されており、車椅子使用者は単独で利用できない」(和歌山大学)の例があった。

(イ) ユーザビリティの観点

a 多目的トイレ

多目的トイレの操作ボタンやトイレトペーパー等について、①「多目的トイレの「呼出」ボタンと「便器洗浄」ボタンが識別できないため躊躇」(各大学共通)、②「便座の位置からトイレトペーパー等が離れており、手が届かず、使いにくい」(各大学共通)、③「多目的トイレ、女性トイレ併せた案内表示では、男性の車椅子使用者が入りにくい」(各大学共通)、④「交換用トイレトペーパーの保管が適切でなく、車椅子を旋回できないなどの支障」(各大学共通)、⑤「多目的トイレの前にソファ、出入口の簡易ベッドが妨げとなりトイレを利用できない」(福井大学)、⑥「多目的トイレを案内する点字表記が不十分なため、トイレに気付かない」(京都大学)、⑦「手すりがペーパーホルダーの真下にあり、握りにくく体重もかけられない」(神戸大学)、⑧「多目的トイレの固定ベッドが妨げとなり、車椅子使用者が出入りなどできない」(奈良女子大学)、⑨「多目的トイレの出入口両側のコピー機等が妨げとなり、引き戸を開閉できない」(奈良女子大学)、⑩「一般トイレを使いたい障害のある学生等もいるので、選択できるよう誘導する」(和歌山大学)の例があった。

b エレベーター

エレベーターの操作や内部の鏡について、①「エレベーターの鏡が高いと、車椅子の車輪が見えないまま後退する不安や焦り」(各大学共通)、②「上肢機能に障害のある学生等は、押し込む力が弱いので、凸型の押しボタンが安心」(各大学共通)、③「エレベーターの車椅子使用者向け操作盤が奥の隅にあり、操作困難」(和歌山大学)の例があった。

c 障害学生支援担当部署

障害学生支援担当部署の窓口、経路等について、①「障害学生支援担当部署の窓口は、利用しやすく整備」(各大学共通)、②「建物出入口から障害学生支援部署等の窓口まで、誘導ブロックを敷設」(各大学共通)、③「ナースコールが、肢体不自由な学生等にとっては扱いにくい」(福井大学)、④「警告ブロックが階段や障害学生支援担当部署の入口になく、転落のおそれや迷うおそれ」(福井大学)の例があった。

d 図書館

図表5-⑤、事例表

図書館の利用について、①「図書館ゲートの位置が高く、車椅子使用者から差し込み口等が見えない」(各大学共通)、②「手荷物ロッカー等の施設がダイヤル式の場合、数字を周回できるものは適さない」(各大学共通)、③「図書館の車椅子使用者用機と多目的トイレが隣接していると、かえって使いにくい」(京都大学)、④「階段昇降機の利用申込み用のインターホンが届かない位置にあるなど、使いにくい」(大阪大学)、⑤「拡大読書器は共用スペースに設置すると使いやすい」(大阪大学)、⑥「天板昇降機能付きの車椅子使用者用機に操作説明がなく、使い方が分からない」(神戸大学)、⑦「蔵書検索用のパソコン機の位置が高くて利用できないなど不便」(和歌山大学)の例があった。

e 食堂

学内の食堂の利用について、①「食堂での注文が確実に伝わる方式なら安心」(各大学共通)、②「小鉢類の「メニュー立て」が、車椅子使用者から見えない」(大阪大学)の例があった。

f 講義室

講義室の利用について、①「階段状の講義室の着席位置について、車椅子使用者も選択できる工夫を」(各大学共通)、②「教室番号がドア上部にしかなく、点字表示等もないので、目指す教室が分からない」(各大学共通)、③「学生が開閉する学習室の鍵穴がかなり高い位置にあり、車椅子使用者は手が届かない」(各大学共通)、④「建物正面に階段があるため、車椅子使用者は大きく迂回するしかなく、非常に不便」(大阪大学)、⑤「ドアの開放等により廊下幅が狭められ、車椅子での通行に著しい制約など不便」(大阪大学)、⑥「講義室の大型引き戸が重く、途中で離すと戻ってしまい、車椅子使用者は入室が困難」(奈良女子大学)、⑦「車椅子使用者用の可動式機の位置が他の学生の動線と重なり、接触等のおそれ」(奈良女子大学)の例があった。

g 点字ブロック

点字ブロックによる案内について、①「建物出入口の位置の変更に対応させず、「途切れたまま」の点字ブロック」(福井大学)、②「建物出入口の2m以上手前で点字ブロックが途切れ、誘導の意図が実現できていない」(福井大学)、③「動線上のマンホールを避けるため、4回も直角に曲がる点字ブロックは不快」(福井大学)、④「点字ブロックの敷設後、事務室の位置変更に対応して付け替えず、誘導先が異なる」(京都大学)、⑤「常時閉鎖された扉や使用していない門衛所へ誘導する点字ブロック、意図不明」(京都大学)、⑥「建物出入口と歩道との間で点字ブロックが途切れ、通過してしまうおそれ」(大阪大学)、⑦「階段と構内歩道とを接続する点字ブロックがなく、途切れている」(和歌山大学)、⑧「敷設の意図不明な誘導ブロック」(福井大学)、⑨「食堂出口から誘導ブロック等がなく、不便であり、溝ぶたもあるためつまずくおそれも」(大阪大学)の例があった。

h スロープ

スロープの形状等について、①「らせん状のスロープでは、手動車椅子の両輪の動かし方が難しく、力もいるので大変」(大阪大学)、②「スロープの折り返し部分は、傾斜があり、狭くて、車椅子を方向転換しにくい」(神戸大学)の

例があった。

i 案内表示

構内の案内表示について、①「点字ブロックで誘導している案内図は、触図になっておらず、点字表記もない」(福井大学)、②「教室表示がドア上部で手が届かない、多目的トイレの案内表示と出入口が逆で不便」(福井大学)、③「点字ブロックが案内板までで途切れ、案内図の点字表記も手が届かないおそれ」(滋賀大学)、④「大学案内図は位置が高く、溝、傾斜もあるため、車椅子利用者には見づらい」(神戸大学)、⑤「バリアフリーのアクセスルートがない場合の車椅子使用者に配慮した支援が必要」(神戸大学)、⑥「シンボルゾーンへの経路の案内がなく、4階まで各階でエレベーターを降りて確認」(和歌山大学)、⑦「「スロープ」と誤認されやすい通路の先に段差があり、車椅子が通行できない」(和歌山大学)の例があった。

(障害のある学生の意見等)

障害のある学生に対する意識調査(インタビューを含む)によると、国立大学に在籍する学生からは、①屋外の施設について、「構内の道がでこぼこしておらず、車椅子で移動しやすいように整備してほしい」(肢体不自由な学生)、「建物と建物の間の廊下や階段(スロープ)で明かりがなかったので、電気をつけるか、日当たりをよくし、トラテープ(注)を巻くなどしてもらえると助かる。暗証番号を要する扉の画面が暗く小さく薄く見づらい」(視覚障害のある学生)、「暗い所に明かりがほしい」(視覚障害のある学生)、「階段の舗装」(病弱・虚弱な学生)、②建物内の施設について、「エレベーターで行くには遠回り」(肢体不自由な学生)との意見があった。

(注)危険位置の警告などのメッセージを伝える必要のある対象物や位置を明確にするためのマーキング用のテープ。貼り付けると、黄色、黒のトラ模様になり、単色テープよりも目立つ。

また、公立・私立大学に在籍する学生からは、①屋外の施設について、「ドアをスライド式にする。大学のトイレを増やす」(肢体不自由な学生)、「段差のある施設の出入口がまだあります。だから、車いすの人は使いにくいんじゃないかと思えます」(聴覚障害及び言語障害のある学生)、「ドアを引き戸にしてほしい」(肢体不自由な学生)、「道の舗装がきれいであればよいと思う」(肢体不自由な学生)、②建物内の施設について、「エレベーターを広くする。自習室を車椅子でも入れるように整備」(肢体不自由な学生)、「階段のある施設がまだあります。また、エレベーターの中は少しせまいなと思います。だから、車いすの人は大変じゃないかと思えます」(聴覚障害及び言語障害のある学生)、「ドアを引き戸にしてほしい」(肢体不自由な学生)、「横幅の大きい電動車椅子でも2台分くらいは収容できるエレベーターを完全設置してほしい(古い建物のエレベーターの場合、1台でもぎりぎり入るくらいというケースが多々ある)」(肢体不自由な学生)、「私は利用しないが、授業終了時、エレベーターが混雑していて、車椅子の方が使いにくそうに見えたので、もう少し配慮してもらいたいと感じました」(聴覚障害及び言語障害のある学生)などの意見があった。

これらの意見から、通路の整備、スロープ等の明るさの確保、ドアのスライド式

図表5-⑥

(引き戸) 化や暗証番号の入力画面の改善、段差の解消、エレベーターの広さの確保やエレベーター利用に伴う迂回路の解消、自習室へ車椅子での出入りなど、施設・設備の改善に関する多様なニーズが見受けられる。

【提言】

以上の調査結果を踏まえ、今後、構内の施設・設備の整備、点検や補修等を行うに当たり、「チェック・ポイント」として、次のような点にも留意すると、障害のある学生にとって、施設・設備をより安心して利用でき、また、より使いやすくなると考える。

ア 安全確保の観点からのチェック・ポイント

[階段・段差]

- 建物出入口の警告ブロックは、「スロープ」だけでなく、「階段」にも敷設されている方が、安全に昇降できる。
- わずかな段差であっても、車椅子は、転倒の危険がある。横断歩道等には、「段差なし」の方が安全に通行できる。
- 車椅子利用者も安心して横断できるよう、段差を解消する。
- 階段の利用を想定し、転落防止の警告ブロックを敷設しておく。
- 屋外の高低差が大きく傾斜の急な階段は、転落すると大けがにつながりかねず危険である。階段の上下端に警告ブロックがあれば、視覚障害者は階段の存在が分かる。
- 段差の上端に警告ブロックを敷設するか、通行可能なルートを点字ブロックで誘導すれば、安全に通行できる。
- 同色で視認しにくい階段なので、全ての段に黄色等の「警告テープ」が適切に貼られていれば、踏み外して転倒することなく、安全に昇降できる。
- 手すりは階段下まで誘導できるよう設置する。

[点字ブロック]

- 警告ブロックは、危険の注意喚起など「警告表示」の意図を持ち、途切れることなく連続して敷設する。また、突起部分が意味をなす状態にあるか確認する(摩滅したり、一部破損している場合、補修や交換などを検討)。
- 警告ブロックは、「警告表示」(危険の注意喚起等)が敷設の目的である。その上に、支障物を置かない。また、点字ブロックは、通例使用されている「黄色」が適当。

[溝ぶた]

- 学生が通行する通路などに設置されている溝ぶたについて、車椅子の前輪や白杖の先端がはまり込むことのない、狭い格子幅のものが安全である。

[スロープ]

- 通行ルートに「支障物」がある場合、手前に警告ブロックを敷設又はスロープの手すり部分に緩衝材を巻き付けて保護などしておく、安全に通行できる。

- スロープ本来の機能が十分かつ安全に果たせるよう、車椅子使用者の通行の妨げとなる物を置かない。また、円滑に利用できるよう、維持管理も適切に行う。
- スロープ内の金属製誘導ブロックは、車椅子使用者には、スリップ等の原因ともなりかねないので、基本的に点字ブロックを敷設しない方が安全に通行できる。
- スロープの仕上げは、ノンスリップ加工のタイルなど滑りにくい材質のものを使う。車椅子使用者は、雨の日でも滑ること等なく安心して通行できる。スロープについても、定期的な除草など、適切な維持管理を行う。
- スロープがあっても、電灯が妨げとなっている場合、車椅子使用者が「利用できる」経路を確保し、明確に表示することが望ましい。そのような措置により、目的地に迷わずたどりつることができる。
- スロープ内の点字ブロックは、車椅子使用者の安全通行にも留意して敷設する。

[廊下]

- 建物内の廊下に椅子など置かない。障害のある学生等には、「支障物」(バリア)となる。
- 視覚障害者の頭の高さと同様位置には、通行の妨げとなる物を設置しない。移動するか又はモニター底辺の角部分に緩衝材の取付け等により、衝撃を回避又は緩和できる。

[マット]

- 建物出入口に、泥よけマットを配置する場合、端部をしっかりと固定すると、マットを踏みつけた感覚で凹凸に気付き、安全に通行できる。

[多目的トイレ]

- 多目的トイレは、車椅子使用者が単独でも利用できなければ意味がない。日々の利用頻度が少ない場所は維持管理が疎かになりがち。鍵穴のチェックを含め、維持管理や修繕を適切に行っておくべき。

イ ユーザビリティの観点からのチェック・ポイント

[多目的トイレ]

- 多目的トイレの「呼出」ボタンと「便器洗浄」ボタンは、①点字表示を付すか、②呼出ボタンをひも付きにするなどして一方を特定できるものとするかで、安心して利用できる。
- トイレットペーパーは、便座に近いと使いやすい。「呼出」ボタンも、便座に着席した状態や転倒した状態でも押しやすい位置とする。多目的トイレは、車椅子使用者の「使い勝手の良さ」(便利さ)を考慮したレイアウトが適当
- 多目的トイレの案内表示について、「性別に関係なく利用できる」旨を明確にすると、誤解を招くことがないので、男性の車椅子使用者も入りやすくなる。
- 交換用トイレットペーパーの保管について、車椅子使用者の多目的トイレの利

用の妨げや不便にならない位置とする。

- 多目的トイレの出入口付近には、引き戸の開閉や出入りに支障となる物を置かない。
なお、一般学生や清掃担当者に対し、多目的トイレの意義や車椅子使用者に対する配慮の周知徹底、定期的なバリアフリー点検等により、事例のような事態は防止できる。
- トイレ入口の点字表記について、視覚障害者の利用を念頭に置き、単純な点訳とせず、意図などが通じる内容とする。
- 一般用トイレについても、車椅子使用者が安心して利用できるよう、腰掛便座の設置、手すりやトイレトーパーホルダーの位置など工夫する。
- 多目的トイレに折りたたみベッドを配置する場合、車椅子利用者などの利用も考慮して、円滑な出入りに必要な幅を確保する。
- 引き戸の場合、取っ手の取付け位置や奥行き（引き戸とのすき間）にも留意する。
- 「男性用」、「女性用」、「多目的」のトイレを近接して設置する場合、それぞれに点字ブロックを敷設し、ドア横等にも点字で表示すると、障害のある学生等も自分が使いやすいトイレを選べる。

[エレベーター]

- エレベーターの鏡の下端位置は、「望ましい」とされる下限の床上40cm以下とする。困難な場合でも、鏡の上部などに凸（とつ）面鏡を取り付け、全体の位置関係を確認できる補完措置を講じると、車椅子使用者は安心できる。
- 車椅子利用者対応のエレベーターのボタンについて、上肢、下肢のいずれかに障害のある学生等は、「凸型」のものが押しやすい。
- 車椅子利用者向けのエレベーター操作盤は、中央の左右の壁に設置する。中央部の設置が難しい場合であっても、極端に奥や手前としない。

[障害学生支援担当部署]

- 障害学生支援担当部署は、障害のある学生が利用することが多い窓口である。障害のある学生が利用しやすいよう、カウンターの高さや分かりやすい窓口案内など、利用環境を整備する。
- 誘導ブロックについて、少なくとも、建物の出入口から、障害のある学生が支援を求める守衛室、障害学生支援担当部署の窓口等まで敷設すると、人的なサポートを組み合わせて障害のある学生の移動を円滑にすることができる。
- 障害学生支援担当部署のナースコールの器具のボタンについて、肢体不自由な学生等でも容易に操作できる、「凸型」やブザーが鳴り続けるものにする。
- 障害学生支援担当部署（相談室等）の入口に、警告ブロック等（マットでも可）があれば、位置が分かる。

[図書館]

- セキュリティゲートのカードリーダーは、車椅子利用者にもパネル画面や差し

込み口が見える高さとする（呼出ボタンについても同様）。ゲートの高さを変更できない場合、カウンターの職員が迅速に支援することで車椅子利用者も図書館を利用できる。

- 図書館や更衣室等のロッカーの施錠方法が複数桁の番号を合わせる「ダイヤル式」の場合、全ての桁が「0」を起点（桁数だけ「0」が並ぶ）とし、それぞれのダイヤルが自由に周回できないタイプ（周回せず、0から9を往復）であれば、任意の並びになっても、いったん「0」にそろえてから、使用することができる。
- 車椅子利用者用の机と多目的トイレの位置について、「過剰な配慮」とならないよう、障害のある学生等の意向も踏まえると気楽に利用できる。また、車椅子利用者用机と多目的トイレの設置階は同じ方がいい。
- 階段昇降機は設置に終わることなく、その利用につながるインターホンについても、その位置、受話器の形状等が車椅子利用者の使いやすいものとする。
なお、インターホンの利用の妨げとなる物を置かない。
- 拡大読書器は、共用スペースに設置すると、視覚障害のある学生等が使いたい時に自由に利用できる。
- 車椅子利用者用机について、使用方法を明記することにより、車椅子用機の昇降機能を有効利用することができる。
- 蔵書検索用のパソコン机について、障害のある学生等も平等に利用できる高さのものも設置すると利便性が確保できる。

[食堂]

- 食堂での料理の注文等のコミュニケーションについて、様々な障害のある学生等が利用する前提で、調理担当従業員との行き違いが生じない方法も検討する。
- 食堂の小鉢等のメニュー立てについて、「座って」目線の位置が低くなる車椅子利用者からも見えるよう、カウンターに置いたり、ガラス面に表示するなど工夫すると車椅子利用者も、安心して、料理を選択できる。

[講義室]

- 講義室の机や座席について、「最前列に限定」するのではなく、車椅子利用者も自由に着席位置を選択できるよう工夫する。
- 講義室の番号について、視覚障害のある学生等が指で確認できるよう、届く位置に、点字や手で触れて確認できる「浮き出し文字」等で表示すると、迷わずに、講義室に入ることができる。
- 車椅子利用者も独力で、解錠や施錠できる位置に、部屋の鍵穴を設ける。そのような対応が困難な場合、職員が支援するなど工夫する。
- 階段や段差の解消、廊下の拡幅、多目的トイレの増設等には、多額の費用を要するため、車椅子利用者が履修登録する講義について、移動に支障や負担となる講義棟の使用を避けるなどの配慮も検討する。
- 引き戸は、障害のある学生等でも、独力で入室しやすい構造とする。改修等が困難な場合、周辺の学生が支援するなどの対応をとる。
- 講義室の出入口付近は、車椅子利用者にも便利だけでなく、他の学生の「動線」

ともなるので、接触等の危険も増す。障害のある学生等に負担や危険とならないよう、学生の「動線」も考慮し、障害のある学生用机を配置する。

[点字ブロック]

- 明確な意図を持って目的地に到達できるよう、途切れることなく、誘導ブロックや警告ブロックを適切に敷設する。
- 進行方向（動線）にマンホールが設置されている場合、何度も方向転換を求めらるのではなく、マンホール上に点字ブロックを敷設するかマンホールの前後に警告ブロックを敷設すると視覚障害のある学生等も直進できる。
- 点字ブロックは、誘導したい箇所まで正確に敷設する。点字ブロック敷設後、事務室等の位置を変更したものの、点字ブロックの付け替えまで困難な場合、部屋の出入口などに、点字で正しく案内する。視覚障害のある学生等も間違えることがない。
- 使用しなくなった門扉等へ誘導する点字ブロックは、撤去する。撤去が困難な場合、付近の警備員等が誘導すると、視覚障害のある学生等は混乱しない。
- 階段にも誘導用の点字ブロックを敷設している場合、構内歩道の点字ブロックと接続する。視覚障害のある学生等も、混乱なく移動できる。

[スロープ]

- スロープについて、車椅子使用者の操作が容易で、建物と円滑に接続できるように設置する。スロープの改修等が困難な場合、職員や周辺の学生等が支援する。
- スロープの折り返し部分は、水平で、車椅子の方向転換が行いやすい幅員とする。傾斜があつて、幅員も狭いスロープは、方向転換しにくいので、ホームページやバリアフリーマップ等で、守衛室等の有人窓口のある出入口を案内する。

[案内表示]

- 点字ブロックで誘導しているフロア案内図等は、「触図」とする。あるいは、点字表記により、最寄りの事務室の電話番号など「連絡先」を示すと、全盲の学生等も、目的とする教室への円滑な移動に供することができる。
- 浮き出し文字の教室表示について、手が届く位置に移す。また、多目的トイレの点字ブロック及び点字案内は、出入口の位置に移す等して一致させると視覚障害のある学生等にも、使いやすい。
- 誘導ブロックは、エレベーターや階段まで敷設すると、点字を読むことができない視覚障害のある学生等も安心して移動できる。また、案内板の点字表記は、手が届きやすい位置にする。
- 大学案内図等は、車椅子使用者にも見やすい高さに設置する。下り坂など見づらい状況となる場合、守衛室など連絡先を付記し、必要な案内や支援などを行う。
- キャンパスへの移動に係る人的な配慮があれば、車椅子を使用する人も、バスを使ったアクセスが容易になる。
- 大学構内への通路に長い階段等がある場合、車椅子使用者が利用可能な別の経路を、階段下の案内板、バリアフリーマップ等に明記する。迷わずに移動できる。

| | |
|--|--|
| ○ 「スロープ」と誤認されかねない通路に段差もある場合、「この先、段差あり」 など表示し、注意喚起すると混乱を防止できる。 | |
|--|--|

図表 5-① 関係規定の抜粋

○ バリアフリー法

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三～十三 (略)
- 十四 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- 十五 建築物 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
- 十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 十九 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。
- 二十～二十八 (略)

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該特別特定建築物(次項において「新築特別特定建築物」という。)を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

- 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3～5 (略)

(特定建築物の建築主等の努力義務等)

第十六条 建築主等は、特定建築物(特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。)の建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。)をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

- 2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずよう努めなければならない。
- 3 (略)

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定)

第十七条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替(修繕又は模様替にあつては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2～8 (略)

○ バリアフリー法施行令

(特定建築物)

第四条法 第二条第十六号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四百三十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。)とする。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所
- 三～七 (略)
- 八 事務所

九～十一 (略)

十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

十三 博物館、美術館又は図書館

十四～二十二 (略)

(建築物移動等円滑化基準)

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第二十三条までに定めるところによる。

(廊下等)

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段)

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 踊場を除き、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- 四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けようこと。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- 四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(便所)

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 便所内に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を一以上設けるこ

と。

二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

（敷地内の通路）

第十六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

二 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

三 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

（移動等円滑化経路）

第十八条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、そのすべて）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

二 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路

三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路

四 建築物が公共用歩廊である場合その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

イ かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ かごの奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ヘ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

(1) かごの幅は、百四十センチメートル以上とすること。

(2) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(2) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(3) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十六条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

(2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

(3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

(標識)

第十九条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

(案内設備)

第二十条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

(案内設備までの経路)

第二十一条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。)

(増築等に関する適用範囲)

第二十二条 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。)をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

四 第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から車いす使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

六 車いす使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(条例で定める特定建築物に関する読替え)

第二十三条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とある

のは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

○ バリアフリー法誘導基準省令

(出入口)

第二条 多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所及び浴室等に設けられるものを除き、かつ、二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、九十センチメートル以上とすること。
二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

2 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(廊下等)

第三条 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、五十メートル以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、百四十センチメートル以上とすることができる。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

四 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

五 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。

六 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

七 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。

2 前項第一号及び第四号の規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める廊下等の部分には、適用しない。

(階段)

第四条 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとしなければならない。

一 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。

二 けあげの寸法は、十六センチメートル以下とすること。

三 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。

四 踊場を除き、両側に手すりを設けること。

五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

六 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

八 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

九 主たる階段は、回り階段でないこと。

(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置)

第五条 多数の者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（二以上の階にわたるときには、第七条に定めるものに限る。）を設けなければならない。ただし、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）

第六条 多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、階段に代わるものにあつては百五十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては百二十センチメートル以上とすること。
 - 二 勾配は、十二分の一を超えないこと。
 - 三 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
 - 四 高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。
 - 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - 六 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
 - 七 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 2 前項第一号から第三号までの規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める傾斜路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

（エレベーター）

第七条 多数の者が利用するエレベーター（次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を設ける場合には、第一号及び第二号に規定する階に停止するかごを備えたエレベーターを、第一号に規定する階ごとに一以上設けなければならない。

- 一 多数の者が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室又は第十三条第一号に規定する車いす使用者用浴室等がある階
 - 二 直接地上へ通ずる出入口のある階
- 2 多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。
- 一 かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - 二 かごの奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
 - 三 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。
 - 四 かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
 - 五 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- 3 第一項の規定により設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
- 一 かごの幅は、百四十センチメートル以上とすること。
 - 二 かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。
 - 三 かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- 4 不特定かつ多数の者が利用するエレベーターは、第二項第一号、第二号及び第四号並びに前項第一号及び第二号に定めるものでなければならない。
- 5 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第二項第二号、第四号及び第五号並びに第三項第二号及び第三号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
- 一 かごの幅は、百六十センチメートル以上とすること。
 - 二 かご及び昇降路の出入口の幅は、九十センチメートル以上とすること。

三 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百八十センチメートル以上とすること。

6 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第三項又は前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一 かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

二 かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

三 かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

（特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機）

第八条 階段又は段に代わり、又はこれに併設する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。

（便所）

第九条 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。

一 多数の者が利用する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、車いす使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を設けること。

二 多数の者が利用する便所が設けられている階の車いす使用者用便房の数は、当該階の便房（多数の者が利用するものに限る。以下この号において同じ。）の総数が二百以下の場合には当該便房の総数に十分の一を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が二百を超える場合は当該便房の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とすること。

三 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 多数の者が利用する便所に車いす使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車いす使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合には、当該便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便房を一以上設けること。

2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

（敷地内の通路）

第十一条 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、百八十センチメートル以上とすること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあつては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。

ロ けあげの寸法は、十六センチメートル以下とすること。

ハ 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。

ニ 両側に手すりを設けること。

ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ヘ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

五 段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けなければならない。

六 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、段に代わるものにあつては百五十センチメートル以上、段に併設するものにあつては百二十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十五分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

ニ 高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。

ホ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

2 多数の者が利用する敷地内の通路（道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。）が地形の特殊性により前項の規定によることが困難である場合においては、同項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、当該敷地内の通路が設けられた建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り、適用する。

3 第一項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める敷地内の通路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

（標識）

第十四条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。

2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格Z八二一〇に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

（案内設備）

第十五条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。


（案内設備までの経路）

第十六条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの主たる経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

図表5-② 施設・設備の整備計画（バリアフリー関係）

| 大学名 | バリアフリー関係の概要 |
|------|---|
| 福井大学 | (1) マスタープラン「キャンパスマスタープラン2012」 基本目標：③安全・安心で快適なユニバーサルキャンパス 基本方針：⑥安全性を優先し、誰もが安心・快適に活動できるユニバーサル・デザインづくり 課題のまとめと検討の方向性： ⑥サイン計画の検討 点字ブロック、色弱者対応サイン、弱視者対応サイン等を含め |

| | <p>た計画とし、周囲より目立ち、分かりやすいサイン計画とする。デザインを考慮し、英語等の外国語表記を入れる計画とする。</p> <p>(2) バリアフリーに係る具体的な計画 特になし</p> <p>(3) 障害のある学生からの申出への対応状況 障害のある学生からの申出がなかったため、実績なし</p> | | | | | | | | | | |
|------------------|--|-----|-----|-------|---|------------------|---|--------------|---|------------------|---|
| 滋賀大学 | <p>(1) マスタープラン「キャンパスマスタープラン2016」 基本方針：[学生支援・交流] 学生・教職員がほこりと愛着を持ち、安全・安心で充実したキャンパスライフを展開できる環境づくり 整備方針：④施設・ライフラインの耐震対策や防災機能強化及びバリアフリー化により、安全安心を確保しつつ、ユニバーサル・デザインの観点を取り組んだキャンパスづくりを推進し、国内外の交流や地域防災拠点として貢献</p> <p>(2) バリアフリーに係る具体的な計画 特になし</p> <p>(3) 障害のある学生からの申し出への対応状況 平成29年度：1件（視野障害のある学生） →対応：段差解消用の鉄板を設置</p> | | | | | | | | | | |
| 京都大学 | <p>(1) マスタープラン「キャンパスマスタープラン2013」 (吉田キャンパスマスタープラン) [抜粋] 基本方針：[安全安心な教育研究環境の確保] 学生教職員が安全に往来し、活動できる施設整備を行う 整備方針・目標：障害を持つ学生教職員等が活動できるようバリアフリー化を進める</p> <p>(2) バリアフリーに係る具体的な計画 特になし</p> <p>(3) 障害のある学生からの申出への対応状況 平成26～28年度：計6件（車いす使用学生） → スロープ等の設置・改修、扉及びその周辺のバリアフリー化及び車いす用昇降機の設置 など</p> | | | | | | | | | | |
| 大阪大学 | <p>(1) マスタープラン「キャンパスマスタープラン」 基本方針：(3) すべての学生・教職員が充実したキャンパスライフを展開できる環境づくり 第3章 キャンパスマスタープランに対する期待と評価検証 3-3. 2015（平成27）年度の評価・点検 2015（平成27）年度に、策定から10年が経過した大阪大学キャンパスマスタープランを全体的に評価・点検するため、豊中・吹田両キャンパスの各部局の施設関係担当・委員に対してヒアリングを行った。 4. 構内交通安全やバリアフリーの問題</p> <p>表 3.02 a 2015（平成27年）の点検評価における意見の整理【豊中キャンパス】[抜粋] [分類項目 4. 構内交通安全やバリアフリー等]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>導線の交錯</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・車の動線についてキャンパスマスタープランの図を誤解を招かない表現に修正してほしい ・学生会館や学生交流棟の周辺は歩道がないため歩車分離を検討してほしい </td> </tr> <tr> <td>駐輪など 自動車などの問題</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>駐車場や自動車などの問題</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・団体用のバスを受け入れる駐車場がない ・キャンパス内に集約駐車場が必要 ・駐車場が減少しているため、建築時には駐車場を含めた全体の検討が必要 </td> </tr> <tr> <td>道路構造や構成、バリアフリーなど</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・バスロータリー整備にあたっては、サイバーメディアセンター豊中教育研究棟横駐車場の車の通行に配慮してほしい ・浪高庭園の階段の段差が分かりにくい </td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 内 容 | 導線の交錯 | <ul style="list-style-type: none"> ・車の動線についてキャンパスマスタープランの図を誤解を招かない表現に修正してほしい ・学生会館や学生交流棟の周辺は歩道がないため歩車分離を検討してほしい | 駐輪など 自動車などの問題 | — | 駐車場や自動車などの問題 | <ul style="list-style-type: none"> ・団体用のバスを受け入れる駐車場がない ・キャンパス内に集約駐車場が必要 ・駐車場が減少しているため、建築時には駐車場を含めた全体の検討が必要 | 道路構造や構成、バリアフリーなど | <ul style="list-style-type: none"> ・バスロータリー整備にあたっては、サイバーメディアセンター豊中教育研究棟横駐車場の車の通行に配慮してほしい ・浪高庭園の階段の段差が分かりにくい |
| 区 分 | 内 容 | | | | | | | | | | |
| 導線の交錯 | <ul style="list-style-type: none"> ・車の動線についてキャンパスマスタープランの図を誤解を招かない表現に修正してほしい ・学生会館や学生交流棟の周辺は歩道がないため歩車分離を検討してほしい | | | | | | | | | | |
| 駐輪など 自動車などの問題 | — | | | | | | | | | | |
| 駐車場や自動車などの問題 | <ul style="list-style-type: none"> ・団体用のバスを受け入れる駐車場がない ・キャンパス内に集約駐車場が必要 ・駐車場が減少しているため、建築時には駐車場を含めた全体の検討が必要 | | | | | | | | | | |
| 道路構造や構成、バリアフリーなど | <ul style="list-style-type: none"> ・バスロータリー整備にあたっては、サイバーメディアセンター豊中教育研究棟横駐車場の車の通行に配慮してほしい ・浪高庭園の階段の段差が分かりにくい | | | | | | | | | | |

| | |
|------|---|
| | <p>(2) バリアフリーに係る具体的な計画 バリアフリーとサインのフレームワークプラン</p> <p>(3) 障害のある学生からの申出への対応状況 (平成 27 年度 : 4 件)</p> <p>①車いす使用学生のため、スロープの追加、固定机、いすの撤去、②歩道不陸及びかさ上げ不陸の補修、③スロープの新設、④バス停周辺の補修</p> |
| 神戸大学 | <p>(1) マスタープラン: キャンパスマスタープラン</p> <p>3. 8 つのキャンパスの将来計画</p> <p>3-1. 六甲台キャンパス (六甲台 1・六甲台 2・鶴甲 1・鶴甲 2 団地)</p> <p>鶴甲 1 団地 [抜粋]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域及び学生の利用を想定したゾーンの整備 ・教員・研究者・学生の交流スペースとしての Plaza、Park、Court の整備 ・キャンパスモール「上のみち」「下のみち」の整備 ・駐車場・駐輪場の整備 ・既存緑地の保全、viewpoint での眺望の保全 ・キャンパス内移動の快適性及び安全性の向上を図るとともに、キャンパスの高低差を解消しユニバーサル動線の確保を推進及び教育環境を活性化させる体育館の整備 <p>4. 8 つのキャンパスの部門別計画</p> <p>4-1-2. キャンパスの問題点について キャンパス共通 (1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>●クオリティの問題点</p> <p>◎キャンパス環境対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい学生の修学支援が不足。 ・学習環境の陳腐化。 ・機能強化構想実現に向けた対応が必要。 ・地域連携強化への対応が必要。 </div> <div style="text-align: center; margin: 10px auto;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>◆問題点の対応</p> <p>○アクションプラン策定</p> <ol style="list-style-type: none"> ①老朽化施設改善計画 防水、外壁、便所、共用施設等の修繕計画及び耐震補強計画の策定。 ②ライフライン計画 給水管、排水管、ガス管等のライフライン種別毎に更新計画を策定。 ③執務環境改善計画 空調設備、照明設備等の更新計画の策定。 ④サイン計画 建物表記の基本ルールが定められた神戸大学サインマップ取扱マニュアルを踏まえたサイン ⑤バリアフリー計画 障がいのある学生の修学支援等を充実させるためにキャンパスの高低差解消を実現するバリアフリー動線計画を策定。 </div> <p>(2) バリアフリーに係る具体的な計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー計画 ・老朽化施設改善計画 ・サイン計画 <p>(3) 障害のある学生からの申出への対応状況 (平成 28 年度 : 3 件)</p> <p>①肢体障害のある学生のため、多目的トイレに汚物流しを設置、②車いす使用学生のため、カーポートを設置、③開き扉を自動扉に改修</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>(平成 29 年度予定 : 2 件)</p> <p>①車いす利用学生のため、実験室の扉を改修予定、②弱視の学生の入学にあわせ、建物出入口の段差識別対策を予定</p> |
| 奈良女子大学 | <p>(1) マスタープラン「キャンパスマスタープラン 2017」 理念 3 人と環境に優しいキャンパス [抜粋]</p> <p>現在の交通計画を見直し、歩者分離を徹底すること、自転車利用促進、高齢者や身体障害者への配慮においても新しい取り組みを提案する。物理的なバリアだけでなく、さまざまなバリアに配慮し人にふさわしい環境に優しいキャンパス計画を進める。</p> <p>2-4. バリアフリー計画</p> <p>バリアフリー整備基準が曖昧であることから、現状の構内のバリアフリー整備が不統一(参考資料集 05 点字ブロック現況図による)となっている。</p> <p>今後、現状の詳細点検、整備計画の立案、改善整備が必要であり、バリアフリーやユニバーサルデザイン、安全安心上の基準、整備スペックの設定など施設の計画、建設、運営、管理、保守についての指針の策定が必要である。</p> <p>指針の策定に向けて、バリアフリーの基本方針を「2-6. スタンダード・デザイン」に定めている。</p> <p>また、指針へ示す項目として、次のとおり提案する。</p> <p>2-4-1. バリアフリールートの設定</p> <p>目的の施設まで、少なくともひとつはバリアフリールートを設定し、整備する。ルートの連続性、回遊性、わかりやすさに配慮する。現状の整備状況や利用しやすさを考慮したルート設定が求められる。</p> <p>2-4-2. 施設内の利用のしやすさ向上</p> <p>各施設が、障害のある学生等も利用できる施設となるよう、環境整備・配慮を行う。ハード整備が困難な場合は、ソフトによる対策を講じる。例えば、固定機の教室にも車いす使用者の聴講用の可動席を設ける等である。</p> <p>2-4-3. 整備基準の整理、統一化</p> <p>上記の 2 点と併せて整備箇所ごとの重要度を判別し、整備基準をレベルごとに整理、統一する。</p> <p>2-4-4. 色のバリアフリーの情報提供</p> <p>バリアフリー整備において色の選定も重要であり、弱視の人でも判別しやすい色づかいに配慮する。</p> <p>2-4-5. わかりやすいバリアフリーへの配慮</p> <p>バリアフリールートや構内のバリアフリー情報は、本学ホームページ及び学内の掲示板、施設内のサインなどでわかりやすく情報提供する必要がある。</p> <p>2-4-6. 教員・職員の知識向上</p> <p>障害のある人への対応や配慮について、教員・職員が学ぶ機会を設け、ソフト面も含めた柔軟な対応ができるようにする。</p> <p>2-6. スタンダード・デザイン</p> <p>2-6-2. バリアフリーの基本方針 ～基準の明確化～</p> <p>スタンダード・デザインには、バリアフリーや、安全安心上の基準、設備のスペックの設定など施設の計画、建設、運営、管理、保守についての「基準」となる指針の策定を目指し、基本方針を次のように定めるとともに、指針に示すべき具体的な項目について、2-4. バリアフリー計画に提案している。</p> <p><バリアフリー基本方針></p> <p>市民に開かれた大学として。また誰もが生きいきと学ぶことができる大学として、安全安心かつ快適に構内を使用できる環境整備を行う。単なる局所的なバリア解消ではなく、大学施設の利用を想定した整備の連続性、回遊性、わかりやすさ、快適性に配慮して実施する。</p> <p>(2) バリアフリーに係る具体的な計画 バリアフリー計画(エレベーター、点字ブロック及びトイレについて計画的に実施)</p> <p>(3) 障害のある学生からの申出への対応状況 障害のある学生からの申出がなかったため、実績なし。</p> |
| 和歌山大学 | <p>(1) マスタープラン「キャンパスマスタープラン」(非公表)</p> <p>(2) バリアフリーに係る具体的な計画</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(エレベーター、点字ブロック及びトイレについて計画的に実施)</p> <p>(3) 障害のある学生からの申出への対応状況</p> <p>(平成 26 年度 : 6 件)</p> <p>①ドアの開放時間の延長及び閉まり速度の調整、②歩道スロープの設置、③階段手摺りの設置、④受付カウンターの設置など、⑤寄宿舍玄関にスロープを設置など、⑥実習室の扉を改修</p> <p>(平成 27 年度 : 3 件)</p> <p>①寄宿舍にスロープを設置、②寄宿舍の防火扉を改修、③演習室の扉下床を補修</p> <p>(平成 28 年度 : 2 件)</p> <p>講義室にスロープを設置、②演習室の扉下床を補修</p> |
|--|---|

(注) 当局の調査結果による。

図表 5-③ バリアフリー化の点検箇所等

| 大学名 | キャンパス名 | 調査年月日 | 実地調査（点検）のルート |
|--------|-------------------------|----------------|--|
| 福井大学 | 文京キャンパス | 平成 29年8月31日 | 学生支援センター（食堂、支援担当部署）→共用講義棟→体育館→総合研究棟 I→総合図書館→保健管理センター（支援担当部署） |
| 滋賀大学 | 彦根キャンパス | 29年8月1日 | 附属図書館棟→研究棟→第2校舎棟→第2体育館→福利施設（食堂）→大合併講義室→校舎棟（支援担当部署） |
| 京都大学 | 吉田キャンパス （本部構内、吉田南構内） | 29年9月6日 | 附属図書館→吉田南総合館→附属国際学術言語教育センター→学術情報メディアセンター→吉田南4号館→学生総合支援センター（支援担当部署） |
| 大阪大学 | 豊中キャンパス | 29年9月4日 | 全学教育推進機構棟→総合図書館→図書館下食堂→豊中総合学館→学生交流棟（支援担当部署） |
| 神戸大学 | 鶴甲第一キャンパス | 29年8月25日 | 鶴甲第1キャンパス出入口→A棟（食堂、図書館）→B棟（支援担当部署等）→F棟→K棟 |
| 奈良女子大学 | | 29年8月30日 | 大学会館（食堂）→N棟→S棟→附属図書館→F棟（支援担当部署） |
| 和歌山大学 | | 29年8月10日 | 大学会館（食堂）→基礎教育棟→附属図書館棟（図書館、学生センター）→経済学部講義棟→本部共通棟（支援担当部署） |

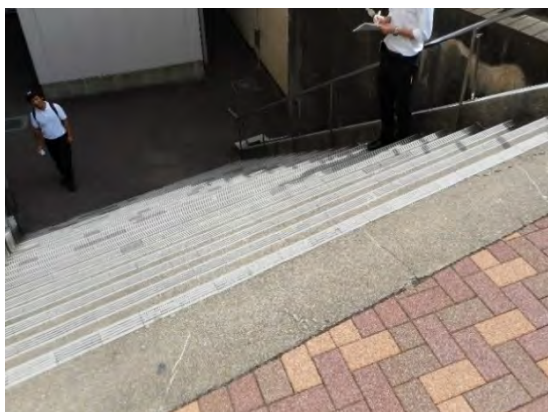
図表 5-④ 安全確保の観点からのチェック

[階段・段差]

| No | 大学名 | 事例の概要 | 障害種別 | 事例番号 |
|----|--------|--|-------|------|
| 1 | 福井大学 | 2階の障害学生支援担当部署に向くに当たり、警告ブロック（点字ブロック）が階段にない。このままでは、階段で転落のおそれあり | 視覚障害 | 福井-1 |
| 2 | 滋賀大学 | 校舎棟及び保健管理センターの出入口に向かう3か所のスロープの上端には、それぞれ警告ブロック（点字ブロック）あり。しかし、建物正面の階段には警告ブロックがなく、転落のおそれあり | 視覚障害 | 滋賀-1 |
| 3 | 大阪大学 | 総合図書館からサイバーメディアセンターに向かう横断歩道で、道路と歩道とに5cmの段差（望ましいとされる上限の2.5倍）があり、衝突（衝撃音あり）し、前輪が浮き上がった。加速の勢いで、たまたま段差を乗り越えられたが、前輪が着地した反動で、車椅子が転倒するおそれあり | 肢体不自由 | 大阪-1 |
| 4 | 大阪大学 | 横断歩道を渡った先の歩道と車道とに高さ18cmの階段のような段差（望ましいとされる上限の9倍）があるため、車椅子使用者は、単独では通行不能。近くのスロープを見つけて迂回するしかない。ただし、別の箇所では、鉄板で傾斜を付けスロープ状にし、段差を解消している例がある。 | 肢体不自由 | 大阪-2 |
| 5 | 神戸大学 | 屋外の階段3か所の上下端いずれも、警告ブロックがない。特に、L棟西側の階段は、学生も頻繁に利用しており、1段当たり高さ20cmで20段あり、階下との高低差が大きく傾斜も急である。転落すると、骨折など大けがになりかねないため、警告ブロックが必要 | 視覚障害 | 神戸-1 |
| 6 | 神戸大学 | 学生の利用頻度が高い経路（講義棟と食堂とを結ぶ通路）の途中に、約9cmの段差。しかも、①警告ブロック（点字ブロック）がない、②段差の開始部分に格子幅の広い溝ぶたがあり、白杖の先が溝にはまり込み、つまずくおそれあり | 視覚障害 | 神戸-2 |
| 7 | 神戸大学 | バス停からキャンパスへ向かう階段の「段鼻」（だんばな、注）には、途中から警告テープがない箇所があるため、階段を踏み外して転倒するおそれあり （注）階段の踏み板（踏み面（ふみづら。足を乗せる部分））の一番先端の部分 | 視覚障害 | 神戸-3 |
| 8 | 奈良女子大学 | 校舎間の出入口2か所の階段について、いずれも、上端と下端に警告ブロックがない、階段両脇の手すりが、支柱にさえぎられ、途切れており、白杖を利用する視覚障害のある学生は、転落するおそれあり | 視覚障害 | 奈良-1 |

(No. 5) 神戸大学鶴甲第1キャンパス

○ L棟西側の階段



○ M棟西側の階段



(No. 3) 大阪大学豊中キャンパス

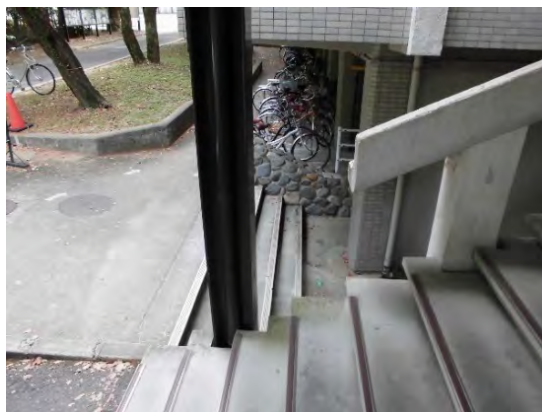
○ 総合図書館とサイバーメディアセンターを結ぶ横断歩道



(注) 5 cmの段差を電動車椅子で乗り越えようとしたところ、段差との衝突で、車椅子の前輪が浮き上がった。

(No. 8) 奈良女子大学

○ A棟とF棟の間の出入口の階段



(注) 階段がまだ4段残っているのに、手すりが途切れている。手すりに身体を預けているので、手すりが急に途切れるとすきまの部分から転落する危険がある。

[点字ブロック]

| No | 大学名 | 事例の概要 | 障害種別 | 事例番号 |
|----|--------|--|------|------|
| 1 | 神戸大学 | 警告ブロックについて、踊り場では一部が剥がれ途切れた状態、下端では1枚を残し大半が剥がれている。また、別の箇所では、突起部分が摩滅したのがある。警告ブロック本来の機能を果たしていない。 | 視覚障害 | 神戸-4 |
| 2 | 神戸大学 | 段差を知らせる警告ブロックについて、①「泥よけ用マット」がかぶさっており、一部「途切れた」状態にあり、転倒のおそれ、②通路の床部分が点字ブロックと同じ灰色であり、コントラストがなく、弱視の学生等には見分けがつかない。<一部措置済み> | 視覚障害 | 神戸-5 |
| 3 | 奈良女子大学 | 点字ブロックについて、傾斜(スロープ)を知らせる警告ブロック全面に、「泥よけマット」が置かれており、本来の機能を果たさない、誘導ブロック上にまではみ出して駐輪されており、歩行の妨げとなっている。なお、警告ブロックが灰色では識別できない。 | 視覚障害 | 奈良-2 |

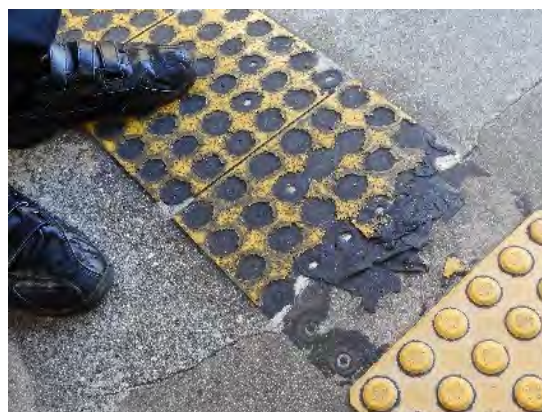
(No. 1) 神戸大学鶴甲第1キャンパス

○ L棟東側階段(最下段部分)



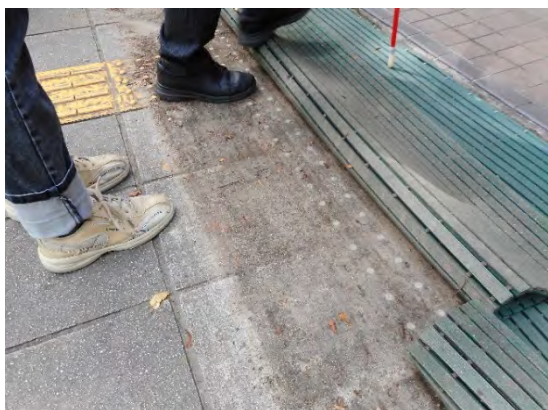
(注) 警告ブロックが1枚を残し大半が剥がれ、機能を果たさない。

○ L棟西側段差(下段部分)



(注) 警告ブロックの突起部分が摩滅し、十分機能を果たさない。

(No. 3) 奈良女子大学 大学会館前



(注) 警告ブロックの上部全面に硬質の泥よけマット。隠されていたのでは、機能しない。また、路面と同様の「灰色」では識別できない。



(注) 「駐輪優先」に？ 誘導ブロックの上に駐輪されており、安全な歩行の妨げ

[溝ぶた]

| No | 大学名 | 事例の概要 | 障害種別 | 事例番号 |
|----|--------|--|---------------|--------------|
| 1 | 福井大学 | 誘導ブロック付近の溝ぶたの格子幅が広く、白杖の先端がはまり込み、つまずくおそれあり | 視覚障害 | 福井-2 |
| 2 | 京都大学 | 構内の溝ぶたについて、①長辺が通路と平行するもの（北側1か所）は、車椅子の前輪（キャスター）がはまり込み、②格子幅の広い（3 cm×9 cm角）もの5か所には、白杖がすっぽりはまり込み、つまずくおそれあり | 視覚障害 肢体不自由 | 京都-1 |
| 3 | 大阪大学 | 横断歩道手前に警告ブロックが敷設され、その先には、格子幅の広い溝ぶたが3枚設置されている。いずれも白杖の先端がはまり込み、つまずくおそれあり | 視覚障害 | 大阪-3 |
| 4 | 大阪大学 | 食堂の出口から屋外階段まで誘導ブロックがなく、直進すると雨水ますの溝ぶたがあり、格子幅が広く、白杖の先端がはまり込み、つまずくおそれあり | 視覚障害 | 大阪-4 |
| 5 | 神戸大学 | 溝ぶた2か所の格子幅が広く、しかも下部の雨水ますが深いため、白杖の先端がはまり込み、つまずくおそれあり | 視覚障害 | 神戸-6 |
| 6 | 奈良女子大学 | 溝ぶたの格子幅が広い。この経路には、誘導ブロックが敷設されておらず、視覚障害のある学生等は、白杖で通路を探っていくしかない。その際、白杖の先端が突然はまり込み、つまずくおそれあり。車椅子の利用者も同様に、前輪（キャスター）がはまり込むおそれあり | 視覚障害 | 奈良-3 |
| 7 | 奈良女子大学 | スロープ上に格子幅の広い溝ぶたが設置され、白杖の先端がはまり込み、つまずくおそれや車椅子の前輪がはまり込むおそれあり | 視覚障害 肢体不自由 | 奈良-4 |
| 8 | 神戸大学 | 学生の利用頻度が高い経路（講義棟と食堂とを結ぶ通路）の途中に、約9 cmの段差。段差の開始部分に格子幅の広い溝ぶたがあり、白杖の先端が溝にはまり込み、つまずくおそれあり | 視覚障害 | 神戸-2 (再掲) |
| 9 | 奈良女子大学 | 校舎間の出入口2か所の階段について、階段下にある溝ぶたの格子幅が広いこと、白杖がはまり込み、つまずくおそれあり | 視覚障害 | 奈良-1 (再掲) |

(No. 2) 京都大学吉田キャンパス 吉田南構内附属国際学術言語教育センター前通路



(注) 格子幅が広く (3 cm)、溝の長辺 (9 cm) と通路が平行。車椅子の前輪幅が細い場合、はまり込むおそれ。また、白杖が溝にすっぽりはまり込み、歩行中、不意を突かれて、つまづくおそれ

(No. 3) 大阪大学豊中キャンパス
総合図書館とサイバーメディアセンター
を結ぶ横断歩道



(注) 横断歩道のほぼ中央部分に位置する格子幅が広い溝ぶた。溝ぶたに、白杖の先端がはまり込むおそれ

(No. 5) 神戸大学鶴甲第1キャンパス
B棟 (講義棟) からA棟 (食堂) を結ぶ通路



(注) 約9cmの段差。しかも、手前に格子状の溝ぶた。白杖の先端がはまり込むおそれ

[スロープ]

| No | 大学名 | 事例の概要 | 障害種別 | 事例番号 |
|----|------|--|-------|------|
| 1 | 滋賀大学 | 学生の「動線」である通路に、誘導ブロックがない上、通路の中央部分にはみ出して、上がり傾斜の「スロープ」が設置されている。視覚障害のある学生等が直進して行くと、「手すり」部分にぶつかり、けがや転倒のおそれあり | 視覚障害 | 滋賀-2 |
| 2 | 京都大学 | スロープの手すりに看板がくくりつけて固定されている。スロープの空中に一部はみ出しており、接触してけがをするおそれ。スロープの利用に妨げ | 肢体不自由 | 京都-2 |
| 3 | 大阪大学 | スロープ内の金属製誘導ブロックは、車椅子利用者には、スリッパ等の原因ともなりかねない。 | 肢体不自由 | 大阪-5 |
| 4 | 大阪大学 | 屋外スロープには、凹凸が少なく滑りやすい「タイル」を使用、中央部に敷設の点字ブロックも経年劣化、草やコケも繁茂した状態にある。車椅子利用者にとって、雨の日は一層滑りやすく、スリッパしたり、「上り」に手間取ったりする等の危険もある。 | 肢体不自由 | 大阪-6 |
| 5 | 大阪大学 | 学生交流棟には、1階に学生食堂、2階に障害学生支援担当部署があり、障害のある学生も頻繁に利用する。しかし、学生交流棟の南側から来た場合、建物周辺のスロープ2か所は、①一方は学生交流棟に接続しておらず、到達できない、②もう一方は歩道の電灯が妨げとなって、車道に降りて交流 | 肢体不自由 | 大阪-7 |

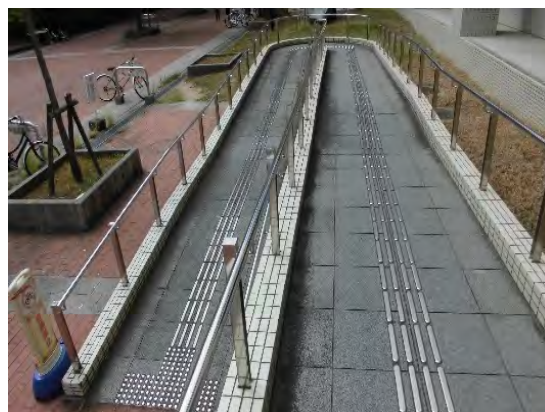
| | | | | |
|---|--------|--|---------------|--------------|
| | | 棟北側に回りこまなければ、スロープを利用できない。設置の意図不明 | | |
| 6 | 奈良女子大学 | スロープについて、①内側に点字ブロックが敷設され、車椅子使用者がスリップ等のおそれあり、②分岐点等でもない箇所に意図不明で、路面と同一色（灰色）の警告ブロックが敷設され、視覚障害のある学生等が戸惑うおそれあり、③格子幅の広い溝ふたが設置され、白杖の先端や車椅子の前輪がはまり込むおそれあり | 視覚障害 肢体不自由 | 奈良-4 (再掲) |

(No. 1) 滋賀大学彦根キャンパス
校舎棟前通路



(注) 通路の中央部をそのまま直進して行くと、上がり傾斜の「スロープ」の手すりにぶつかり、けがや転倒のおそれ

(No. 3) 大阪大学豊中キャンパス
全学教育推進機構棟出入口スロープ



(注) スロープ内全体に、点字ブロックが敷設されている。なお、スロープ付近には、別に、上下端に点字ブロックが敷設された階段もある。

(No. 4) 大阪大学豊中キャンパス 全学教育推進機構 機構C棟東側屋外スロープ

○ 全景（滑りやすいタイルを使用）



○ 劣化した点字ブロック、草も繁茂

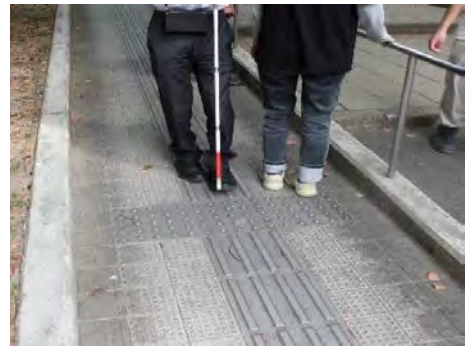


(No. 6) 奈良女子大学 総合研究棟から保健管理センターへの歩道スロープ

○ 全景



○ 意図不明な警告ブロック



○ 格子幅の広い溝ぶた



[廊下]

| No | 大学名 | 事例の概要 | 障害種別 | 事例番号 |
|----|------|--|---------------|------|
| 1 | (共通) | 多くの学生が利用する施設内の廊下に椅子等の通行の支障となり得る物品を置くと、車椅子使用者や視覚障害のある学生等が接触して負傷したり、つまずいて転倒したりするおそれあり | 視覚障害 肢体不自由 | 共通-1 |
| 2 | 福井大学 | 共用講義棟の教室の出入口付近の壁面に、情報伝達用のモニターが設置（底辺の角部分は床上約167cm）されている。視覚障害のある学生等は、壁伝いに歩行することが多いため、衝突して頭部にけがをするおそれあり<措置済み> | 視覚障害 | 福井-3 |

(No. 2) 福井大学文京キャンパス 共用講義棟 K120 講義室前のモニター



(注) 壁面に設置されたモニターの底辺の角部分の高さは、通行者の頭部とほぼ同じ。壁伝いに歩行する視覚障害のある学生等が衝突して、頭部にけがをするおそれ

[マット]

| No | 大学名 | 事例の概要 | 障害種別 | 事例番号 |
|----|------|--|------|------|
| 1 | 滋賀大学 | 建物出入口の泥よけマットの端の一部が、劣化して大きくめくれ上がっているため、つまずいて前のめりになり、転倒の危険<措置済み> | 視覚障害 | 滋賀-3 |

(No. 1) 滋賀大学彦根キャンパス 大合併講義室出入口の泥よけマット



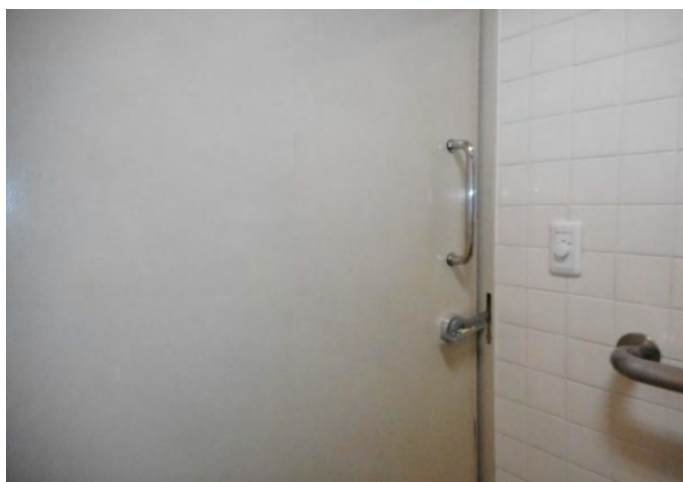
(注) 泥よけマットの端の一部が大きくめくれ上がっており、つまずき、転倒のおそれ

[多目的トイレ]

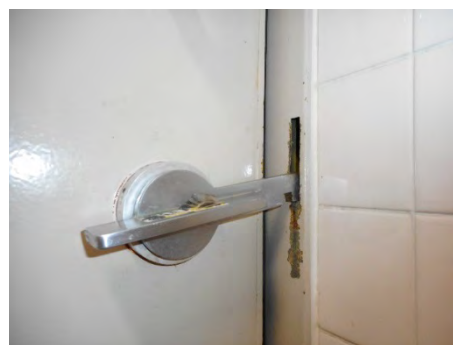
| No | 大学名 | 事例の概要 | 障害種別 | 事例番号 |
|----|-------|--|-------|-------|
| 1 | 和歌山大学 | 建物の歪み等により、多目的トイレの鍵が途中で止まってしまい、施錠できない。やむなく、ドアを押しながら、介助者が施錠した。現状では、車椅子使用者が独力で施錠や解錠することが困難<平成29年度 措置予定> | 肢体不自由 | 和歌山-1 |

(No. 1) 和歌山大学 大学会館1階多目的トイレ

○ ドア全体図



○ 施錠部拡大図



(注) 途中で止まって動かない。「半閉じ、半開き」の状態。本来、下まで届いて、「施錠」の状態になる。

図表5-⑤ ユーザビリティの観点からのチェック

[多目的トイレ]

| No | 大学名 | 事例の概要 | 障害種別 | 事例番号 |
|----|--------|---|-------|-------|
| 1 | (共通) | 多目的トイレの「呼出」ボタン、「便器洗浄」ボタンについて、①点字表示がなく、②どちらも押しボタンになっていて、触った感覚(触感)が両者とも同じ場合、識別できない。間違えて「呼出」ボタンを押し、係の職員が来る騒ぎになるのではないかと、「便器洗浄」ボタンを押すことを躊躇してしまう。 | 視覚障害 | 共通-2 |
| 2 | (共通) | 多目的トイレには、①便座が壁から離れている、②「呼出」ボタン等が便座より低いいため押しづらいなど、不便な配置のものがある。 | 肢体不自由 | 共通-3 |
| 3 | (共通) | 同じ区画に多目的トイレと女性用トイレが設置されている場合、両者併せた表示となっている。男性の車椅子使用者は、使用してもいいのか分からない。 | 肢体不自由 | 共通-4 |
| 4 | (共通) | 多目的トイレのトイレトペーパーについて、①ダンボールごと置かれており、車椅子を旋回(方向転換)できない、②手すりに積まれており、握りの妨げとなっている、③便座に着席して後ろの壁際にあり、取りにくい。 | 肢体不自由 | 共通-5 |
| 5 | 福井大学 | 多目的トイレについて、①出入口前にソファが置かれ、入口幅を一部制限し、実質60cmしかない(第2体育館)、②出入口に簡易ベッド広げられたまま放置されていた(総合図書館1階(多目的トイレ))。いずれも、車椅子使用者はトイレを利用できない。<措置済み> | 肢体不自由 | 福井-4 |
| 6 | 京都大学 | 多目的トイレの案内表示には、点字でも「どなたでもお使いください」と表記している。しかし、「多目的トイレ」など、「何を」が明記されていない。 | 視覚障害 | 京都-3 |
| 7 | 神戸大学 | 食堂付近に多目的トイレがなく、一般用トイレを使用した。しかし、手すりは、トイレトペーパーホルダーの真下にあり、ロールの残量が多いと狭くて握りづらく、ホルダーそのものが妨げとなって、体重をかけられない。 | 肢体不自由 | 神戸-7 |
| 8 | 奈良女子大学 | 多目的トイレに配置された折りたたみベッドが出入口を狭め、車椅子使用者の支障物となっている上、内部でも施錠が困難 | 肢体不自由 | 奈良-5 |
| 9 | 奈良女子大学 | 多目的トイレについて、①引き戸の右側にコピー機、左側にマガジンラックがあり、車椅子を横向きにできない、②取っ手が奥まっており、手を伸ばしてつかもうとすると、転倒のおそれ、③取っ手の奥行き(引き戸とのすき間)が4cmしかなく、手や指に障害があると思うように握ることができない。 | 肢体不自由 | 奈良-6 |
| 10 | 和歌山大学 | 「男性用」、「女性用」、「多目的」の各トイレが並んでいるのに、点字ブロックは、多目的トイレに向けたものだけ。障害のある学生等によっては、多目的トイレではなく、一般用トイレを使いたい者もいるので、それぞれに誘導する等の配慮をすべき<平成29年度 措置予定> | 視覚障害 | 和歌山-2 |

(No. 1) 共通

福井大学 総合研究棟 I1 階多目的トイレ



(注)「便器洗浄ボタン」及び「呼出ボタン」いずれにも点字表記が無いため区別がつかない

(No. 3) 共通

京都大学 旧石油化学教室本館多目的トイレ



(注) 男性も使用可能な多目的トイレにも関わらず、奥にある女性トイレも併せた案内表示となっているため、男性は使用しにくい。

(No. 5) 福井大学文京キャンパス 第2 体育館多目的トイレ



(注) 多目的トイレのドア幅は105cm ある。しかし、ソファーがドア幅の一部をふさぐように置かれており、「実質60cm」しかない。当局と協働で実地調査に当たった車椅子使用者は、右の写真のとおり、トイレに入ることができない。このような場所に、ソファーを置く目的や意図が不明であり、障害者に対する配慮に欠ける。

(No. 8) 奈良女子大学 S 棟 1 階多目的トイレ



(注) 右側の折りたたみベッドが出入口を狭め、車椅子使用者の出入りの「支障物」(バリア)となっている。

(No. 10) 和歌山大学 大学会館 1 階トイレ



(注) トイレは、男性用、多目的、女性用の3つが並ぶ。しかし、点字ブロックは多目的トイレのみ。それぞれに誘導する点字ブロックとし、ピクトグラムにも点字表記があれば、視覚障害者も分かりやすい。

[エレベーター]

| No | 大学名 | 事例の概要 | 障害種別 | 事例番号 |
|----|--------|--|-------|-------|
| 1 | (共通) | 車椅子使用者は、エレベーターを利用する場合、狭いドアから前進して入り、旋回できないまま、後ろ向きで出ることがある。その際、エレベーター内の鏡を「バックミラー」として利用し、後方確認しながら車椅子を操作する。鏡が床面から高い位置にあると、車椅子の車輪が見えず、「勘に頼った」操作とせざるを得ない。出入口に接触して傷を付けないか、閉じないうち出なければど不安や焦りを感じてしまう。 | 肢体不自由 | 共通-6 |
| 2 | (共通) | 上肢機能に障害のある学生等は、押し込む力が弱い。エレベーターのボタンは、「凹型」(おうがた)より、「凸型」(とつがた)が使いやすい。 | 肢体不自由 | 共通-7 |
| 3 | 和歌山大学 | 車椅子使用者向けのエレベーターの操作盤が奥の隅に設置されており、車椅子から身体を伸ばさなければ届かない。このような位置に取り付けた意図が不明<平成 30 年度 措置予定> | 肢体不自由 | 和歌山-3 |

(No. 1) 共通



(注) 車椅子使用者の「目の位置」で撮影。車椅子の車輪や床が見えず、位置関係を把握できない。出入口に接触して傷を付けないかなど不安や焦り

(No. 3) 和歌山大学 附属図書館内エレベーター



(注) 車椅子使用者向けのエレベーターの操作盤を奥の隅に設置

[障害学生支援担当部署]

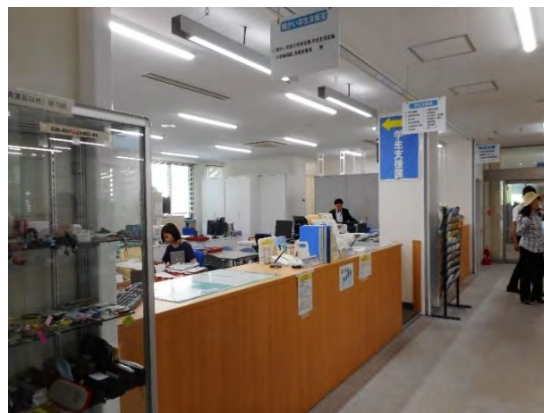
| No | 大学名 | 事例の概要 | 障害種別 | 事例番号 |
|----|--------|---|---------------|------|
| 1 | (共通) | 障害学生支援担当部署の窓口カウンターについて、①位置が高く、車椅子使用者、支援室の職員双方とも見えにくい、②視覚障害者は、多数配置されている窓口のどれが支援室か分からない。双方に「顔が見えない」カウンター(事実上のバリア)は、改善の必要がある。また、職員の迅速な対応も重要である。窓口があっても障害のある学生が利用しにくければ設置の意義が薄れる。 | 視覚障害 肢体不自由 | 共通-8 |
| 2 | (共通) | 障害学生支援担当部署等の窓口への誘導ブロックは、途切れたりすることなく、建物の出入口から同窓口まで敷設する。 | 視覚障害 | 共通-9 |
| 3 | 福井大学 | 保健管理センター(障害学生支援担当部署)のナースコールは、肢体不自由な学生等にとり、片手で押すことができないなど、扱いにくいことのある形状で呼び出しに気付けない可能性がある。 | 肢体不自由 | 福井-5 |

| | | | | |
|---|------|--|------|--------------|
| 4 | 福井大学 | 2階の障害学生支援担当部署に出向くに当たり、警告ブロック（点字ブロック）が階段にも、部屋の入口にもない。このままでは、相談室の入口の位置が分からず迷ってしまうおそれあり | 視覚障害 | 福井-1 (再掲) |
|---|------|--|------|--------------|

(No. 1) 共通



(注) 障害学生支援担当部署のカウンターが高い(床より105 cm)。車椅子利用者にとって、利用しにくい。



(注) 多数の窓口。視覚障害者にとってはどれが支援室か分かりにくい。

[図書館]

| No | 大学名 | 事例の概要 | 障害種別 | 事例番号 |
|----|-------|---|-------|-------|
| 1 | (共通) | 図書館セキュリティゲートのカードリーダー方式のゲートについて、①位置が高いため、車椅子利用者には差し込み口等が見えず、カードを差し込みにくい、②設置されている「呼出ボタン」がゲートの上部にあると使いにくい。 | 肢体不自由 | 共通-10 |
| 2 | (共通) | 図書館や更衣室等のロッカーについて、施錠方法が複数桁の番号を合わせる「ダイヤル式」の場合、各桁の数字を自由に周回できるものでは、「起点」が分からず、視覚障害のある学生等は、使用できない。 | 視覚障害 | 共通-11 |
| 3 | 京都大学 | ①車椅子利用者用機のすぐ隣に多目的トイレがあると、「障害者専用の空間」ともなり、障害のある学生等は、他の学生から「障害者だけ優遇している」と見られるのではないかと気兼ね等が生じ、逆に使いにくくなる。②車椅子利用者用機と多目的トイレの設置階が異なる場合もトイレの都度、移動が不便 | 肢体不自由 | 京都-4 |
| 4 | 大阪大学 | 総合図書館の階段昇降機を使用する際、連絡用とされるインターホンについて、①位置が高い、②周辺の消火器や机が妨げとなり、インターホンの真下に車椅子を横付けできない。やむを得ず、前かがみで受話器を取ろうとしても、位置が高くて困難である、③手や指に障害のある学生等は、受話器を握る十分な力がないので、「呼出」ボタンがより便利である。 | 肢体不自由 | 大阪-8 |
| 5 | 大阪大学 | 拡大読書器について、施錠された部屋でなく、共用スペースに設置すると、使いやすい。 | 視覚障害 | 大阪-9 |
| 6 | 神戸大学 | 図書館に設置された天板昇降機能付きの車椅子利用者用機について、取扱い説明等もなく、使用方法が分からない。使えないのでは、もったいない。 | 肢体不自由 | 神戸-8 |
| 7 | 和歌山大学 | 蔵書検索用のパソコン機は、「立位」（立ち上がった状態）で利用する前提となっており、高い位置にある。車椅子利用者は、利用できない。また、足下の「かばん置き」が妨げとなり、机の真下に車椅子を進められない。現状は、車椅子利用者がパソコンを利用しない前提で、機器等が配置されている。<平成29年度 措置予定> | 肢体不自由 | 和歌山-4 |

(No. 2) 共通

○ 手荷物ロッカー



○ ダイヤル部分拡大図



(No. 7) 和歌山大学 附属図書館



(注) 机の位置が高すぎる。車椅子使用者は、キーボードに手が届かず、単独で操作できない。パソコン画面も「上向き」。車椅子使用者からは、画面の内容がほとんど見えない。また、「かばん置き」が妨げとなって、車椅子を机の真下まで進められない。利用の都度、「かばん置き」を移動させるしかなく、不便である。

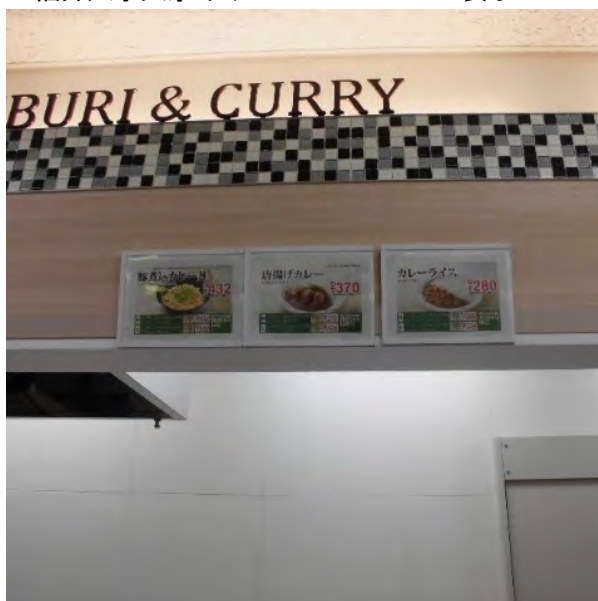
[食堂]

| No | 大学名 | 事例の概要 | 障害種別 | 事例番号 |
|----|---------|--|---------|-------|
| 1 | (共 通) | 聴覚障害・言語障害のある学生は、食堂で注文する場合、食べたい料理のメニュー表等を指し示して行う。「メニュー」が利用者に向けてのみ壁に貼り付けられていると、カウンター内の調理担当従業員は、どれを指差しているか「見る」ことができず、スムーズに注文しにくい。注文した学生も、「異なる料理が出てくるのではないか」など不安になる。 | 聴覚・言語障害 | 共通-12 |

| | | | | |
|---|------|--|-------|-------|
| 2 | 大阪大学 | 食堂の小鉢類は、カウンターより低く、シンク型保冷機の中に並べられ、同じ小鉢が載せられたトレイごとに、「メニュー立て」がある。しかし、車椅子使用者は、「座った」状態であり、低い位置から見る事となる。在庫の少ない、人気のある小鉢類は、取り出されてトレイが下がり、メニュー立ても低い位置になる。しかし、車椅子使用者からは見えず、どの料理が残っているか分からない。 | 肢体不自由 | 大阪-10 |
|---|------|--|-------|-------|

(No. 1) 共通

福井大学文京キャンパス メニュー表示



(注) 聴覚障害・言語障害のある学生等にとって、写真のような「壁面のメニュー表」しかないとは、カウンターの中にいる調理担当の従業員に、注文がうまく伝わっているか、コミュニケーションがしにくい。

奈良女子大学 食堂

○学生から見たメニュー表示



○従業員から見たメニュー表示



(No. 2) 大阪大学豊中キャンパス

総合図書館下食堂



(注) 車椅子使用者は、在庫の多い小鉢のメニュー立ては見える。しかし、在庫の少ない小鉢のメニュー立ては見えず、何があるか分からない。



(注) メニュー立てをカウンターに設置する等の工夫により、在庫数に関係なく表示が見えるので、食べたい小鉢料理を選択できる。

[講義室]

| No | 大学名 | 事例の概要 | 障害種別 | 事例番号 |
|----|---------|--|---------|-------|
| 1 | (共 通) | 階段状の講義室には、最前列を除き、固定式で机や座席が設置。可動式の机が配置されている最前列が車椅子使用者となる。しかし、首が動かしにくい人などは最前列では、視野が狭く角度も浅くなるので、黒板全体の文字等が見づらい。 | 肢体不自由 | 共通-13 |
| 2 | (共 通) | 教室番号の表示について、ドア上部の手が届かない位置にしかない。また、点字表示等がどこにもないため、目指す教室かどうか分からない。 | 視 覚 障 害 | 共通-14 |
| 3 | (共 通) | 通常は施錠され、学生等が事務室で鍵を借りて使用するグループ学習室等の鍵穴の位置が床上 153cm にあり、車椅子使用者には手が届かず、単独での取扱いが不可能である。 | 肢体不自由 | 共通-15 |
| 4 | 大 阪 大 学 | 車椅子使用者は、C棟正面に階段があるため、直接入ることができない。そこで、A棟を経由し、傾斜路を上って、C棟西側出入口から入るしかない。 また、C棟には、西側にしか多目的トイレがない。しかし、東側は「ストッパーのない」開き戸のため、車椅子使用者には独力で扱えないので、直線移動できない。東側エレベーターから降り、北側を大きく迂回して、西側の多目的トイレに行くしかない。C棟からA棟及びB棟へ移動する場合も同様である。 しかし、このような情報は、バリアフリーマップに掲載されていない。「現地」に行って、初めて分かる。車椅子使用者には、非常に不便な状況にある。 | 肢体不自由 | 大阪-11 |
| 5 | 大 阪 大 学 | 講義C棟について、廊下幅が 155cm に対し、外開きドアの幅が 94cm であり、かつ、雨水用の側溝（幅 20～30cm）もある。ドアが開放された場合、通行可能な廊下幅が極めて狭くなり、車椅子での通行が著しく妨げられる。 また、多目的トイレは1階にしか設置されておらず、学生の行き来やエレベーターの混雑等も考慮すると、車椅子使用者が 10 分間の休憩時間内に、トイレへ行き、講義室まで戻ってくることは困難 | 肢体不自由 | 大阪-12 |
| 6 | 奈良女子大学 | 大講義室の出入口は、手動の大型引き戸であり、幅員は 183cm（「望ましい」とされる下限の 2 倍以上）。かなり重く、しかも、途中で取っ手を離すと元の位置に戻ってしまうため、車椅子使用者は、独力での入室が困難 | 肢体不自由 | 奈良-7 |
| 7 | 奈良女子大学 | 大講義室の出入口付近に車椅子使用者用の可動式机が配置されている。授業開始前後に多くの学生が車椅子の真後ろを通り、接触等のおそれ。接触の衝撃により、車椅子使用者の首（頸椎など）等に悪影響を及ぼす危険性もある。 | 肢体不自由 | 奈良-8 |

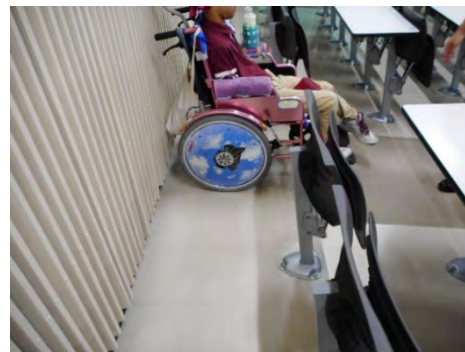
(No. 1) 共通

○最前列

○最後列

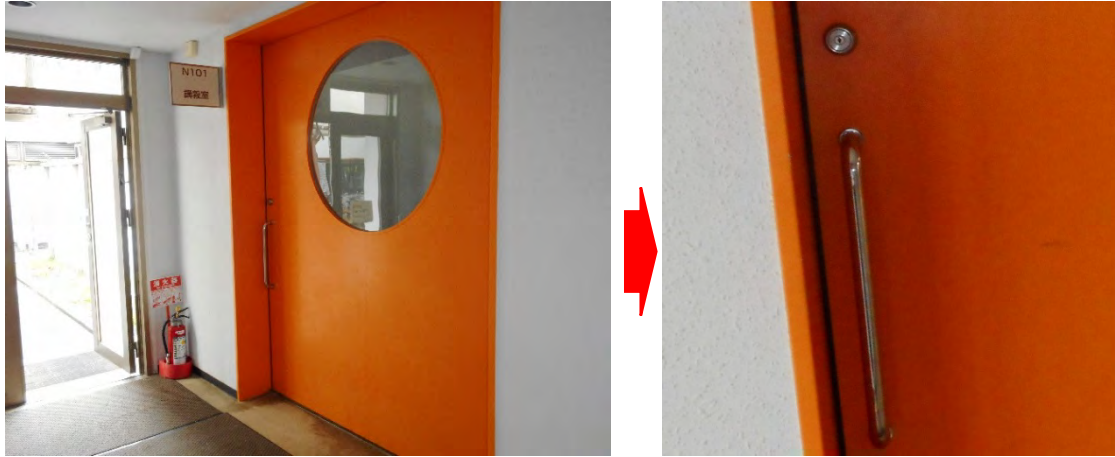


(注) 最前列のみ可動式の机。移動させれば、車椅子のままでも、利用できる。しかし、最前列では、黒板全体の文字等が見づらい。



(注) 最後列まで行くことは可能。しかし、座席が「固定式」のため、車椅子を使用した状態で、机と座席の間に入り込むことが困難

(No. 6) 奈良女子大学 N101 講義室の後方扉



(注) 引き戸の幅員は 183 cm (左の写真)、取っ手と壁面との間隔は 4.5 cm (右の写真)

[点字ブロック]

| No | 大学名 | 事例の概要 | 障害種別 | 事例番号 |
|----|-------|---|------|--------------|
| 1 | 福井大学 | 総合図書館の改修に伴い出入口の位置を変更した。しかし、誘導ブロックや警告ブロックを適切に変更せず、「途切れたまま」など中途半端な現状であり、迷ってしまう。 | 視覚障害 | 福井-6 |
| 2 | 福井大学 | 通路から建物の出入口(2か所)へ誘導ブロックが敷設されている。しかし、①出入口の2.8m手前で、突然、途切れている、②出入口の2m手前に「警告ブロック」が敷設されているものの、意図が不明であり、混乱を招くおそれあり | 視覚障害 | 福井-7 |
| 3 | 福井大学 | 歩道上のマンホールを避けられるように、誘導ブロックが敷設され、警告ブロックごとに直角に歩行する必要がある。これらの点字ブロックに従って歩こうとすると、直角に4回も曲がって、元の方向に戻ることであり、非常に不快 | 視覚障害 | 福井-8 |
| 4 | 京都大学 | 建物出入口から右の部屋に向かって点字ブロックが敷設されている。しかし、誘導先は、学生の利用がほとんどない「運用管理室」である。ドアの横には、「ここは運用管理室です。事務室は反対側です」と書いた張り紙がある。 この点字ブロックは、学生が利用する「事務室」への案内に敷設された。しかし、事務室と運用管理室の位置が変更された後、対応して点字ブロックも付け替えられていないため、敷設の意図と現状とが異なっている。 | 視覚障害 | 京都-5 |
| 5 | 京都大学 | 京都大学吉田南構内正門に、歩行者用門扉と門衛所に誘導するために点字ブロックが敷設されている。しかし、現在はいずれも使用されておらず、点字ブロックの付け替えが行われていないため、初めて訪れる視覚障害のある学生等は、状況を承知しておらず、混乱するおそれ。なお、正門付近に、午前8時半から午後3時まで、警備員が勤務している。 | 視覚障害 | 京都-6 |
| 6 | 大阪大学 | 建物入口付近に敷設されている点字ブロックについて、歩道(幅員280cm)の手前で途切れており、現状のままでは、歩道から入ろうとしても歩道をそのまま進んでしまい、総合学館への通路に気付かず通過する。 | 視覚障害 | 大阪-13 |
| 7 | 和歌山大学 | バス停から長い階段の上端まで点字ブロックが敷設されている。しかし、階段を上った地点から構内歩道(シンボルゾーン)に接続する点字ブロックがない。階段とシンボルゾーンとを接続して一体化すると、視覚障害のある学生等の歩行向け「ネットワーク」となり、より一層機能を発揮できる。<平成29年度措置予定> | 視覚障害 | 和歌山-5 |
| 8 | 福井大学 | 誘導ブロックが「途切れた」状態で敷設されている。「どこからどこへ誘導している」のか、意図が不明 | 視覚障害 | 福井-2 (再掲) |

| | | | | |
|---|------|--|------|--------------|
| 9 | 大阪大学 | 食堂の出口から屋外階段まで誘導ブロックがない。このため、①出入口付近には、多目的トイレ（食堂内になし）があっても分からない、②直進すると雨水ますの溝ふたがあり、格子幅が広く、白杖の先端がはまり込み、つまずくおそれ | 視覚障害 | 大阪-4 (再掲) |
|---|------|--|------|--------------|

(No. 3) 福井大学 文京キャンパス
工学系1号館1号等前通路



(注) 4つの警告ブロックごとに立ち止まって「直角」に歩く必要があり、この点字ブロックどおり進むとすれば、非常にギクシャクした歩行となることは明らか。

(No. 5) 京都大学 吉田キャンパス
吉田南構内正門



(注) 正面奥の扉は、常時閉鎖。事実上、「行き止まり」

(No. 6) 大阪大学 豊中キャンパス
豊中総合学館入口前



○出入口まで誘導



(注) もう少し歩道(写真の左側)寄りまで点字ブロックを延長すると、建物出入口とうまく連絡できる。

[スロープ]

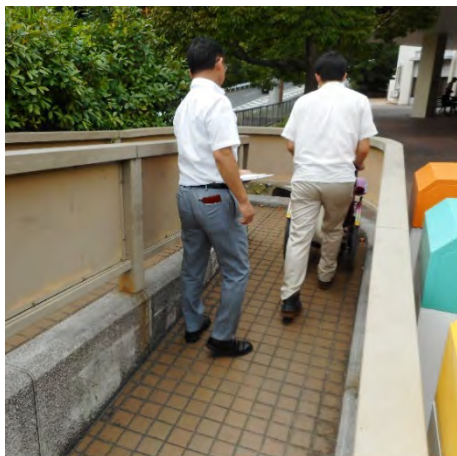
| No | 大学名 | 事例の概要 | 障害種別 | 事例番号 |
|----|------|--|-------|-------|
| 1 | 大阪大学 | 歩道と建物(学生交流棟)の出入口を結ぶスロープが「らせん」状とされている。手動車椅子の場合、内輪差も生じて、操作が非常に難しい。なお、この地点は、歩道上に電灯があり、車椅子使用者の進入を阻んでいる(事例番号:大阪-7「スロープがあっても、車椅子使用者は建物に容易に入ることができない」参照)。 | 肢体不自由 | 大阪-14 |

| | | | | |
|---|------|---|-------|------|
| 2 | 神戸大学 | スロープの折り返し部分（建築設計標準では、「踏幅 150cm 以上の水平なスペース」）には、①傾斜があり、②幅も狭い（120 cm）。このため、車椅子を方向転換しにくい。 | 肢体不自由 | 神戸-9 |
|---|------|---|-------|------|

(No. 2) 神戸大学鶴甲第1キャンパス A棟南側のスロープ

○ 傾斜のあるスロープ

○ 折り返しとなる曲がり角（拡大）

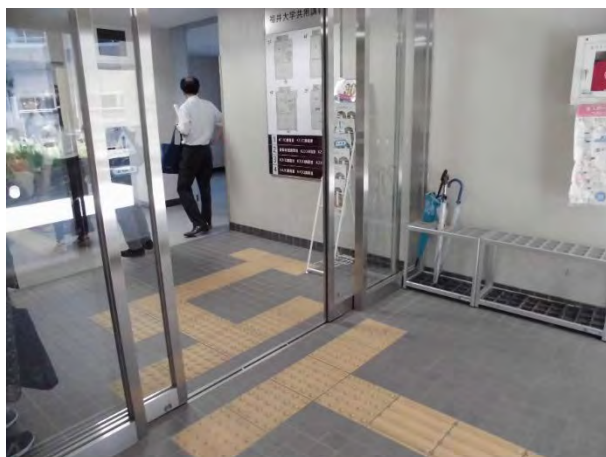


[案内表示]

| No | 大学名 | 事例の概要 | 障害種別 | 事例番号 |
|----|-------|--|-------|-------|
| 1 | 福井大学 | 建物の出入口から、点字ブロックにより、「共用講義棟」の案内図へ誘導されている。しかし、点字対応の「触図」となっておらず、全盲の学生等は、何が書かれているのか知ることができない。 (注) 触図：表面に凹凸があり、視覚障害者が指先で触れて形などを確かめることができる図 | 視覚障害 | 福井-9 |
| 2 | 福井大学 | 教室表示について、浮き出し文字となっており、触れば教室番号が分かる。しかし、ドアの上部にあり、手が届かない。また、多目的トイレを警告ブロックで誘導し、壁面の点字で案内している。しかし、これらは、取っ手（出入口）と反対側にあるので、出入口が分からず、混乱する。 | 視覚障害 | 福井-10 |
| 3 | 滋賀大学 | 建物入口から点字案内板まで、点字ブロックで誘導されている。しかし、その先のエレベーターや階段までは、誘導されていない。案内板で確認できても、目的となる教室等への「移動手段」までどのようにして行くのか。「配慮」が途切れた状態。案内図の「点字表記」の位置が高く、手を伸ばしても届かないおそれ | 視覚障害 | 滋賀-4 |
| 4 | 神戸大学 | 構内入口の大学案内図は、大学の上り坂の「下部」に歩道に向けて設置されている。しかし、歩道は、逆向きの「下り坂」となっており、車椅子使用者は、傾斜（勾配）のある歩道から、車椅子を固定して見上げざるを得ない。しかも、案内図手前に溝があり、一層見えにくくなっている。 | 肢体不自由 | 神戸-10 |
| 5 | 神戸大学 | バス停からキャンパスへ向かうには、歩道に階段があるため、車椅子使用者は通行できず、車道を通らざるを得ない。バリアフリーマップには「現状公共交通機関からのバリアフリーのアクセスルートがありません」とされているので、車椅子を使用する人は、バスを利用した独力でのアクセスが困難と受け止め、あきらめてしまうかもしれない。＜一部措置済み＞ | 肢体不自由 | 神戸-11 |
| 6 | 和歌山大学 | 大学のバス停から校舎等がある「シンボルゾーン」（構内歩道）まで、長い階段がある。車椅子使用者は、階段を利用できないので、本部共通棟にあるエレベーターを利用し、「4階から」シンボルゾーンに出る。しかし、本部棟4階とシンボルゾーンが接続している旨の表記が、階段の下の案内板にも本部共通棟入口にもどこにもない。＜平成29年度措置予 | 肢体不自由 | 和歌山-6 |

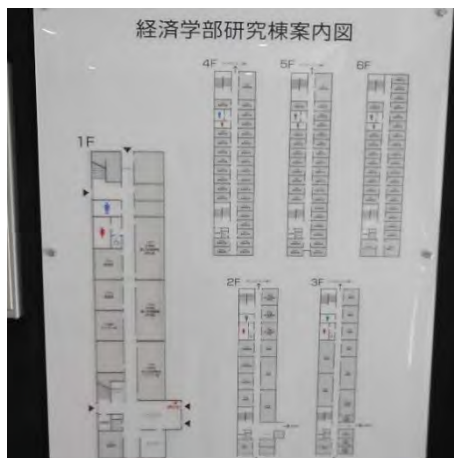
| | | | | |
|---|-------|---|-------|-------|
| | | 定> | | |
| 7 | 和歌山大学 | 建物を出て右横の通路の先の踊り場部分には段差があり、車椅子使用者は当該通路を使ってシンボルゾーンに抜けられない。しかし、「スロープ」のように見えるため、誤認して通行し、行き止まりになり引き返さなければならない。<平成29年度措置予定> | 肢体不自由 | 和歌山-7 |

(No. 1) 福井大学共用講義棟入口



(注) 写真左側の出入口付近に「案内板」を掲示(右の写真はその拡大)。点字ブロックで「共用講義棟」案内図に誘導。しかし、「触図」になっていない。全盲の学生等は、この案内図から、何も情報を得られない。

(No. 3) 滋賀大学彦根キャンパス 経済学部研究棟



(注) 「経済学部研究棟案内図」の掲示。かなり大きなボード。しかし、位置が高く、手を伸ばしても「点字」まで届かないことも。

(注) 左側「1F」の下が「触図」となっており、「1F」の上部に、点字表記もある。左写真と併せ見ると、点字の位置は高い。

図表 5-⑥ 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）での意見（バリアフリー関連）

【屋外の施設について】

- 建物と建物間の廊下や階段（スロープ）で明かりがなかったのが、電気をつけるか、日当たりをよくし、トラテープを巻くなどしてもらえると助かる。暗証番号を要する扉の画面が暗く小さく薄く見づらい。（国立大学、視覚障害のある学生）
- 暗い所に明かりがほしい。（国立大学、視覚障害のある学生）
- 構内の道がでこぼこしておらず、車椅子で移動しやすいように整備してほしい。（国立大学、肢体不自由な学生）
- 階段の舗装（国立大学、病弱・虚弱な学生）

- 学内のイベントの際には点字ブロックの上に物が置かれていることが多い。階段の高さ・幅が統一されていないので歩きにくい。（公立・私立大学、視覚障害のある学生）
- 段差のある施設の出入口がまだあります。だから、車いすの人は使いにくいんじゃないかと思えます。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- ドアをスライド式にする。大学のトイレを増やす。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- ドアを引き戸にしてほしい。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 道の舗装がきれいであればよいと思う。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 低い段差でも衝撃に弱い車いす学生が声を上げた際にはスロープを整備してくれた。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

【建物内の施設について】

- エレベーターで行くには遠回り（国立大学、肢体不自由な学生）
- 階段の教室もあったので、授業のコマを選ぶのに制限があった。またエレベーターの場所が限られていたので、教室へ向かうルートも限られている。使いやすいトイレが多方面にあると、安心して学校生活を送ることができる。（国立大学、肢体不自由な学生）

- 出入り口の扉が開いていたり、閉まっていたり、半分だけ開いていたりするので統一してほしい。（公立・私立大学、視覚障害のある学生）
- 私は利用しないが、授業終了時、エレベーターが混雑していて、車椅子の方が使いにくそうに見えたので、もう少し配慮してもらいたいと感じました。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 階段のある施設がまだあります。また、エレベーターの中は少しせまいなと思います。だから、車いすの人は大変じゃないかと思います。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- エレベーターを広くする。自習室を車椅子でも入れるように整備（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 階段のある施設がまだあります。また、エレベーターの中は少しせまいなと思います。だから、車いすの人は大変じゃないかと思います（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- ドアを引き戸にしてほしい（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 横幅の大きい電動車椅子でも2台分くらいは収容できるエレベーターを完全設置してほしい（古い建物のエレベーターの場合、1台でもぎりぎり入るくらいというケースが多々ある）（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

- 図書館、パソコン室などのイスが重たく1人で動かしにくい。プリンターが立位した状態で使うような高さであるため車いす学生は届きにくい。多目的シートのあるトイレが1か所にしかない。
(バリアフリー) マップは、入学する以前に見せていただいた学校案内のパンフレットに記載していただいていたので便利だと思いました。
ですが、(現在の) 大学はたいへん広いのにも関わらず、多目的シートがある多目的トイレは1か所しかないのが不便に感じています。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)
- 多目的トイレが各階にある建物もあるが、1階のみの建物もある。全部の建物の各階にあったほうがよい。1階のみ建物で授業を受ける場合は、15分の休憩時間に1階のトイレを利用するか、車椅子から降りて洋式トイレを利用している。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)
- 多目的トイレに介助ベッドがあればよい。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)
- 右手で車いすを操作し、左手でドアを引くので両手がふさがり、後ろを確認しないといけないため、教室はスライドドアの方が使いやすい。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)

(注) 当局の調査結果による。なお、「第3 障害のある学生に対する意識調査(インタビューを含む)」を参照

第3 障害のある学生に対する意識調査（インタビューを含む）

今回の調査においては、国立大学法人のみならず、在籍している障害のある学生がどのようなことに困っておられるか、どのような改善を求めておられるかなど、率直な御意見等（いわゆる「生の声」）を直接お聞かせいただき、意識調査（インタビューを含む）も行った。入学を希望する大学を選定し選抜試験を受ける側、大学で教育を受ける側、構内施設や設備を利用する側、いわゆる「ユーザー」の立場からの生の声も把握したいと考えたことによる。

意識調査（インタビューを含む）の実施に当たり、調査対象 7 国立大学法人及び協力を得られた 6 公立大学法人・私立大学の障害学生支援担当部門とも相談し、了解を得るとともに、これら学生の障害の症状等に応じた、適切な方法の助言や示唆もいただいた。

上記大学に在籍する障害のある学生のうち 220 人の方々に、御協力を申し入れ、37 人から回答を得た。以下、意識調査（インタビューを含む）の基となった調査票の様式に、それぞれの回答状況を整理した。「自由筆記」欄への回答内容について、可能な限りをそのまま転記したが、誤字脱字などは誤解を招くことのないよう、修正させていただいた。

御協力いただいた学生の皆さんには、「障害を持つ後輩」が一人でも多く入学し、安心して学べるようにと、勇気を持ってお答えいただけたものと受け止めている。

大学の支援に関する意識調査

1 あなたの状況

下記の設問にお答えください

| | | | | | |
|----------------------------|---|---------|----------------|-------|--|
| 1. 性別 | 男・女 その他 | 2. 学校区分 | 国立大学・公立大学・私立大学 | 3. 学年 | |
| 4. 学校所在地の都道府県名 | | | | | |
| 5. 障害 種別(複 数回答 可) | ①視覚障がい(盲・弱視)、②聴覚・言語障がい(聾(ろう)・難聴・言語障がいのみ)、③肢体不自由(上肢機能障がい、下肢機能障がい、上下肢機能障がい、他の機能障がい)、④病弱・虚弱(内部障がい等、他の慢性疾患)、⑤重複、⑥発達障がい(SLD, ADHD, ASD、重複)、⑦精神障がい(統合失調症等、気分障がい、神経症性障がい等、摂食障がい・睡眠障がい等、他の精神障がい)、⑧その他の障がい | | | | |

* 以下の質問については、あなたのご感想やご意見を可能な範囲でお答えください。

2 大学選定時の状況

問1 大学を選定する際に大学からの支援情報提供は、あなたにとって十分でしたか。
① 十分(14人) ② 不十分(1人) ③ どちらともいえない(12人)

問2 あなたが大学の支援情報を得る際に活用したツールは何ですか。
① ホームページ(4人) ② オープンキャンパス(2人) ③ 入学事前相談(13人)
④ その他()

問3 大学を選定するために、どのような情報がどのように得られればよいと思いますか。

- 支援に関する情報が、大学のトップページに掲載されていると、その情報が得やすい。さらなる詳細は電話するなどするが、明らかに記載がないとそもそも受け入れるつもりがないのかと思う。また、実際に学内での工夫(スロープ併設、トラテープ接着など)がなされた写真もアップされていると安心できると思う。(国立大学、視覚障害のある学生)
- 高校2年生ぐらいのときに大学の方と直接相談ができる機会を設けていただき、そこでの情報提供が望ましいと思う。(国立大学、視覚障害のある学生)
- どのような支援が可能であるかをHPや支援室を通して得られるのが良い。(国立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- 過去の支援の例(国立大学、聴覚障害及び言語障害並びに精神障害のある学生)
- 設備、共用スペース(図書館や学食)の時間ごとの混み具合、各建物間の平均的な移動時間(国立大学、肢体不自由な学生)
- 大学に入学して、在学中に障害を持ちました。(国立大学、肢体不自由な学生)
- 大学内のバリアフリー状況や通学の交通ルートなどが調べられるような情報、在学中にどのような配慮をもらえるかの相談と窓口の場所、学生支援課で入学までに事前に相談できるかどうかの有無(国立大学、肢体不自由な学生)

- メールマガジン等で、障がいについてのことを発信していく。（国立大学、発達障害のある学生）
- 支援情報を高校の先生を通じて知ることができると良いと思う。（国立大学、精神障害のある学生）
- 障がい学生受入実績、入学後に受けられる支援内容がホームページで確認できれば安心できる。（公立・私立大学、視覚障害のある学生）
- 支援内容など（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- どのような支援をしてくれるか、バリアフリーの施設かどうか（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 実際の通っている学生に話を聞く機会があれば、生の声が聞ける（ホームページに載っていないことも）。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 情報保障はどんな制度であり、今まで、どんな情報保障が行われたのかを具体的に説明した情報や障害のある学生の声等（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 他の大学と比べて、情報保障がどのくらい整っているのかを知りたい。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 現在通っている大学を志望したのは、オープンキャンパスのときに情報保障に関する話を聞いて、ノートテイク制度があると分かったためです。また、在学していた高校から現在通っている大学に入学した人がいたからです。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 情報保障（ノートテイク制度等）は、どんな制度があるのかをわかりやすく、説明することやその大学は、今までどんな情報保障が行われたのかを具体的に説明したほうが良いと思います。もちろん、障害のある学生の生の声があったほうが良いと思います（生の声だけではなく、文章もあったほうが良いかもしれない。）。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- ある2つの大学も受験しようと思ったが、ホームページやパンフレットも障害のある学生の受入状態が分からなかったために、オープンキャンパスで大学まで行って相談しました。できれば、情報保障（ノートテイク制度等）については、ホームページやパンフレットに載せたら、私たちは安心できると思います。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 大学や介護人がいるかいないかやちゃんとバリアフリーなのかの情報をインターネットなどで（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- バリアフリーの状況、障がいのある学生へのサポート体制、障がい学生の情報（どんな学生がいるのか（車椅子、聴覚など））（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- バリアフリーマップや入学後の支援体制・支援内容について具体的に示した冊子があれば十分であると思う（紙媒体とWeb媒体）。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 大学が行う障害学生への配慮できる範囲。移動、排泄、食事に関しての介助が必要な場合の対応（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- オープンキャンパスにおいて（現在の）大学へは行っていませんが、11月に受験することが決まった際に、面談をしに行かせていただきました。その際には、知り合いの方で同じ障害をお持ちの方が卒業されていることもあり、ある程度のバリアフリーが備えられており、障害学

生の入学を積極的にされているということを聞かせていただいたことです。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

○ 現在通っている大学を志望したのは、オープンキャンパスの際、入試部の方が困り事などについて、熱心に話を聞いてくれたことが理由の一つ（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

○ 第1志望だった大学については、支援体制は整っていたが、特性に応じた対応が十分ではなく、断念。現在通っている大学は、対応について電話で相談したところ、好印象だったため志望した。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

○ ホームページで障害別に配慮している事項の詳細が掲載されていると分かりやすい。特に利用者の声などあれば参考になる。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

○ ホームページで障害別に配慮している事項や実際にこれまで配慮したことのある事例や支援を受けた人の意見などが掲載されているとイメージしやすい。

大学選定のために支援担当部署のホームページをよく閲覧した。多くの情報を掲載している大学もあるが、ほとんどの大学では掲載している情報が少なかった。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

○ ホームページに具体的な支援内容や支援を受けている者の状況など実際に自分が大学に行った際に受けられる支援がイメージできる内容と併せて、障害のある学生数が公表されていれば、より安心感は得られる。学生数が0名である場合、不安は抱くと思うが、行きたいと思う大学であれば、必ず大学にも連絡して情報を得ると思うので、そこで対応してもらえれば、不安は解消されるし、0名でも支援する意思があることがホームページに掲載されていれば、安心感をえられる。

なお、例えば学生数が少数ないし1名であると、見る人が見れば、自分のことと特定されるかもしれないが、個人名が公表されるわけではないので、別に構わない。学生数を公表することが後輩達の安心材料になるのであれば、公表する方が望ましい。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

○ 障害学生が沢山いることは大学の受入れ姿勢の表れだと思うので、障害学生数を公表されていればいいと思う。逆に学生数0名であったとしても、人によりどのような対応をしてもらえるかも分からないので、それだけでは大学を判断しない。

なお、障害学生数が少数であり、個人が特定されるおそれがあることは気にならないし、たとえ学生数が1名であり、自分と特定されても別に構わない。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

○ 支援の内容が詳細にわかればよいと思う。（公立・私立大学、発達障害のある学生）

○ チラシ等学生がよく目にするものの中に、支援情報を入れておくと見やすいかもしれないです。（公立・私立大学、発達障害のある学生）

○ 自分との重ね合いが確認できるので、これまで配慮している事例が掲載されていると分かりやすい。また、過去の支援者の例などがあれば、自分と同じような障害のある学生も大学で学んでいるという希望が持てる。（公立・私立大学、発達障害のある学生）

○ 障害学生数が公表されていれば、大学が支援をしていることについて、説得力を持ち、受験希望者も安心できる。たとえば、学生数0名であったとしても大学が支援していることが掲載されていれば、少しは安心する。

なお、公表された障害学生数が1名だと、個人が特定されることについて不安はある。しかし、名前が出なければ、後輩のためになるなら、特定されても構わない。(公立・私立大学、発達障害のある学生)

- 実際の授業の内容の雰囲気(公立・私立大学、精神障害のある学生)
- 入学後の配慮をホームページ上に載せるなどする。(公立・私立大学、精神障害のある学生)

3 入学試験時の状況

問1 入学試験の際に受験上の配慮は、あなたにとって十分でしたか。

- ① 十分(17人) ② 不十分(1人) ③ どちらともいえない(9人)

問2 問1の答えの理由。また、どのような配慮があったらいいと思いますか。

- 第1志望大学ではなく、併願私立大学受験時のことですが、拡大文字問題冊子と解答用紙の枚数増加について事前に了承を得ていたにも関わらず、問題冊子に関しては印刷不鮮明が、解答用紙の枚数が予定より少ないなど、試験実施中に対応が間に合わなかったことがありました。試験監督者・関係者が開始前に確認すれば防げたはずです。(国立大学、視覚障害のある学生)
- 時間延長、機械の使用、個別の部屋が用意されたため(国立大学、視覚障害のある学生)
- 希望する配慮のおかげで、情報を十分に得られたから(国立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- 車椅子を利用しているが、教室の出入口に最も近い場所に机を用意してもらえたため(国立大学、肢体不自由な学生)
- テスト方法(国立、肢体不自由な学生)
- 座席の配慮、トイレの案内(アクセシブルかどうかも含めて)(国立大学、肢体不自由な学生)
- 大学入学後に障害告知があったため、配慮以前の問題(国立大学、発達障害のある学生)
- 障害が発覚したのが入学後であったため(国立大学、発達障害及び精神障害のある学生)

- 募集要項は視覚障害者が音声読み上げソフトで読みやすいものになってほしい。(公立・私立大学、視覚障害のある学生)
- 優しい気遣いで困ることなくスムーズに出来ました。(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- 受験上の配慮を申請していません。自分は難聴なので、席を前の方にしてくれたり、リスニングの免除などがあったらいいと思います。(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- 試験が始まる前と終わった後の説明は文書化した紙をもらったのは良かったです。受験中に先生からの声は全く分からなかった。だから、手話通訳の方が良いと思います(受験中に先生の声でも分かるようになると思います。)(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- 追記などをノートイクで支援して頂いたため(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)

- 試験用紙を隣でめくってもらえる配慮（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 事前に要望を聞いてもらえ、必要な配慮をしてもらえた。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 車椅子で入室可能な試験会場で入試に臨めた（別室受験）。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 介助者（親）の待ち合い室を緊急に介助が必要になった時のことを考慮して下さり試験会場の横に部屋を設けて下さった。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 別の部屋で受けられるとよいと思う。（公立・私立大学、発達障害のある学生）

問 3 他の大学への入学を希望していたが、配慮が不十分であったり、修学が難しい等と言われて断念した経験があれば、具体的に教えてください。

- 第 1 志望大学ではなく併願私立大学を考えていた際に、配慮申請をしたところ、入学試験時に対応するが、仮に入学が決定したとしてその後の対応はしかねる（前例がないため）といった話を受け、併願として受験することを諦めた。（国立大学、視覚障害のある学生）
- 大学の通信教育部を希望したが、資格取得のための実習先を確保できないと言われ受験を諦めた。（公立・私立大学、視覚障害のある学生）
- ある 2 つの大学は、ノートテイク制度がなかったから、受験は断念しなかったが、入りたい気持ちはあまりなかったです。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 他私立大学を希望していたがヘルパーが私を介助することが難しいと担当者から言われた。また、親が付きっきりで介助をするなら入学しても良いといわれた。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 現在の大学に決まる前に 1 校（私立大学）指定校推せんを頂いていたが、車いす学生が多すぎるために教室に入ることができなくなりました。

（現在の）大学でも同様ですが、今の大学においては、机と椅子が固定されている教室がほとんどです。そして、受け入れ拒否をされた大学・（現在の）大学にも各教室に最高でも 2 か所の車椅子スペースが設けられており、椅子が取り外されており机も大抵の車いすに合う高さに設定して下さっています。

受け入れ拒否をされた大学においては、私が受験する前（10 月あたり）には、すでに同じ学科に 2 名の車いす学生の入学が決まっていたようで、同じ授業に私も含めて 3 人の車いす学生が出席すると 1 人分の車椅子スペースが足りないことから 1 人は受講できないと言われました。

ちなみに、（現在の）大学でも全学科含めて同級生の車いす学生は 4 人います。他学部であっても一般教養は学部関係なしに受講できるものもあり、もちろん車いすスペースが 2 か所しかないところ 3 人の車いす学生が同時に受けることも多々ありました。その場合の大学としての対応は、支援学校等でよく使われている車いす対応の持ち運びもできる机を支援室の職員さんが毎度足りない分だけ運んでくださっていました。

障害者が福祉を学ぶ意図が分からないなど差別発言も受けた。

受け入れ拒否をされた私立大学です。先ほどから取り上げている大学です。

発言の内容としては「障害者は人に助けられることが多いのに、社会福祉士を取ったところで、あなたに何ができるのですか？」です。

本当のところであれば、母校の高校でも、利用させていただいてる福祉サービスの事業所の方の意見でも訴えてもいいほどの発言であると思いますが、母校からのその大学への指定校推薦による入学生が多くいたこともあったので、この問題により今後、指定校推薦を母校が受けることが出来なくなるの方が私は嫌でしたので、訴えることは拒否しました。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

- オープンキャンパスで、十分な支援の内容が得られなかったことがある。（公立・私立大学、発達障害のある学生）
- 他大学希望していましたが、先生の言っていることや授業内容の理解が人一倍遅すぎていたため、担任から、そして教科担当から猛反対を受け、その力に負けて受験を断念しました。（公立・私立大学、発達障害のある学生）

4 支援等に関する相談窓口

問1 あなたが困ったとき（支援を要すると思うとき）相談する窓口はありますか。

- ① ある（30人） ② ない（0人） ③ 知らない（0人）

問2 あなたが相談窓口に行く頻度はどのくらいですか。

- ① 週に1回（13人） ② 月に1回（15人） ③ 行ったことがない（2人）

問3 相談窓口について、どのような配慮があったらいいと思いますか。

- 障がい詳しい方がいること（国立大学、視覚障害のある学生）
- 身体障害者だからこうとかではなくて、個々の障害当事者のニーズを尋ねてほしい。また学校側としてのルールを伝えるだけでなく、どのようにすれば他の生徒と一緒に学べるかを前向きに考えてほしい。インフォーマルな社会資源も考えながら、障害者が共に学び共に成長していけるような環境づくりと一緒に考えてほしい。（国立大学、肢体不自由な学生）
- 自分のキャンパスとかなり離れたところにあるので、利用しづらいです。各キャンパスに設置してほしいです。（国立大学、病弱・虚弱な学生）
- 現状で満足。問題が起こった際の解決窓口と日常的な居場所の提供で十分（国立大学、発達障害のある学生）
- いつでも利用できる（24時間とかではなくてもよい）。電話で相談できる。（国立大学、発達障害及び精神障害のある学生）
- 秘密が守られることの明記（公立・私立大学、視覚障害のある学生）
- 入りやすい環境を作っておく。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 誰もが利用しやすい雰囲気、障がいに合わせた対応（手話、筆談、点字など）（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 障害に関わるトラブルが発生した時や緊急時の電話対応やメール対応の環境が整っていればよいと思う。なお、問2の厳密な回答は、半年に1回程度（半年に一度の必須の個別面談の時）である。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 現在、在学している大学では、移動、食事、排泄に介助が要る場合には大学が契約しているヘルパー事業所からヘルパーさんが予め指定している時間に来て下さりますが、生理現象である排泄に

関しての緊急的な対応していただきたい。

障害学生の支援をしてくれる窓口であるのにも関わらず、全生徒を対象とする保健室へまわされる。

(ただし、) 障害学生担当部署と保健室との連携は、私が保健室での排泄介助をしていただきたい時間をおおむね障害学生担当部署に伝えて保健室に連絡していただくので取れているとは思いません。

(現在の) 大学でのシステムとして、排泄・移動・食事介助を必要とする学生は学校が契約をしているヘルパー事業所からヘルパーさんが来てくださいます。ですが、来ていただくには条件があり、①登校直後、下校直前には利用できない、②利用できるのは、授業と授業の間のみとされています。

私の場合、通学におよそ2時間かかります。たとえ、自宅で出発前に排泄を済ましたとしても家から最寄りまで20分歩くこともあって水分を必ず取ります。したがって、学校につく頃には排泄をしたくなります。ですが①のように登校直後はヘルパーさんに来ていただくことができません。障害学生担当部署の職員も女性、男性と1人ずつしかおられずその比に対して障害学生は10人ほどいることもあり、1人1人部署室外での対応をすることが困難であるとおっしゃっていました。

幸いにも排泄介助を全介助で必要とする遠方からの学生が私だけなので、個人的にも部署からのお願いもしていただき、個室状態にできる保健室で対応していただいています。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)

- 私の場合でしたら、排泄介助や空コマでの休憩をベッドにて取らせていただいています。私以外にも(現在の)大学においては精神障害者・発達障害者も多数おられると聞き、そういった方は空コマに落ち着く居場所として障害学生担当部署の職員と保健室の職員が連携を取りながら、休憩の場所を提供されているそうです。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)
- 学校のある間はずっと開いていると良いと思う。(公立・私立大学、発達障害のある学生)
- いつでも話ができる環境がもう少し必要であるとする。(公立・私立大学、発達障害のある学生)
- 困った時にしっかり対応できるようにしてもらえると助かる。また、普段でも気軽に相談ができるとなるとよいと思う。(公立・私立大学、精神障害のある学生)

5 支援学生

問1 あなたが受ける授業など学生生活を支援してくれる学生(大学に登録された学生)はいますか。

- ①いる(13人) ②いない(9人) ③いるが数が少ない(2人) ④必要ない(6人)

問2 これらの支援学生から現在受けている支援以外に、どのような支援があったらいいと思いますか。

- 手話通訳養成+手話通訳(国立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- 他の生徒と分け隔てなく、共に学び学生生活を充実させられる環境(国立大学、肢体不自由な学生)

- 発達障害でも、一緒に座学を受けてくれる人間がいたらいいなと思う時はある。(国立大学、発達障害のある学生)
- 日常生活や趣味などを話したりできるような支援学生がいてくれると嬉しい。(国立大学、精神障害のある学生)
- 学内移動、サークル活動での情報保障・移動支援等(公立・私立大学、視覚障害のある学生)
- 仲良くしてほしいです。(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- 学校内だけではなく、普段に手話を使って、話してほしいなと思う時もある。(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- 直接的な支援については、とくに要望はない。ただ、支援してくれる学生が、障害者に関する理解を、支援を通じて深め、それを他の友人や家族にも伝え、社会全体で障害の理解を深める伝道師的役割を担ってほしい。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)
- 車いす学生は学生の支援を受ける＝友だちとして、ボランティアを手伝ってくれることが多いが、聴覚障害のある友だちはアルバイトとして学生からの支援を受けている。だが、それは決められた講義でしか利用できず、自身が興味を持ったことから受講したいと希望する課外講座を受けることができず、断念している様子を目にしたことがある。そのことから、学校にいる限り、学ぶことへの支援をもっと取り組んでほしいと感じる。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)
- 共に受けていない授業も教えてほしい。(公立・私立大学、精神障害のある学生)
- 一緒に行動してくれる学生がいたらいい。(公立・私立大学、精神障害のある学生)

6 授業への配慮

問1 授業についてあなたが申請した支援・配慮は、十分なものとなっていますか。

- ① 十分である(22人) ② 不十分である(2人) ③ どちらともいえない(7人)

問2 問1のほかに、どのような支援・配慮があればいいと思いますか。

- 動画をスクリーンでなく、手元でみる。(国立大学、視覚障害のある学生)
- 手話通訳(国立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- 体育の実技の授業の代わりにレポート提出などで単位を取ることができる仕組み(国立大学、病弱・虚弱及び精神障害のある学生)
- 板書やパワーポイントの読み上げ、映像教材に音声解説をつける。(公立・私立大学、視覚障害のある学生)
- DVDなどを見る際、字幕が欲しいです。(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- もっと手話ができる人がテイカーとして入ってほしいと思っています。テイカー人数が微妙なのもっと増やしてほしいなと思っています。(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- ノートテイクの質は「わかりやすい。」、量は「意欲」として置きますと、本当にテイカー自身によるものでバラツキがあります。支援を受ける学生としては、テイクに入ってくれるだけでも有難い気持ちがあるので大目にみている部分がありますが、本当のところ言えば人によって質や量が悪かったりします。なので、不満もあれば満足しているのもあります。高学年

になり、授業の内容が専門的になった際、テイカー自身が聞いてもよくわからないから止まるのは仕方がないですが困るので、わからなくとも誤字で良いのでとにかく情報をできるだけ多く提供して貰えるか不安です。また、グループディスカッションについては、私がどれだけやれるか次第ですが周りの理解がなかったらと思うと不安です。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）

- 私の学部には、ノートテイクという制度がなかったので、制度を作りあげるところから始まりました。作り始めた時は、質・量を求める以前の問題だったので、その頃に比べると断然よくなったと思います。また私の学部は国際系の学部のため、①留学にいくため、動員が激しい②英語を使わない授業も、英語を使うと思ってノートテイクをしてくれる学生が少ないという理由で、テイカーがうまく集まらないのが現状です。テイクの質は講習会などをやり始めてから、良くなったと思います。それ以前はいろいろとストレスたまりました…。

なお、英語の授業をノートテイクするのは難しいと承知だが、悔しい部分はある。英語を聞き取るのは難しいけれど、それを文字にしてくれたら、読めるのに…と葛藤はありました。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）

- 現在のノートテイクの支援には満足しています。しかし、テイカー数が微妙なので、学生である私たちも頑張って募集しています。また、グループディスカッションや模擬授業の時に手話通訳者がいたら、さらに安心できると思います。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）

- 私の知り合いが通っている大学が、障害のある学生が『その講義はノートテイカーが要ります。』と言っても、教務課はちゃんと対応できなかったことやテイカー数が足りなくて、その講義はノートテイカーなしで受けないといけなかったことも聞いたことがありました。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）

- その人に合わせた柔軟な対応（自分は支援を利用していないのであまり実感がわかりません）（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

- 学部学科ごとで、障害学生と教員が支援内容や配慮内容について懇談する機会が定期的であれば、より望ましいと思う。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

- 車いす学生は固定椅子が取り外されている座席に座ることになっているが、それはほとんど最前列である。必ずしも1番前でなければならないという学生はおらず、友だちと受けたいのに好きな席へ行くことができず離れることも多々ある。車いすを設けるにあたってはある程度固定されることは仕方がないが、あらゆる位置に1席ずつくらい欲しいと感じる。

－机と椅子が固定されている場合－

某私立大学では、教室の後ろから生徒が入ってくる仕組みになっている教室が多くあり、前の席に行くということは階段を降りなければならないようになっていました。そのことから、車いす学生は必然的に1番後ろで授業を受けなければならないことになっていました。この状態からであると、自由に席を選ぶことが制限されてしまうことは仕組み上仕方のないことだと感じました。

ですが、（現在の）大学では階段形式でもなくフラットな大教室で前、後ろの両方に扉があり、車いすでも前、後ろと自由に行くことが出来るようになっていました。ですが、最前列にしか車椅子スペースがなく、障害により背筋を伸ばすことが難しい学生もいたり、私は視力により近すぎると見えにくいこともあったりと、逆に最前列であることに不自由を感じる学生もいます。

また、健常の友人と受講するにあたって、最前列で受けることを拒まれ、一人孤独に最前列で受講せざるを得ない状況にもたくさんありました。そういった意味でも障害があるから最前列という固定概念を覆し、選択の自由もできる範囲で尊重していかなければならないのではないかと感じる部分もあります。

—固定されていない場合—

固定されていない教室は、私は現在の大学でしかみたことはありませんが、今は授業担当の先生にも声を出せられるようになったので不自由は感じていませんが、前述にもあるように車いすは最前列の方がいいと思い込まれている先生も多くいらっしゃり、あらかじめ授業開始前に車いすが入りやすいように机を開けてくださっていることが多くありました。

そういった場合に、車いす学生側もありがたい対応ではありますが、葛藤により先生と意見がぶつかってしまうこともあると言っている学生もいました。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

- 車いすから降りて座席に座ることができるが、車いすを置けるスペースは教室前方に限られるため、一番前の席に固定される。前から 2、3 番目の座席でも文字が見えるので、座席の間隔を拡げてもらえれば好きな座席に座ることができるので工夫してほしい。車いすの利用者は、前列の座席に座っていることが多い。

中 2 階へのエレベーターが 1 基しかない建物があるが、その旨の周知が足りず、それを知らない一般学生で混雑し、乗れないことがある。

また、食堂に一人で行く際、職員に手伝ってもらわなければならないが、忙しい時間帯では、職員の手が空くまで待つ必要がある。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

- 前方に入口がある教室が多く、座席間の通路が狭いため、必然的に教室前方の入口近くに座席が固定される。また、スクリーンが窓側にあり、光が反射してパワーポイントの字が見にくい。後方に座っても文字は見えるので、座席を工夫してほしい。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

- PC などでノートを取れると良いと思う。（公立・私立大学、発達障害のある学生）

- 板書を増やす、口頭だけの場面を減らす。（公立・私立大学、発達障害のある学生）

- 重要な部分分からず、文字に起こせないため、板書が少ない授業では、ノートが取れない。発達障害は目に見えないため、周りの理解に時間がかかる。授業内容をノートに筆記しても、文章の組立てができない状況にある。講義終了後、ノートを読み返すと、何を書いているのか、自分でよく理解できない。このため、授業担当の教授等には、口頭だけでなく、「板書してほしい」とお願いしているが、対応してもらえない場合もある。低学年の当時は、授業の終了後、教授等に直接質問することにより、何とか理解することができた。しかし、高学年になると、授業内容も難度が上がるので、質問だけで理解できるか、単位がとれるか、不安に感じている。（公立・私立大学、発達障害のある学生）

- 病状により、ついていけない面をサポートする、学生、教授のティーチンググループがほしい。（公立・私立大学、精神障害のある学生）

- 体調が悪く欠席した時の資料などを後日もらえるようにすることと、欠席が増えた場合の代替の課題などを用意してもらえると助かる。（公立・私立大学、精神障害のある学生）

7 災害時の対応

問1 学校から災害が起きた時にどこに避難するか、誰が支援してくれるか、どこに連絡したらいいか等の対応について、あなたは説明を受けたことがありますか。

- ① ある (12人) ② ない (13人) ③ 覚えていない (6人)

問2 災害が発生したとき、あなたにとってどのような支援が必要だと思いますか。

- 実際に大きな災害に見舞われたことがないので分からない。いつも頼りにしていたものがなくなり、いつもは何もなくて歩いていた道が歩けなくなったり、インフラが断線して混乱状態の人が多く、被災地の人々が得たい支援は同じだと思う。強いて言えば、掲示板などの文字が大きく、情報が得やすいと助かる。(国立大学、視覚障害のある学生)
- どこへ行けば良いかという指示(国立大学、視覚障害のある学生)
- 車椅子なので、大勢の中の移動が難しいので、別ルート等があると有難い。(国立大学、肢体不自由な学生)
- 敷地内の寮に住んでいるので、学生や先生と一緒に避難できるかどうか。日頃から顔の見える関係性をつくることができているかどうか。(国立大学、肢体不自由な学生)
- 速く安全に移動ができる支援(国立大学、肢体不自由な学生)
- 他人との隔たりを作ることができる避難所(プライバシーが守られる)(国立大学、病弱・虚弱及び精神障害のある学生)
- 一般の人間と同様の支援、薬品の継続的な入手(国立大学、発達障害のある学生)
- 説明を書いたもの(避難場所等)を渡してほしい。(国立大学、発達障害のある学生)
- 周囲の環境の変化に対する情報提供、避難の際の誘導(公立・私立大学、視覚障害のある学生)
- 放送の音が聞こえないので、それに困らないような支援は必要かなと思います。メールで伝えることがいいかなと思います。(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- 手話ができる人、筆談紙とペン、どこに避難すれば良いのかを分かりやすく説明した紙、火事や地震(災害)が起きた場所が分かる連絡等(公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生)
- トイレ介助やベッドに横になる支援が必要(公立・私立大学、肢体不自由な学生)
- エレベーターが使えない時は階段の昇降などの介助(公立・私立大学、肢体不自由な学生)
- 障害学生に特化した、大学生活における災害対応マニュアルを作してほしい。(公立・私立大学、肢体不自由な学生)
- 移乗から歩行まで完全に不可能なので、2階や3階での授業時に災害が起きた時の支援方法についてを知りたい。高校の時はそのことを踏まえた練習していた。

大学における避難訓練は、健常学生は大きなグラウンドに駆け込むような訓練ですが、そのグラウンドまでに緩やかな坂道が続くこともあり、障害学生には逆に危険を感じる人が多いことから、フラットな道で行くことが出来る学内にある教会に避難することになっているのでそのルートをつかって避難訓練に参加しています。

ルートに関しては、坂道を使うよりも大変良いと感じますが、私は電動車いすであるものの人に車いすを押ししてもらわなければならない学生もいるので、そういった学生が教会に行くことが困難なのではないかと感じる。避難訓練の時には友達に押しってもらっているという学生もいますが、実

際の災害で避難をするとなると友達も自分の命を守らならないことから、移動の手段においても考慮した避難訓練の実施を今後して行ってほしいと考えています。

高校での方法は、非常ベルが鳴るとその時間に授業をされていない職員室にいらっしゃる先生方が、当時は車いす学生が2人いたので各学生がいる教室に3名ずつ先生が来られて1人は学生を介助してもう2人の先生が車いすを担いで、エレベーターが使えないことを想定して階段を使って避難場所に設定している体育館へ連れて行ってくださりました。

大学にも、予め各障害学生の時間割を控えていただいているので、少なくともエレベーターを使って避難しなければならない学生にだけでも複数の職員で対応していただく方法を考えていただきたいと思っています。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

- 急いで移動しなければならない時や、エレベーターが停止して階段を降りなければならない時などの移動介助（または運んでもらう？）（公立・私立大学、肢体不自由及び精神障害のある学生）
- ゆっくりと、丁寧に、何度も、自分がパニックにならないような指示（公立・私立大学、精神障害のある学生）
- 避難場所を教えてくれる人がいたらいい。（公立・私立大学、精神障害のある学生）

8 就職の支援

問1 就職支援について、あなたにとって十分だと思いますか。

- ① 十分である（7人） ② 不十分である（6人） ③ どちらともいえない（16人）

問2 就職についてどのような支援が必要だと思いますか。

- 就活をしたことがないのでわからない。筆記試験などが課されるなら、用紙の拡大コピーか、電子化に理解を得られるとよい。（国立大学、視覚障害のある学生）
- 聴覚的情報提供（国立大学、視覚障害のある学生）
- 他の生徒と同様に、根気強く障害当事者の進路について一緒に考え、自立した生活や選択ができるようにサポートしてもらいたい。（国立大学、肢体不自由な学生）
- 実際に現場に行って、仕事を体験できる機会を設ける。（国立大学、病弱・虚弱及び精神障害のある学生）
- 障害者を対象とした求人の情報提供、障害に合わせた面接の準備の指導（障害の説明、コミュニケーション方法）、就職説明会や面接への同行（公立・私立大学、視覚障害のある学生）
- 面接時、大きな声で聞いてほしいです。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 障がい学生担当の人がいたけど、知識もなく、障がい者雇用の実情も知らず、1度相談に行ったのみ。後は相談に行っても無駄だと思ったため、行かなくなった。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 障害枠に関する情報、説明会の時に手話通訳士の人をつけてほしい事等（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 障害者が優先的に職に就けるように役所などの障害者雇用を促進する支援が必要（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

- 障がいのある学生への支援体制、意識の共有、データの蓄積など（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 大学のキャリア部局との連携を強化しておく必要がある。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 過去の障害学生の就職先などの情報や障害学生の就活の方法のノウハウを教えてほしいと思っています。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 障害者雇用枠がある企業で就職活動をしているが、企業の情報が少ない。学内の企業説明会において、障害者選考が可能としている企業があるが、説明を聞くと、必ずしもそうではない場合があるなど、情報が整理されていない。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 就職活動において、診断を公表するかどうか迷っている。（公立・私立大学、発達障害のある学生）
- 情報収集を手伝ってくれる、とか。（国立大学、発達障害及び精神障害のある学生）
- 障害者向けの求人を多く出している企業の情報の提供（公立・私立大学、精神障害のある学生）
- 自分は精神疾患を患っているので、就職先の精神疾患についての理解は必要だと思います。（私立大学、精神障害のある学生）

9 大学から受けた支援でよかったと思う点

これまで、大学から受けた支援で助かった、ありがたかった、よかったと思う点があれば、自由にご記入ください。

- 図書館に拡大読書器を設置し、座席を確保していただけたこと、くじ引きで授業の席を決める際も、できるだけ前列になるよう調整していただけたこと、病状に関して、周知決定に努めてくださったこと、定期的に面談、アンケートを実施し、現状把握に努めてくださったこと、よく話を聞いてくださったこと（国立大学、視覚障害のある学生）
- 機械を運ぶ台車、ビジオブック、板書をとってくれるスタッフを置いてくださったこと（国立大学、視覚障害のある学生）
- 手話通訳（国立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 座席の指定（国立大学、聴覚障害及び言語障害並びに精神障害のある学生）
- 休み時間内での移動の補助（国立大学、肢体不自由な学生）
- 他の生徒はノートに書くが、私は手が不自由で時間が間に合わないので、TAの方が代わりにノートを取ってくれる。（国立大学、肢体不自由な学生）
- 必要な支援があればすぐに相談できるような環境をつくっていただいた。専攻が社会福祉分野ではなかったが、逆にそのことがありがたく、学校側の先入観や固定概念を押し付けられることはなかったので自分のニーズを伝えやすかった。学生寮や使う優先度の高い教室へのアクセスから、先に整えてもらった。（国立大学、肢体不自由な学生）
- 授業の先生の配慮が、十分に行き届いていること（先生によっては対応してくれない人もいますが）（国立大学、病弱・虚弱な学生）
- 「健康管理センター」という場所で、私の疾患について話したら、体育の授業に関して配慮をもらった。（国立大学、病弱・虚弱及び精神障害のある学生）

- 聴覚的なハンデに関して、リスニング免除が受けられたのは良かった。また、履修相談も良かった。（国立大学、発達障害のある学生）
- 障がいのある学生への支援（面談等）（国立大学、発達障害のある学生）
- 試験の代わりにレポート提出で成績評価、月1~2回のカウンセリング（国立大学、発達障害及び精神障害のある学生）
- 別室での遠隔受講、ノイズキャンセルヘッドホンの着用許可、しんどくなった時の途中退室の許可（国立大学、精神障害のある学生）

- 入学時オリエンテーション期間の移動の支援（公立・私立大学、視覚障害のある学生）
- 授業中に先生の話が聞き取れない時に、隣のテイカーさんが、先生の言っている内容を全て書いてくれて、スムーズに授業内容を理解できます。また、テイカーさんとの会話で、難聴の人にとってコミュニケーションが厳しい中で楽しく会話ができ、嬉しいことです。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- テイカーさんがいることで分からなかったことが確認できますし、友達ができたので嬉しいです。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 行けばいつでも相談に乗ってくれて、説明が難しいことも理解しようとしてくれる。支援室がなければ、大学を続けていたか分からない。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- ノートテイクによる情報保障は質・量として満足しています。障害支援室の人達や教務課の人達が全力でサポートしてくれています。テイカーとして入ってもらっている人達も全力でサポートしてくれています。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 高校までは情報保障が全くなく、板書を頼りに勉強していたが、大学に入って、教授が板書をあまりしなく、口頭で話すことが圧倒的に増えたので、PC通訳の支援があつて助かりました。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 4回生で、英語開講（ネイティブの先生の英語で違うテーマを学ぶ・その授業間で英語のディスカッションがある）の授業があつたため、それについては担当の先生と相談して、授業出席を課題提出と変えてもらいました。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 身体障害者に対して試験時間を延長してもらったこと。ヘルパーさんが私の介助をしてくれる点。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 健康診断の際、レントゲンを外部で受ける必要がある旨を事前に連絡をもらい、費用も負担してくれた。試験や授業の際、休み時間内に移動ができなければ、教授に配慮のお願いをすると、教務課の方が対応してくれた。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 大学で受けた支援を通じて、はじめて大学での友達ができ、そこから友達の輪が広がった。また、そこから自分のコミュニケーション能力に自信がつき、支援学生以外の友達を自分の力で作ることができた。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 障害学生だけが利用できる休けい室があること。あらゆる障害にも入学ができるようフォローをして下さること。対応速度は遅いが障害学生の意見に耳を傾けてくれるところ。健常学生と障害学生との交流の場が多いところ。（障害学生だけが利用できる休けい室は、）身体的な障害により適度に車いすから降りてベッド等で休憩を取らなければならない学生にとっては、ソファが完備されているのでいい点だと思います。また、私のように重たい鞆を学内で長時間持ち歩くことが困難

な場合には、荷物を置いたり整理などもできてスペースを有効に使えることが利点です。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

- 相談できる場所ができた。交流スペースでお昼ご飯を食べている。様々な障害のある学生と会う機会を持てるようになった。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 常に支援員の人が出てくれたことが良かったと思う。（公立・私立大学、発達障害のある学生）
- 教科によって、板書が増えた、教科によって、先生に聞きに行ける機会が増えた、先生たちが今まで以上に注意を向けてもらえるようになった。（公立・私立大学、発達障害のある学生）
- 中学、高校までのやり方が大学で通用しなくなった中で、支援室が間に入り、自分の障害特性を理解してもらうことにより、多くの先生に注意を向けてもらい授業を受けられる環境を作ってくれた。現在も支援室には、よく訪れている。（公立・私立大学、発達障害のある学生）
- 実験の実習で自分がしんどくて出られなかったりした際に、予備日を設けてくれたり、不十分でも単位をくれた。（公立・私立大学、精神障害のある学生）
- 話を聞いてもらえたこと、状況の説明や先生へのお願いを代弁してもらったこと、自分が説明していた時はそばにいてくれたこと（公立・私立大学、精神障害のある学生）
- 私は週に一回のペースで大学の支援センターに行っていますが非常にたすかっています。定期的に相談できる場所というのがないと気が楽になる部分も多いと思います。（公立・私立大学、精神障害のある学生）

10 施設・設備の整備状況

* この設問は「1 あなたの状況」の「5. 障害種別」で①視覚障がい、②聴覚・言語障がい、③肢体不自由、④病弱・虚弱、⑤重複と答えた方のみ回答ください。

問1 あなたが大学を利用するに当たって、屋外の施設（段差、スロープ、点字ブロック、駐車場など）は、使いやすいですか

- ① 使いやすい（12人） ② 使いにくい（3人） ③ どちらともいえない（5人）

問2 使いにくい、または困ったことがある場合、具体的にどのような整備がされていたら助かりますか。

- 建物と建物間の廊下や階段（スロープ）で明かりがなかったので、電気をつけるか、日当たりをよくし、トラテープを巻くなどしてもらえると助かる。暗証番号を要する扉の画面が暗く小さく薄く見づらい。（国立大学、視覚障害のある学生）
- 暗い所に明かりがほしい。（国立大学、視覚障害のある学生）
- 構内の道がでこぼこしておらず、車椅子で移動しやすいように整備してほしい。（国立大学、肢体不自由な学生）
- 階段の舗装（国立大学、病弱・虚弱な学生）

- 学内のイベントの際には点字ブロックの上に物が置かれていることが多い。階段の高さ・幅が統一されていないので歩きにくい。（公立・私立大学、視覚障害のある学生）
- 段差のある施設の出入口がまだあります。だから、車いすの人は使いにくいんじゃないかと思えます。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- ドアをスライド式にする。大学のトイレを増やす。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- ドアを引き戸にしてほしい。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 道の舗装がきれいであればよいと思う。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 低い段差でも衝撃に弱い車いす学生が声を上げた際にはスロープを整備してくれた。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

問3 あなたが大学を利用するに当たって、建物内の施設（出入口、エレベーター、トイレ、自習室、点字ブロック、点字プレートなど）は、使いやすいですか。

- ① 使いやすい（12人） ② 使いにくい（2人） ③ どちらともいえない（5人）

問4 使いにくい、または困ったことがある場合、具体的にどのような整備がされていたら助かりますか。

- エレベーターで行くには遠回り（国立大学、肢体不自由な学生）
- 階段の教室もあったので、授業のコマを選ぶのに制限があった。またエレベーターの場所が限られていたので、教室へ向かうルートも限られている。使いやすいトイレが多方面にあると、安心して学校生活を送ることができる。（国立大学、肢体不自由な学生）
- 出入り口の扉が開いていたり、閉まっていたり、半分だけ開いていたりするので統一してほしい。（公立・私立大学、視覚障害のある学生）
- 私は利用しないが、授業終了時、エレベーターが混雑していて、車椅子の方が使いにくそうに見えたので、もう少し配慮してもらいたいと感じました。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 階段のある施設がまだあります。また、エレベーターの中は少しせまいなと思います。だから、車いすの人は大変じゃないかと思えます。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- エレベーターを広くする。自習室を車椅子でも入れるように整備（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- ドアを引き戸にしてほしい。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 横幅の大きい電動車椅子でも2台分くらいは収容できるエレベーターを完全設置してほしい。（古い建物のエレベーターの場合、1台でもぎりぎり入るくらいというケースが多々ある）（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 図書館、パソコン室などのイスが重たく1人で動かしにくい。プリンターが立位した状態で使うような高さであるため車いす学生は届きにくい。多目的シートのあるトイレが1か所にしかない。

（バリアフリー）マップは、入学する以前に見せていただいた学校案内のパンフレットに記載していただいていたので便利だと思いました。

ですが、（現在の）大学はたいへん広いのにも関わらず、多目的シートがある多目的トイレは1か所しかないのが不便に感じています。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

- 多目的トイレが各階にある建物もあるが、1階のみの建物もある。全部の建物の各階にあったほうがよい。1階のみ建物で授業を受ける場合は、15分の休憩時間に1階のトイレを利用するか、車椅子から降りて洋式トイレを利用している。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 多目的トイレに介助ベッドがあればよい。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 右手で車いすを操作し、左手でドアを引くので両手がふさがり、後ろを確認しないといけないため、教室はスライドドアの方が使いやすい。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

問5 あなたが必要だと思う支援機器（点字プリンタ、立体コピー機、拡大読書機、筆談器、車椅子など）は、ありますか。

- ① ある（9人） ② ない（10人）

問6 現在ある支援機器について、使いにくいこと、不十分であること、またどのような機器があったらいいと思いますか。

- 小型で携帯が容易な拡大読書器があればいいと思う。（国立大学、視覚障害のある学生）
- 持ち運びにくい、屋根がない。（国立大学、視覚障害のある学生）
- パソコンや支援ソフトのバージョンが古い。（公立・私立大学、視覚障害のある学生）
- 学校にある車椅子のタイヤに空気が入っていなかった。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 背の低い車椅子学生でも使える高さのコピー機を設置してほしい。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 車いす対応のプリンター。学内にあるプリンターのすべてが健常者が立位で利用するタイプで操作する際にも腰あたりにある排出口から印刷物をとる形になっているので、車いす学生には届かないことが多いです。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

11 意見・要望

これまでの質問以外に必要なと思う支援やその理由を教えてください。

また、今後このような支援があったら他の学生が助かるのではないかと思うようなことがあれば、自由にご意見を記入してください（例：通学、アルバイト、クラブ活動等）。

- アルバイト（国立大学、視覚障害のある学生）
- 自分にあうアルバイトがみつきにくいいため、アルバイトなどを相談できるところがほしい。（国立大学、視覚障害のある学生）
- 大学内で、手話通訳養成講座（単位認定あり）を設けてほしい。医学、理学、教育学などの専門知識を持った手話通訳者、手話通訳士を育成するカリキュラムが欲しいです。（国立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 大学の支援については満足しているのですが、クォーターごとに、支援のあり方はどうだったかについてのフィードバックアンケートの提出が求められます。きめ細かいと言えばそうですが、私のような字がうまく書けない者にとっては、アンケートを年4回、大学院なので2年で8回

書くのは苦痛でしかありません。これは行政の指導なのでしょう。正直十分な配慮と言うより過度な配慮です。（国立大学、肢体不自由な学生）

- 在宅でできるアルバイト等の紹介があると有難い。（国立大学、肢体不自由な学生）
- 入学案内のパンフレットの表紙に、私が友だちと校内で楽しそうに過ごしている様子の写真を載せてもらいました。他の障害者も積極的に受け入れていきたいと学校側が判断してくれたことが大変うれしかったです。部活は体育会系に入りました。誰も予想していなかったようですが、自分からは壁をつくらすに何でも挑戦したので、まわりも学校もすんなりと受け入れてくれました。このことが本当にありがたかったです。（国立大学、肢体不自由な学生）
- 患っている症状が、あまり知られていないものなので、先生によっては冷たく反応されます（自分の学部の先生ではありません）。しっかりと、先生が症状について知り、有事のときに対応してくれるようにしてほしいです。今後、同じような生徒が出てきたときに困らないように。（国立大学、病弱・虚弱な学生）
- 一般の学生と簡単な共同ワークをしたりする場があると、現実復帰に良い影響があると思う。（国立大学、精神障害のある学生）
- 授業担当教員から受講を断られたことがあるので、教員に対する研修を充実させてほしい。施設整備だけではなく教材の情報保障を含めた支援がどの授業・教員を問わず行われることが必要（公立・私立大学、視覚障害のある学生）
- 支援学生専用のアルバイトがあればいいんじゃないかと思っています。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- アルバイト（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 意外と聴覚障害についての理解がない人が多い（聞こえないと言ってもどのレベルかの範囲が広く細かいため）です。

また、私は今まで地域の学校へ行っていたので、大学入ってから他の聴覚障害の持つ人が多くいることに驚いていました。そしてテイク制度を受けて思ったのは、本当に必要としている、テイクがないと修学が危ういというような人の一部は手話の方が伝わる、コミュニケーションができるような感じだと思いました。これも大学入ってから手話の存在を知り、今ではたまに役に立っています。なので、聴覚障害の理解と手話の存在を知ってもらう必要があると思いました（聴覚障害者自身も発信する必要がありますが、社会のサポートも必要だと考えております。）。（公立・私立大学、聴覚障害及び言語障害のある学生）
- 通学にヘルパーさんの付き添いをお願いしたい（理由は親の負担が大きいから）。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 障害のある学生でも雇用可能なアルバイトの紹介や、障害学生を積極的に歓迎するサークルの紹介があればよいと個人的には思う。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 健常の学生は通学時、駅から大学につながっている歩道橋を使用するが 40 段ほどの階段があり車いす学生は利用できない。20 年前に設置された昇降機は修理ができずエレベーター設置の対応をしてはくれているが 5 年ほどかかっており対応がとても遅い。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）
- 障害者差別解消法が施行され、支援室を全ての大学に作れというわけではないが、そのような体制については、各大学が考えてほしい。（公立・私立大学、肢体不自由な学生）

- 誰もが、どの授業でも平等に学ぶことができる環境を整備することが大切（公立・私立大学、発達障害のある学生）
- 授業の内容を質問できる、精神障害用のチューター制度がほしい。病気の都合上ついていけない場合が多いため（公立・私立大学、精神障害のある学生）

ご記入ありがとうございました。

いただいたご意見につきましては、個人が特定できる分析は行いません。

第4 有識者研究会による効果の検証等

今回の調査の実施に当たり、「地方の行政課題に係る情報収集体制等強化事業」（以下「強化事業」という。）により、外部有識者の知見を活用して、効果的かつ効率的な調査設計に結び付けるとともに、調査結果の検証等により、今後の地域計画調査の質の向上に資するため、近畿管区行政評価局長主催の「障害のある学生等に対する支援に関する研究会」を開催した。

同研究会を2回開催した。第1回研究会（平成29年5月29日）について、調査の着手前に開催し、調査計画（案）及び調査の視点の検討等を行い、有益な御助言や御示唆等をいただいた。

第2回研究会（11月6日）では、調査結果及び強化事業（委託）が調査に与えた効果の検証等を行った。有識者からの主な御指摘等は、次のとおりである。

[有識者からの主な御指摘等]

（調査に関する評価）

- この調査結果は、かなり良いマニュアルを作られ、高い評価をさせていただく。
- バリアフリー調査について、当事者が参加して検証している。大学が見落としがちな細かい指摘ができています。とても良かった。この調査結果は、各大学が自分達だけで判断しないで在籍している障害のある学生と一緒に考えてという学びを顕在化していけばよい。
- よくこれだけ調査できた。感心している。障害種別によってバリアは異なる。現在、大学は障害者差別解消法について十分理解できていないのではないかと考えている。すばらしいチェックとみている。
また、自治体でまちづくり条例等が定められているが、決められた範囲が守られていないのではないかと。まだ、抜けている。例えば、今回の事例にある多目的トイレのトイレトペーパーの取り出しなどは、ある程度決められた寸法・広さがあるが、十分守られていないということは、大学も障害のある学生が入学することを元々想定していなかったのではないかと。
- 良かったと思うのは、ユーザビリティ。今までの調査は大学側、設置側が単にできているかどうかを見る評価が中心だったが、多目的トイレの呼出ボタンのひも等、当事者が実際に参画して、我々が今まで気付かなかったような指摘が盛り込まれている。今後「当事者参加」が重要になってくるので、今回の調査は良かったと思う。
- 全体として非常によく調査されていたので、分かりやすい。大学はよくルールを作って対応するが、必ずしもルールどおりになっていない。実際にどう使っているかという視点が無いのかもしれない。例えば、障害者用エレベーターに一般学生ばかりが乗っていて、障害のある学生が授業に間に合わない。（1階から）2階に行くにもエレベーターを使用する健常学生もいる。車椅子配慮のルール作りがあってしかるべきである。
- 調査はしっかりされていて、様々なことの提案、提言ができています。報告書について、こういう調査を見ていつも思うのだけれど、問題の提起だけではなく、これを基にどのように改善していくかが重要であり、具体的な方向性にまでもう少し踏み込めないか。今後大学は、限られた人員で改善することになり、「指摘されただけ」になりかねないので、どのようにするかの方が点が必要である。
- バリアフリー、インタビューなど、様々なところで障害のある学生の「生の声」を調査している。相談窓口や第三者委員会の設置だけでなく、大学に学生からの意見箱を設置すれば、障害のある学生からより多くの本音を聞けるのではないかと。
- 今回、報告書には丁寧な事例集も付いており、物理的なものには具体的な提案ができると思う。また、相談や居場所など「ホスピタリティ」についても調査しているのは良い。コミュニケーション

ンが難しい学生にとって、ホッとできる場所や相談できる場所があるのとならないのでは全く違う。物理的な指摘だけでなく、その点で踏み込んで調査しているし、今後、重要となってくる。これまでの合理的配慮は、肢体不自由な学生等が中心であったが、それ以外の障害のある学生への対応を提案していかなければならない。

- 事例集の指摘事項について、改善方向等を指摘するだけか。
- すばらしい調査結果である。まとめるのが大変だったのではないか。
- 改善には予算を伴うものもある。大教室において、1番前に座席を指定して机や椅子を撤去する等の配慮が最も簡単な配慮であるが、なかなか難しい。
- 作ってしまうと改修に予算がかかるため、改善、改修時には必ず設計段階から障害当事者の学生のご意見をもらって、反映させることが大事である。

(ホームページ点検に関する評価)

- ホームページのアクセシビリティ点検について、よいと思う。「餅は餅屋」である。この調査を契機として、ホームページを作る際に、当事者の視点を有する団体等に業務委託したり、コンサルテーションしてもらうことを提言に入れてはどうか。それらをきっかけとして、大学側も当事者と、日頃から気軽に相談する関係ができるといい。そうすれば、相談先の敷居が高くなり、一人の学生の支援に関する事など他の面でも困ったことが起きたら相談できるようになる。
- ホームページのアクセシビリティ点検は、大変よくやっている。ありがとう。

(オープンキャンパス)

- オープンキャンパスは障害のある学生が安心して参加できるか、オープンキャンパスで直接相談できたりすることが大きい。そのような具体的なことを考えると、障害のある学生にとって有益。これについて、書きぶりを強調してはどうか。
- 大学は、希望者全員にきてほしい、ウェルカムであるという姿勢をアピールすることが大切である。

(大学までのアクセス)

- 大学の近くの駅あるいはバスのアクセルートがどうだったのか。駅のエレベーターやエスカレーターも分かりにくいところがある。
- 連携の仕方は難しいが、大学側と最寄り駅の交通機関の日頃の連携が必要であるという指摘は重要。それがなければ、どんなに大学の中がバリアフリーになっていても難しいのではないか。地域福祉計画、まちづくり計画等においても、必ず加味されなければならない事項であり、是非、御意見として一言入れてはどうか。大学と地域の公共交通機関の連携を含めるとよりよいと思う。
- 障害者の車の乗降に時間を要することがあるが、車椅子学生の乗降時に後方からクラクションを鳴らされることがしばしばある。そういう面をみれば大学周辺の地域社会における障害者への理解、配慮の促進も重要である。使い方、運用の配慮について、大学から周辺部にお問い合わせに行く必要がある。
- 各大学では、駅に近い、遠いという差があり、必ずしも駅に近いところに造るわけではないため、自分のところで、動線を確保する仕組み（ノンステップバスとかの整備）があれば、助かる。

(修学支援)

- 教室の使い勝手について、今は授業形態も多様化しており、教室も机と黒板があればいいというものではなくなっている。教員も学生もどんな障害があっても使えるかどうか。その点を考えていない可能性がある。
- 合理的配慮について、大学側、設置側が体制等を整備しなければならないことは明らかであるが、あまりそれを強調すると、学生たちが、「これは大学側の問題だ」と問題を潜在化してしまうおそれがある。今回の調査を契機として、大学と障害のある学生の当事者間だけでなく、一般の学生や教職員の啓発・学習が重要である。ある大学では、ノートテイク自体はアルバイトのためにやっているが、ノートテイクの質の向上を図るために自主的に勉強会をしている。このように、当事者と関わることにより、一般の学生等が自発的取組として、ノートテイク、手話の勉強会等で、当事者と一緒に考え、改善・解決していく文化の創造がとても重要である。
- うまくノートテイクをするならプロに頼めばいいが、ノートテイクの養成を学内で行うことで、一般学生が障害のある学生への理解を深めるきっかけとなる。ある大学では、経済学部の学生がノートテイクしたところ、福祉分野に興味を持つなど、当事者の支援だけでなく周りの市民教育につながった例もある。そのため、学内講座の有効性も提言してはどうか。
- 一般の学生もノートが取れない。ノートテイクの養成講座を必修にしてはどうか。
- 障害のある人のことを特別な問題として取り出して考えることも大事だが、日頃の議論の中にこの問題を入れることが合理的配慮の充実させるポイントになる。合理的配慮を行政や大学といった設置者主体で動くことだけを進めることによって、一般市民・学生が依存的になってしまうというデメリットについて考えなければならない。
- 調査した大学には福祉系の学科はあるのか。点字や手話について授業に取り入れているのか。福祉大学では当事者もいて、取り入れてそうだが、総合大学では当事者がおらず、なじみが薄いので、できていないのではないかと。必ずしなければならないことにはなっていないが、大学の授業に組み入れたらどうか。なお、点字・手話は難しく、手話は一般的にもあまり使われていない。
- パワーポイント資料をどれだけ理解しやすいものにするか、点字は時間がかかるため、教員も何日か前に資料を出すことが必要であり、そのことに対する教員の理解を求めることが大切である。

(災害時の支援)

- 災害対策に関しては、ほとんど何も考えていない大学がある。避難訓練もしない。やらなければならないが、時間的・金銭的成本を考えると後回しになる傾向がある。また、事務職員の人数をなかなか割くことができない。
- 災害時の対応については、「これから」という印象。提案としては「当事者」が参加しての訓練についてしっかりと書くべきである。

(今後の行政課題)

- 今回の調査で、大学の支援の実態がよく見えた。大学は、「中期計画」を作っており、これで実施すると言っているのに実態はそのようになっていないという言い方をすると面白い。
- 研修・啓発の取組が少ない。厚生労働省では「我が事・まるごと」をスローガンの「地域共生社会」がキーワード。大学にもその思想を入れることが重要。そのためには、研修・啓発などの周知活動の徹底が必要という認識が大事である。
- 市民教育とか市民学習とか、障害者支援をマイノリティーの問題として捉えるのではなく、社会

全体としてどう考えていくか。「我が事・丸投げ」になって、市民側にばかり要請して、行政側が何もできていないのは問題。市民教育レベルで大学の中に一般教養としていれていくとか、そういう調査はあるのか。大学の授業の中に障害者差別解消法とか共生社会論とか、共に生きるという授業が入っているかという視点の調査はどうか。人権問題の授業とか、教職があるところはやっていると思うが、一つ足されたらどうか。調査が難しいのであれば、取組をしている大学の例を取り上げて、今後全学的な取組ができるのではないかと提案もできるのではないかと。ある大学では、開かれた教育改革により地域共生に関する授業も増えたが、教員養成課程をもっていない大学はそういった授業を実施することは難しいのではないかと。大阪大学の取組を好例として取り上げて、一般学生への啓発の重要性を提案していただくのもよい。

- 大学は、「送り出す」ことが重要。その支援を大学は、案外していない。入学時に多様性のある学生を大学は受け入れると説明しているのに、「送り出す」方はあまりできていない。エントリーシートを100枚以上書いて、面接できるのは10数社。また、企業が、採用する気がないにもかかわらず、面接だけすることもある。それで心が折れる学生もいる。就職支援も障害者配慮があるべきだと思う。
- 就職支援は、今後の課題で一行ぐらい書いたらどうか。
- アクティブラーニングにおいて、グループワークがづらいという学生がいる。多様性の時代と言いながら、就職になるとコミュニケーションが上手くできる学生は就職もできている状況。コミュニケーションが難しい学生は就職できず、ふさぎこんだりすることがある。
- 発達障害の特性にあった就労支援もある。ある自治体とNPO法人が実施しているプログラムでは、発達障害の方にはコツコツとする作業が得意な方もいるので、いわゆる職人のような仕事につなげている。発達障害の特性をいかせる就労支援を就職課などが検討していく必要があるという提案ならできるかもしれない。
- 車椅子の学生も発達障害の学生もそうだが、就職に困っている学生は多数いるので、大学側も早く制度を作る必要がある。
- ガイドヘルパーの支給決定については、市町村の認定にばらつきがあり、お母さんに送り迎えをしてもらっている学生もいれば、市町村が出しているところもある。大学側は（協会とか）市町村の移動支援について、理解を求めよう何か出されたらどうかと思う。

(参考) 研究会構成員

(五十音順)

| 氏名 | 肩書 |
|--------------------|--------------------------------|
| あらさき くにひろ 新崎 国広 | 大阪教育大学 教育学部 教育協働学科 教授 |
| あらしだに やすお 嵐谷 安雄 | 一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長 |
| きたの せいいち 北野 誠一 | 特定非営利活動法人 おおさか地域生活支援ネットワーク 理事長 |
| しらくに てつじ 白國 哲司 | 行政相談委員、全国民生委員児童委員連合会 理事 |
| やまや きよし 山谷 清志 | 同志社大学 政策学部・大学院総合政策科学研究科 教授 |